

第5次日進市総合計画

平成23年度 ~ 平成32年度

日進市

目 次

第1編 序論	1
第1章 計画策定にあたって	2
第2章 本市の特徴.....	5
第3章 本市の主要課題.....	8
第2編 基本構想	11
第1章 将来都市像	12
第2章 将来人口	13
第3章 土地利用構想.....	15
第4章 基本目標	19
第5章 施策の全体像.....	22
第3編 基本計画	23
第1章 重点プロジェクト.....	24
第2章 部門別計画	36
基本目標1 子育て・健康長寿を支えるまちづくり	41
基本目標2 安全・安心で、自然と共生した暮らしの実現.....	87
基本目標3 快適で利便性の高い持続可能な都市づくり	115
基本目標4 暮らしを支える産業の振興.....	153
基本目標5 次代を担う人を育み、生涯学び続けられる環境づくり	173
基本目標6 市民自治力と行政経営力の向上	203
第4編 計画の推進に向けて.....	241
第1章 財政計画	242
第2章 計画の進行管理	244
資料編	247

第1編**序論**

第1編 序論		掲載 ページ
第1章 計画策定にあたって	1 計画策定の趣旨	2
	2 計画策定の意義・役割	3
	3 計画策定にあたっての基本姿勢	3
	4 計画の構成と期間	4
第2章 本市の特徴		5
第3章 本市の主要課題		8

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

日進市では、平成13年3月に第4次日進市総合計画を策定し、「ひと・みどり・ふれあいがつくる高環境生活都市」を将来都市像として掲げ、平成22年度の目標年度に向け、「安全・安心な暮らしと真に豊かな暮らしのできる都市」をめざして3つのリーディングプロジェクトと5つの施策大綱を中心として、各種施策を進めてきました。

これまで4次にわたって策定された総合計画に基づき、「自然の豊かさ」「住みよさ」「多機能」「ふれあい」等をキーワードとして、恵まれた自然環境の中で、様々な都市機能や魅力を持ったまちづくりを進めてきました。しかし、依然として解決すべき課題も残されており、第5次総合計画において引き続き取り組んでいく必要があります。

第4次計画期間中には大きな社会構造の変化があり、地方分権の進展に伴う自治体の責務の拡大や三位一体の改革^{*1}に加えて、少子化高齢化社会の到来に伴い社会保障費が増大する等、これらが与えた財政面への影響は大きく、各自治体は、厳しい行政経営を余儀なくされるようになりました。近年では、世界的な金融、経済危機が、本市及び周辺地域経済や市民生活にも影響を及ぼしています。

このような背景の下、自治体個々の力量が問われる時代を迎えた今、これまでの総合計画で示してきた方向性を保ち、長期的な視野に立ったまちづくりを行っていく必要があります。

市民のニーズはますます多様化、高度化しており、行政だけでは解決できない問題も増えています。地域の課題にきめ細かく対応するためには、地域コミュニティや市民活動団体の果たす役割が重要になっており、市民の力を含めた総合的な地域力を高めることが必要です。また、我が国が人口減少期を迎えた今日にあっても、本市の場合は、人口増加に伴い必要とされる公共施設や都市基盤の整備といった課題にも対応していかなければなりません。

このような状況にある中、本市は、今後とも持続的に発展していくために、地域経営の視点に立ち、だれもが安全・安心に暮らせる、自然と調和した魅力ある住環境都市を市民との協働によって実現していくための羅針盤として「第5次日進市総合計画」を策定します

2 計画策定の意義・役割

総合計画とは、基本構想、基本計画等を包括する総称であり、基本構想については、地方自治法に、議会の議決を経て、これを定める旨が規定されています。また、平成19年に施行された本市の最高規範と位置づけられる「自治基本条例」第20条で、同条例に定める基本理念に基づき総合計画を定める旨を規定しています。

(1) 本市のまちづくりの最上位計画

本計画は、本市におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画として、本市特有の個性を生かし、魅力をさらに向上させ、また、本市の諸課題を解決するために策定されるものであり、各種個別計画の策定にあたっては、その方向性や施策について本計画との整合性を図る必要があります。

(2) 総合的、計画的な行政経営の指針

本計画は、福祉・環境・都市基盤・産業・教育等様々な分野を対象とするものであり、長期展望に立った総合的、計画的な行政経営の指針として位置づけられます。

(3) 協働によるまちづくりの指針

地方分権の時代にある今日、これからのまちづくりは、市民、市議会、市の執行機関の協働によって取り組む必要があります。

本計画は、こうした協働によるまちづくりの指針となるものであり、その目標と実現方法等を示していく計画として位置づけられます。

日進市自治基本条例

(計画的な市政運営)

第20条 市の執行機関は、この条例に定める基本理念にのっとり総合計画を定め、総合的かつ計画的な市政の運営を行わなければなりません。

地方自治法

第2条第4項 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

3 計画策定にあたっての基本姿勢

計画策定にあたっては、学識者、団体代表者等で構成される総合計画審議会、公募市民で構成される策定市民委員会等、市民の声を取り入れ、より身近な暮らしの視点に立った計画づくりを重視しました。

4 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

(1) 基本構想

基本構想では、本市のめざす「将来都市像」と、それを実現するための「基本目標」等を長期的かつ総合的な視野に立って明らかにします。計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。

(2) 基本計画

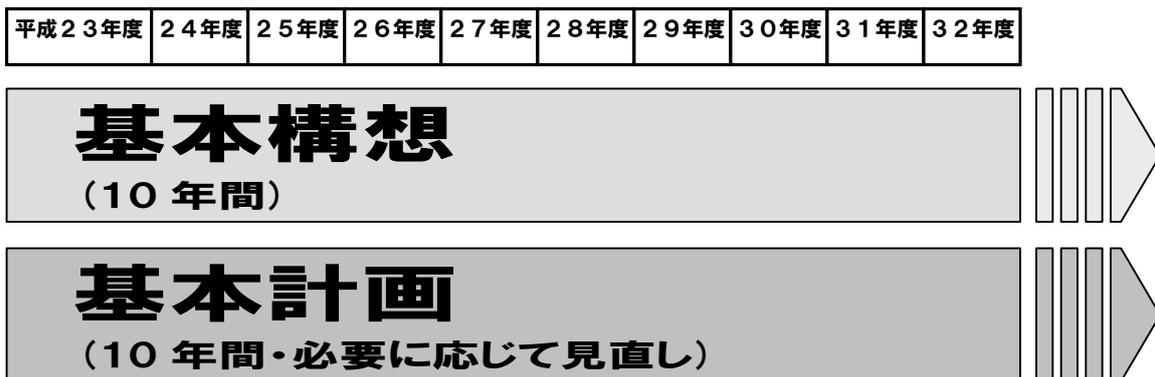
基本計画では、基本構想を実現するために各分野において実施すべき施策を体系的に示します。基本的な施策ごとに「現状と課題」と「施策の主な内容」を提示することに加えて、本計画では、「施策のめざす将来の姿」や「目標値」、そして、その施策を実現する手段となる「主要事業」を掲げます。さらに、「重点プロジェクト」として、施策、事業を共通するテーマにより組み合わせ、効率的、効果的に事業を進めます。

計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とし、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行います。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に定めた各分野の施策を実現するために、向こう3年間に実施する事業内容を記載したもので、毎年度策定します。

図1：計画の期間



第2章 本市の特徴

(1) 立地・人口・交通

①人口増加を続ける活気のある住宅都市

本市は、名古屋市と豊田市の間に位置する恵まれた地理的条件から、住宅都市として発展し続けており、我が国が人口減少期を迎えた今日にあっても、人口増加が続いています。また、いわゆる「団塊の世代^{*2}」よりも、現在の子育て世代にあたる「団塊ジュニア世代」が多いことから、子どもの数も増加を続けています。

こうした人口増加に伴い、保育園・学校等の公共施設や道路・下水道等の社会資本について、計画的な整備が求められています。

②通勤・通学等に利用できる都市間交通が整備された都市

市南部には名鉄豊田線と相互乗入れをしている地下鉄鶴舞線赤池駅、名鉄豊田線日進駅及び米野木駅の3駅があり、北部は長久手町にある愛知高速交通東部丘陵線の長久手古戦場駅に近いこと等、通勤・通学等に利用できる都市間交通が整備された都市となっています。

しかし、分散型の都市構造となっていることもあり、日常生活における自動車への依存度が高い状況にあるため、高齢社会への対応として地域交通の充実に努めることが必要となっています。

(2) 福祉・保健

①子育て・福祉・健康を積極的に支援する都市

本市は、子育て支援センター等による子育て・子育てに対する支援、各種介護予防事業の実施や介護予防遊具の設置、障害のある人に対する総合的な相談支援や特別支援学級の設置、各種健康診査や健康教室の実施、中学生までの医療費や第3子以降の保育料の無料化等、きめ細かいサービスを実施しています。各地域には6館の市福祉会館を整備し、地域福祉活動の拠点としての機能に加え、地域住民のレクリエーション活動等にも積極的に活用されています。

今後は、一層の福祉サービスの充実とあわせて、親しみをもって利用できる施設の運営が求められています。

②近隣に高度救急救命センター、第3次救急医療施設がある都市

本市の近隣には、全国に23か所ある中で県内唯一の高度救命救急センター^{*3}である愛知医科大学病院や、県内に14か所指定されている第3次救急医療施設^{*4}である藤田保健衛生大学病院、名古屋第二赤十字病院が立地しています。

今後は、災害時の体制づくりを含め、これらの医療機関との連携が望まれています。

(3) 自然・環境

①里山、田畑、水辺等が多く、自然環境に恵まれている都市

都市近郊にありながら、市内には、里山や田畑の緑、河川やため池の水辺等、生活にうるおいとやすらぎを与えてくれる自然環境が残っており、特に、天白川の源流である東部の丘陵地は、希少な動植物が生息しています。

本市の自然環境を将来にわたって残していくには、北高上緑地等をフィールドにした市民と行政の協働による里山保全活動等により、守り、育て、その価値を高めていく必要があります。

②ごみの減量化等、環境意識の高い市民が多い都市

本市は、エコドーム^{※5}の利用促進、分別収集やリサイクルの推進等により、県内でもリサイクル率は高く、一人あたりのごみの排出量は少なくなっています。また、平成16年の「環境基本計画」の策定や「環境まちづくり基本条例」の制定を市民参加によって進めてきたことが、「日本の環境首都コンテスト^{※6}」において表彰を受ける等、その取組が評価されています。

このように、環境意識が高く、ごみ減量化等環境保全活動を実践する市民が多いといえます。

今後も、地球規模の環境問題を視野に入れながら、地域レベルでさらに環境保全行動を推進していくことが必要となっています。

(4) 文化・観光

①きらりと輝く文化、観光資源がある都市

本市は、奈良平安時代には我が国屈指の窯業生産地であった「さなげやませいなんろく猿投山西南麓こようせきぐん古窯跡群」の地理的中心地であり、市域内で約160基の古窯跡^{※7}が確認されています。また、観光シンボルの一つになっている岩崎城址公園一帯は、小牧・長久手の戦いの激戦地である、「岩崎城の戦い^{※8}」の舞台となった場所です。

豊かな自然を体験できる「平成ふれあいの森^{※9}」が整備されており、散策や憩いの場として市民から親しまれています。さらに、名古屋市近郊では珍しい本格的な観光牧場や、桜の名所としても有名な宗教公園もあり、レクリエーションの場となっています。

これらの歴史的文化的資源等を観光資源として活用し、さらにその発掘に努めることが課題となっています。

(5) 教育

①6つの大学が立地する学園都市

本市には、名古屋商科大学、愛知学院大学、名古屋学芸大学、名古屋外国語大学、椋山女学園大学日進キャンパス、名古屋学芸大学短期大学部の6つの大学が立地しており、2万人を超える学生・教員が通学・通勤しています。これまで、これらの大学と行政が連携した地域政策研究や生涯学習活動も進められてきました。

平成22年には市内の4大学と連携協力について協定を結ぶ等、具体的な取組が進展する中、今後は、地域社会の発展の手段として、大学との協力関係をより一層推進していくことが求められています。

(6) 地域コミュニティ活動・市民協働

①都市化が進む一方、従来の地域コミュニティが残っている都市

本市は、宅地開発によって人口が急増した都市である一方、田園風景が残されていることから旧来の集落には連帯感のある地域コミュニティや文化が残っています。

こうした特徴は、互いに助け合う地域社会を実現していく上で価値ある資源であり、これからのまちづくりに生かしていく必要があります。

②市民参加や市民活動が盛んな都市

本市は、市民のまちづくりに対する意識が高く、人材にも恵まれており、子育て、福祉、環境等多様な分野における市民活動が盛んとなっています。

市民参加については、福社会館の計画策定を始めとして、「地域福祉計画」、「環境基本計画」や「環境まちづくり基本条例」等、計画策定や条例制定の過程における市民参加が継続して行われてきました。

市民活動については、以前からボランティア活動が盛んに行われてきており、平成7年に、ボランティア活動の拠点機能を有する中央福祉センターを開設しました。

以後、平成17年に、市民活動、市民交流の拠点となる「にぎわい交流館」を開館し、平成18年に、「にっしん協働ルールブック」を策定しました。平成19年には、その制定過程において多くの市民の参加が得られた「自治基本条例」を施行する等、市民活動を推進する基礎づくりが進められてきました。

これらの実績に基づき、ボランティア・NPO団体等の市民活動がますます活発になっています。

また、「自治基本条例」に位置づけられた「市民参加、市民自治活動に関する条例」も市民との協働により検討されており、市民自治のまちづくりが一層進展していくことが期待されます。

第3章 本市の主要課題

(1) 市民生活を支える福祉サービスの充実

①子どもを安心して産み育てられる環境づくりの推進

- ・母子保健サービスの充実等による、安心して出産ができる環境づくりの推進
- ・子育て支援サービスの充実等による、子育てしやすい社会環境づくりの推進
- ・家庭及び地域による、子育て支援の充実やしつけ等の教育力の向上

②超高齢社会の到来に備えた「健やか長寿社会」に向けた取組の推進

- ・社会参加、生涯学習等による、生きがいづくりの推進
- ・生涯スポーツ、介護予防等による、地域における健康づくりの推進
- ・地域福祉施策等による、地域で安心して暮らせる環境づくりの推進

③「だれもがともに暮らせる地域社会」に向けた取組の推進

- ・教育、啓発等による、差別のない社会の実現
- ・障害種別を問わず、生涯を通じた支援体制の推進
- ・障害福祉施策の充実等による、地域生活を支える環境づくりの推進

(2) 安全・安心な生活環境の構築

①災害や犯罪のない安全・安心な地域づくりの推進

- ・災害に強いライフライン^{*10}やインフラ^{*11}の整備による、防災力を備えた都市基盤整備の推進
- ・防災意識の啓発や住宅等の耐震化の支援等による、家庭における防災力の向上
- ・自主防災活動や自主防犯活動への支援による、安全で安心な地域づくりの推進

②身近に感じられる自然環境や地域環境の保全

- ・里山、田畑、水辺等の自然環境の保全による、身近な自然と共生^{*12}する地域社会の実現
- ・環境美化活動への支援やCO₂削減行動の推進による、地域環境への負荷軽減
- ・リサイクルの推進やごみ減量化の推進による、循環型社会の実現

(3) 魅力を生み出す都市基盤の整備

①安全・安心な道路環境整備と利便性の高い交通網の充実

- ・歩道や自転車道、交通安全施設の整備、交通規制や意識啓発による、安全性や利便性の確保
- ・歩道のバリアフリー化等による、安全で人にやさしい道路環境整備の推進

- ・近隣市町と連携した道路網や公共交通網の拡充による、都市間交通及び地域交通の充実

②市役所周辺における魅力ある中心核の形成

- ・人びとが集い、憩える空間整備による、交流促進とにぎわいの創出
- ・環境緑化等の推進による、緑と調和した中心核の形成
- ・施設間の歩道の整備等による、歩行空間エリアの形成

③魅力的な住宅地・市街地の維持、形成と居住環境の向上

- ・エリアマネジメント^{*13}等による、住宅地の資産価値の維持、向上
- ・土地区画整理事業等の推進による、魅力的で質の高い市街地の形成
- ・都市基盤整備や高齢者の生活支援等による、旧来からの集落や高齢化の進む住宅地における良好な居住環境の確保、向上

(4) 活力ある産業の振興

- ・遊休農地の活用、農業後継者の育成等による、食育や地産地消の振興、農業振興の推進
- ・都市近郊の優位性や交通網の利便性を生かした産業の創出及び誘致等による、地域経済の活性化や新たな雇用の創出
- ・特産品の開発や観光資源の発掘、活用による、本市独自の地域ブランドの創出

(5) 学びの推進と文化の振興

①未来を担う人材の育成や多様な人材の参加の推進

- ・安全で快適な学校施設の整備等による、教育環境の向上
- ・多様な学習機会の創出や人材の確保等による、教育体制の強化
- ・機会の創出や情報提供による、多様な人材のまちづくりや地域活動への参加推進

②一人ひとりが輝く、芸術・文化の育成

- ・芸術作品や芸術文化活動に身近に触れる機会の提供による、芸術・文化にあふれるまちの実現
- ・市民の交流促進等による、芸術文化活動の活発化
- ・市民の自主的活動の支援による、一人ひとりの個性を生かせる芸術文化の振興

(6) 地域力と行政経営力の向上

①多様な地域コミュニティの連携

- ・子育て支援グループとの相談支援体制の充実等による、人口急増地域における子育て世代等の相互協力関係の構築

- ・ ボランティア団体と地域住民の連携支援による、少子化高齢化が進む住宅地における地域コミュニティの強化
- ・ 旧来の集落と周辺地域との交流や地域の伝統行事等の情報発信による、旧来の集落における地域コミュニティの維持、形成

②持続可能な行政経営システムの確立

- ・ 安定的な財源確保による、持続性、自立性の高い行財政運営の実現
- ・ 行政改革の推進による、計画的、効率的な行財政運営の実現
- ・ 民間企業の専門性の活用や市民活動団体等との協働による効率的で質の高いサービスの提供

◆用語の解説

- ※1 三位一体の改革：「地方にできることは地方に」という理念の下、国の関与を縮小し、地方の権限・責任を拡大して、地方分権を一層推進することをめざし、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直しの3つを一体として行う改革のこと。
- ※2 団塊の世代：昭和22～24年頃の第一次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代に比較して人数が多いところからいう。
- ※3 高度救命救急センター：普通の救命救急センターと比べて、広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾患患者の常時対応できる十分なスタッフと施設が整ったもの。
- ※4 第3次救急医療施設：24時間救命救急センターを病院にて運営し、第2次医療機関では対応できない複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に対し、医療を総合的に提供する医療機関のこと。
- ※5 エコドーム：日進市中央環境センターの通称。市民の環境への関心を高めるとともに、ごみの減量及び資源化の推進を目的に、平成11年に開設。
- ※6 日本の環境首都コンテスト：環境NGOのネットワーク組織である「環境首都コンテスト全国ネットワーク」が開催しているコンテスト。環境先進国ドイツで実施された「環境首都コンテスト」をモデルとし、市民（NGO）の視点からの環境自治体づくり支援およびNGOと自治体さらには自治体間の環境問題に関する情報の相互交換の促進を目的としている。平成13年に第1回が開催されている。
- ※7 窯跡：陶磁器を焼いた窯の跡。かまあと。
- ※8 岩崎城の戦い：岩崎城の守備をしていた丹羽氏重が、200余名の城兵とともに数十倍の羽柴軍の進軍「三河中入（なかいり）」を阻止した戦い。
- ※9 平成ふれあいの森：岩崎町中心部に位置する、標高134mの御嶽山一帯のこと。
- ※10 ライフライン：都市生活の維持に必要不可欠な、電気・ガス・水道・通信・輸送等をいう。
- ※11 インフラ：インフラストラクチャーの略。社会的経済基盤と社会的生産基盤とを形成するものの総称。道路・港湾・河川・鉄道・通信情報施設・下水道・学校・病院・公園・公営住宅等が含まれる。
- ※12 共生：複数種の生物が、相互に作用し合いながら同じ場所で生活すること。
- ※13 エリアマネジメント：一定の地域における良好な居住環境等の形成・管理を実現していくための地域住民・地権者による様々な自主的な取組。

第2編

基本構想

第2編 基本構想		掲載 ページ
第1章 将来都市像		12
第2章 将来人口		13
第3章 土地利用構想		15
第4章 基本目標	1 子育て・健康長寿を支えるまちづくり	19
	2 安全・安心で、自然と共生した暮らしの実現	19
	3 快適で利便性の高い持続可能な都市づくり	20
	4 暮らしを支える産業の振興	20
	5 次代を担う人を育み、生涯学び続けられる環境づくり	21
	6 市民自治力と行政経営力の向上	21
第5章 施策の全体像		22

第1章 将来都市像

本市は、名古屋市と豊田市の間に位置する恵まれた地理的条件から、高度経済成長期以降、緑豊かな新しい住宅都市として発展してきました。

今日の活力やにぎわいを持続的に発展させていくためには、本市に住みたい、住んでよかった、いつまでも住み続けたいと思えるような真の豊かさと幸せ、安心が実感できるまちづくりを進めていく必要があります。

そのためには、豊かな自然と調和した魅力あふれる住環境都市をめざしていくとともに、これまで以上に市民参加を進め、市民・NPO・企業・大学・行政等が連携することにより、様々な課題への対応が可能となるよう市民自治力と行政経営力を向上させていくことが重要です。

以上の考え方を踏まえ、また、「自治基本条例」に定める基本理念を将来目標とする中で、本市の将来都市像を次のように設定します。

将来都市像

いつまでも暮らしやすい みどりの住環境都市

“いつまでも”・・・今のまちの活力が持続するように思いを込めています。

“暮らしやすい”・・・安全・安心で、利便性が高いまちを表しています。

“みどりの”・・・本市の魅力の一つである、豊かな自然を表しています。

“住環境都市”・・・本市の特徴である“住みよい環境のまち”を表しています。

第2章 将来人口

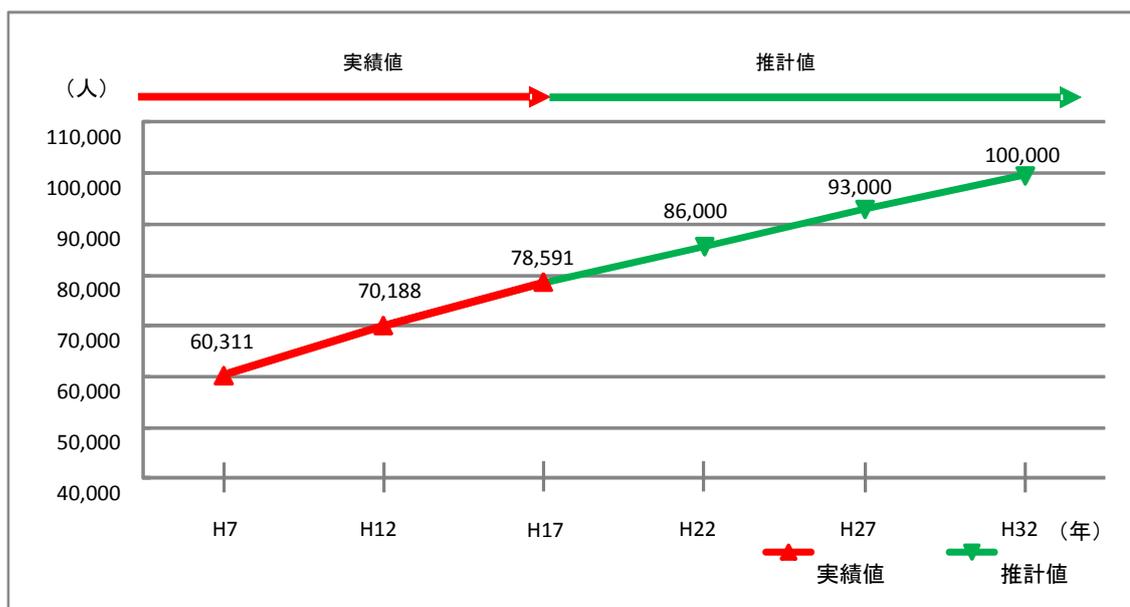
我が国は、少子化高齢化の進行により、平成16年をピークに人口減少期を迎えました。本市の人口は、土地区画整理事業等による市街地の整備が進められたこと等により順調に増加してきました。そして、市制が施行された翌年の平成7年に約6万人であった人口は、平成17年には約8万人となりました。

今後の人口動向に大きな影響を与える国及び名古屋都市圏の社会経済動向には不透明な要素もありますが、名古屋市と豊田市の間に位置する、恵まれた地理的条件にある本市では、今後も宅地需要を受けて人口増加傾向が続くものと推計されます。これを受けて、宅地造成が完了した地区では、住宅等の建設が進むことが見込まれます。

さらに、新たな土地区画整理事業等による市街地の形成を進めるとともに、少子化高齢化や人口減少が始まっている地区においては、住宅地における居住環境の維持、魅力の向上を進めることによって、基本構想の目標年度にあたる平成32年における将来人口を10万人と推計します。

将来人口【平成32年】
100,000人

図1：将来人口推計（国勢調査を基準として算出）



（注：国勢調査の場合、住民基本台帳上の人口より約4%多くなります。）

将来世帯数【平成32年】

41,000 世帯

図2：将来世帯数推計（国勢調査を基準として算出）

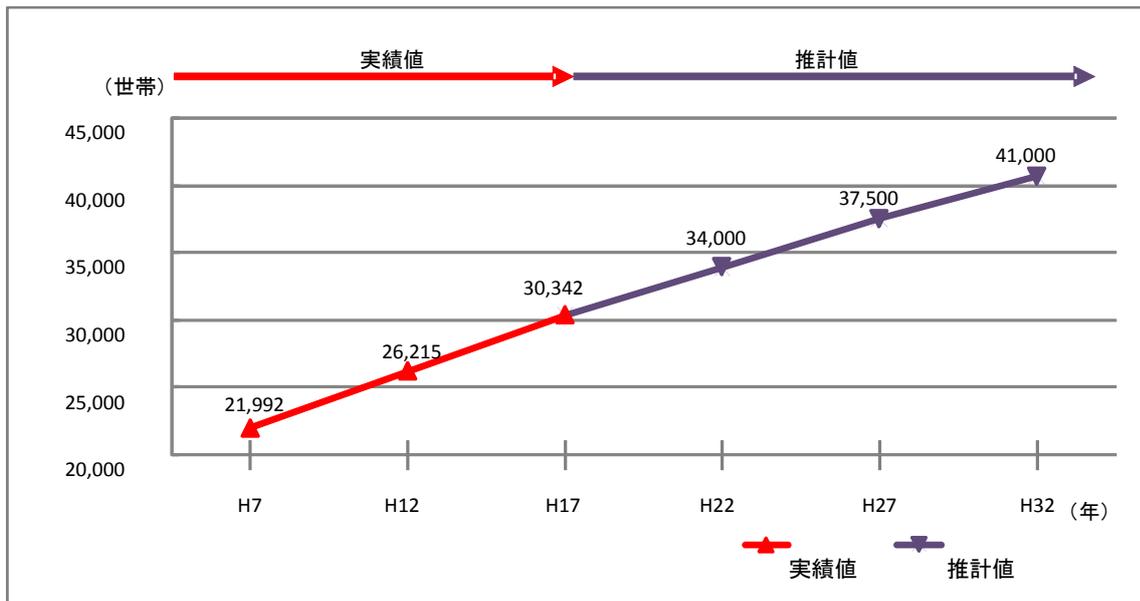
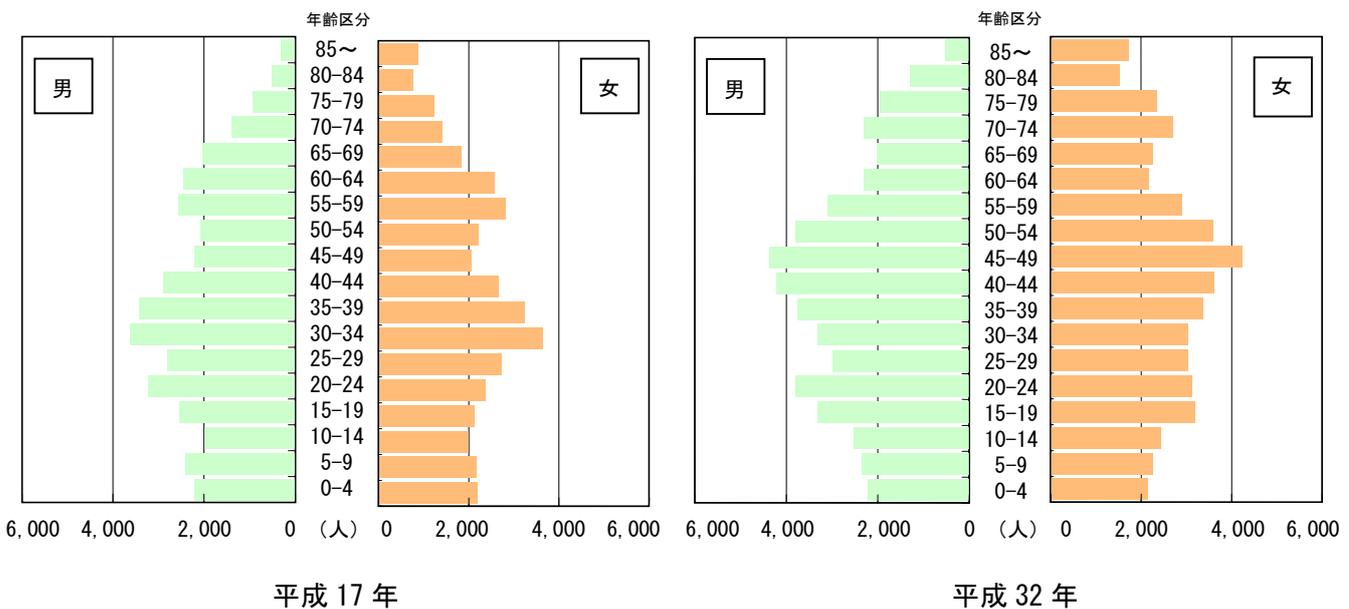


図3：人口ピラミッド（5歳階級別人口）（国勢調査を基準として算出）



第3章 土地利用構想

(1) 基本的な考え方

将来の本市のまちづくりを考えていく上では、限られた市域の中で保全と開発を調和させながら進めていくことが大切です。

そのためには、広域的な視点に立ちながら方針を定め、秩序ある土地利用を実現していく必要があります。

このため、地勢や交通等の地域特性と現在の土地利用動向等を踏まえつつ、豊かな自然と調和した魅力あふれる住環境都市を実現するため、将来の土地利用を区分し、総合的かつ計画的な土地利用を進めます。

(2) ゾーン区分

1 既成市街地ゾーン

昭和45年に市街化区域に設定される以前から、まとまった市街地として形成されてきた区域を既成市街地ゾーンとして位置づけ、生活基盤施設の整備・改修、未利用地等の活用等を積極的に進めることにより、良好な居住環境を有する市街地の維持・形成を図ります。

2 計画的市街地ゾーン

土地区画整理事業等により整備された市街地を計画的市街地ゾーンとして位置づけ、近接する市街化調整区域に広がる農業集落との調和の取れた土地利用及び居住環境を維持します。

3 新市街地形成ゾーン

現在の市街化区域内において、一団の低・未利用地*が残されている地区を新市街地形成ゾーンとして位置づけ、その地形や植生等の特性を生かしつつ、計画的に新たな市街地の形成を図ります。

4 教育・研究ゾーン

企業等の研究施設や研修センター等が集積する米野木研究開発地区や、大学が立地している地区を教育・研究ゾーンとして位置づけ、現在の土地利用を維持します。

◆ 用語の解説

※ 低・未利用地：本来、建築物等が建てられ、その土地に相応しい利用がなされるべきと考えられる土地において、そのような利用がなされていない場合をいう。

5 森林保全ゾーン

本市北東部及び御嶽山周辺等に広がる地域には、緑豊かな自然環境が残されています。これらの森林は広域的にみれば名古屋東部丘陵の一角を構成する緑地であることから、森林保全ゾーンとして位置づけ、積極的な維持・保全を図ります。

6 森林活用ゾーン

三本木地区周辺や本市南部に広がる地域を森林活用ゾーンとして位置づけ、保全を基本としながらも、研究開発施設等の立地には緑地確保等を条件にする等、自然環境と調和した土地利用を図ります。

7 農地・農業振興ゾーン

主に天白川、岩崎川沿いに広がる一団の農地は、良好な自然環境の維持・保全といった観点を踏まえた上で、農地・農業振興ゾーンとして位置づけ、現在の土地利用の維持・保全を図ります。

8 住宅団地ゾーン

市街化調整区域において、昭和40年代以降に一団の住宅地として開発がなされてきた地区を住宅団地ゾーンとして位置づけ、いつまでも快適な居住環境を維持できるように、引き続き低層住宅を主体とした街並みの保全と併せ、日常生活における利便性の向上を図ります。

また、人口の空洞化・高齢化が進む地区においては、住民の転入や移動を促すよう建替えや住み替えの促進、住民との協働によるエリアマネジメント*の推進等により住宅団地の魅力向上を図ります。

9 工業ゾーン

機織池周辺や整備予定の(都)名古屋瀬戸道路日進インターチェンジ周辺等においては、工業ゾーンとして位置づけ、高規格道路等へのアクセスの優位性を生かし、環境負荷の少ない産業施設等を主体とした土地利用を図ります。

10 農地活用ゾーン

名古屋市平針地区の市街地に隣接する優良農地を農地活用ゾーンとして位置づけ、洪水時の防災機能等を有している地区であることから、農地として保全をしていきます。ただし、将来、下流の河川改修等が完了し防災機能が確保できる段階に向け、農地の保全も含めた計画的な土地利用の検討を進めていきます。

(3) 拠点

1 地域生活拠点

地下鉄鶴舞線と名鉄豊田線の3駅周辺で行われた土地区画整理事業により、計画的に整備された中心エリアを地域生活拠点として位置づけ、最寄りの商業施設を始め生活利便施設等が集積した拠点地区としての維持・形成を図ります。

2 にぎわい・ふれあい拠点

公共施設等を集約してきた市役所周辺地区をにぎわい・ふれあい拠点として位置づけ、拠点内を安全・快適に移動できる歩道等の整備や公共施設等の緑化、広場の整備を進め、市民が集い、交流できる場の形成を図ります。

3 「農」の拠点

市の中心に広がる優良農地を「農」の拠点として位置づけ、市全域における遊休農地の活用を図るため、農をテーマに様々な交流が行われる田園フロンティアパーク構想の中核をなすエリアとして整備を進めます。

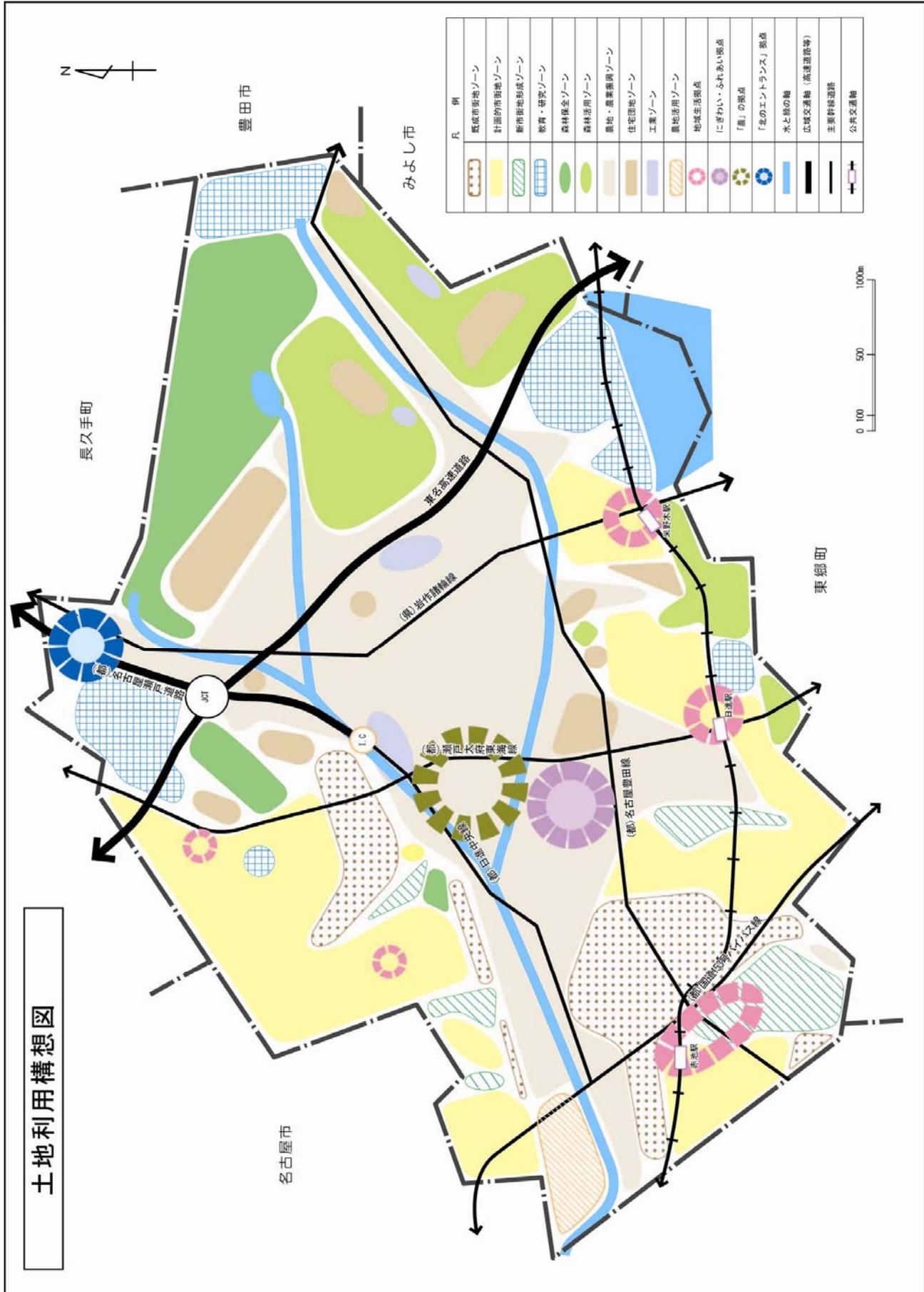
4 「北のエントランス」拠点

愛知高速交通東部丘陵線の長久手古戦場駅南に近接する地区を「北のエントランス」拠点として位置づけ、周辺に愛知県口論義運動公園等の公共施設が立地しているという条件を生かしながら、広域からの交流人口や定住人口の流入を促すことができる拠点の形成を図ります。

(4) ネットワーク軸

1 水と緑の軸

天白川、岩崎川の河川沿いに、田園等の自然景観を生かした散策路や自転車道等を整備し、市民の健康づくりやレクリエーション及び通勤・通学等に活用できる、歩行者・自転車ネットワークとしての水と緑の軸を形成します。



第4章 基本目標

将来都市像を実現するため、各分野におけるまちづくりの基本目標を次のように設定します。

1 子育て・健康長寿を支えるまちづくり

(福祉、保健、医療等)

幸せが実感できる豊かな暮らしを実現していくには、基本的人権の尊重はもとより、生涯にわたって健康な心と身体を保ち増進することが必要であり、いつまでも住み慣れた地域で安心して過ごせるような社会を育てていくことが大切です。

そのため、出産前後の親子に対する子育て、子育てへの支援等を通じて、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを進めます。

また、高齢者や障害のある人への福祉サービスの充実や社会参加する機会の拡大、市民の健康づくり等を推進します。

だれもが生きがいを持って健康で自立した生活を送ることができ、自分らしい生き方ができる社会の実現や、地域福祉の拡充、支援を進めることで、多世代にわたる市民が互いに支え合う温もりのある社会を実現します。

そして、介護保険等の公的保険の適正な運用、福祉医療等を充実させることで、だれもが安心して必要な社会福祉サービスが受けられる「子育て・健康長寿を支えるまちづくり」をめざします。

2 安全・安心で、自然と共生した暮らしの実現

(安全・安心、環境)

市民が安全・安心に暮らすためには、災害に強く、犯罪、交通事故のないまちづくりを進めることが大切です。

また、本市に残る自然環境は、うるおいとやすらぎに満ちた市民生活を支えるかけがえのない財産であり、将来にわたって引き継いでいく必要があります。

そのため、防災、防犯、交通安全対策において関係機関と連携した組織的な取組や、地域における自主的な活動の強化、支援や啓発活動の充実を図ることによって、災害に強く、犯罪や交通事故のない安全で安心なまちの実現に努めます。

また、緑地や水辺の保全・活用等によって、自然環境と共生したまちの実現に努めます。

そして、環境負荷の少ない地域社会の形成に向けた取組を実践し、だれもが快適に暮らすことができる「安全・安心で、自然と共生した暮らしの実現」をめざします。

3 快適で利便性の高い持続可能な都市づくり

(交通、都市基盤等)

良好な市街地の形成は、快適で豊かな市民生活を送る上で必要不可欠なものです。

そのため、公共下水道や道路の整備、公共交通網の充実、市役所周辺整備、土地区画整理事業の支援、街並みの維持向上、関係機関との連携による安定的な水供給の確保等によって、より質の高い都市環境を創造し、緑豊かで魅力的な住宅都市としての持続的な発展を図ります。

また、ユニバーサルデザイン^{※1}、特にバリアフリー^{※2}に配慮した人にやさしい都市環境づくりに取り組んでいきます。

そして、住んでみたい、住んでよかった、いつまでも住み続けたいと思えるような「快適で利便性の高い持続可能な都市づくり」をめざします。

4 暮らしを支える産業の振興

(産業振興、勤労者支援)

農業や商業、工業といった産業の活性化は、充実した市民生活を送る上で、また、活力があるまちづくりをしていく上で大切な要素です。

そのため、市民との交流や都市近郊である本市の地理的条件を生かした農業の振興、長期的視野に立った商業・工業の振興や誘致等を進め、地域産業づくりに取り組んでいく必要があります。

また、本市特有の歴史や文化等の資源を活用した観光、レクリエーションの振興を図り、様々な人との出会いやふれあいの機会を生み出す新たなイベントを創出することによって、市民が本市の良さを再認識し、郷土に対する愛着と誇りが持てるようなまちづくりを進めることが必要です。

そして、市内の様々な産業活動を支援するとともに、地域資源を活用した日進らしい特色のある地域振興を実現できる「暮らしを支える産業の振興」をめざします。

◆ 用語の解説

※1 ユニバーサルデザイン：高齢であることや障害の有無等にかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間等をデザインすること。

※2 バリアフリー：建築設計において、段差や仕切りをなくす等、高齢者や障害のある人に配慮をすること。

5 次代を担う人を育み、生涯学び続けられる環境づくり(教育、生涯学習)

次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長し、豊かな人間性と確かな学力を身につけるためには、義務教育や家庭教育の充実が必要です。

すべての市民が一人ひとりの能力と個性を伸ばし、その人生をライフスタイルに応じた充実したものとするためには、子どもたちから高齢者まで市民のだれもが学習の機会を得られ、スポーツや芸術・文化を身近に親しむことができるように、生涯学習、芸術・文化の振興、生涯スポーツの推進等が必要です。

これらの学びの成果を生かして、心豊かな地域社会を形成していくためには、長期的視野に立った環境づくりを進めるとともに、伝統文化を守ることで、市の歴史を育み、将来世代に伝承することが大切です。

このような教育、生涯学習のまちづくりを通じて、市民一人ひとりが充実感や地域社会における存在感を得ることができ将来に対して夢を持てるような「次代を担う人を育み、生涯学び続けられる環境づくり」をめざします。

6 市民自治力と行政経営力の向上

(市民協働、行政運営等)

本市が「いつまでも暮らしやすい」まちづくりを実現するためには、市民がまちづくりにより参加しやすい環境を整え、市民と行政の協働によって様々な地域課題に取り組んでいくことが必要です。また同時に、自立的、効率的な行政経営を通じて地方自治を確かなものにしていくことが大切です。

そのため、広報・広聴や地域情報化の推進等によって市政情報を積極的に提供し、透明性の高い、開かれた市政の実現を進めていきます。

また、「自治基本条例」の理念に基づき、協働によるまちづくりや市民自治活動の活性化による市政への市民参加機会の拡大、男女平等推進、大学連携、国際交流等の充実によって、多様な人材、情報等を活用し、地域力を生かしたまちづくりを進めていきます。

市民の多様で高度な行政ニーズに対応するため、10万人都市にふさわしい行政力を身につけ、組織力の向上を図ることによって、最少の経費で最大の効果を生む行政経営を行います。

そして、市民と行政の協働による「市民自治力と行政経営力の向上」をめざします。

第5章 施策の全体像

2 基本構想



第3編

基本計画

第3編 基本計画		掲載 ページ
第1章 重点プロジェクト	1 充実した子育て環境づくりプロジェクト	24
	2 健康長寿社会形成プロジェクト	28
	3 安全・安心な暮らしづくりプロジェクト	30
	4 にぎわいのある中心核形成プロジェクト	32
	5 住宅地の魅力向上プロジェクト	34
第2章 部門別計画	1 部門別計画の体系図	36
	2 部門別計画の見方	38
	3 部門別計画	41
	基本目標1 子育て・健康長寿を支えるまちづくり	41
	基本目標2 安全・安心で、自然と共生した暮らしの実現	87
	基本目標3 快適で利便性の高い持続可能な都市づくり	115
	基本目標4 暮らしを支える産業の振興	153
	基本目標5 次代を担う人を育み、生涯学び続けられる環境づくり	173
基本目標6 市民自治力と行政経営力の向上	203	

第1章 重点プロジェクト

総合計画の実効性を一層高めるために、本市の主要課題や基本構想に掲げる基本目標に対応した「第2章 部門別計画」に示す個別の施策・事業の中から、特に、平成20年度に実施した市民意識調査で重要度が高いとされた施策や、第4次総合計画から引き続き課題としている施策、また、本計画で定める将来都市像を実現するために積極的に推進すべき施策について、関連のある施策・事業を組み合わせ、「重点プロジェクト」として位置づけ、効果的、効率的に計画を進めます。

これにより、将来都市像「いつまでも暮らしやすい みどりの住環境都市」の実現をめざします。

1 充実した子育て環境づくりプロジェクト

1 プロジェクトの目的

- 本市は、人口増加に伴い、子どもの数も増加し続けていることから、子育て支援の充実及び教育環境の整備が必要となっています。
- そこで、地域、ボランティアやNPO、大学等と行政が連携し、子育て家庭に対する相談体制の強化や地域ぐるみのサポート等を行うことによって、安心して子育てできる環境づくりを進めます。
- また、教育環境の向上や教育体制の強化、学校給食等による食育の推進、子どもの居場所づくりを始め自主的活動の支援等を図ることで、子どもの豊かな心と健やかな身体を育みます。
- 障害者支援拠点の整備により、障害を持つ子どもに対しての総合的な支援体制を構築します。また、虐待やいじめの防止等、支援を要する子どもへの迅速な対応を推進します。
- さらに、保育園や学校施設、通学路や交通安全施設の整備、安全な公園や広場、身近に自然体験ができる緑地や水辺等の整備により、子どもが健やかに育つ環境づくりを進めます。また、通学時の交通安全対策や、地域での防犯活動を支援することで、子どもの安全性の確保を図ります。
- 以上のような取組を進めることによって、安心して子育てができる、充実した子育て環境を備えたまちづくりをめざします。

2 プロジェクトを構成する主な事業

(1) 「子育て情報・子育て支援サービス提供」関連の概要

主な事業	主な内容	関連する主な施策
相談支援体制の充実	子育て支援センターでの相談業務の充実を図る。	安心して地域で子育てができる環境づくり
地域の知的資源の有効活用	市内大学等と連携し、子育て・子育てに役立つ知識を提供する講座等を実施する。	大学と地域の交流促進
地域子育て力の充実	子育てサークル活動の支援や子育てボランティアの育成支援を行う。	安心して地域で子育てができる環境づくり
子育てと社会参加の両立ができる環境づくり	放課後児童対策を充実し、子育てと社会参加の両立ができる環境づくりを支援する。	家庭と仕事や社会参加との両立支援の充実
子ども医療費の支給	中学3年生までの子どもを対象に、子ども医療費を支給する。	福祉医療費助成制度の充実

(2) 「学びと育ちの支援」関連の概要

主な事業	主な内容	関連する主な施策
要支援児童等に対する総合的な支援	生涯を通して相談できる拠点として、(仮称) 障害者支援拠点を整備する。	障害者相談支援体制等の充実 要支援児童・家庭対策の充実
	障害のある児童生徒が適切な教育的支援を受けられるように、補助教員を配置する。	特別支援教育の推進
	教育支援センターにおいて、不登校状態にある児童生徒を受け入れて、適切な支援を行うことにより、学校への復帰や社会的自立を支援する。	教育相談支援体制の充実
豊かな心と健やかな身体の育成	特色ある学校づくりの実施等、学習内容の充実や、補助教員や学生サポーターの配置、心の教室相談の設置等、教育体制の充実を図る。	教育、指導体制の充実
食育の推進	学校給食を通し、伝統的な食文化を伝える。また、楽しみながら食の大切さを理解できるキャンペーン事業に取り組む。	市民に親しまれる地産地消・交流型農業の推進 給食内容の充実
自主的活動への支援	子どもの居場所づくりを進め、自主的活動を支援する。	子育て・親育ちの支援の充実
	地域の中で仲間と一緒に主体性を持って地域環境及び地球環境に関する学習や活動を展開できるよう支援する。	環境意識の向上

(3) 「子どもが健やかに育つ環境整備」関連の概要

主な事業	主な内容	関連する主な施策
安全で快適な学校施設の整備	児童生徒数の増加に対応するため、新設校の建設を行う。また、安全性を保つため、適切な改修等を行う。	教育環境の整備
保育施設の充実	良好な保育環境の維持や保育需要の多様化に対応するため、既設施設の改修等を行う。	家庭と仕事や社会参加との両立支援の充実
安全に通行できる道路や交通安全施設の整備	児童・生徒が安全に通行・通学できるよう歩道・自転車道、交通安全施設の整備を進める。	生活道路の整備 交通環境整備による安全性の確保
通学時の交通安全対策	交通指導員、スクールガード・リーダーを配置する。	教育環境の整備
交通安全ルールの普及・啓発	自転車の安全な乗り方やヘルメット着用等を啓発する。	交通安全活動の推進
安心して外遊びのできる環境の整備	子どもが安心して遊べる公園や広場、自然体験ができる緑地、水辺環境等について、必要な整備を行う。また、子どもが自然とふれあえる場を良好に管理するための地域活動を支援する。	安心して地域で子育てができる環境づくり 公園・緑地等の整備
子どもの安全の確保・地域防犯活動の支援	防犯灯の設置、「通学路こども110番の家」の登録啓発等、子どもの安全の確保を進める。また、自主防犯活動への支援等により、子どもにとって安全な地域社会の形成を進める。	地域における防犯能力の向上

3

プロジェクトの展開イメージ

安心して子育てができるまちの実現

子育て情報・子育て支援サービス提供

子育て情報の提供

- 相談支援体制の充実
- 地域の知的資源の有効活用

子育て支援サービスの提供

- 地域子育て力の充実
- 子育てと社会参加の両立ができる環境づくり
- 子ども医療費の支給

学びと育ちの支援

要支援児童等に対する総合的な支援

- 障害者支援拠点の整備
- 児童虐待の発生予防の推進
- 障害のある児童等への支援

教育体制・居場所づくり

- 豊かな心と健やかな身体の育成
- 食育の推進
- 自主的活動への支援

子どもが健やかに育つ環境整備

就学・保育環境

- 安全で快適な学校施設の整備
- 保育施設の充実

地域環境

- 安全に通行できる道路や交通安全施設の整備
- 通学時の交通安全対策
- 交通安全ルールの普及・啓発
- 安心して外遊びのできる公園・緑地等の整備
- 子どもの安全の確保
- 地域防犯活動の支援

2 健康長寿社会形成プロジェクト

1 プロジェクトの目的

- 市民一人ひとりが健康を保つためには、健康に関心を持ち、日頃から健康づくりに取り組むことが必要です。そのためには、健康診断や医療相談等を通じ、定期的に自分の健康状態を把握し、その結果を踏まえた健康増進活動に取り組むことが大切です。
- しかし、健康づくりの必要性を感じていても、「時間がない」、「きっかけがつかめない」、「専門的なサポートがないので長続きしない」等の理由により、健康づくりに結びつかない状況にあります。
- このため、行政や医療機関、健康・福祉に関わる民間事業者、大学等が相互に連携し、生活習慣病の予防や介護予防等、健康増進の側面から、市民一人ひとりの健康づくりを社会的に支援する体制の構築を進めます。
- ウォーキングや自転車利用等、健康づくりに役立つ取組を進めるために、歩道や自転車道、交通安全施設等のインフラを整備し、市内における健康づくりの取組を進めます。また、公園には介護予防遊具等を設置し、高齢者の介護予防を推進します。
- 以上のような体制づくりと取組によって、健康寿命の延伸を図り、元気な高齢者の多い健康長寿社会の形成をめざします。

2 プロジェクトを構成する主な事業

(1) 「健康サポート体制づくり」関連の概要

主な事業	主な内容	関連する主な施策
健康を総合的にサポートする体制づくり	食事と運動を組み合わせたプランを作成する等により、市民の健康づくりをサポートする体制を構築する。	生活習慣病等予防対策の推進 大学と地域の交流促進
各種健康診査の実施等	関係機関と連携して、健康診査の情報周知と体制構築により健康診査事業の充実を図る。	
大学等との共同研究	食と農と栄養の研究や介護予防研究等、健康づくりをテーマとした大学等との共同研究を進める。	
高齢者の体操教室、交流事業の拡充	高齢者を対象に健康づくりや介護予防等の事業を実施する。	健康づくり・介護予防
食生活健康づくり活動の支援	市民に対して栄養・食生活に関する知識を普及啓発できる人材育成等を行う。	地域における健康づくり活動の推進
生涯学習プログラムの充実	市民のニーズに応じた生きがいづくり講座を積極的に行う。	生涯学習システムの充実
スポーツプログラムの作成支援	利用者の健康状態に応じた個別のスポーツプログラムの作成支援を行う。	生涯スポーツの普及・振興
総合型地域スポーツクラブの設立・運営支援	高齢者の生きがいづくり、施設の有効活用が期待できるクラブの設立・運営支援を行う。	スポーツ組織の活動支援

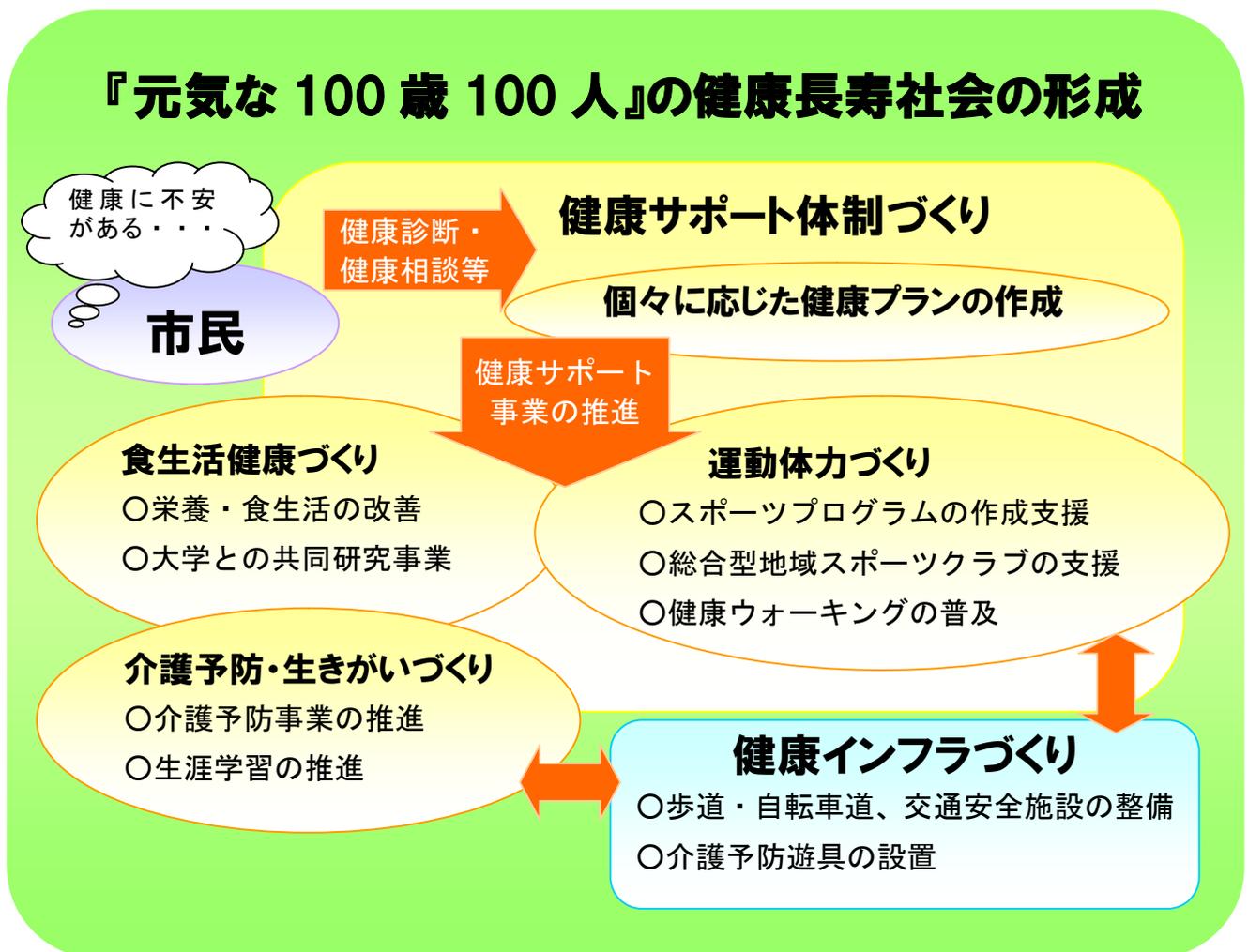
主な事業	主な内容	関連する主な施策
健康ウォーキングの普及	ウォーキングマップの作成やウォーキングの普及、啓発を図る。	生活習慣病等予防対策の推進

(2) 「健康インフラづくり」関連の概要

主な事業	主な内容	関連する主な施策
歩道・自転車道の整備	歩行者・自転車利用者が安全で安心して利用できる道路を整備する。	歩行者・自転車ネットワークの形成
生活道路等の安全施設整備	歩行者・自転車利用者が安全に通行できる設備を整備する。	交通環境整備による安全性の確保
介護予防遊具の整備	街区公園や児童遊園に介護予防遊具、健康遊具を設置する。	健康づくり・介護予防公園・緑地等の整備

3 基本計画
重点プロジェクト

3 プロジェクトの展開イメージ



3 安全・安心な暮らしづくりプロジェクト

1 プロジェクトの目的

- 東海地震等の発生に備え、市民の尊い生命と財産を守るために住宅等の耐震化等、災害発生時の被害を減少させる取組をより一層進めます。また、災害が発生した際、特に被害を受けやすい高齢者や障害のある人等の救援・救護を行う地域支援体制づくりを進める等、地域ぐるみの防災対策を進めます。
- 防犯体制の強化を進めるには、地域社会の犯罪抑止機能を向上させていくことが重要であり、自主防犯組織の育成とその活動支援を進めます。
- 交通安全の推進に向けて、歩行者や自転車利用者、ドライバーに対する交通安全ルールの普及啓発を進めます。また、安全な道路環境の整備と併せて、児童生徒が安心して通学できる環境づくりを進めます。
- 以上のような、災害や犯罪等から市民の生命と財産を守る取組によって、災害に強く、犯罪や交通事故のない明るい地域社会、安全・安心な暮らしの実現をめざします。

2 プロジェクトを構成する主な事業

(1) 「防災」関連の概要

主な事業	主な内容	関連する主な施策
公共施設等の耐震化 耐震改修制度の充実	公共施設等の耐震化を図る。 個々のニーズに応じて利用しやすくなるように、現在の補助制度の見直しを実施する。	災害に強いまちの整備 住まいの安全・安心の確保
災害時要援護者の把握	災害発生時に援護が必要な、障害者世帯や高齢世帯等を把握する。	高齢者や障害者等の安心生活の確保
インフラの耐震化	橋梁・下水道施設等、インフラの長寿命化、耐震化を進める。	道路・橋梁の維持管理 下水道の計画的な整備と適正管理
災害時の感染症予防体制の確立	災害時の感染症予防を迅速・適確に行うため人的等の体制を確立する。	感染症に対する危機管理
自主防災組織の支援	地域の防災力を高めるため、区や自治会等の自主防災組織を支援する。	防災体制・機能の向上
災害時体制整備の支援	災害ボランティアコーディネーター等の育成、防災訓練の実施等を進める。 災害時要援護者の福祉避難所の確保、大学や企業等との災害時における協定の締結を拡充する。	災害に強いまちの整備
消防署との連携協力の推進	安全活動の強化を推進するため、消防署と連携協力を図る。	消防・救急組織の強化

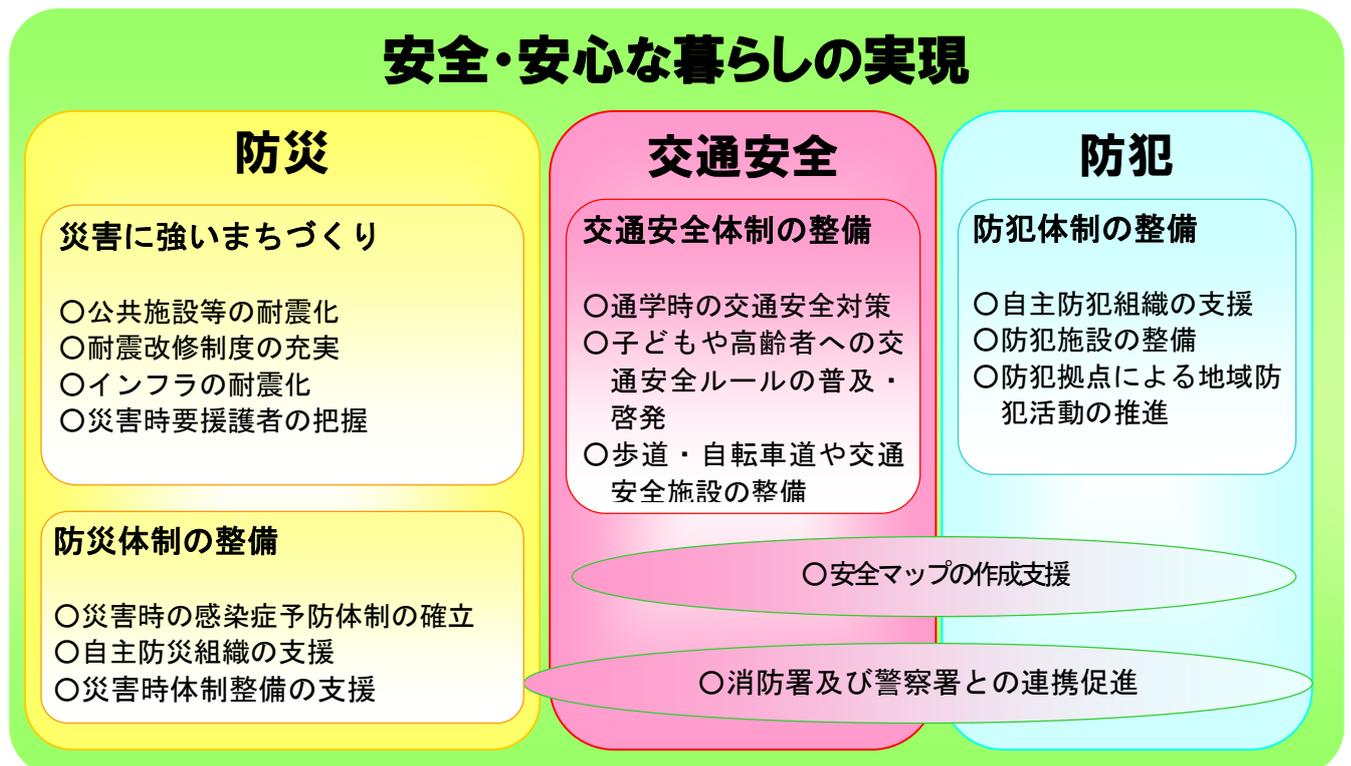
(2) 「交通安全」関連の概要

主な事業	主な内容	関連する主な施策
交通安全対策の実施	路上駐車対策等、道路環境の整備を進める。子ども、高齢者を対象に交通安全教室を開催する。	交通環境整備による安全性の確保
通学時の交通安全対策	交通指導員、スクールガード・リーダーを配置する。	教育環境の整備
歩道・自転車道の整備	歩行者・自転車利用者が、安全で安心して利用できる道路を整備する。	歩行者・自転車ネットワークの形成
生活道路等の安全施設整備	歩行者・自転車利用者が安全に通行できる設備を整備する。	交通環境整備による安全性の確保
安全マップの作成支援	地域単位での安全マップの作成・見直しを支援する。	交通安全活動の推進

(3) 「防犯」関連の概要

主な事業	主な内容	関連する主な施策
警察署との連携協力の推進	安全活動の強化を推進するため、警察署と連携協力を図る。	地域における防犯能力の向上
自主防犯組織の支援	各地域で行われている防犯啓発活動に対して活動資材等の提供や団体設立のための支援を行う。	地域における防犯能力の向上
防犯施設の整備	防犯灯の新設及び維持管理を行う。	
防犯拠点による地域防犯活動の推進	「まちの安心ステーションひまわり」を拠点に、防犯啓発活動や防犯相談、巡回パトロール等の地域防犯活動を推進する。	
安全マップの作成支援	地域単位での安全マップの作成・見直しを支援する。	地域における防犯能力の向上

3 プロジェクトの展開イメージ



4 にぎわいのある中心核形成プロジェクト

1 プロジェクトの目的

- 市役所周辺に緑が残されている本市の特徴を生かし、多くの市民が集い交流できる緑豊かな“まちのひろば”として、徒歩や自転車等で容易にアクセスし、エリア内を安全・快適に移動できるような市役所周辺エリアの形成を図ります。
- そのため、(仮称) 田園フロンティアパークの整備と併せて、その周辺に市民菜園等を整備し、「農」にふれあえる場所を形成します。また、新たなにぎわいを生み出すため、市役所周辺に緑と調和した広場を整備するとともに、エリア内に身近で親しみやすい芸術の展示空間を確保します。
- また、環境負荷の少ない自転車の利用を促進するために、本市を東西に流れる天白川及びその沿川地域を基軸に、安全で快適な歩行者・自転車利用者のための環境整備を進めると併せて、環境負荷の少ない移動手段である公共交通機関への移行を進めるため、市役所周辺における、くるりんばすの発着点としての利便性の向上を図ります。
- さらに、市役所周辺施設への自然エネルギーの活用や庁舎壁面等を始めとした緑化の推進等、環境負荷の少ない低炭素社会への対応を進めます。
- 以上のような、緑と調和した、環境負荷の少ない、にぎわいのある中心核の形成をめざします。

2 プロジェクトを構成する主な事業

(1) 「中心核形成」関連の概要

主な事業	主な内容	関連する主な施策
市役所周辺地域整備計画の策定	にぎわい・ふれあいの拠点とするための具体的な整備計画を策定する。	市役所周辺整備の方針検討
(仮称) 田園フロンティアパークの整備	「農」とのふれあいをテーマに地産地消を推進する拠点として整備する。	市民に親しまれる地産地消・交流型農業の推進
市民菜園等の整備	田園フロンティアパーク周辺において、市民菜園等を整備する。	
(仮称) にぎわい交流ひろばの整備	市役所周辺地域整備計画に基づき、市役所周辺地域内の一部に広場を整備する。	行政サービス施設の機能強化
市役所周辺地域の歩行空間エリアの整備	安全で快適な歩行空間エリアの形成を図る。	公共施設間のネットワーク形成
まちなかギャラリーの充実	エリア内に身近で親しみやすい芸術の展示空間を確保する。	芸術文化活動環境の充実
環境負荷の少ないエリアの形成	公共施設での自然エネルギーの活用や壁面緑化の推進、市役所周辺の緑化等を行う。	低炭素社会に向けた取組

主な事業	主な内容	関連する主な施策
くるりんばすの発着点としての利便性の向上	待合所等の施設を整備する。	市役所周辺整備の方針検討
天白川沿い道路を利用したウォーキングイベント等の開催	天白川沿いの道路を活用して市民が楽しめるイベントを開催する。	生涯スポーツの普及・振興 生活習慣病等予防対策の推進

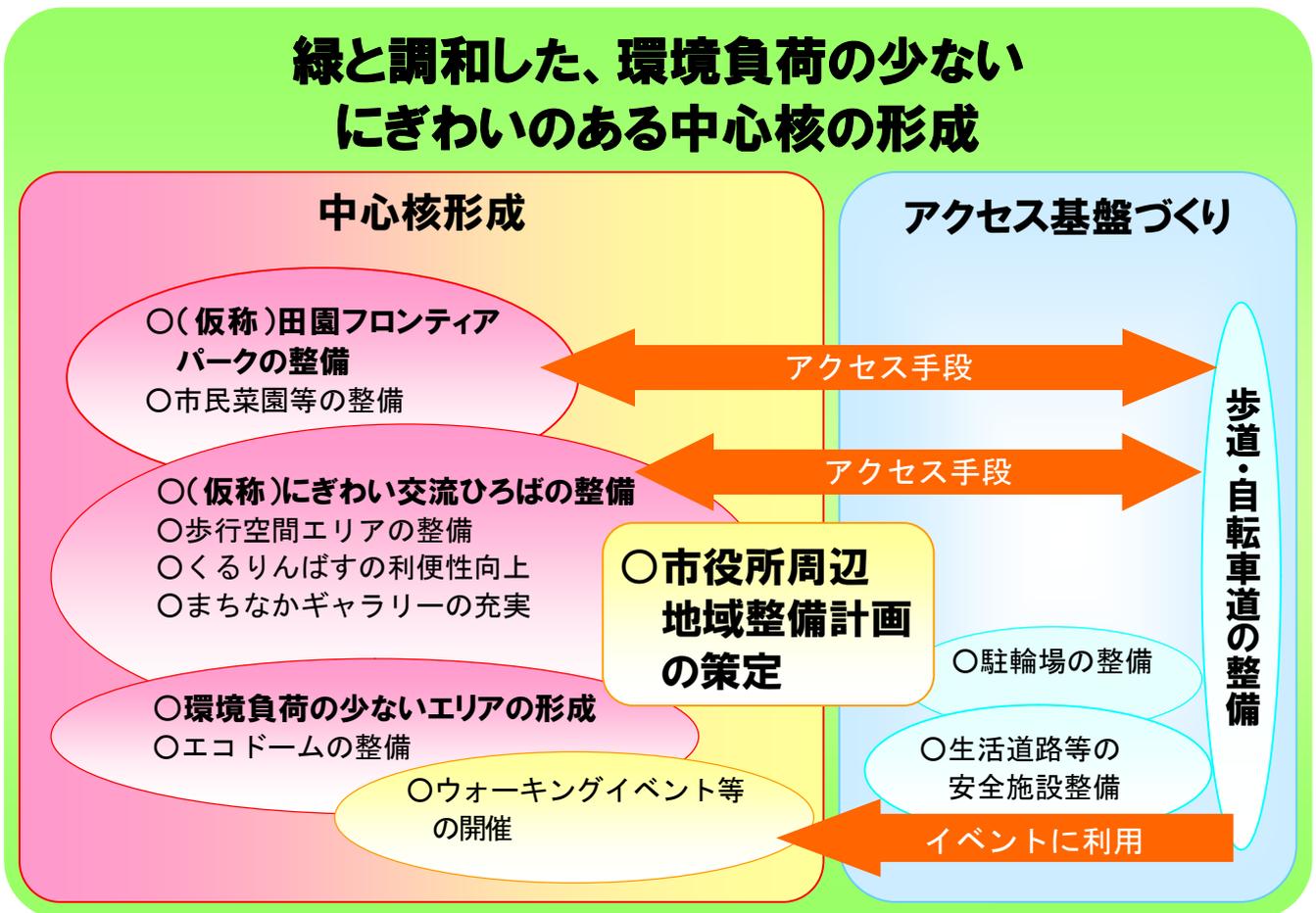
(2) 「アクセス基盤づくり」関連の概要

主な事業	主な内容	関連する主な施策
歩道・自転車道の整備	歩行者・自転車利用者が安全で安心して利用できる道路を整備する。	歩行者・自転車ネットワークの形成
生活道路等の安全施設整備	歩行者・自転車利用者が安全に通行できる設備を整備する。	交通環境整備による安全性の確保
駐輪場の整備	自転車で市役所周辺施設を利用するための駐輪場を整備する。	行政サービス施設の機能強化

3基本計画
重点プロジェクト

3 プロジェクトの展開イメージ

緑と調和した、環境負荷の少ないにぎわいのある中心核の形成



5 住宅地の魅力向上プロジェクト

1 プロジェクトの目的

- 現在も市内において新たな住宅地の開発が進む一方、開発から年数が経過した住宅地では、インフラの老朽化や居住者の高齢化等が問題になってきました。住宅都市である本市において、安全・安心で快適な住環境を維持・向上することは、重要な課題の一つです。
- そこで、この課題に取り組むため、住民が主体となって住環境の向上に取り組もうとしている地区を、モデル地区として指定します。
- モデル地区では、地域の特性や課題を踏まえて、建築・都市計画分野での住環境向上だけでなく、地域コミュニティ組織等による防災、防犯や地域福祉等ソフト的な取組も含めた計画を策定します。この計画に基づき、地区単位の小地域活動を行い、各々の企画・運営等の連動性を高めるとともに、活動を担う地域コミュニティ組織やNPO等の能力向上を促します。
- また、モデル地区での取組成果に基づき、住宅地の魅力の維持・向上を図るため、住宅や生活基盤の更新等の推進方策をまとめる等、これらの取組を通して積み重ねられた知識や経験を整理・活用することで、市内の他の地域における住環境の向上を図ることも視野に入れていきます。
- 以上のような取組を進めることで、だれもが暮らしたいと思える住宅地の魅力の維持・向上をめざします。

2 プロジェクトを構成する主な事業

(1) 「モデル地区の活動支援」関連の概要

主な事業	主な内容	関連する主な施策
モデル地区の指定、計画策定の支援、モデル事業の推進	モデル地区を指定し、推進計画の策定支援を行う。また、推進に向けた活動を行うための地域組織の設立を支援する。さらに、住宅地空間の維持管理や再整備を支援する。	既成市街地の魅力の維持・向上
	小地域におけるコミュニティ、福祉活動等を推進する。	地域コミュニティ組織の活性化支援

(2) 「まちの基盤づくり」関連の概要

主な事業	主な内容	関連する主な施策
住宅地のインフラ整備・更新	都市基盤の維持管理や更新を行うことで、快適な住環境を維持する。	生活道路の整備、下水道の計画的な整備と適正管理

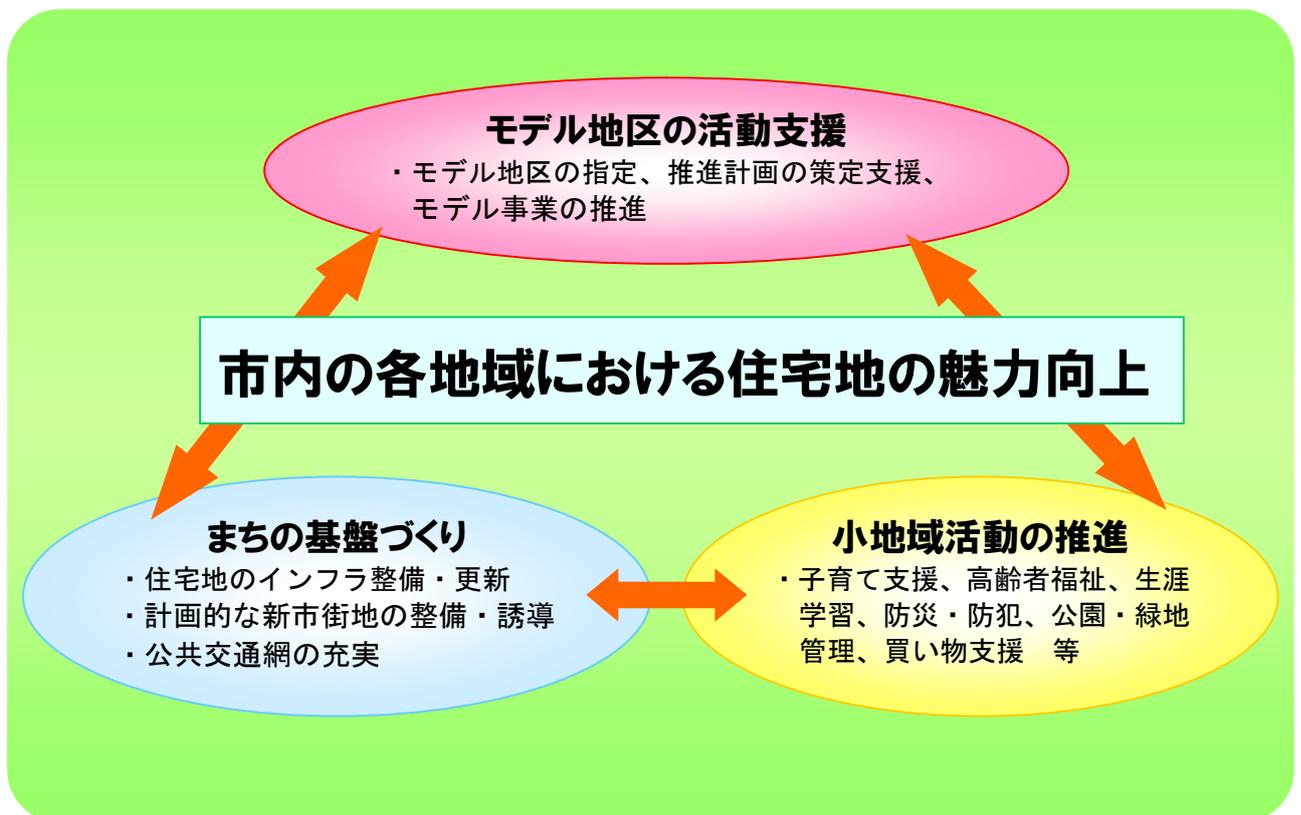
主な事業	主な内容	関連する主な施策
土地区画整理事業による計画的な新市街地の整備・誘導	エリアマネジメントを意識した新たな市街地整備が適切に進むように、指導、助言及び補助を行う。	計画的な市街地整備・誘導
公共交通網の充実	市内公共交通の充実を図る。	バスの利便性向上による交通ネットワークの形成

(3) 「小地域活動の推進」関連の概要

主な事業	主な内容	関連する主な施策
子育て支援、高齢者福祉施策の推進	放課後児童対策等の子育てしやすい環境づくりや、高齢者の居場所づくり、生活支援サービスを行う。	家庭と仕事や社会参加との両立支援の充実 地域福祉活動の充実・支援
生涯学習プログラムの実施	市民のニーズに応じた生きがいつくり講座を積極的に行う。	生涯学習システムの充実
自主防犯組織活動の支援	各地域で行われている防犯啓発活動に対して活動資材等の提供や団体設立のための支援を行う。	地域における防犯能力の向上
生活環境の整備	公園等愛護会への支援等、公園の維持管理を促す。また、ごみ処理では資源回収拠点の充実を図る。	公園・緑地の適正な維持管理 ごみの再資源化の推進
生活の利便性向上	商業団体等が行うネットスーパーや宅配サービスを支援する。	まちづくりと一体となった商業活動の振興

3基本計画
重点プロジェクト

3 プロジェクトの展開イメージ



第2章 部門別計画

1 部門別計画の体系図

部門別計画では、基本構想に掲げた6つの基本目標を実現するための主な施策を、部門別に体系化し、掲載しています。

基本目標	節	大施策	掲載ページ
1 子育て・健康長寿を支えるまちづくり	1 社会福祉	1.子育て・子育て支援	42
		2.高齢者福祉・介護保険	48
		3.障害者・障害児福祉	53
		4.地域福祉	59
	2 健康	1.成人保健	64
		2.母子保健	68
		3.地域医療	72
		4.感染症対策	75
	3 社会保障	1.公的医療保険・年金	78
		2.福祉医療	81
		3.低所得者支援	84
	2 安全・安心で、自然と共生した暮らしの実現	1 安全・安心	1.防災・危機管理
2.消防・救急			93
3.交通安全			96
4.防犯			99
5.消費者行政			102
2 環境		1.環境負荷の少ない地域社会の形成	105
		2.ごみの適正処理と再資源化の推進	109
		3.自然環境の保全	112

基本目標	節	大施策	掲載ページ
3 快適で利便性の高い 持続可能な都市づくり	1 交通	1.道路	116
		2.交通対策	121
	2 市街地の形成	1.市街地の形成	125
		2.市役所周辺整備	129
	3 住環境の整備	1.住宅	132
		2.公園・緑地	137
		3.景観	141
		4.上・下水道	145
	4 治水	1.河川・排水路	150
	4 暮らしを支える 産業の振興	1 産業の振興	1.農業の振興
2.商業の振興			159
3.工業の振興			163
4.観光・レクリエーションの振興			166
2 勤労者への支援		1.勤労者・就労支援	169
5 次代を担う人を育み、 生涯学び続けられる 環境づくり	1 学校教育	1.義務教育	174
		2.学校給食	179
	2 生涯学習	1.生涯学習の推進	182
		2.図書館	186
		3.芸術・文化の振興	190
		4.文化財の保護・活用	193
		5.家庭教育	197
6.生涯スポーツの推進	199		
6 市民自治力と 行政経営力の向上	1 広報・広聴と地域情報化	1.広報・広聴	204
		2.地域情報化	207
	2 市民自治・市民活動	1.地域コミュニティ活動支援	210
		2.市民参加・市民協働・大学連携	213
	3 男女平等推進・国際化	1.男女平等推進	218
		2.国際化・自治体交流	223
	4 行政経営	1.行政運営	226
		2.組織運営・人材開発	231
		3.財政運営	234
	5 広域行政	1.広域行政	237

3 部門別計画

基本目標1

子育て・健康長寿を支えるまちづくり

節	大施策	掲載ページ
1 社会福祉	1.子育て・子育て支援	42
	2.高齢者福祉・介護保険	48
	3.障害者・障害児福祉	53
	4.地域福祉	59
2 健康	1.成人保健	64
	2.母子保健	68
	3.地域医療	72
	4.感染症対策	75
3 社会保障	1.公的医療保険・年金	78
	2.福祉医療	81
	3.低所得者支援	84

1. 子育て・子育て支援

現状と課題

- ・核家族化やひとり親家庭等の増加により、家庭と地域社会との関係が希薄化したため地域ぐるみの子育て力や教育力が低下しています。
- ・人口増加に伴う子どもの数の増加や就労形態の変化により、さらなる保育サービス及び放課後児童サービスの充実が必要となっています。
- ・子育て中の親が精神的疾患となるケースが増加し、子育てに対する不安を募らせており子育ての孤立感、孤独感を軽減するサービスの充実が必要となっています。
- ・地域での子どもが活動する場が少ないため、心も身体も健全に育成される環境を創出する必要があります。
- ・発達障害のある子どもの増加に対して、早期発見から早期療育^{*1}に至る支援体制を強化する必要があります。また、対象児童に対し最も適した進路を保護者が選択できるよう相談体制を整備することも必要となっています。
- ・いじめや児童虐待等、子どもの権利を侵害する問題が急増しているため、子どもの権利を尊重する地域風土の醸成が必要です。

3基本計画
基本目標1

施策がめざす将来の姿

- 子どもを安心して生み育てられる地域環境になっています。
- すべての子どもが心も身体も健やかに育っています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
安心して子育てできる環境であると感じる市民の割合 (%)	51.0	60	70
子育てに対する支援についての満足度 (%)	23.3 (平成20年度)	37	50
乳幼児や児童に対する福祉サービスについての満足度 (%)	26.9 (平成20年度)	38	50

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
1. 子育て・子育て支援	(1) 子育て家庭に対するサービスの充実	①専門的・総合的な相談体制の充実 ②幼児教育の充実 ③経済的な支援の充実
	(2) 安心して地域で子育てができる環境づくり	①地域の子育て拠点機能の充実 ②子育て中の親子の交流促進 ③子どもにとって安全・安心なまちづくりの推進 ④ボランティアやNPO等の子育て支援活動の活性化
	(3) 家庭と仕事や社会参加との両立支援の充実	①保育サービスの充実 ②放課後児童対策事業の充実 ③保育施設等の充実 ④保護者のレスパイト※ ² 及び社会参加支援の充実
	(4) 子育て・親育ちの支援の充実	①未来をつくる子ども条例の普及啓発 ②ユース世代の居場所づくりと自主活動の支援 ③子育てを支える相談体制の構築 ④地域・家庭の教育力の向上
	(5) 要支援児童・家庭対策の充実	①障害児のいる家庭への支援 ②児童虐待の防止 ③ひとり親家庭への支援

3基本計画
基本目標1

施策の主な内容

(1) 子育て家庭に対するサービスの充実

①専門的・総合的な相談体制の充実

多様な相談に適確に対応できるように、家庭児童相談や教育相談等の専門的な相談に加え、地域で気軽に相談できる体制を充実させ、市全体の相談機能を高めます。また、休日や夜間帯の相談機関等の情報を提供します。

②幼児教育の充実

就学前児童全体の視点から、学校生活や学習の基礎となる基本的な生活習慣や社会性を身につけることができるように、特色ある幼児教育の支援を充実します。

③経済的な支援の充実

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、国の制度である子ども手当の支給や授業料補助等を利用し、子育ての経済的負担を軽減します。また、経済的な理由により、就学困難な児童生徒を持つ家庭に対し、給食費、通学用品費及び校外学習費等の公費負担を行い、就学を支援します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
家庭児童相談事業	児童課	家庭児童相談室に家庭相談員を配置し、18歳未満の児童に関する電話及び面接相談を行う。
私立幼稚園補助事業	児童課	幼児教育の一層の振興を図ることを目的として幼稚園設置者に必要な経費の一部を補助する。

(2) 安心して地域で子育てができる環境づくり

①地域の子育て拠点機能の充実

核家族化による子育ての孤立を解消するため、子育て支援センターや児童館を地域の子育ての拠点として充実します。また、携帯電話メールを活用した情報提供等、子育て支援サービス機能を充実します。

②子育て中の親子の交流促進

子育て中の親子が交流しながら悩み等を語り合い、出産や育児への不安を持つ妊婦が“先輩ママ”と交流できるように、子育て支援センターや各児童館等に、交流促進の場の設置や機会の充実を図ります。また、引き続き保育園での園庭開放を実施します。

③子どもにとって安全・安心なまちづくりの推進

子どもが安心して学校へ通うことができるよう、歩道、自転車道の整備等、通学路の安全施設を設置します。また、子どもが安心して戸外で遊べる環境をめざし、地域の安全パトロールの支援や安全に関する意識啓発を進めます。

④ボランティアやNPO等の子育て支援活動の活性化

子育てグループづくりを進めるために、子育て支援センターや児童館での交流の場を提供するとともにボランティア等の育成を図ります。また、子育てサークルや子ども会への参加促進を図るため、子育てサークル等に関する情報を提供します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
子育て総合支援センター運営事業	児童課	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を行う。
児童館事業	福祉会館	児童の健康増進や情操を豊かにすること、未就園児と保護者のふれあいの場の提供を目的とした施設運営を行う。

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
子ども会活動支援事業	児童課	地区別にある単位子ども会や日進子ども会連絡協議会の事業を支援する。
ファミリーサポート事業	児童課	育児援助を行いたい人と育児援助を受けたい人を会員として組織化し、相互援助活動を行う。

(3) 家庭と仕事や社会参加との両立支援の充実

①保育サービスの充実

3歳未満児の保育ニーズの増加に対応するため、認定こども園制度等、民間の保育施設の活用を図ります。また、保育園の運営方法の検討や認可外保育所との連携を進める中で、休日保育や夜間保育の実施方法を検討していきます。

病児等の子どもを安心して預けられる場を提供するため、医療機関と連携し病児・病後児保育サービスを引き続き実施します。

②放課後児童対策事業の充実

児童生徒の健やかな育成や共働き等保護者の多様な就労に対応するため、学童保育所の充実や学校施設の有効利用による学校開放事業の拡大により、放課後や、夏休み等の学校休業日について対応の充実を進めます。

③保育施設等の充実

良好な保育環境を維持し、人口増加や核家族化や就労形態の変化に伴う保育需要の多様化に対応するため、必要に応じ既設施設の改修と計画に基づいた改築を推進するとともに、待機児童解消のため、民営を含め新設園の検討を行います。

④保護者のレスパイト及び社会参加支援の充実

子育て中の保護者のリフレッシュや社会参加支援のために、一時保育事業の拡充及び市主催事業での託児サービスを実施します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
3歳未満児保育事業	児童課	生後6か月からの3歳未満児を対象にその保護者に代わって保育する。
学童クラブ運営事業	児童課	学童クラブ運営に必要な補助、指定管理者への指導を行う。
放課後子ども教室開催事業（放課後子どもプラン事業）	児童課	放課後児童対策の一環として、放課後子ども教室等の活動を充実し、働きながら子育てしやすい環境づくりを行う。
セカンドスクール事業（サマースクール事業）	児童課	夏休み期間に子どもの居場所として、農業体験や食育、自由研究等を学べる講座を開講する。

(4) 子育て・親育ちの支援の充実

①未来をつくる子ども条例の普及啓発

条例の趣旨や内容について、子どもを持つ家庭だけでなく地域全体への意識を高めるため、子どもの権利月間を利用し、学習会、講演、シンポジウム等による意識啓発を行います。

②ユース世代の居場所づくりと自主活動の支援

ユース世代の子どもが豊かな自己を育むことを支援するため、自主的に社会参加できる機会や活動できる居場所を提供します。

③子育てを支える相談体制の構築

子ども自身が相談しやすい環境づくりを進めるため、学校に配置したスクールカウンセラーによる相談体制を充実させ、必要に応じて教職員と連携しながら問題解決につなげる等、相談体制の構築を図ります。

④地域・家庭の教育力の向上

青少年の多様な体験活動を促進するとともに、広報紙やホームページ等、様々な媒体を活用し、家庭教育や子育てに関する情報提供を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
未来をつくる子ども条例の普及啓発事業	児童課	子どもが自らの大切な権利について学ぶ機会を提供する等、条例の普及啓発を行う。
ユース世代の居場所づくり事業	児童課	ユース世代が、自主的に社会参加できる機会や活動できる居場所を創出する。

(5) 要支援児童・家庭対策の充実

①障害児のいる家庭への支援

早期発見・早期療育に努め、子どもの成長過程を通じた一貫した相談支援体制を構築します。また、障害児通園施設を整備し、受入れ児童数の拡大と療育の充実を図ります。

②児童虐待の防止

児童虐待の発生予防のため、乳児のいる家庭への訪問や乳幼児の健康診査等の機会に子育て環境を把握し、特に支援の必要な家庭には家庭訪問等を行います。また、関係機関とのネットワークを強化し、早期発見と迅速な対応を図ります。

③ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の自立を支援するため、母子自立支援員による、就業を始めとした生活全般にわたる相談や指導を総合的・計画的に実施します。また、児童扶養手当等の各種手当支給や就学援助等、ひとり親家庭の経済的な支援を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
児童発達支援センター 運営事業	児童課	心身に障害を有すると思われる義務教育就学前の児童に対し、通園による療育を行う。
児童虐待防止事業	児童課	要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との連携によって、未然防止と早期発見、迅速な対応を図る。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市次世代育成支援計画（平成17年度～平成26年度）
- 日進市未来をつくる子ども条例

◆ 用語の解説

- ※1 療育：医療・治療の「療」と、保育・教育の「育」を合体した造語。障害のある児童に対しては、医学的治療だけでなく、教育その他の諸科学を駆使して、残された能力や可能性を開発する手法が用いられている。
- ※2 レスパイト：休息や息抜きのこと。

2. 高齢者福祉・介護保険

現状と課題

- ・団塊の世代の高齢化による影響から、今後さらに高齢者数が増加し、超高齢社会を迎えます。
- ・高齢者福祉についての優先度が、平成20年度に実施した市民意識調査においても高いことから、高齢者が豊かで安心して生活できる地域社会の実現が求められています。
- ・高齢者一人ひとりが、元気で自分らしくいきいきと暮らすことができるよう、地域における健康づくりや生きがいくくり、社会参加に対する施策の必要性が高まっています。
- ・高齢者が住み慣れた自宅や地域で、安心した生活を継続して送ることができるように、高齢者の生活を総合的にサポートする体制づくりが求められています。
- ・高齢化による要介護認定者の増加や、核家族化の進展による単身の高齢者や高齢者のみの世帯の増加等に伴い、高齢者虐待や消費者被害が増加傾向にあります。権利擁護の観点から、関係機関との連携を強化して、迅速な対応を図ることが求められています。
- ・また、家族構成や社会構造の変化によって、高齢者の孤独死が問題となっており、地域等における見守り支援体制の充実が求められています。
- ・高齢化に伴う認知症^{*1}高齢者の増加が予想されることから、地域住民の認知症に対する理解促進等が必要不可欠となっています。
- ・必要な介護保険サービスを安心して利用することができるよう、サービスの量と質の確保、介護給付の適正化等による安定した制度運用が重要です。

施策がめざす将来の姿

- 高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしています。
- 介護の必要な人が、必要な介護サービスを受けることができます。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
高齢者福祉サービスに対する満足度 (%)	15.7 (平成20年度)	18	21
介護保険サービスに対する満足度 (%)	51.7 (平成20年度)	54	56
介護保険サービス受給率 ^{*2} (%)	78.3	80.0	82.5

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
2. 高齢者福祉・介護保険	(1) 社会参加・生きがいづくりの促進	①老人クラブ活動の活性化 ②社会参加する機会の拡大 ③就労機会の拡大
	(2) 健康づくり・介護予防	①高齢者の健康づくりの推進 ②身近な生きがいづくり活動の実施と支援 ③介護予防の充実
	(3) 相談・生活支援の充実	①在宅福祉サービスの充実 ②家族介護者支援の充実 ③相談支援ケア体制の充実 ④高齢者の虐待防止や権利擁護 ^{※3} の推進 【P. 59「地域福祉」の再掲】
	(4) 介護保険サービスの充実	①介護保険サービスの基盤の確保 ②介護保険制度の適正な運用 ③介護保険制度の周知と相談体制の充実 ④介護サービス水準の向上

施策の主な内容

(1) 社会参加・生きがいづくりの促進

①老人クラブ活動の活性化

高齢者が、地域における仲間づくりを通じた生きがいや健康づくりを進めるため、老人クラブの自主的活動が活性化するための支援を実施します。

②社会参加する機会の拡大

高齢者が自らの能力を生かし、地域の人との関わりを通じて、生きがいを持って生活できるよう、生涯学習に関する講座等の開催や情報提供等を行い、社会参加への機会の拡大を図ります。

③就労機会の拡大

高齢者が長年培った技術・知識・経験等が生かせるよう、シルバー人材センターが実施する無料職業紹介事業や、会員向けの教養・技能講習会及び未就業相談会の実施を通して、就労機会の拡大を支援します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
老人クラブ助成事業	高齢福祉課	地域での奉仕活動等、老人クラブの自主的な活動を支援するための助成をする。
シルバー人材センター運営指導事業	高齢福祉課	シルバー人材センターの適正な運営のための指導を実施する。

(2) 健康づくり・介護予防

①高齢者の健康づくりの推進

高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくため、健康づくりに関する知識の普及啓発を積極的に行い、生涯学習やスポーツ等を通じ、高齢者自らが健康づくりに取り組めるように支援します。

②身近な生きがいくくり活動の実施と支援

高齢者が身近な場所で交流し、生きがいを持って過ごせるよう、福社会館や地域における高齢者を対象とした生きがいくくり等の事業を実施します。また、高齢者が集い交流し、主体的に活動し、参加できるような環境づくりを進めるとともに、自立した活動となるための支援を実施します。

③介護予防の充実

要介護状態^{※4}になることを防ぐため、関係機関や地域の団体等との連携を強化し、認知症や生活機能低下を予防するための介護予防事業の実施や介護予防遊具の設置を進め、介護予防の充実を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
コミュニティサロン事業	福社会館	65歳以上で外出する機会の少ない人を対象に、福社会館にて週1回、昼食をはさみ、体操やレクリエーション等を実施する。
おたっしやハウス事業	福社会館	元気な65歳以上の人を対象に、福社会館にて健康維持や介護予防を目的とした体操やカラオケ、おしゃべりをして一日を楽しく過ごしてもらう。
地域サロン等支援事業	高齢福祉課 健康課	地域でボランティアにより実施されているサロン等に保健師が出向くとともに、介護予防のための専門家を派遣する。
介護予防事業	高齢福祉課	一次予防事業対象者（高齢者全般）や二次予防事業対象者 ^{※5} を対象に、認知症予防教室や生活機能低下を予防する運動教室等を実施する。

(3) 相談・生活支援の充実

①在宅福祉サービスの充実

支援を必要とする高齢者が在宅で自立した生活ができるように、食事や家事等の日常生活の一部を補うサービスを提供します。また、単身の高齢者や高齢者のみの世帯が安心して生活できるよう見守り体制を充実します。

②家族介護者支援の充実

介護者の心身の負担を軽減するため、効率的な介護ができるような介護知識を習得できる機会や、心身のリフレッシュができる機会を充実します。

また、認知症サポーター養成事業等の実施によって、認知症に対する理解を進め、認知症の人とその家族を支援します。

③相談支援ケア体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域包括支援センター^{※6}が軸となって関係機関との連携を強化し、保健・医療・福祉等生活に関わる様々な相談への対応や、認知症の人等に対する見守り支援体制の充実を図る等、高齢者の生活を総合的に支援します。

④高齢者の虐待防止や権利擁護の推進【P.59「地域福祉」の再掲】

高齢者が虐待や悪徳商法等により身体や財産が侵害されないように、権利擁護の観点から関係機関と情報を共有化した上で連携します。また、必要に応じて成年後見等の制度を活用することで、日常生活を支えます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
在宅福祉サービス事業 (365日あったか食事サービス事業始め9事業)	高齢福祉課	調理・買い物が困難な65歳以上の高齢者等へ食事(夕食)を宅配する他、在宅高齢者の生活支援を行うサービスを提供する。
地域包括支援センター運営事業	高齢福祉課	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とした業務を地域包括支援センターに委託し、連携を図る。
認知症サポーター養成事業	高齢福祉課	地域で暮らす認知症の人やその家族のことを理解し、支援することができる認知症サポーターを養成する。

(4) 介護保険サービスの充実**①介護保険サービスの基盤の確保**

高齢者が住み慣れた自宅や地域で必要な介護サービスが受けられるように、介護サービスの基盤整備を進めます。

②介護保険制度の適正な運用

介護保険制度の安定した運用を図るため、適正なサービス必要量と介護保険料を算定するとともに、制度周知等の実施による収納率の向上、介護給付適正化への取組を実施します。

③介護保険制度の周知と相談体制の充実

高齢者やその家族が介護保険制度を理解し、必要なサービスを適切に利用することができるよう、ガイドブック等を活用してわかりやすく周知するとともに、地域包括支援センターを拠点とした地域ごとの相談支援体制の充実に努めます。

④介護サービス水準の向上

介護サービスの質の確保・向上のため、市内介護サービス事業者を対象とした研修、指導監督、第三者評価等を実施します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
介護保険事業計画策定事業	高齢福祉課	介護保険事業における保険給付の円滑な実施が確保されるよう、国の基本指針に沿って策定する。第1号被保険者 ^{※7} の介護保険料を計画に基づき算定する。
介護施設等整備事業	高齢福祉課	介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービス事業者等、介護サービスの基盤整備を図る。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成21年度～平成23年度）
- 日進市介護保険条例
- 日進市高齢者生きがい活動センター条例
- 日進市福祉会館条例

◆ 用語の解説

- ※1 認知症：いろいろな原因で脳の細胞の機能が低下したために様々な障害が起こり、生活するうえで支障が出ている状態（およそ6か月以上継続）のこと。かつては、痴呆症と呼ばれていた。
- ※2 介護保険サービス受給率：要介護（要支援）認定者に対する介護保険サービス利用者の割合のこと。
介護保険サービス利用者数／要介護（要支援）認定者数×100（％）
- ※3 権利擁護：自己の権利や援助ニーズを表明することが困難である人を、あらゆる形態の権利侵害やその可能性から擁護するとともに、尊厳あふれる生活を送る上で必要なすべての権利を保障するという考え方やその実践のこと。
- ※4 要介護状態：身体上又は精神上的の障害があるため、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分のいずれかに該当するもの。
- ※5 二次予防事業対象者：要支援・要介護になるおそれのある高齢者のこと。基本チェックリスト等により判定される。
- ※6 地域包括支援センター：高齢者の生活を総合的に支えていくことを目的に、平成18年度から新設された拠点。市内には、担当する地域ごとに3か所設置され、各センターにおいて、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）等が中心となって、「介護予防に関するケアマネジメント」「権利擁護に関すること」「総合的な相談・支援」「地域のケアマネジャーへの支援」等を行うもの。
- ※7 第1号被保険者：介護保険被保険者のうち、65歳以上の人をいう。

第1節：社会福祉

3. 障害者・障害児福祉

現状と課題

- ・本市において障害者手帳を所持している人は、本市の総人口の増加率以上の割合で増加しています。
- ・平成18年に施行された障害者自立支援法^{*1}は、障害の種別にかかわらず福祉サービスの充実及び一層の推進を図るために制定されましたが、応益負担等制度上の課題も取り上げられていることから、現在、国において総合的な制度の見直しが検討されています。
- ・障害のある人の地域での生活を実現するために、自立・独立した生活を送っていくための基盤となる居住空間（グループホームや民間の賃貸アパート等）が不足している等、基本的な障害福祉サービスの不足が指摘されています。
- ・障害のある人やその家族とともに、様々な福祉サービスをコーディネートし、ライフステージに応じた支援が得られるように、相談支援体制の充実等が求められています。
- ・障害のある人が自立して生活できるよう、一般就労^{*2}・福祉的就労^{*3}を促進するための条件整備や支援の充実を図る必要があります。
- ・障害のある人の外出や余暇活動等を通じて多様な社会参画の機会を確保するため、バリアフリー環境を整えていく等、ハード・ソフト両面での充実も求められています。
- ・障害のある人の様々なニーズに応えるためには、行政だけではなく地域社会、民間企業やボランティア等による支援も必要とされています。

施策がめざす将来の姿

- 障害のある人が住み慣れた地域で、家族や仲間とともに安心して暮らしています。
- 障害のある人が自分らしい生き方を選択し、別け隔てなく自立した暮らしを送っています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
障害者基本計画の進捗率（％）	10	50	100 (平成30年度)
障害者（児）福祉サービスに対する満足度（％）	13.3 (平成20年度)	25	50
心身に障害がある状態になった場合に安心して生活できる地域だと思う人の割合（％）	50.2	60	70

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
3. 障害者・障害児福祉	(1) 障害福祉サービスの充実	①障害福祉計画の定期的な見直し ②自立給付等サービス基盤の確保 ③地域生活支援事業 ^{※4} の充実 ④療育 ^{※5} や特別支援教育 ^{※6} の充実 ⑤市独自の福祉サービスの実施
	(2) 障害者相談支援体制等の充実	①相談支援体制の充実 ②障害の早期発見・早期対応の推進 ③障害者のいる家族への支援
	(3) 自立と社会参加の支援	①雇用・就労等の促進 ②移動・外出支援の充実 ③社会参加活動の支援
	(4) 障害に対する理解促進と障害者・児の地域生活を支える環境づくり	①差別・偏見をなくすための取組推進 ②施設等のバリアフリーの推進 ③ボランティア・NPO等の活動支援制度の充実【P. 59「地域福祉」の再掲】 ④障害者の虐待防止や権利擁護 ^{※7} の推進【P. 59「地域福祉」の再掲】

3 基本計画
基本目標1

施策の主な内容

(1) 障害福祉サービスの充実

①障害福祉計画の定期的な見直し

障害のある人が自分の住む場所を自分で選び、必要なサービスを利用し、地域で安心して暮らすことができるように、各年度におけるサービスの必要量を見込み、確保するための方策を定めた障害福祉計画を定期的に見直します。

②自立給付等サービス基盤の確保

障害のある人が、身近な地域で介護給付^{※8}や訓練等給付^{※9}等の基本的なサービスが利用できるように、サービス提供事業者の誘致等、サービス基盤の確保に努めます。また、国・県の各種障害者手当、障害年金等の経済的支援制度の周知を図ります。

③地域生活支援事業の充実

障害のある人が、地域で日常生活を送ることができるよう、当事者等の意見を踏ま

えて、既存事業を見直しながら、地域の実情に応じた地域生活支援事業を実施します。
また、必要なサービスを継続的に提供できるよう、サービス提供従事者等の人材を養成し、活用を図ります。

④療育や特別支援教育の充実

就学前の療育から学校教育へと適切につなぐため、教育・保健・医療・療育・福祉の各分野の連携を強化し、関係機関が一体となり相談や支援を行っていくために、個別の教育支援計画^{※10}等により一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進します。また、障害の種別や程度、発達段階に応じた適切な支援を行うために専門職を配置する等、より効果的で効率的な教育的支援を実施します。

⑤市独自の福祉サービスの実施

本市に住む障害のある人が地域において安心して生活していくため、当事者等のニーズを把握し、既存事業を見直しながら、新たな事業への展開を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
障害福祉計画の見直し事業	福祉課	障害福祉計画を3年ごとに見直しするとともに、障害者基本計画等策定・評価委員会による進捗管理を行う。
市独自の福祉サービス事業	福祉課	当事者等のニーズを把握し、既存の事業の見直しと新たな事業への展開を図る。

(2) 障害者相談支援体制等の充実

①相談支援体制の充実

相談支援業務に従事する者の相談技術を向上させるとともに、障害の種別、障害のある人の年齢等にとらわれることなくすべてのケース及びライフステージに対応できるように、障害者支援拠点を整備することで、障害者相談支援センターの機能を充実し、一貫した支援を図ります。また、障害のある人が必要な支援やサービスを得られるよう、様々な障害福祉サービスの周知を行います。

②障害の早期発見・早期対応の推進

乳幼児期における障害の早期発見や、生活習慣病等を起因として障害が生じることを予防するため、健康診査、各種保健指導を充実させ、障害の早期発見に努めるとともに、関係機関が連携し、適切な相談、指導等の支援を行います。

③障害者のいる家族への支援

障害のある人の家族の精神的負担を軽減するため、制度やサービスに関する情報を、障害の種別や特性を考慮してわかりやすく提供するとともに、障害者相談支援センターや地域包括支援センター等、関係する機関との連携を行うことで、相談機能を充実させます。また、障害のある人の緊急一時預かりに対応できるよう、サービス提供体制の充実を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
障害者支援拠点整備運営事業	福祉課	障害者支援拠点を整備し、障害の種別を問わず、ライフステージを通じた相談支援を行う。

(3) 自立と社会参加の支援

①雇用・就労等の促進

市が率先して障害のある人の雇用機会を進めていくために、市における雇用やチャレンジ雇用^{※11}を進めます。また、障害のある人の雇用の促進等に関する法律や雇用に関する助成制度等の周知に努めます。さらに、NPOや障害者団体等が福祉的就労事業を展開するために必要な支援を進めます。

②移動・外出支援の充実

障害のある人が、地域で自立した生活を送り、自由に社会参加できる環境を整備するために、タクシー料金助成事業、移動支援事業^{※12}等の既存制度の見直しを検討するとともに、NPO等による福祉有償運送^{※13}を始め、新たな支援事業の実施を進めます。

③社会参加活動の支援

障害のある人が、スポーツ・文化活動等に参加できるように、障害者団体と連携し、各種教室、講座の企画・開催を検討するとともに、障害のある人をサポートするスタッフを養成します。また、ピアカウンセリング^{※14}等の当事者同士による活動への支援を進めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
職員雇用、チャレンジ雇用事業	人事課 福祉課	市役所において、障害のある人の雇用を進めるとともに、一定期間の就労訓練の場を提供する。
移動支援事業	福祉課	福祉有償運送やヘルパーの養成等、移動支援事業の充実を図る。

(4) 障害に対する理解促進と障害者・児の地域生活を支える環境づくり

①差別・偏見をなくすための取組推進

障害に対する理解を深めるために、学校教育の場における福祉教育の実践や地域・企業においても福祉教育を行うことを支援する等、障害のある人への差別や偏見を解消する取組を進めます。

②施設等のバリアフリーの推進

公共施設において障害のある人等の意見を聞きながら、案内装置や多目的トイレ、エレベーター・スロープ等の設置・改善、段差の緩和等を進め、だれもが利用しやすい施設整備を進めます。また、障害のある人にとって住みやすい住宅への改修費用の助成を継続するとともに、必要な情報を得られるように努めます。

③ボランティア・NPO等の活動支援制度の充実【P.59「地域福祉」の再掲】

ボランティア・NPO等の活動を充実するため、ボランティアセンターにおいて必要な支援を行います。また、手助けが必要な人とボランティア等を結びつけるコーディネート機能を充実します。

④障害者の虐待防止や権利擁護の推進【P.59「地域福祉」の再掲】

障害のある人が虐待や悪徳商法等により身体や財産が侵害されないように、権利擁護の観点から関係機関と情報を共有化した上で連携します。また、必要に応じて成年後見等の制度を活用することで、日常生活を支えます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
公共施設のバリアフリー 一手引き作成事業	福祉課	公共施設のバリアフリー化のためのチェックリスト 等を作成する。

◆ 関連する計画・条例

- 第2次日進市障害者基本計画（平成21年度～平成30年度）
- 第2期日進市障害福祉計画（平成21年度～平成23年度）
- 日進市障害者自立支援条例
- 日進市障害者施策推進協議会条例
- 日進市障害者医療費支給条例
- 日進市精神障害者医療費支給条例
- 日進市障害者扶助料支給条例

◆ 用語の解説

- ※1 障害者自立支援法：障害の種別で区別することなく、障害のある人等が能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とした法律のこと。
- ※2 一般就労：福祉的就労に対して使われる用語。一般民間企業や自営等で働く場合をいう。
- ※3 福祉的就労：授産施設や作業所での収入（工賃）を伴う活動をいい、労働関係法規の適用は受けませんが、就業・就労に該当し福祉施設で行われていることから、福祉的就労と呼ばれている。
- ※4 地域生活支援事業：障害者自立支援法によって法定化された事業。障害のある人等の能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施するもの。相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具給付、移動支援等、市町村が必ず実施しなければならない事業がある。
- ※5 療育：医療・治療の「療」と、保育・教育の「育」を合体した造語。障害のある児童に対しては、医学的治療だけでなく、教育その他の諸科学を駆使して、残された能力や可能性を開発する手法が用いられている。
- ※6 特別支援教育：従来の特殊教育の対象だけでなく、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を行うこと。

第3編 基本計画 第2章 部門別計画

基本目標1 子育て・健康長寿を支えるまちづくり

- ※7 権利擁護：自己の権利や援助ニーズを表明することが困難である人を、あらゆる形態の権利侵害やその可能性から擁護するとともに、尊厳あふれる生活を送る上で必要なすべての権利を保障するという考え方やその実践のこと。
- ※8 介護給付：障害者自立支援法によって体系化されたサービスで、主に居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所、生活介護等のサービスの総称のこと。
- ※9 訓練等給付：障害者自立支援法によって体系化されたサービスで、主に自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助等のサービスの総称のこと。
- ※10 個別の教育支援計画：障害のある児童・生徒一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業までを通じて、適確な教育的支援を行うこと。
- ※11 チャレンジ雇用：1年以内の期間を単位として、国の各府省・各自治体において、非常勤職員として雇用し、各府省・各自治体での1～3年の業務の経験を踏まえ、ハローワーク等を通じた一般企業等への就職を実現しようとするもの。
- ※12 移動支援事業：障害者自立支援法に規定された地域生活支援事業の必須事業の一つ。屋外での移動が困難な障害のある人等に対して外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。
- ※13 福祉有償運送：NPO法人等が要介護者や身体に障害のある人等の会員に対して、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自動車を使用して、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うこと。
- ※14 ピアカウンセリング：障害のある人が自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の障害のある人の相談に応じ、問題解決を図ること。

第1節：社会福祉

4. 地域福祉

現状と課題

- ・急激な人口増加に伴う近隣のつながりの希薄化により、地域コミュニティの弱体化、地域の助け合いの意識が低くなることが懸念されており、市民の福祉の心を育て、ふれあい・助け合い・支え合いの行動を喚起し、「安全で安心して暮らせる日進」、「明るく心豊かに暮らせる日進」を構築していくことが求められます。
- ・公的な福祉サービスと市民自らが取り組む地域福祉活動の違いを理解しながら、協働の原則のもとに地域福祉を推進していくことが必要であるため、平成19年から市民と行政の協働による実行委員会を立ち上げ、市内の地域福祉活動実践報告をしています。
- ・地域福祉の輪を広げ、住みやすく居心地の良い地域をつくるためには、さらなる市民参加の拡大が必要です。
- ・本市は、若い世代が多く住む地域や高齢化が進む地域があり、その実情に見合った、地域福祉を進めることが望まれます。

施策がめざす将来の姿

- 市民一人ひとりがお互いの暮らしを尊重し、支えあえる地域になっています。
- だれもが安心して暮らし続けられる地域になっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
地域福祉活動に参加したことがある市民の割合 (%)	27.8	37.5	40

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
4. 地域福祉	(1) 地域福祉計画の推進	①地域福祉計画の見直しと推進
	(2) 地域福祉意識の向上	①地域福祉意識の啓発 ②福祉教育の充実
	(3) 地域福祉活動の充実・支援	①小地域福祉活動の拡大支援 ②地域福祉の担い手の育成 ③ボランティア・NPO等の活動支援制度の充実 ④民生委員・児童委員の拡充
	(4) 高齢者や障害者等の安心生活の確保	①災害時要援護者の支援体制の確立 ②移動手段の充実 ③高齢者や障害者等の虐待防止や権利擁護 ^{※1} の推進
	(5) 地域福祉活動拠点の充実	①福祉会館の管理・運営体制の充実 ②既存施設の有効活用

3 基本計画
基本目標1

施策の主な内容

(1) 地域福祉計画の推進

①地域福祉計画の見直しと推進

地域福祉ニーズに対応した取組が円滑に行われるようにするため、日進市地域福祉推進連絡会議^{※2}と日進市地域福祉推進協議会^{※3}の連携・協働により、計画の見直し及び推進を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
地域福祉推進協議会開催事業	福祉課	地域福祉計画の総合的な推進にあたり、地域福祉計画の進捗状況の確認及び見直しの必要性について協議する。

(2) 地域福祉意識の向上**①地域福祉意識の啓発**

相互扶助や地域内連携等、市民の地域福祉活動に対する意識・関心の向上及び必要性の周知を図るため、広く市民全般が学習する機会として、市内の地域活動実践報告を含めた地域活動をテーマに講演会や、地域福祉の課題をテーマにした講座を開催します。

②福祉教育の充実

子どもの頃から福祉に対する理解を深めるため、福祉実践教室において高齢者や障害のある人の疑似体験等を行い、ボランティアや地域の助け合いの精神を養う機会を提供します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
地域福祉フォーラム開催事業	福祉課	市内の地域福祉の現状と先進地事例等を市民に伝え、これからの日進市の福祉を考える機会を提供する。

(3) 地域福祉活動の充実・支援**①小地域福祉活動の拡大支援**

だれもが住み続けられる地域づくりのために、地域で福祉活動を実践している団体に対して、先進事例の情報提供や仕組みづくり等の支援を行い、活動の活発化を促進します。

②地域福祉の担い手の育成

身近に地域福祉を学ぶ場とその知識を実践する場を設け、地域福祉活動に積極的に参加する人材の育成に努めます。

③ボランティア・NPO等の活動支援制度の充実

ボランティア・NPO等の活動を充実するため、ボランティアセンターにおいて必要な支援を行います。また、手助けが必要な人とボランティア等を結びつけるコーディネート機能を充実します。

④民生委員・児童委員の拡充

地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の活動を充実させるため、必要な知識と技能を修得するための研修を充実するとともに、民生委員・児童委員の適正な配置に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
人材育成講座開催事業	福祉課	地域福祉計画を進める市民会議 ^{※4} が企画し、地域ニーズに即した講座を開催する。

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
ボランティア講座等開催事業	福祉課	ボランティア講座を始め、新たな福祉ニーズに対応した各種講座を行う。

(4) 高齢者や障害者等の安心生活の確保

①災害時要援護者の支援体制の確立

災害時における地域での災害時要援護者^{*5}の援護活動が円滑に行われるようにするため、マニュアルを作成し、地域の支援体制を整えます。

②移動手段の充実

高齢者や障害のある人に対して、外出や通院等のニーズに対応するため、市民や事業者との協働により移送サービスの充実を図ります。また、くるりんばすの有効利用促進に努めます。

③高齢者や障害者等の虐待防止や権利擁護の推進

高齢者や障害のある人等が虐待や悪徳商法等により身体や財産が侵害されないように、権利擁護の観点から関係機関と情報を共有化した上で連携します。また、必要に応じて成年後見等の制度を活用することで、日常生活を支えます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
災害時要援護者登録制度事業	防災室 福祉課 高齢福祉課	災害発生時に被害を最小限に抑えるため、障害者世帯や高齢者世帯等、災害時に援護が必要な人が登録することで適切な支援を受けられるようにする。
移送サービス費助成事業	高齢福祉課	要介護（要支援）認定者のうち、日常生活において寝たきりの状態又は常時車いすを必要とする者が、自宅と医療機関や福祉施設等を移動するために利用した福祉車両利用料を助成する。
くるりんばすの高齢者定期券や障害者等無料パスカードの発行事業	生活安全課	市内在住の65歳以上の人を対象に1か月定期券を発行する。また、市内在住の障害者手帳等所持者、要介護（要支援）認定者と付き添いの方1名は乗車料を無料とし、希望者にはパスカードを発行する。
権利擁護事業の普及促進事業	福祉課 高齢福祉課	地域包括支援センターや障害者相談支援センター等の関係機関や広報紙等により、成年後見制度利用支援事業の利用案内を周知し普及を進める。

(5) 地域福祉活動拠点の充実

①福祉会館の管理・運営体制の充実

福祉会館が市民の身近な福祉の活動拠点として活用が図られるよう、福祉会館の管理・運営体制の充実に努めます。

②既存施設の有効活用

地域において市民が気軽に集える場を確保するため、空き家や既存の公共施設等を利用し、地域の団体が運営する施設を整備します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
ぷらっとホーム事業	福祉課	地域の高齢者を始め、すべての人が、いつでも気軽にぷらっと集まれるスペースを設け、地域コミュニティの醸成の機会を提供する。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市地域福祉計画（平成17年度～平成26年度）
- 日進市地域福祉活動計画（平成23年度～）（※日進市社会福祉協議会が策定）

◆ 用語の解説

- ※1 権利擁護：自己の権利や援助ニーズを表明することが困難である人を、あらゆる形態の権利侵害やその可能性から擁護するとともに、尊厳あふれる生活を送る上で必要なすべての権利を保障するという考え方やその実践のこと。
- ※2 日進市地域福祉推進連絡会議：地域福祉に関する総合的な施策の推進を図るため、関係各課及び日進市社会福祉協議会に所属する者により構成される会議のこと。
- ※3 日進市地域福祉推進協議会：日進市地域福祉計画の総合的な推進にあたり、必要な意見を得るため、福祉関係団体の代表者、地域福祉計画を進める市民会議の代表者、学識経験者、地域福祉推進連絡会議の代表者及び福祉部長により構成される会のこと。
- ※4 地域福祉計画を進める市民会議：日進市地域福祉計画を推進していくことを目的とし、日進市民で構成された組織のこと。
- ※5 災害時要援護者：災害から身を守るため安全な場所に避難するなど、一連の防災行動をとる必要がある際に、支援を必要とする人

第2節：健康

1. 成人保健

現状と課題

- ・本市の平均寿命は、男性が80.7歳、女性が87.0歳と、男女ともに全国及び愛知県より長く、県内第1位となっています。（平成17年市区町村別生命表^{*1}）市民が現在の住み慣れた地域で健康に安心して暮らすため、引き続き健康づくりのための様々な施策が求められます。
- ・生活習慣病を原因とする死亡は、全体の約3分の1にもものぼると推計されています。このことから、平成20年から医療保険者に40歳以上の被保険者を対象に内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病（メタボリックシンドローム^{*2}）予防のための特定健康診査及び特定保健指導^{*3}の実施が義務付けられました。
- ・いきいき健康プランにっしん21のアンケート調査（平成20年）では、20歳代男性の朝食の欠食や同年代の女性のやせすぎが指摘されています。
- ・中高年以降の生活習慣病の予防にとって重要な、若い頃からの適切な食生活や運動習慣を身につけるには、一人ひとりが健康に対する意識を高め、健康を意識した生活を送ることが重要です。
- ・国のがん対策推進基本計画では、がんの早期発見と早期治療のために、がん検診の受診率を50%以上とすることを目標の一つとしています。本市においてもこの目標を達成するための取組を展開することが重要です。
- ・健康は、個人の努力だけで獲得できるものではなく、家族、地域、社会が与える影響や責任も大きいものがあります。そこで住民の健康を支援するような活動の取組が望まれます。
- ・働く世代や高齢者の心の病は、年々増加傾向にあります。本人や周囲の人の、心の健康に関する理解は十分ではないため、正しい知識の普及啓発や心の健康づくりのサポート体制が必要とされています。

施策がめざす将来の姿

- 運動や食習慣、心等の健康に対する理解が深まり、多くの市民が健康づくりに取り組んでいます。
- 地域で支えあう健康づくりの活動が活発になっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
健康を実感している市民の割合 (%)	85.1	90	95
健康に意識した取組を行っている市民の割合 (%)	58.9	65	70

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
1. 成人保健	(1) 生活習慣病等予防対策の推進	①健康づくり知識・情報の普及
		②各種健康診査事業の充実
		③生活習慣の改善と支援
	(2) 地域における健康づくり活動の推進	①健康づくりを推進する市民リーダー等の育成
		②地域における健康づくり体制の強化
	(3) 心の健康づくりの推進	①心の健康に対する知識の普及

施策の主な内容

(1) 生活習慣病等予防対策の推進

①健康づくり知識・情報の普及

市民の健康づくりに対する意識を高めるため、学校、医療機関、企業等と連携し、世代ごとの健康問題に関する様々な知識や情報の普及啓発を行います。

②各種健康診査事業の充実

健康診査の受診率は、その疾病の予防対策に直接反映することから、受診率の向上のため、関係する機関と連携し、健康診査及びがん検診や歯周疾患検診等、各種事業を広く市民に周知するとともに、市民の利便性を考慮した健康診査体制を整備します。

③生活習慣の改善と支援

健康に関する指導が必要な人に対しては、毎日の体重や歩数測定、適切な運動量や栄養摂取等について、性別や年齢に応じた効果的な特定保健指導のプログラムの作成等、生活習慣の改善と支援に努めます。

また、ポピュレーションアプローチ^{※4}としては、地域、学校、企業に出向き、健康教室を開催する等、健康や健康づくりに関する知識の普及啓発を進めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
特定健康診査事業	保険年金課 健康課	医療保険者に義務化された特定健康診査の実施率を高め、メタボリックシンドロームの予防、改善を図る。
特定保健指導事業	保険年金課 健康課	健康診査の結果、保健指導が必要と選定された対象者に医師、保健師、栄養士等による生活習慣病予防のための保健指導を実施する。
健康教室開催事業	健康課	教室を開催し、生活習慣病予防、心の健康等知識の普及啓発を行う。
健康ウォーキング普及事業	健康課 生涯学習課	日常生活の中で軽運動の習慣が浸透・定着できるようにするため、健康ウォーキングマップの作成等、健康ウォーキングの普及、啓発を図る。

(2) 地域における健康づくり活動の推進

①健康づくりを推進する市民リーダー等の育成

地域の健康づくり推進のために、栄養・食生活、運動に関する知識の普及啓発活動を実践している食生活改善推進員及び運動普及推進員の養成及び活動支援を継続するとともに、健康づくりを実践する市民サポーターを増やします。

②地域における健康づくり体制の強化

地域における健康づくり活動を進めるため、食生活改善推進員及び運動普及推進員の協力を得ながら、地域における健康づくり体制を構築するとともに、地域でボランティアが開催している地域サロン等の場に保健師や管理栄養士、運動普及推進員を派遣する等、健康づくりの視点を取り入れた活動を支援する体制を強化します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
食生活健康づくり活動支援事業	健康課	食生活改善推進員等が、市民に対して栄養・食生活に関する知識を普及啓発できるように支援を行う。
運動・体力づくり活動支援事業	健康課 生涯学習課	運動普及推進員等が地域で普及活動を円滑に行えるように支援を行う。
市民サポーター養成事業	健康課	健康づくりに関心のある市民を、市民サポーターとして養成し、地域に健康情報の発信と啓発を行う。

(3) 心の健康づくりの推進

①心の健康に対する知識の普及

関連機関と連携を取りながら、心の健康についての知識の普及啓発や相談事業を充実します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
心の健康啓発事業	健康課 福祉課 高齢福祉課	心の健康に関する知識や情報を広く市民に啓発するため、講演会等を実施する。
心の健康相談事業	健康課 福祉課 高齢福祉課	心の健康に不安を持つ人や高齢者のうつの高リスク者を把握して健康相談を実施する。

◆ 関連する計画・条例

- いきいき健康プランにっしん21計画（平成16年度～平成25年度）

◆ 用語の解説

- ※1 市区町村別生命表：厚生労働省により作成され、ある人口集団の死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、各年齢の者が死亡する確率や平均してあと何年生きられるかという期待値等を、死亡率や平均余命等の指標（生命関数）によって表したものの。
- ※2 メタボリックシンドローム：内臓脂肪型肥満を共通の要因として高血糖、脂質異常、高血圧のうちいずれか2つ以上を併せもった状態のこと。内臓脂肪症候群ともいう。
- ※3 特定保健指導：特定健康診査の結果、腹囲と追加リスクの数に応じて保健指導が必要と選定された対象者に保健指導を実施して個人の目標とした生活習慣を改善すること。動機づけ支援、積極的支援に分けられる。
- ※4 ポピュレーションアプローチ：疾患を発生しやすい高いリスクを持った人を対象に絞り込んで対処していく手法「ハイリスクアプローチ」に対して、対象を一部に限定しないで集団全体へアプローチすることで、全体としてリスクを下げていく手法のこと。

2. 母子保健

現状と課題

- ・核家族化や地域社会との関係が希薄化したことにより、子どもと保護者が孤立する現状がみられます。出産、育児に関する知識や心構え等、これまで親から子へと自然に伝えられていた情報を得る機会がなく、子育てに不安を抱える保護者が増えていることから、妊娠や子育てに安心感を持てるような支援が望まれます。
- ・妊婦健康診査は、妊婦自身と胎児の健康を守り、安全な出産へとつながる大切な健康診査ですが、経済的な負担が大きいため、妊婦が必要な回数を受けられるような支援が必要とされています。
- ・また、子どもを生み育てたいと希望している夫婦のうち、10%程度は不妊に悩む夫婦であると言われてはいますが、不妊治療は経済的な負担が大きいため支援が必要とされています。
- ・近年、心や身体の発達に問題を抱える子どもが増加傾向にあります。早期発見、早期療育^{*1}が重要であるものの、十分な対応ができていないのが現状です。保護者が子どもの特徴や障害を理解し、早期に適切な対応ができるように、保護者の心に配慮した支援と療育が求められています。
- ・いきいき健康プランにっしん21計画アンケート（平成20年）では、出産を経験した人のうち、2人に1人が出産後に憂うつな気分になった経験があると回答しています。子育て中の保護者が心に問題を抱えているケースや、その疑いがある等のケースが少なくないことから、関係機関とより一層連携した保健、医療、福祉の制度や支援が必要とされています。

3基本計画
基本目標1

施策がめざす将来の姿

- 安心して妊娠・出産ができる環境が整備されています。
- 子どもの成長・発達や個性にあわせた支援が継続して行われており、子どもが健康に元気に成長しています。

現状と目標値

基本成果指標名		現状値	目標値	
		平成21年度	平成27年度	平成32年度
子育てにストレスを感じる人がいる人の割合（%）	乳幼児保護者	12.9 (平成20年度)	12	11
	就園児保護者	21.5 (平成20年度)	20	18

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
2. 母子保健	(1) 安心な妊娠出産期への支援	①子どもを望む夫婦への支援 ②妊娠初期からの相談・保健指導等の充実 ③妊娠期の母子健康管理の充実 ④妊娠期からの仲間づくりへの支援 ⑤夫婦で協力する子育ての促進
	(2) 乳幼児の健康の保持増進	①乳幼児健康診査・相談の充実 ②障害等の早期発見とその支援 ③乳幼児の疾病や事故防止知識の普及啓発 ④乳幼児の心と身体の健康づくりの推進 ⑤児童虐待の防止【P.42「子育て・子育て支援」の再掲】
	(3) 子育て中の親に対する健康支援	①子育て中の親に対する心の健康支援

施策の主な内容

(1) 安心な妊娠出産期への支援

①子どもを望む夫婦への支援

子どもを生み育てたいとの希望を持ちながらも、子どもができない夫婦に対して、不妊治療に要する費用の一部を負担し、経済的な負担を軽減することで、子どもを生み育てやすい環境づくりを行います。

②妊娠初期からの相談・保健指導等の充実

妊娠及び出産の経過を満足して心安らかに過ごせることが、安らかな子育てにつながるため、安心感を持てるような支援として、妊婦が気軽に相談できるような電話相談や家庭等への訪問指導を充実します。

③妊娠期の母子健康管理の充実

妊婦健康診査を受診することは、妊娠中の異常の早期発見と保健指導につながり、安全・安心な出産には不可欠であることから、健康診査の重要性を周知するとともに経済的な負担を軽減し、妊娠期の母子健康管理を充実します。

④妊娠期からの仲間づくりへの支援

子育て中の保護者同士が不安、悩み等を共感しあい、また楽しさを共有することで親として成長する力を育てあい、出産後も孤立することなく子育てができるようになるため、妊婦健康教育等を通じて妊婦やその家族が交流できるような機会を設けます。

⑤夫婦で協力する子育ての促進

子育てにおいて、心と身体の両面から支えるパートナーの存在は大切であることから、父親も子育てのパートナーとして子どもと関わり、父母ですばらしい子育てをするために子育ての知識や技術を学ぶ機会を提供します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
妊婦健康教育・相談事業	健康課	妊婦とその家族に対し知識の啓発と相談を実施する。
妊婦健康診査事業	健康課	妊婦健康診査・妊産婦歯科健康診査を実施する。

(2) 乳幼児の健康の保持増進

①乳幼児健康診査・相談の充実

保護者の子育てにおける不安や悩みを解消するため、乳幼児健康診査等の機会に、管理栄養士、臨床心理士等の専門職による相談を行います。

②障害等の早期発見とその支援

乳幼児健康診査の際には、身体面だけでなく、発達や心理面の健康に着目した健康診査を実施し、障害の早期発見に努めます。また、発達等に心配のある子どもには相談の機会を設け、必要な医療福祉サービス情報を提供する等、早期療育に向けた支援を行います。

③乳幼児の疾病や事故防止知識の普及啓発

乳幼児の死亡原因の第1位である「不慮の事故」(平成20年人口動態調査^{※2})を防ぐため、事故がどこで発生しやすいか、事故の起こらない環境をどのように整えるかについて、いろいろな機会を通じて保護者に情報提供を行います。

④乳幼児の心と身体健康づくりの推進

乳幼児の心と身体を育てるため、食育^{※3}に関する支援を行います。また、親と子のふれあいを通じて子どもの心を育むため、本を通じたふれあいを勧めるブックスタート事業を継続して実施します。

⑤児童虐待の防止【P.42「子育て・子育て支援」の再掲】

乳児のいる家庭への訪問や乳幼児の健康診査等の機会に子育て環境を把握し、特に支援が必要な家庭に家庭訪問等の子育て支援を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
乳幼児健康診査事業	健康課	3～4か月児、1歳半児、3歳児健康診査を実施する。
ブックスタート事業	健康課	3～4か月児健康診査時に、保護者に絵本を通して赤ちゃんとのふれあいのひとときを持つことの大切さを伝える活動を実施する。

(3) 子育て中の親に対する健康支援**① 子育て中の親に対する心の健康支援**

産後のマタニティブルー^{※4}や、うつ病を始めとする心の不調に対し、周囲の理解と支援が得られるようにするため、啓発活動を行っていくとともに、保護者の心のケア等のため、相談や訪問指導を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
家庭訪問事業	健康課	子育てに不安や悩みのある保護者の家庭を訪問し、生活の場で助言指導を行い不安の軽減を行う。
こんにちは赤ちゃん訪問事業	健康課	4か月までの乳児に対し家庭訪問を行い、地域の子育て情報の提供と見守りを行う。

◆ 関連する計画・条例

- いきいき健康プランにっしん21計画（平成16年度～平成25年度）
- 日進市次世代育成支援計画（平成17年度～平成26年度）

◆ 用語の解説

- ※1 療育：医療・治療の「療」と、保育・教育の「育」を合体した造語。障害のある児童に対しては、医学的治療だけでなく、教育その他の諸科学を駆使して、残された能力や可能性を開発する手法が用いられている。
- ※2 人口動態調査：我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする、厚生労働省が行う調査のこと。出生、死亡、婚姻、離婚及び死産について、各種届出等から人口動態調査票が市区町村で作成され、これを収集し集計したもの。
- ※3 食育：国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図られるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取組のこと。
- ※4 マタニティブルー：出産直後の母親にみられる抑うつや情緒不安定な状態のこと。

3. 地域医療

現状と課題

- ・本市には3病院^{※1}、56 医科診療所^{※2}、40 歯科診療所と医療提供施設として35 薬局があります。また、子どもの多い地域として必要な、出産を扱う施設が4か所と小児科標榜施設^{※3}が23か所あり、がん患者の緩和ケア病棟を有する病院も立地しています。また、近年新たに心療内科が2か所開設される等、医療機関の診療科目が充実しています。(平成22年度時点)
- ・そうした医療機関の情報等を、より多くの人に随時提供していく必要があります。
- ・地域の医療機関及び行政が連携を進めることは、保健・医療・福祉サービスの向上に不可欠です。
- ・献血は、血液製剤の原料や手術時の輸血用の血液として重要です。今後、献血量の増加に向けて啓発等を充実する必要があります。
- ・アイバンク・骨髄バンク・臓器移植等については、成人式等で啓発していますが、今後さらなる臓器提供意思表示者の増加が望まれています。
- ・本市の第1次救急医療施設として日進市休日急病診療所が整備されています。利用者に安全・安心な医療を提供するため、医療関係機関との連携協力を継続していくことが重要です。
- ・本市の近隣には、第3次救急医療施設^{※4}かつ災害拠点病院^{※5}の愛知医科大学病院、藤田保健衛生大学病院があります。災害時の体制づくりに向けた災害拠点病院と地域医療機関との連携が望まれます。
- ・健康づくりの拠点となる保健センターは、利用者の増加や利便向上を図るため、子育て支援、バリアフリーの視点に配慮しつつ、施設や設備の整備・拡充を図っていく必要があります。

3基本計画
基本目標1

施策がめざす将来の姿

- 身近な医療機関で安心して医療が受けられます。
- 救急医療体制が充実し、関連する情報の周知も徹底されており、救急時に迅速・適切な医療サービスが受けられます。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
医療機関（医科・歯科）の数や診療科目に対する満足度（%）	38.4 (平成20年度)	43	48

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
3. 地域医療	(1) 医療連携の強化	①かかりつけ医師等の普及促進 ②市民にわかりやすい医療情報の提供 ③地域医療機関との連携 ④ドナー思想の普及啓発
	(2) 救急医療体制の充実	①休日救急診療体制の充実 ②災害時等に備えた地域医療体制の整備 ③緊急医療情報の充実

施策の主な内容

(1) 医療連携の強化

①かかりつけ医師等の普及促進

かかりつけ医師等がいることで、病歴等の医療情報を集約し、健康管理を容易にするため、地域にある医療機関を保健センターガイドやホームページへ掲載して、かかりつけ医師等の普及促進に努めます。

②市民にわかりやすい医療情報の提供

医療に関する情報を、毎月広報紙に掲載するとともに、わかりやすいチラシを作成し、より多くの人に最新の医療情報を提供します。

③地域医療機関との連携

市民の健康を向上するため、医療機関と行政との会議を開催する等、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携し、医療に関する情報の共有を図ります。

④ドナー思想の普及啓発

献血の量、ドナーカードによる臓器提供意思表示を増やすため、広報紙やホームページ等を活用し、献血、アイバンク、骨髄バンク、臓器移植等についての情報提供を積極的に行います。また、県赤十字血液センターの献血活動を支援し、献血機会を増やすため企業や病院等での献血を実施します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
ドナー思想の啓発事業	健康課	年に3回献血を行い、献血会場、成人式等イベントでリーフレットの配布を行う。

(2) 救急医療体制の充実

① 休日救急診療体制の充実

利用者に安全・安心な医療を提供するため、休日急病診療所の運営を地域医療機関と連携を図って継続します。

② 災害時等に備えた地域医療体制の整備

災害時に必要な治療が受けられるような体制づくりを進めるため、災害拠点病院と地域医療機関との連携支援を行います。また、医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係機関と連携し、災害時でも地域医療が活動できるような体制を整えます。

③ 緊急医療情報の充実

市民が、緊急時に適切な治療を受けられるように、緊急医療情報の提供手段の充実に努め、救急医療情報センター等の情報提供に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
休日急病診療所運営委託事業	健康課	休日急病診療所の運営について指定管理者に委託する。

3 基本計画
基本目標1

◆ 関連する計画・条例

- いきいき健康プランにっしん21計画（平成16年度～平成25年度）
- 日進市地域防災計画（平成21年5月改訂）
- 日進市休日急病診療所条例

◆ 用語の解説

- ※1 病院：20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの。
- ※2 診療所：患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するもの。
- ※3 小児科標榜施設：小児科診療について外部に広告できる病院のこと。
- ※4 第3次救急医療施設：24時間救急救命センターを病院にて運営し、第2次医療機関では対応できない複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に対し、医療を総合的に提供する医療機関のこと。
- ※5 災害拠点病院：災害時における医療の確保を図るため、重篤救急患者の救命医療を行う高度の診療機能や地域の第一線の医療機関を支援する機能、広域搬送機能、自己完結型の医療救護班を派遣する機能等を有する病院。

第2節：健康

4. 感染症対策

現状と課題

- ・ 予防接種を受けることは、本人が病気にかからず健康でいられるようにすると同時に、家族や友人、将来産まれる子どもの健康を守ることもつながることから、感染症の予防措置としての重要性について周知し、乳幼児からの接種率を高く保つことが重要です。
- ・ また、予防接種法によらない任意のワクチン接種が増加傾向にあります。正しい情報の提供と接種費用にかかる経済的負担の軽減についても検討していく必要があります。
- ・ 狂犬病の予防に有効な狂犬病ワクチンの接種率は、ペットとして犬を飼う人が多くなっている一方で近年低下しています。また、密輸や不法上陸等により狂犬病に感染した動物が侵入する可能性もあり、引き続き狂犬病対策の充実・強化を図ることが求められています。
- ・ 近年、新興・再興感染症が毎年流行しています。特に、早期に詳細な情報を把握することが困難な新興感染症の場合においては、流行当初の段階で様々な情報が錯綜し、混乱することから、どのようなときも市民が適切に行動できるよう、迅速・適確な情報提供と対応ができる体制づくりが求められています。
- ・ 災害発生時の対策として、避難所における感染症のまん延防止等の体制を整備しておく必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 予防接種についての市民の理解が深まり、必要な人が必要な予防接種を受けています。
- 新型インフルエンザ等の感染症や災害時における感染症対策が講じられており、市民は安心して生活しています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
乳幼児予防接種率（%）	98.7 (平成20年度)	100	100

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
4. 感染症対策	(1) 感染症予防	①予防の啓発 ②各種予防接種の推進 ③結核予防の推進 ④狂犬病対策の推進
	(2) 感染症に対する危機管理	①新型インフルエンザ等新興・再興感染症対策の体制確立 ②災害時の感染症予防体制の確立

施策の主な内容

(1) 感染症予防

①予防の啓発

感染症の予防についての適切な情報を得ることで、健康を維持することができるようにするため、広報紙やホームページ、健康診査、相談の機会等を活用して知識、情報の普及啓発を進めます。

②各種予防接種の推進

接種率が向上するよう、予防接種の効果や副反応の理解促進と予防接種機会の情報提供に努めます。

③結核予防の推進

結核予防のため、65歳以上の結核検診（胸部エックス線撮影）を実施するとともに、40歳以上には肺がん検診（胸部エックス線撮影）を実施します。また、保健所と連携し、結核予防に関する情報提供、啓発に努めます。

④狂犬病対策の推進

狂犬病予防法に基づく登録の徹底を図り、市内で飼養されている犬の数を把握するとともに、犬の所有者に対して確実に予防接種を行うように、普及啓発活動を実施します。また、県、獣医師会等関係機関と十分に連携・協力を図り、狂犬病予防対策の一層の推進に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
予防接種事業	健康課	予防接種法に基づく感染症の予防接種を実施する。
狂犬病予防事業	環境課	飼い犬に対する集合注射を実施する。また、飼い主に対して飼い犬の登録及び狂犬病予防注射接種の啓発活動等を行う。

(2) 感染症に対する危機管理

① 新型インフルエンザ等新興・再興感染症対策の体制確立

危機管理のため、罹患率、致死率等を考慮した新型インフルエンザ対策等行動計画を策定します。また、新型インフルエンザ等の初期発生段階を含めて国内外、県、他市町の情報収集に努めるとともに、市民に対し適確な情報を迅速に提供し、市民生活の混乱を防ぎます。

② 災害時の感染症予防体制の確立

災害発生時における感染症発生の予防措置として、避難所の衛生管理や被災状況に応じた消毒、訪問調査、予防接種、医薬品の確保等を迅速に行うとともに、避難所の被災者に対し、保健師等が健康管理を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
感染症予防消耗品備蓄事業	健康課	感染症予防消耗品、マスク、感染症対策キット等を備蓄する。
災害時の感染症予防体制の確立	健康課	災害時の感染症予防を迅速・適確に対応するための体制を確立する。

◆ 関連する計画・条例

- いきいき健康プランにっしん21計画（平成16年度～平成25年度）

第3節：社会保障

1. 公的医療保険・年金

現状と課題

- ・国民健康保険制度は、企業等の健康保険組合等、他の医療保険制度に属さないすべての住民を被保険者としているため、高齢化の影響を受け、医療機関での受診や治療の機会が多くなる高齢者の割合が増加していることに加え、医療技術の進歩に伴い医療費が増加していることや産業構造の変化に伴い無職者や年金受給者等、低所得者の割合が増加していること等により、その財政基盤は、市の一般財源への依存が高まってきています。
- ・予防医療の推進とともに、医療費の適正化を図ることで、財政基盤を安定的なものとするのが求められています。
- ・皆保険制度を堅持することは、社会の安定のためにも大切であるため、無保険者への対策が求められています。
- ・平成21年から全国の主なコンビニエンスストアでも時間や曜日を気にすることなく国民健康保険税の納付ができるようになりましたが、収納率の向上を図るため、納税者にとってさらに納付しやすい環境を整えることが求められています。
- ・平成20年度から75歳以上の人を対象にした後期高齢者医療制度が開始されました。現在、国において現行の制度を廃止し、平成25年度から新たな医療制度の創設が検討されており、今後も高齢者が安心して医療を受けることができるように、適切な情報提供等が求められています。
- ・「ねんきん特別便、ねんきん定期便」の送付と年金相談等により、年金記録の確認・統合が進み、市民が自分の年金の状態を確認できるようになりました。
- ・安定した年金制度を維持するためには、引き続き年金記録問題解決に向けた取組への協力と相談体制の充実が求められています。

3基本計画
基本目標1

施策がめざす将来の姿

- 被保険者の制度に対する理解が深まり、被保険者が健康を維持し、必要な時に安心して医療を受けられます。
- すべての市民が等しく年金を受給し、安定した老後生活を送っています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
国民健康保険被保険者一人あたり療養諸費費用額（円）	283,757	341,000	387,000
国民健康保険税現年収納率（%）	92.28	93.0	93.5

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
1. 公的医療 保険・年金	(1) 公的医療保険制度 の適正な運用	①医療費の適正化 ②無保険者の防止 ③収納率の向上
	(2) 年金制度の周知・普 及	①年金制度の周知・普及と相談の充実

施策の主な内容

(1) 公的医療保険制度の適正な運用

①医療費の適正化

医療費の適正化のため、有資格者によるレセプト^{*1}縦覧点検や診療報酬請求点数の確認事務を積極的に行うとともに、被保険者に対してジェネリック医薬品^{*2}の普及や多受診、重複受診抑制のための啓発を行います。

②無保険者の防止

皆保険制度を堅持するため、無保険状態にならないように広報紙やホームページ等を活用して啓発を行います。

③収納率の向上

保険制度を安定して運営していくため、滞納処分、収納対策を強化するとともに、納税者の納付しやすい環境を整えます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
医療費適正化事業	保険年金課	被保険者の資格点検、請求内容点検等調査事務を強化する。

(2) 年金制度の周知・普及

①年金制度の周知・普及と相談の充実

年金事務所と連携して、広報紙での国民年金制度の周知及びパンフレットの配布を行うとともに、年金加入者・受給者の年金相談を充実します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
年金制度の周知事業	保険年金課	年金制度の周知及び年金事務所の相談事務の受付を行う。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市国民健康保険条例
- 日進市国民健康保険税条例
- 日進市後期高齢者医療に関する条例

◆ 用語の解説

- ※1 レセプト：患者が受けた診療について、医療機関が保険者（日進市国保等）に請求する医療費の明細書のこと。患者氏名、性別、生年月日、医療機関名、診療科、病名、診療月に行った処置等の点数が記載されており、医療機関が月単位で作成する。診療行為ごとに点数が決められており、この点数を合算して、保険者に医療費を請求する。
- ※2 ジェネリック医薬品：先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のこと。後発医薬品ともいう。

第3節：社会保障

2. 福祉医療

現状と課題

- ・本市は、平成20年度から子ども医療費支給対象年齢を中学3年生までに制度を拡大しました。
- ・75歳以上の障害者手帳を所持している人等を対象とした後期高齢者福祉医療費制度^{※1}では、高齢単身世帯の増加に伴い、ひとり暮らし非課税者を対象に加える等、制度の拡大に努めています。今後も、高齢者人口の増加に伴い、対象者の増加が予想されます。
- ・身体障害や知的障害等、障害のある人が安心して医療を受けられることが必要です。本市では、身体障害や知的障害のある人の医療費助成に加え、精神疾患による通院又は入院に対して、一定要件の人に医療費を助成しています。
- ・近年では、自立支援医療（精神通院）^{※2}受給者や精神障害者保健福祉手帳取得者が増加していることから、助成制度の見直しが必要とされています。
- ・経済的支援が必要な、ひとり親家庭等が安心して医療を受けることができるように、今後も、ひとり親家庭等医療費助成制度について適切な情報提供が求められています。
- ・福祉医療費は、受給者の増加や制度拡大により毎年増加しており、市の財政負担も大きくなっています。医療保険者や医療機関と連携して医療費の適正化に努める必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 子ども、高齢者、障害のある人、ひとり親家庭等の福祉医療対象者が安心して医療を受けられるようになっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
医療費助成の受給者数（人）	17,270	19,200	21,100

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
2. 福祉医療	(1) 福祉医療費助成制度の充実	①福祉医療費助成制度の充実
	(2) 福祉医療制度の周知	①福祉医療制度の適正利用の周知

施策の主な内容

(1) 福祉医療費助成制度の充実

①福祉医療費助成制度の充実

福祉医療費支給対象者が安心して医療を受けられるように、医療費助成制度の充実に図ります。また、社会情勢や近隣市町の状況を考慮し、各制度の見直しを検討します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
医療費助成事業	保険年金課	中学3年生までの医療費の助成を継続する。精神障害者医療費支給対象者の拡大を検討する。

(2) 福祉医療制度の周知

①福祉医療制度の適正利用の周知

福祉医療費支給対象者が適正な医療を受けられるようにするため、制度の周知を積極的に行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
福祉医療費助成制度の啓発事業	保険年金課	広報紙等を積極的に利用し、福祉医療費助成制度の啓発を図る。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市子ども医療費支給条例
- 日進市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例
- 日進市障害者医療費支給条例
- 日進市精神障害者医療費支給条例

◆ 用語の解説

- ※1 後期高齢者福祉医療費制度：後期高齢者医療制度加入者で、市内に住所を有し、次のいずれかに該当している人に医療費を助成する制度のこと。（ただし、①から③は65歳以上の人とする。）
- ① 1級から3級までの身体障害者手帳所有者
 - ② A又はB判定の療育手帳所有者（B判定の人は75歳以上）
 - ③ 1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳所有者
 - ④ 寝たきり・認知症（市町村民税非課税世帯の人。要介護度4又は5で、生活介護を受けている期間が3か月以上継続している人）
 - ⑤ ひとり暮らしの高齢者で市町村民税非課税の人（居住地特例施設等入所者は除く）
 - ⑥ 腎臓機能障害4級の身体障害者手帳所有者
 - ⑦ 自閉症候群と診断された人
 - ⑧ 進行性筋萎縮症4から6級までの身体障害者手帳所有者
 - ⑨ 自立支援医療費（精神通院）受給者（指定した医療機関に通院した場合のみ助成）
 - ⑩ 戦傷病者手帳所有者
 - ⑪ 結核患者（保健所で手続きをされた人）
- ※2 自立支援医療（精神通院）：精神障害及び精神障害に起因して生じた病態の治療のため、病院又は診療所等への通院等による医療費及び薬剤費等の医療費のうち90%を医療保険と併せて助成する制度のこと。

3. 低所得者支援

現状と課題

- ・本市は、他の自治体と比べて生活保護世帯の割合が低い状況にはありますが、平成21年度後半から保護世帯が増加傾向にあります。
- ・相談の中には、生活保護適用にならない生活困窮事例及び複合要因による支援困難事例が増えてきています。さらに、健康で就労能力があるにもかかわらず、就労先が見つからないという事例も増えてきています。
- ・世界同時不況の影響により雇用状況が悪化したことに伴い、国において失職者の住宅確保や生活支援を進めていること等から、福祉部門と雇用部門の連携強化を進めることが必要となっています。

施策がめざす将来の姿

- 市民が、健康で文化的な生活水準を維持することができています。
- 生活が困窮する状態に陥った人が、生活や就労、健康面でのサポートを受け、自立に向けた生活を送っています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
ホームレス化防止対象者のうち、就労した比率（%）	26.1	50	50

施策の体系

《大施策》

3. 低所得者支援

《中施策》

(1) 生活自立支援の充実

《小施策》

- ① 要保護者（世帯）等^{※1}の適確な把握
- ② 相談事業の総合化
- ③ 適確・迅速な生活保護の実施
- ④ 雇用及び住宅確保に関する施策の実施

施策の主な内容

(1) 生活自立支援の充実

①要保護者（世帯）等の適確な把握

要保護者（世帯）等に早期に対応するため、民生委員・児童委員の協力を得て、金銭等による援助が必要な人（世帯）及び福祉各施策による援助が必要な人（世帯）の適確な状況把握を推進します。

②相談事業の総合化

市民からの生活相談に柔軟に対応するため、関係機関との連携を強化します。また、相談内容を適確に把握するとともに、要保護者（世帯）等の生活支援について、個人のプライバシーに配慮しつつ、相談者との良好なコミュニケーションを構築し、世帯の自立又は安定に向けた支援を行います。

③適確・迅速な生活保護の実施

要支援者に早期に対応するため、生活保護申請にかかる調査及び支給について、迅速かつ適切な処理を行うとともに、急迫性が高く金銭等による援助が必要な人（世帯）については、社会福祉協議会での資金貸付と連動した支援を実施します。

④雇用及び住宅確保に関する施策の実施

今後、雇用不況が長期化することが想定されるため、相談業務を実施する中で金銭等による援助が必要な人（世帯）の住宅確保を支援するとともに、職業安定所との連携を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
生活困窮者の生活相談	福祉課	生活困窮者等に対して必要な生活相談を実施する。
生活保護等事業	福祉課	生活保護法に基づいて生活保護を実施する。
生活福祉資金貸付事業	社会福祉協議会	市福祉事務所と連動した、市社会福祉協議会による生活資金の貸付を行う。
緊急特別住宅手当支給事業	福祉課	離職に伴う住宅喪失者に対し、住宅手当を支給する。
ホームレス化防止対策事業	福祉課	金銭等による援助が適当な世帯のホームレス化を防止するため、各施策への導入を行う。

◆ 用語の解説

※1 要保護者（世帯）等：生活保護法の適用を含め、低所得者向け施策による支援及び救済が必要な者（世帯）のこと。

基本目標2**安全・安心で、自然と共生した暮らしの実現**

節	大施策	掲載 ページ
1 安全・安心	1.防災・危機管理	88
	2.消防・救急	93
	3.交通安全	96
	4.防犯	99
	5.消費者行政	102
2 環境	1.環境負荷の少ない地域社会の形成	105
	2.ごみの適正処理と再資源化の推進	109
	3.自然環境の保全	112

第1節：安全・安心

1. 防災・危機管理

現状と課題

- ・本市は、東海地震の地震防災対策強化地域に指定されているとともに、台風や集中豪雨等による被害の懸念も高まっている中、市民が安心して暮らせる地域社会の構築が求められます。
- ・本市は、平成21年度に地域防災計画の見直し及び防災マップの更新を行う等、災害への対策を行っていますが、今後もよりわかりやすい情報の提供が必要となっています。
- ・自主防災組織は、行政区や自治会単位で30団体が組織されていますが、組織化が進んでいない地域での設立促進や既設団体の機能拡充が課題となっています。また、住宅の耐震化等、市民の防災活動に向けた啓発を進めることが重要です。
- ・地域の災害時要援護者^{*1}への対策は、申請による登録制度を採用しているため、すべての対象者については網羅されていません。また、障害のある人等が避難する福祉避難所の指定等による体制整備が望まれます。
- ・義務教育施設の耐震化は完了しました。しかし、災害時に避難所となる公民館等の公共的施設については、建物の危険性に応じて、耐震化の支援をするとともに想定される避難者数に応じた備蓄食料や資機材を確保することが重要です。
- ・国民保護法に基づく国民保護措置や新型インフルエンザ等新たな感染症、庁内情報システムへのサイバー攻撃^{*2}等に備える危機管理体制の構築が求められます。

3基本計画
基本目標2

施策がめざす将来の姿

- 行政の防災・危機管理体制が整備され、安心して暮らせるまちになっています。
- 自主防災組織を中心に、地域における自助・共助による防災力が高まっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
自主防災組織の世帯カバー率 (%)	73.5	85	90
災害対策に対する満足度 (%)	40.1 (平成20年度)	50	60

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
1. 防災・危機管理	(1) 防災意識の向上	①災害に対する意識の啓発 ②災害に備えた情報の発信 ③防災訓練の充実
	(2) 防災体制・機能の向上	①自主防災組織の充実 ②災害時に被害を最小限にとどめる活動 ③災害発生時における情報発信 ④庁内の災害対応能力の向上 ⑤被災時の生活再建支援
	(3) 災害に強いまちの整備	①災害に備えた公共施設整備 ②災害に備えたインフラの整備 ③災害時対応についての民間企業等との協力 ④住宅等耐震化の促進【P. 132「住宅」の再掲】
	(4) 危機管理体制の強化	①国民保護措置への備え ②様々な危機に対する備え ③危機管理に関する情報の一元化

施策の主な内容

(1) 防災意識の向上

①災害に対する意識の啓発

市民の災害に対する意識を高めるため、行政区や自治会を単位とした自主防災組織等に対し、防災講座の開催、防災訓練の実施等を積極的に支援し、災害に対する意識の啓発を行います。

②災害に備えた情報の発信

災害が発生した時に市民が迅速かつ適確な避難行動をとることができるよう、広報紙やホームページへ避難所や事前対策、緊急時の行動マニュアル等の情報を掲載します。また、防災対策マップ、帰宅支援マップ、外国籍の人のための避難所マップ等、わかりやすい資料の配布により、市民への周知を図ります。

③防災訓練の充実

行政区や自治会等の子どもから高齢者までを対象とした地域単位で実施される防災訓練を支援します。また、災害図上訓練^{※3}等、訓練内容についても充実を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体又は担当課	事業概要
防災啓発事業	総務課防災室	防災に関する講座の開催、また自主防災組織が実施する防災訓練を支援する。
災害図上訓練事業	総務課防災室	市職員向けの図上防災訓練を行い、危機管理体制の確認と意識啓発を行う。

(2) 防災体制・機能の向上

①自主防災組織の充実

地域の防災力を高めるため、防災に関する啓発や講座の開催、防災訓練の実施等、積極的な支援を進め、行政区や自治会を単位とした自主防災組織の充実を図ります。

②災害時に被害を最小限にとどめる活動

災害発生時に被害を最小限に抑えるため、高齢者世帯等に対する家具転倒防止事業及び地域における防災訓練を実施します。また、災害時要援護者の把握の対策として他の制度の研究や福祉避難所の設置等を進めます。さらに、各小中学校に設置されている防災倉庫についても、資機材の拡充と備蓄食料の適宜更新を進めます。

③災害発生時における情報発信

災害関連の情報に関して、台風等事前に災害が予想される場合には、早い段階での情報発信に努め、事前の予測が難しい地震については、全国瞬時警報システム^{※4}（J-ALERT）を活用し、正確で迅速な情報発信に努めます。

④庁内の災害対応能力の向上

市民の生命や財産を守るため、市職員の意識向上を図り、一人ひとりが緊急時に迅速な対応ができるように、災害対策本部の設置訓練を始め、防災訓練で担当部署におけるそれぞれの役割を果たすことができるよう能力の向上を図ります。また、災害時に受け入れるボランティアの活動を効果的なものとするための体制づくりや、防災リーダーの育成を進めます。

⑤被災時の生活再建支援

災害によって、市内で被害が発生した場合、応急仮設住宅の建設や住宅資金の災害貸付等、生活再建に向けた支援を速やかに行います。また、災害ボランティアによる救援活動が効率的に行えるように環境の整備を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体又は担当課	事業概要
自主防災組織支援事業	総務課防災室	各自主防災組織の設立・運営支援や研修・訓練等の活動支援を行う。
家具転倒防止事業	総務課防災室	高齢者世帯等における家具の転倒による負傷等防止を目的に、転倒する恐れのある危険な家具に転倒防止金具の取付けを行う。

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
災害用資機材・備蓄品 整備事業	総務課防災室	災害用備蓄品等を使用期限に注意しながら、計画的に更新する。

(3) 災害に強いまちの整備

①災害に備えた公共施設整備

災害対策の拠点や避難所となる公共施設では、必要に応じて耐震診断を行い、その結果等に基づいて改修を推進します。

②災害に備えたインフラの整備

災害によって、電気・ガス・水道等のライフラインが使用できない状況の発生を防ぐため、適切な維持管理を関係機関・民間事業所に働きかけるとともに、市で管理する下水道施設を始めとしたインフラの耐震化等、整備を進めます。

③災害時対応についての民間企業等との協力

民間企業及び大学等との協力体制を強化し、災害時における物資や資機材の調達、避難所としての場所提供等の締結について拡充を図ります。

④住宅等耐震化の促進【P.132「住宅」の再掲】

昭和56年の建築基準法改正以前に建てられた木造住宅所有者を対象に、無料耐震診断の実施を周知し、診断実施を促進するとともに、診断に基づく補強工事の支援を行います。また、個々のニーズに応じて利用しやすくなるように、現在の補助制度の見直しを実施します。さらに、避難所となる公民館施設の耐震化を促進するため、耐震診断とそれに伴う補強工事を支援します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
木造住宅耐震診断事業 (P.134の再掲)	建築課	昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法及び伝統構法の木造住宅を対象に無料で耐震診断を実施する。
木造住宅耐震改修費補助事業 (P.134の再掲)	建築課	耐震診断を受診した住宅で、倒壊する可能性がある又は高いという診断結果となった場合、耐震改修工事を実施するにあたり、一定の要件に基づいて補助金を交付する。
避難所耐震化工事助成 事業	建築課	避難所に指定されている公民館等の耐震化工事費を助成する。

(4) 危機管理体制の強化

①国民保護措置への備え

武力攻撃やテロ行為等の緊急処理事態^{※5}が発生した場合、市民の生命・財産を守るための国民保護措置が速やかに行えるよう、庁内体制の整備と関係機関との連携を強化します。

②様々な危機に対する備え

新型インフルエンザ等、新たな感染症の発生や「庁内情報システム」に対する外部からのサイバー攻撃等に対応できるよう、対策マニュアルの作成やシミュレーション訓練の実施等、各種の取組を推進し、様々な危機に対して備えます。

③危機管理に関する情報の一元化

危機的事態が発生した場合、情報の錯綜を防ぐため、他分野にわたる危機管理に関する情報を一元化し、対応策を検討できる体制を構築します。

【主要事業】

事業名	事業主体又は担当課	事業概要
危機管理対策マニュアル作成事業	総務課防災室	新たな感染症の発生等、様々な危機に対応できるよう、マニュアルを作成する。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市地域防災計画（平成21年5月改訂）
- 日進市国民保護計画（平成19年2月～）

◆ 用語の解説

- ※1 災害時要援護者：災害から身を守るため安全な場所に避難するなど、一連の防災行動をとる必要がある際に、支援を必要とする人
- ※2 サイバー攻撃：産業や政府の活動等や電力供給、交通等の国民生活や社会経済活動に不可欠なサービスの安定的供給や公共の安全の確保に関する重要な役割を果たす重要な情報システムに対して、情報通信ネットワークや情報システムを利用した電子的な攻撃のこと。
- ※3 災害図上訓練：地図を用いて地域で大きな災害が発生する事態を想定し、危険が予測される地帯又は事態をシートの上書き込んでいく訓練のこと。
- ※4 全国瞬時警報システム：通信衛星を利用し、緊急情報を行政や住民へ瞬時に伝達できるシステムのこと。
- ※5 緊急対処事態：武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態のこと。

第1節：安全・安心

2. 消防・救急

現状と課題

- ・本市の消防・救急体制は、常備消防機関として、本市とみよし市及び東郷町で組織する尾三消防組合があり、市内には本郷地区に日進消防署、浅田地区に日進西出張所が配置されています。さらに、非常備消防機関として、消防団^{*1}（14分団）が組織されています。（平成22年度時点）
- ・市民が安心して暮らせるまちとなるためには、火災の予防、消防・救急体制が充実しており、市民一人ひとりが初期消火活動や応急手当等の救命講習会に参加する等、防災に対する正しい知識や技術を身につけることが必要です。
- ・火災や地震災害等の大規模化や多様化が見られる中、想像を超える事態も予測されることから、高度な消防・救助体制の整備が求められています。また、近隣市町の消防機関との相互応援体制の確立や、さらにそれを一歩進めた消防組織の広域化に向けた検討も必要です。
- ・地域の消防力の強化のため、防災訓練の実施や住宅用火災警報器の設置等、市民が自らの安全は自ら守ることができるような体制づくりと、その実現に向けた支援が必要です。

施策がめざす将来の姿

- 消防・救急体制が充実するとともに地域の消防力が高まり、安心して暮らせるまちになっています。
- 救急に関する正しい知識や技術が普及し、市民の救命に対する意識が向上しています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
市内火災出動件数（件）	36	30	25
消防体制・救急体制に対する満足度（%）	39.4 （平成20年度）	50	60

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
2. 消防・救急	(1) 消防・救急意識の向上	①火災予防に対する意識啓発
		②消防・救急に関する初動意識の啓発
	(2) 消防・救急組織の強化	①尾三消防組合等との連携
		②消防団等の機能強化

施策の主な内容

(1) 消防・救急意識の向上

①火災予防に対する意識啓発

子どもから高齢者まで幅広い世代に広報紙やホームページ等による防火意識の啓発及び地域との連携による情報提供等を行い、住宅用火災警報器等の設置を推進します。

②消防・救急に関する初動意識の啓発

市民が初期消火活動や応急救命行為を迅速かつ正確に行えるよう、消防署が主催する講習会の開催情報の提供等、意識啓発のための活動を積極的に行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
春・秋季火災予防運動開催事業	尾三消防組合 総務課防災室	火災が発生しやすい気候となる時期に、火災予防意識の一層の向上を図り、火災発生を防止する事を目的に実施する。
応急手当技術の普及啓発事業	尾三消防組合 総務課防災室	市民に対し応急手当技術を普及促進するため、AED（自動体外式除細動器）を使用した講習会を実施する。
消防力の強化に向けた啓発事業	総務課防災室	市民の防火意識の向上を図るとともに予防対策の充実に努める必要があることから、防災訓練における初期消火活動や住宅用火災警報器の設置を促進する。

(2) 消防・救急組織の強化

①尾三消防組合等との連携

消防救急無線設備のデジタル化に対応した通信施設の整備を進めるとともに、近隣市町の消防機関との応援体制を強化します。また、引き続き尾三消防組合との連携によって、消防救急体制の維持に努めます。さらに、消防の広域化についても検討を行います。

②消防団等の機能強化

地域防災の中核をなす消防団や自主防災組織の充実に努めるとともに、地域や企業に対し消防団や自主防災活動への理解を働きかけます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
地域における消防体制の強化事業	尾三消防組合 総務課防災室	消防署・消防団が中心となった消防体制の強化を進める。消防団の活性化並びに消防団員の確保に努める。
地域における防災体制の強化事業	総務課防災室	防災意識の啓発、自主防災組織の設立支援と育成強化を進める。高齢者・障害のある人等、災害時要援護者への支援を行う。

◆ 関連する計画・条例

- 尾三消防組合消防力整備計画（平成21年度～平成30年度）

◆ 用語の解説

※1 消防団：消防組織法の規定により設置された市町村の消防機関で、1市を除いて全国すべての市町村に設置されている。消防団活動を担う消防団員は、通常は各自の職業に従事しながら火災等の災害が発生したときは「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき活動している特別職の地方公務員（非常勤）である。消防の常備化が進展している今日においても、消防団が地域の消防防災において果たす役割はきわめて重要であり、消防本部・消防署（常備消防）が置かれていない非常備町村にあっては消防団が消防活動を全面的に担っている。

3. 交通安全

現状と課題

- ・愛知県は、自動車保有台数が全国1位（平成21年度）、日進市は、人口一人あたりの自動車保有台数が県内の市の中で3位（平成20年度）でした。
- ・人の移動や物流の手段として自動車に依存する割合が高い地域であり、運転免許保有者数も年々増加傾向にあります。
- ・このような社会情勢の下、交通事故死者数は近年減少していますが、県内及び本市の交通事故は依然として多発している状況です。
- ・交通事故を抑止するために、交差点・通学路等の道路環境や歩道等の交通安全施設の点検・整備が求められています。また、市民・ドライバーがそれぞれ交通マナーを向上する必要があります。
- ・啓発活動は、J A日進女性交通安全クラブ、各単位老人クラブ、シルバー人材センター、交通少年団及び住民自治組織によって展開されています。
- ・住宅地やマンション周辺での路上駐車による緊急時を含めた通行障害等に対応するため駐車対策が求められています。また、取締り対象にならない場合もあり、効果的な対策が難しい状況です。

3基本計画
基本目標2

施策がめざす将来の姿

- 市民が交通事故によって被害者や加害者にならないよう、交通安全施設が整備され、道路交通環境が整ったまちになっています。
- 市民、警察署、関係機関等が行政と連携して交通安全意識の向上を図る取組を実践し、だれもが安全に安心して暮らせるまちになっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
市内交通事故（人身）発生件数 （人口1,000人あたり）（件）	7	6	5
交通安全に対する満足度（%）	28.1 （平成20年度）	30.6	33.1

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
3. 交通安全	(1) 交通安全活動の推進	①交通安全に対する意識の啓発
		②地域における交通安全活動の支援
		③関係機関との連携
	(2) 交通環境整備による安全性の確保	①交通安全施設の整備と歩行者等の安全性確保
②路上駐車対策の推進		

施策の主な内容

(1) 交通安全活動の推進

①交通安全に対する意識の啓発

交通安全県民運動期間に合わせ、JA日進女性交通安全クラブ、各单位老人クラブ及び住民自治組織と警察署・行政が協働で行う「交通安全啓発活動」を展開します。また、安全マップの作成支援等や小学生で編成している交通少年団の活動を通して、交通安全に対する意識向上を進めます。

②地域における交通安全活動の支援

地域独自で実施している交差点等での街頭監視や駅前でのキャンペーン活動に対し市民との協働で啓発活動を展開します。

③関係機関との連携

交通安全活動の推進にあたり、JA日進女性交通安全クラブ、各单位老人クラブ、シルバー人材センター、住民自治組織及び警察署、教育機関及び学生等に協力を依頼し、相互に連携して実施します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
交通安全啓発事業	生活安全課	高齢者、幼児、小学生に対する交通安全教室の開催や交通安全県民運動時の街頭キャンペーン等を実施する。

(2) 交通環境整備による安全性の確保

①交通安全施設の整備と歩行者等の安全性確保

交通事故の発生防止と歩行者等の安全性を確保するため、ガードレール、カーブミラーの設置、カラー舗装等の交通安全施設を効果的に整備するとともに、地域や警察署との連携を図りながら信号機の設置や交通規制を行います。

②路上駐車対策の推進

路上駐車は渋滞や事故を誘発するため、道路環境整備や交通安全施設の整備とともに、「交通安全条例」の改正、警察署や地域と連携した巡回及びチラシ配布等によって、路上駐車対策を進めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
交通安全施設整備事業 (P. 118 の再掲)	道路建設課	カラー舗装、街路灯、カーブミラー、視線誘導標、ガードレール等の整備や交通規制、案内サインの設置等を行うことで歩行者・自転車・自動車及安全で安心して通行できるよう道路環境を整備する。
交通安全施設維持事業 (P. 119 の再掲)	土木管理課	カラー舗装、街路灯、カーブミラー、視線誘導標、ガードレール等を維持補修する。

◆ 関連する計画・条例

■ 日進市交通安全条例

第1節：安全・安心

4. 防犯

現状と課題

- ・「まちの安心ステーションひまわり」や青色回転灯を装着した車両を利用した地域によるパトロール等により、子どもの見守り活動や夜間巡回を行っています。
- ・夜間の防犯対策として、防犯灯の設置を積極的に進めています。
- ・「安全なまちづくり条例」に基づき、関係機関や事業者、自主防犯活動団体が連携して、犯罪のないまちづくりをめざした取組を行っています。
- ・人口1,000人あたりの街頭犯罪の発生率（平成21年度）は、愛知県平均を下回っています。
- ・子どもが犯罪被害に遭わないようにするため、警察署や学校と連携を密にし、メール配信システム等を活用した迅速な不審者情報の提供が求められています。
- ・市民の安全・安心に対する関心は非常に高く、安心して暮らせる生活環境の整備が必要となっています。
- ・侵入盗や車上ねらい、自転車盗等の身近で起こる街頭犯罪等が起きています。
- ・犯罪を減らすには、市民一人ひとりが防犯に対する意識を高めると同時に、地域ぐるみの取組が必要となっています。
- ・自主防犯活動は市内各地で行われるようになってきましたが、組織がない地域での設立促進や既存団体の活動維持、継続が課題となっています。また、防犯に関する団体は高齢者が中心となっており、幅広い世代の参加が必要となっています。

施策がめざす将来の姿

- 隣近所が声をかけあい、犯罪がないまちになっています。
- 地域ぐるみの防犯体制が整い、安全で安心な生活をすることができます。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
街頭犯罪等（重点罪種）発生件数 （人口1,000人あたり）（件）	11.6 （平成22年度）	11.2	11.0
防犯や治安に対する満足度（%）	28.7	30	32

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
4. 防犯	(1) 防犯意識の向上	①防犯に対する意識の啓発 ②犯罪情報・被害防止情報の発信
	(2) 地域における防犯能力の向上	①自主防犯活動の強化・育成 ②地域ぐるみの防犯体制づくり ③防犯関連施設の充実 ④関係機関との連携強化

施策の主な内容

(1) 防犯意識の向上

①防犯に対する意識の啓発

安全マップの作成等の支援、広報紙やホームページ等によって、子どもから高齢者までを対象とした啓発活動を積極的に行います。また、児童生徒に対しては、学校や地域、保護者と連携し、非行防止を促します。さらに、日頃から防犯講話等により犯罪に遭わないための意識を高めます。

②犯罪情報・被害防止情報の発信

市民が侵入盗や車上ねらい、自転車盗等の被害に遭わないように、ホームページやメール配信サービス「パトネットあいち^{*1}」の利用を促すことにより、迅速に情報を提供します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
防犯啓発事業	生活安全課	防犯教室や地域でのイベントの際に、防犯意識向上のための啓発を行う。

(2) 地域における防犯能力の向上

①自主防犯活動の強化・育成

地域における自主防犯活動団体に対して、活動資材や犯罪情報を提供し、人材育成や確保を行う等、より効果的な活動支援を行います。また、組織のない地域では、設立の促進を行います。

②地域ぐるみの防犯体制づくり

日進市少年防犯活動推進委員会^{*2}やアイチレディース4^{*3}、また地域の自主防犯活動団体が中心となり、地域の防犯パトロールや防犯講話等の啓発活動を行います。また、青色回転灯を装着した車両等の貸し出し等、地域ぐるみの防犯活動を促進します。

③防犯関連施設の充実

「まちの安心ステーションひまわり」にて防犯相談を受けるとともに、地域巡回を強化します。また、夜間の犯罪を抑止するために防犯灯を効果的に設置するとともに、地域においては住宅の門灯点灯運動を展開する等、明るく犯罪のないまちづくりを進めます。

④関係機関との連携強化

警察署と市内の学校、事業者及び自主防犯活動団体が連携を取り、速やかな情報伝達を行い、効果的な防犯活動ができるようにします。また、民生委員やホームヘルパーとの連携を強化し、高齢者に対する犯罪を抑止します。愛知警察署の建替に併せ、誘致活動の支援にも取り組むとともに、中学校区の増設による交番設置も要望を進めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
自主防犯組織活動支援事業	生活安全課	自主防犯活動団体に対して、活動資材を提供する。
まちの安心ステーションひまわり管理運営事業	生活安全課	本市の防犯拠点である「まちの安心ステーションひまわり」を管理運営し、防犯啓発活動を推進する。
防犯施設整備事業	生活安全課	夜間における防犯施設である防犯灯の設置及び維持管理を行う。

◆ 関連する計画・条例

■ 日進市安全なまちづくり条例

◆ 用語の解説

- ※1 パトネットあいち：携帯電話向けメールマガジンで、愛知県警察本部が地域安全情報として、不審者等に関する情報、身近で発生する犯罪に関する情報配信サービスのこと。
- ※2 日進市少年防犯活動推進委員会：市からの委嘱を受けた委員で構成される少年非行の防止や街頭犯罪の抑止を目的とした防犯団体のこと。
- ※3 アイチレディース4：正式名称は愛知地区防犯女性クラブで、愛知警察署の委嘱を受けた委員で構成される防犯団体のこと。愛知警察署管内の2市2町にそれぞれ支部が存在する。

5. 消費者行政

現状と課題

- ・従来の「消費者の保護」という基本理念から、現在では、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立支援」を基本理念として、消費者利益の擁護及び増進に取り組むことが必要となっています。
- ・消費者行政は、消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、安全でかつ安心であることを基本とすることが求められています。
- ・また、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう、消費者の自立を支援することを基本として行うことが課題となっています。
- ・商品及び役務については、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、必要な情報及び教育の機会を提供することが求められています。
- ・消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済することが必要です。
- ・本市は、全国的に消費者を取り巻く問題、とりわけマルチ商法、食品偽装等を解決に導くため、市内の消費生活研究グループの活動を支援しています。
- ・具体的な啓発活動として、消費生活展、消費生活講座及び生産地見学会等の研修会を開催しています。
- ・市役所を会場に、消費生活アドバイザーや司法書士等、専門家による相談会を開催しています。相談内容は、契約トラブルや消費生活についての苦情、多重債務問題等となっています。
- ・消費者を取り巻く問題は、年々多岐多様な分野に及んできており、市民への啓発活動を強化するとともに、専門的機関との連携や弁護士への紹介が必要となってきました。
- ・総合的に消費者行政を推進するため、消費者行政推進基本計画の策定をする等、消費者行政の施策体系を明確化することが喫緊の課題です。

施策がめざす将来の姿

- 市民すべてが消費者であり、そのすべてが安全で安心な消費生活を営んでいるまちになっています。
- 消費者自らが問題解決に立ち向かい、地域や団体が互いに連携しあい、消費者トラブルのないまちになっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
安全な消費生活の確保に対する満足度 (%)	15.8 (平成20年度)	18	20

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
5. 消費者行政	(1) 消費者の自立支援	①消費者に対する意識啓発
		②消費者学習活動等の支援
	(2) 消費者トラブルへの対応力の強化	①消費生活相談体制の充実
		②関係機関との連携

施策の主な内容

(1) 消費者の自立支援

①消費者に対する意識啓発

日頃から、市民の消費生活活動への関心を高めるため、広報紙やホームページを始め、チラシ、パンフレット等の内容等を工夫して、積極的に意識啓発を行います。

②消費者学習活動等の支援

消費者自ら問題解決に取り組む力を醸成するため、消費者の自立支援のための講座やシンポジウム等のプログラムを提供するとともに、市民や消費生活研究グループ等が互いに学習活動等を展開できるよう支援します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
消費生活啓発事業	生活安全課	悪質商法被害防止パンフレットやホームページ等、多様な媒体・手法を活用して情報提供をし、意識啓発を図る。
消費者講座開催事業	生活安全課	消費生活問題に対して地域や団体を牽引できる人材育成型の講座や高齢者、若者向けの講座を開催する。

(2) 消費者トラブルへの対応力の強化

①消費生活相談体制の充実

消費生活相談の内容が複雑・多様化してきていることから、相談日数や相談員数、時間帯、相談システムの適正化等にも配慮します。また、専門家によって解決支援に導くとともに、契約・取引・表示等の適正化、製品の安全確保・危害防止、多重債務問題等、様々な相談に対応し、消費者を総合的に支援します。さらに、高齢者に対しては民生委員等と連携を取って、地域ぐるみの支援を行います。

②関係機関との連携

国、国民生活センター、県、弁護士会、司法書士会及び警察署等と連携し、適切でより迅速な消費者トラブル解決に向け支援します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
消費生活相談事業	生活安全課	悪質商法等による契約トラブルや消費生活についての苦情・相談窓口を設置する。
相談体制連携事業	国・県 生活安全課	国、国民生活センター及び県等の関係機関と連携し、適切でより迅速なトラブル解決に向け支援する。

第2節：環境

1. 環境負荷の少ない地域社会の形成

現状と課題

- ・本市は、地球環境問題に対応した環境負荷の少ない地域社会の実現に向け、良好な環境の保全やその創出のための環境まちづくりを推進するため、「環境まちづくり基本条例」を制定し、環境基本計画を策定するとともに、諸施策を総合的で計画的に推進しています。
- ・地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす地球温暖化を防止するためには、市民一人ひとりが環境負荷の少ないライフスタイルを実践するとともに、企業も省エネルギー・クリーンエネルギーの推進に取り組む必要があります。
- ・公害については、工場や事業所を発生源とした、かつての産業型公害から、自動車の排気ガスによる大気汚染、生活排水による水質汚濁、生活騒音等、市民の生活スタイルに起因した都市・生活型公害に移行しています。
- ・環境負荷の少ない地域社会を実現するためには、限られた資源やエネルギーを有効利用し、ごみの排出抑制や再利用、再資源化を促進し、再生可能エネルギー等への転換や消費行動の見直しをする必要があります。
- ・公共交通機関の利用促進等、ライフスタイルの変革が必要であることを認識し、行動につなげていくことが必要です。

施策がめざす将来の姿

- 地球環境にやさしい行動をする市民や企業が増え、環境負荷の少ない地域になっています。
- 環境保全行動を実践する市民や企業が増え、公害のない地域になっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
環境基本計画分野別計画施策内容の着手率(%)	50 (平成20年度)	73.3	90.0
公害苦情処理件数(件)	167	127	107

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
1. 環境負荷の少ない地域社会の形成	(1) 環境意識の向上	①環境活動への支援 ②環境学習の推進 ③環境基本計画の推進
	(2) 低炭素社会 ^{*1} に向けた取組	①家庭・事業所における取組に向けた支援 ②市による環境行動計画等の推進
	(3) 地域環境の向上	①公害防止対策の推進 ②環境美化の促進 ③不法投棄対策の推進

施策の主な内容

(1) 環境意識の向上

①環境活動への支援

地域に即した環境活動を支援するため、専門知識を持つNPO、ボランティア等の市民団体と地域住民が連携し、人材の育成や情報提供の支援をします。

②環境学習の推進

子どもから大人までの環境保全への高い意識を醸成し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するための環境学習プログラムを提供します。また次世代を担う子どもたちが、地域の中で仲間と一緒に主体性を持って地球環境及び地域環境に関する学習や活動を展開できるよう支援します。

③環境基本計画の推進

環境基本計画の実施状況を市民に公表し、成果の検証を行うとともに、目標を達成するための施策の実施に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
環境学習推進事業	環境課	市民一人ひとりの意識を高め、行動を促すことを目的に、地球温暖化防止対策等、生活環境の保全・保護策についての講座を実施する。
こどもエコクラブ支援事業	環境課	各クラブに対し講座を開催するとともに自主活動を支援する。

(2) 低炭素社会に向けた取組

①家庭・事業所における取組に向けた支援

地球温暖化防止のための省資源化・省エネルギー化を始め、クリーンエネルギーの利用やエコカーの普及促進に努めます。また、自転車及び公共交通機関による移動等環境にやさしいライフスタイルを実践するための情報を提供し、市民、事業所、行政で低炭素社会の実現に向けた取組を推進します。

②市による環境行動計画等の推進

温室効果ガスの削減に取り組むために、市民、事業所と行政が連携し、地域の特性に応じた総合的かつ計画的な施策を推進します。また、公共施設の環境保全のための行動計画によって、4R^{*2}の実践や通勤ノーカーデーの推進等、市としての取組を推進します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
住宅用太陽光発電システム等設置補助事業	環境課	住宅用太陽光発電システム等を設置する家庭に対し設置費の一部を補助する。
通勤ノーカーデー奨励事業	環境課	自転車や公共交通機関を使う“エコ通勤”を促進するため、市職員が率先行動を行い、一層の定着化を図る。

(3) 地域環境の向上

①公害防止対策の推進

工場や事業所からの公害の発生を防止するため、環境への配慮活動を促すとともに、公害の発生源となり得る事業所等に対する指導を行います。また、近年増えている都市・生活型公害に関する苦情については、生活排水対策、近隣騒音対策、不法な廃棄物の野外焼却の防止等を推進します。

②環境美化の促進

アダプトプログラム^{*3}や公園等愛護会^{*4}等による環境美化活動を推進するとともに、団体が相互に情報交換を行える場を設ける等、連携を強化していきます。また、市民が各清掃活動へ参加できるよう、情報提供をします。

③不法投棄対策の推進

不法投棄物の調査、指導、パトロールの実施を強化するとともに、隣接市町及び県と協力して啓発活動を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
環境美化活動支援事業	環境課	ごみゼロ運動や地域清掃活動の支援を行う。
不法投棄対策事業	環境課	不法投棄防止のための啓発活動、パトロールや不法投棄物の回収を行う。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市環境基本計画（平成16年度～平成35年度）
- 日進市地球温暖化対策実行計画（平成23年度～平成35年度）
- 日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- 日進市環境まちづくり基本条例

◆ 用語の解説

- ※1 低炭素社会：地球温暖化の原因の一つとされる温室効果ガスの排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会のこと。
- ※2 4R：Refuse（リフューズ、断る） 必要ないものは買わない、使わない
Reduce（リデュース、減らす） 必要な分だけ買う、使う
Reuse（リユース、再使用） 使えるものは修理、修繕して繰り返し使う
Recycle（リサイクル、再生利用） 分別し資源になるものは資源回収場所へ出す
の総称。この4Rには取り組む順番があり、上にあるものほど優先順位が高くなっている。
- ※3 アダプトプログラム：道路、河川等の美化、保全等のため、市民、市民団体及び事業者が里親となってボランティアで環境美化活動を行うこと。
- ※4 公園等愛護会：市が設置及び管理する都市公園、児童遊園、ちびっこ広場、その他の広場の除草、清掃等の維持管理業務を自発的に行う団体。

第2節：環境

2. ごみの適正処理と再資源化の推進

現状と課題

- ・経済成長がもたらした大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会により環境への負荷が増大し、様々な環境問題を引き起こしています。それらに対する環境活動も行われていますが十分ではなく、持続可能な循環型社会へ向けてさらなる取組が必要になっています。
- ・本市においては、一人あたりのごみ排出量は年々減少していますが、人口が増加しているため、総排出量はほぼ横ばいとなっています。ごみの処理については、本市、みよし市及び東郷町で組織する尾三衛生組合において効率的に処理していますが、埋め立てとともに市外の施設や事業者に依存しているため、さらなる減量が求められています。
- ・平成20年度に実施した市民意識調査において、ごみ処理等の環境対策の重要性が高くなっていることから、ごみや資源の分別、排出方法等の情報をわかりやすく提供していく必要があります。また、ごみの組成調査の結果、手付かずの食材や食べ残し、リサイクル可能な紙類等が数多く排出されていることから4R^{*1}を推進していく必要があります。
- ・本市の資源回収拠点であるエコドームにおいて、資源回収に努めていますが、人口の増加及び市民の環境に対する意識の高まりから、エコドームの利用者は年々増えてきています。
- ・回収品目も当初の18品目から増加していることから、設立当初の施設規模では手狭になってきています。また、エコドームに資源を持ち込めない市民のために、他の回収方法を検討していく必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 4Rの推進により持続可能な循環型社会を構築しています。
- ごみが減量し、回収や焼却による環境負荷が軽減されています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
市民1人1日あたりのごみ排出量 (g)	764	750	720
ごみ処理等の環境対策に対する満足度 (%)	63.0 (平成20年度)	65	70

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
2. ごみの適正処理と再資源化の推進	(1) ごみ減量化の推進	① 4 R等の実践に向けた意識啓発の推進 ② ごみの減量化に向けた取組
	(2) ごみの再資源化の推進	① エコドームの充実 ② 資源回収拠点の充実
	(3) 尾三衛生組合との連携	① 適正な処理の継続

施策の主な内容

(1) ごみ減量化の推進

① 4 R等の実践に向けた意識啓発の推進

ごみ減量に向けて、市民や事業者に対し、ごみや資源の排出方法及び4 R、グリーンコンシューマー^{*2}に関することをパンフレット、広報紙、ホームページ等でわかりやすく周知するとともに、一層の資源化を推進するため、ごみの分別について呼びかけます。また、主に市内小学生を対象にごみに関する環境教育を実施します。

② ごみの減量化に向けた取組

将来的に排出されるごみの量を推計するとともに、効果的なごみの収集・処理を行うため、市民参加による一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定し、一層のごみの減量化を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
ごみ減量啓発事業	環境課	ごみ減量に関する周知や環境教育等を行う。
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定事業	環境課	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定を市民参加によって行う。

(2) ごみの再資源化の推進

① エコドームの充実

利用者の増加等に対応するため、施設の移転、整備を行い、利便性の向上を図るとともに、さらなる再資源化を推進していきます。

② 資源回収拠点の充実

市民が資源ごみを出しやすい環境を整えるため、市内各地の資源回収拠点を充実させるほか、事業者等の協力を得て、常設型の資源回収場所の確保に努めます。また、

子ども会・自治会等の資源回収活動を始めとした、資源ごみの回収を行う団体の支援等を行います。さらに、新たに再資源化可能となるものをエコドームで回収することについて検討を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
エコドーム整備事業	環境課	新施設の整備を行う。
資源ごみ回収推進事業	環境課	プラスチック製容器包装、びん、かんの収集や資源回収団体の支援を行う。

(3) 尾三衛生組合との連携

①適正な処理の継続

尾三衛生組合東郷美化センターに年間約 22,000 t のごみを搬入し、焼却等の処理を行った後、そのうち約 16%を燃えがら等として埋め立てています。今後も、みよし市、東郷町と連携を図りながら、適正な処理を行い、埋め立て量の減量を図るため協力していきます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
可燃・不燃ごみ収集・処理事業	環境課	ごみを計画的に収集し、適正に処理するとともに一般のごみ集積所の維持管理を行う。
粗大ごみ収集・処理事業	環境課	粗大ごみを効率的に収集し、適正に処理する。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市環境基本計画（平成 16 年度～平成 35 年度）
- 日進市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成 14 年度～平成 23 年度）
- 日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- 日進市環境まちづくり基本条例

◆ 用語の解説

- ※1 4R：Refuse（リフューズ、断る）必要ないものは買わない、使わない
Reduce（リデュース、減らす）必要な分だけ買う、使う
Reuse（リユース、再使用）使えるものは修理、修繕して繰り返し使う
Recycle（リサイクル、再生利用）分別し資源になるものは資源回収場所へ出す
の総称。この4Rには取り組む順番があり、上にあるものほど優先順位が高くなっている。
- ※2 グリーンコンシューマー：環境に配慮した行動をする消費者をいう。

第2節：環境

3. 自然環境の保全

現状と課題

- ・本市北東部に位置する東部丘陵地は天白川の水源地であり、市民が身近に自然を体感することができます。この貴重な動植物が生息している地域の保全を図っていくことが求められています。
- ・土砂の流出を防ぎ、市民の暮らしを守る森林は、自然環境の保全形成に大きく貢献しています。本市では、市北東部を中心に森林が広がっています。
- ・二酸化炭素を吸収する森林を整備・保全することは、地球温暖化対策としても重要であり、長野県木祖村と友好自治体提携を結ぶ中で、「平成日進の森林事業」を市民参加によって進めています。
- ・河川・水路等は、農業基盤整備や住宅地開発に伴ってその改修が進んでいますが、都市化による流出水量の増加等によって、大雨による災害発生の危険性や、人口増加に伴う水質汚濁、ごみの不法投棄等による河川環境の悪化が心配されています。
- ・身近な場所で自然にふれあう機会を求めるニーズが高まる中、人と自然との共生を進めることから、希少生物を始めとする野生動植物の保護、保全に努めるとともに、多様な生物の生息、育成の場としての里山等の緑地や水辺空間の保全、整備が重要です。
- ・多種多様な野生の動植物は、自然環境を構成する生態系に不可欠の要素ですが、近年地球規模での自然環境の悪化等から多くの種が絶滅の危機に瀕しているといわれており、野生動植物の保護は国際的な課題となっています。

3基本計画
基本目標2

施策がめざす将来の姿

- 身近な場所で里山や水辺空間において自然と親しむ市民が増えています。
- 自然環境に配慮した行動をとる市民が増え、多様な動植物が息づいています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
自然があることに対する満足度 (%)	77.4 (平成20年度)	80.0	81.8

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
3. 自然環境の 保全	(1) 緑地環境の保全	① 東部丘陵地の保全・環境維持
		② 里山等、身近な緑の保全・整備
	(2) 水辺環境の保全・創出	① 水質浄化に向けた取組
		② 親水空間の保全と創出
	(3) 生態系の保全	① 絶滅危惧種・希少種の保護
		② 外来種の対策

施策の主な内容

(1) 緑地環境の保全

① 東部丘陵地の保全・環境維持

「ふるさとの森づくり事業」として、市民が身近に自然を体感できるように、シラタマホシクサ、ハッチョウトンボ等、希少な動植物を保護し、また、岩藤新池周辺の良好な自然環境を保全します。さらに、貴重な自然を幅広く周知することによって、東部丘陵地の保全・環境維持に努めます。

② 里山等、身近な緑の保全・整備

身近な自然環境である里山保全の必要性等について、市民との協働による周知活動等を行うとともに、北高上緑地を始めとして市内に里山活動拠点を整備し、川沿いに広がる優良農地を保全します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
東部丘陵地保全事業	都市計画課	ふるさとの森づくり事業として、県営地域用水環境整備事業により、岩藤新池に散策路等を整備する。
里山整備事業	都市計画課	市民が里山に親しむことができるよう除伐し、散策路やベンチを整備する。

(2) 水辺環境の保全・創出

① 水質浄化に向けた取組

アダプトプログラム^{*1}等の市民活動を推進するとともに、公共下水道整備や合併浄化槽の普及に努め、河川・水路等の水質を改善し、生物が生息しやすい環境づくりを推進します。

②親水空間の保全と創出

河川やため池は市民の身近な自然環境であるとともに、様々な動植物の生息地であるため、その貴重な水辺環境・景観の保全、活用を図り、川沿い等に散策路を整備し自然とふれあう拠点の創出と散策路のネットワークの充実を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
合併処理浄化槽普及促進事業	環境課	単独浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進する。
公共下水道の整備促進事業	下水道課	下水道管理設工事及び浄化センター整備により公共下水道供用開始区域を拡大する。

(3) 生態系の保全

①絶滅危惧種・希少種の保護

都市近郊にあって東部丘陵地等には貴重な里山があり、岩藤新池やその周辺にはホトケドジョウやカワバタモロコ等の、多くの希少生物が生息しています。絶滅の危惧のある動植物にあっては、保護指定をする等、保護の仕組みづくりを進めます。

②外来種の対策

外来種の中には、在来生態系に取り込まれている種も多く存在するため、すべての外来種を防除することは、生態系へ悪影響を与えることにもつながります。しかし、外来種の中には、生態系への影響や農作物被害、生活被害等を引き起こす侵略的な特定外来生物^{※2}が存在するため、市内の外来種の実態把握に努め、情報収集活動を推進します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
生態系保全事業	都市計画課 環境課	大清水湿地等の生態系を保全する。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市緑の基本計画（平成23年度～平成32年度）
- 日進市環境基本計画（平成16年度～平成35年度）
- 日進市森林整備計画（平成23年度～平成32年度）
- 日進市環境まちづくり基本条例

◆ 用語の解説

※1 アダプトプログラム：道路、河川等の美化、保全等のため、市民、市民団体及び事業者が里親となってボランティアで環境美化活動を行うこと。

※2 特定外来生物：人間の活動により他の地域から入ってきた外来生物の中でも、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるもの。アライグマ、オオクチバス、オオキンケイギク等、平成22年2月現在で97種類が指定されている。

基本目標3**快適で利便性の高い持続可能な都市づくり**

節	大施策	掲載 ページ
1 交通	1.道路	116
	2.交通対策	121
2 市街地の形成	1.市街地の形成	125
	2.市役所周辺整備	129
3 住環境の整備	1.住宅	132
	2.公園・緑地	137
	3.景観	141
	4.上・下水道	145
4 治水	1.河川・排水路	150

第1節：交通

1. 道路

現状と課題

- ・分散型である都市構造の一体性を確保していくために、都市計画道路のみでなく、それを補完する幹線道路網の構築が求められています。
- ・幹線道路の多くは、名古屋市と周辺各都市を結ぶ機能を有していることから通過交通が多く、朝夕を中心として発生する慢性的な交通渋滞の解消や緩和が求められています。
- ・幹線道路での交通渋滞が影響し、生活道路での交通渋滞や迂回交通の流入等が問題となっています。
- ・消防体制・救急体制の重要度は、平成20年度に実施した市民意識調査においても高く、緊急時や災害時における車輛の通行を市内全域で確保する必要があります。
- ・「歩道の整備」や「自転車や徒歩による道路の利便性」に対する市民ニーズが高く、歩行者・自転車利用者の安全や利便性の確保が求められています。
- ・高齢化が進む中、歩道等道路施設のバリアフリー化の推進により、安全・安心な道路環境の整備が求められています。
- ・集落地では、市道のうち道路幅員が4m未満の狭あい道路が多く存在しているため、その解消が求められています。

施策がめざす将来の姿

- 通過交通や市内移動といった目的に合わせた道路機能が分離され、効果的な道路網になっています。
- 自動車と歩行者、自転車利用者にとって安全で安心できる快適な道路環境になっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
自動車による道路の利便性に対する満足度 (%)	41.7 (平成20年度)	45	50
道路改良率 (%)	63.0	64	66

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
1. 道路	(1) 幹線道路整備	①都市計画道路の整備
		②（仮称）名古屋瀬戸道路日進インターチェンジ・（都）日進中央線の整備促進
		③幹線道路の整備
		④補助幹線道路の整備
		⑤交通渋滞交差点の解消促進
	(2) 生活道路の整備	①狭あい道路の解消
		②歩行者の安全性の確保
	(3) 道路・橋梁の維持管理	①計画的な維持管理の推進
		②危険箇所の早期発見と早期維持補修
③交通安全施設の充実		
④道路工事の効率化		
⑤市民参加による道路美化の推進		

施策の主な内容

（1）幹線道路整備

①都市計画道路の整備

恒常的な交通渋滞解消を図るため、（都）名古屋豊田線の未着手区間の早期整備を国・県に働きかけるとともに、（都）日進中央線、（都）名古屋瀬戸道路の整備促進に向けて用地取得への協力等、体制の強化に努めます。また、新規の都市計画道路決定をめざしている（仮称）野方三ツ池公園線、（仮称）赤池箕ノ手中央線については、早期整備に向けた都市計画決定等の手続を進めます。

②（仮称）名古屋瀬戸道路日進インターチェンジ・（都）日進中央線の整備促進

（都）名古屋瀬戸道路の日進ジャンクションから（仮称）日進インターチェンジを経て、（都）日進中央線の（都）瀬戸大府線までの区間の整備は、広域交通道路網整備と地域経済の活性化につながるため、国・県に対し事業の早期整備を促すとともに、協力体制の強化に努めます。

③幹線道路の整備

（都）小田赤池線、（都）赤池駅前線、市道黒笹三本木線、赤池南北線アクセス道路の整備を進め、移動時間の短縮と道路の利便性向上を進めます。

④補助幹線道路の整備

幹線道路を補完し、日常的な生活圏の連絡と地域間交流を促進する路線を適正に配置します。市道東名側道南線等の補助幹線道路の整備を進め、利便性の向上を図ります。

⑤交通渋滞交差点の解消促進

交通渋滞の解消を図るため、右折帯の整備や右折矢印信号機の設置、信号のサイクルを見直す等の交差点改良を国・県と連携して推進します。交通渋滞交差点を迂回し、バイパス化する新設道路の整備を検討します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
(都) 小田赤池線整備事業	道路建設課 区画整理課	県道名古屋岡崎線と国道153号バイパス線を結ぶ都市計画道路として整備する。
(都) 赤池駅前線整備事業	道路建設課 区画整理課	(都) 小田赤池線と県道名古屋豊田線を結ぶ都市計画道路として整備する。
(仮称) 赤池箕ノ手中央線整備事業	道路建設課 区画整理課	(都) 南山の手線と(都) 小田赤池線を結ぶ都市計画道路として整備する。
市道黒笹三本木線整備事業	道路建設課	東部地域の南北を結ぶ新たな幹線道路として整備する。
市道東名側道南線(阿良池工区)整備事業	道路建設課	歩行者等への交通安全対策として、道路を拡幅し、歩道を整備する。
(仮称) 野方三ツ池公園線整備事業	道路建設課 都市計画課	(都) 白山黒石線と(都) 名古屋豊田線を結ぶ都市計画道路として整備する。

3基本計画
基本目標3

(2) 生活道路の整備

①狭あい道路の解消

市道のうち道路幅員が4m未満の狭あい道路の拡幅を地域との連携を図りながら進めます。建築基準法第42条第2項に規定される道路^{※1}について、建築行為に伴う後退用地の確保を地域との連携を図りながら進めます。また、狭あい道路の集中している地区については、小規模区画整理事業や地区計画^{※2}、地区整備計画等による計画的な都市づくりの方法を検討します。

②歩行者の安全性の確保

歩行者が安全で快適に通行できるよう歩車道を分離し、バリアフリー化した歩道や児童生徒のための通学路整備を行います。また、交通事故多発箇所の交差点や歩道のない道路には、イメージハンプ^{※3}やカラー舗装を行い、併せて交通規制により歩行者の安全の確保を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
交通安全施設整備事業	道路建設課	カラー舗装、街路灯、カーブミラー、視線誘導標、ガードレール等の整備や交通規制、案内サインの設置等を行うことで歩行者・自転車・自動車が安全で安心して通行できるよう道路環境を整備する。
あんしん歩行エリア整備事業	道路建設課	あんしん歩行エリアを指定し、歩行者の安全を確保するために路肩等をカラー舗装し、整備する。
市道栄本郷線整備事業	道路建設課	南小学校及び日進中学校の通学路となっている市道栄本郷線の安全確保を図るために、歩道や安全施設の整備を進める。

(3) 道路・橋梁の維持管理

①計画的な維持管理の推進

道路施設の老朽化に対する計画を策定し維持管理を行います。また、橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画を策定し維持管理を行います。

②危険箇所の早期発見と早期維持補修

道路構造物等の破損事故を防止するため、道路パトロールによる点検・管理を実施し、早期発見と早期維持補修を行います。

③交通安全施設の充実

カーブミラーやガードレール、カラー舗装等の効果的な交通事故対策と適正な維持管理を行い、交通事故の減少と安全性を確保します。

④道路工事の効率化

工事による渋滞の影響を減らすため、上・下水道工事等の工事時期やその区間について調整し、集中工事方式の導入によって、道路工事を効率的に行います。

⑤市民参加による道路美化の推進

道路等の美化、保全等のため、市民、市民団体及び事業者が里親となってボランティアで環境美化活動を行うアダプトプログラム^{*4}によって、地域ぐるみで街路樹等の美化活動を推進します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
道路維持事業	土木管理課	区長要望、道路巡回によって、早急に道路改修の必要な道路を整備する。
橋梁長寿命化修繕事業	土木管理課	老朽化する橋梁について、予防的な修繕及び架け替え計画を策定する。
交通安全施設維持事業	土木管理課	カラー舗装、街路灯・カーブミラー、視線誘導標、ガードレール等を維持補修する。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市都市マスタープラン（平成23年度～平成32年度）

◆ 用語の解説

- ※1 建築基準法第42条第2項に規定される道路：昭和39年時点で現に存在し、行政庁の管理に属する幅員1.8m以上4m未満の道のこと。
- ※2 地区計画：地域の実情に応じたまちづくりを進めるため、建築物に関するきめ細やかなルールと、生活道路や小公園等の小規模な公共施設に関する計画を一体的に定める地区レベルの都市計画。
- ※3 イメージハンプ：道路の路面を舗装材や色彩の変化によってドライバーへの注意を促し、速度を低下させる機能のこと。
- ※4 アダプトプログラム：道路、河川等の美化、保全等のため、市民、市民団体及び事業者が里親となってボランティアで環境美化活動を行うこと。

第1節：交通

2. 交通対策

現状と課題

- ・くるりんばすは、平成11年の本格運行開始後、多様化する市民ニーズに応える形で改善を重ね、市民の生活交通手段として定着してきています。しかし、市民ニーズや市内の交通事情を取り巻く生活環境は日々変化しており、そうした変化に対応した更なる利便性の向上が求められています。
- ・近年では、環境に配慮したエコ・モビリティライフ^{*1}の推進が図られていることから自転車の利用が増加しており、自転車利用者が安全で安心して通行できる道路環境の整備が求められています。
- ・日常的な運動による生活習慣病対策等の健康に対する意識が高まっていることから、ウォーキング、ジョギング志向が高まっており、安全にかつ快適に歩行者が移動できる歩道の整備が求められています。
- ・本市は、南部に名鉄豊田線、北部には愛知高速交通東部丘陵線があり、これらの交通軸との接続が求められていることから、くるりんばすによる各駅への乗り入れを進めてきました。今後は、各駅における近隣市町のコミュニティバス^{*2}との連携強化や、市内を南北に移動するための交通軸の整備拡充が求められています。
- ・公共交通機関の利用促進を図るため、鉄道を利用する人向けの駐輪場等の施設整備が求められています。

施策がめざす将来の姿

- 民間路線バスとくるりんばす等の公共交通の役割分担がされ、交通網が充実しています。
- 交通渋滞が無く、安全・安心な道路網が整備され、移動しやすくなっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
くるりんばすの一日あたり利用者数(人)	1,371	1,500	1,600
電車・リニモの利便性に対する満足度(%)	20.7 (平成20年度)	23	25
くるりんばすの利便性に対する満足度(%)	26.6 (平成20年度)	29.1	31.6

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
2. 交通対策	(1) 鉄道の利用促進	①施設のバリアフリー化 ②駅前広場の整備拡充 ③駅前駐輪場の整備
	(2) バスの利便性向上による交通ネットワークの形成	①くるりんばすの路線充実 ②サービス向上によるくるりんばすの利用促進 ③くるりんばすと民間路線バスとの役割分担 ④バス基幹軸の整備
	(3) 歩行者・自転車ネットワークの形成	①歩行者・自転車ネットワークの構築 ②歩道・自転車道の整備
	(4) 広域的な交通対策の推進	①近隣市町のコミュニティバスとの連携の強化 ②愛知高速交通東部丘陵線の利用促進

施策の主な内容

(1) 鉄道の利用促進

①施設のバリアフリー化

地下鉄鶴舞線赤池駅については、平成21年に駅舎のバリアフリー化が完成し、今後、駅周辺の再整備と併せて駅前広場等の整備を進めます。名鉄豊田線日進駅については、平成11年に策定した「人にやさしい街づくり基本計画」に基づき一定の整備を実施しましたが、維持管理も含め、今後も改善場所の調査を進めます。名鉄豊田線米野木駅については、平成22年に策定した米野木駅周辺バリアフリー基本構想に基づき整備を進めます。

②駅前広場の整備拡充

ロータリー内にマイカー等が停留することなく、安全かつ円滑に通行できるよう、既存の駅前広場の活用や新たな施設整備の検討を進めます。

③駅前駐輪場の整備

利用者の増加に伴い、慢性的に施設内が混雑し、指定外のスペースにも自転車が置かれる場所も見受けられるため、利用実態調査等を踏まえ、有料化や施設拡充等の改善に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
駐輪場整備事業	生活安全課	サイクル・アンド・ライド ^{※3} を推進するため、駅前駐輪場の整備・拡充を図る。

(2) バスの利便性向上による交通ネットワークの形成

①くるりんばすの路線充実

平成21年からは、8系統の路線で一日11便（中央線20便）、延べ97便を運行しています。今後は、利用実態調査等を行い系統及び運行本数等、より適正化を図ることによって多くの市民が利用できるよう充実します。

②サービス向上によるくるりんばすの利用促進

平成21年からは、市民から要望の高かった双方向運行を一部の系統で実施し、また、始発・終発の時間を拡大して通勤・通学利用の促進も図りました。今後も、利用実態調査等を実施し、市民の利用促進を図ります。

③くるりんばすと民間路線バスとの役割分担

くるりんばすの更なる改善と充実を図るとともに、民間路線バスとの役割分担を明確にして、地域交通の充実に努めます。

④バス基幹軸の整備

地下鉄鶴舞線赤池駅から県道瀬戸大府線を経由し、愛知高速交通東部丘陵線の長久手古戦場駅までの運行しているくるりんばすの中央線を、市の交通の基幹軸として運行し、改善に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
くるりんばす運行事業	生活安全課	くるりんばすの運行を行う。また、地域公共交通会議を設置し、多くの市民のニーズや公共交通網の変化に対応する。

(3) 歩行者・自転車ネットワークの形成

①歩行者・自転車ネットワークの構築

天白川・岩崎川堤防道路や（都）日進中央線の未利用地を有効に活用した散策路及び自転車道の整備を行い、自然環境を生かした歩行者・自転車ネットワークを構築します。天白川・岩崎川からなる「水と緑の軸」や、これとつながる幹線道路の歩道空間を活用して、快適な移動空間を有する歩行者・自転車ネットワークの形成を図ります。また、これと連動しながら、「憩いの場」や「にぎわい創出の場」等の確保の検討を進めます。

②歩道・自転車道の整備

路面のカラー舗装化・色分け等によって、歩行者専用帯と自転車通行帯を分離し、歩行者・自転車利用者が安全で安心して通行できる道路環境の整備を推進します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
自転車走行環境整備事業	道路建設課	市道浅田野方線（国道153号バイパス線～野方橋）の（都）日進中央線の未利用地を活用し、自転車走行帯、歩行者専用帯を整備する。
南北歩行者・自転車幹線道路整備事業	道路建設課	市役所周辺地域整備計画に基づき、南北の歩行者・自転車走行環境の整備を行う。

（4）広域的な交通対策の推進

①近隣市町のコミュニティバスとの連携の強化

平成13年に、東郷町のコミュニティバス「じゅんかい君」が名鉄豊田線日進駅へ、平成17年に、くるりんばすが愛知高速交通東部丘陵線の長久手古戦場駅へ、平成20年には、じゅんかい君が名鉄豊田線米野木駅へ、相互の乗り入れが実現しており、今後も連携の強化に努めます。

②愛知高速交通東部丘陵線の利用促進

平成21年には、愛知高速交通東部丘陵線の長久手古戦場駅へのくるりんばすの乗り入れ系統を増やすとともに朝夕の運行時間を延長し、通勤・通学者の利便性向上を図りました。今後も更に利便性の向上、促進に努めます。

北新地区においては、長久手古戦場駅南に近接する地区を、駅の利便性と優位性を生かした「北のエントランス」拠点と位置づけ、計画的な土地利用を進めます。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市都市マスタープラン（平成23年度～平成32年度）
- 米野木駅周辺バリアフリー基本構想
- 人にやさしい街づくり基本計画（平成10年度～）
- 日進市緑の基本計画（平成23年度～平成32年度）

◆ 用語の解説

- ※1 エコ・モビリティライフ：クルマ（自家用車）と電車・バス等の公共交通、自転車、徒歩等を賢く使い分けて、環境にやさしい交通手段を利用するライフスタイルをいう。
- ※2 コミュニティバス：市町村が自主的に運行する一般乗合バス。
- ※3 サイクル・アンド・ライド：出発地からは自転車を利用し、途中で電車等により乗り換えて目的地まで移動する方式をいう。

第2節：市街地の形成

1. 市街地の形成

現状と課題

- ・本市の市街化区域内には、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い土地と、長期間に渡り利用されていない土地があります。これらの地区については、市街化編入時と社会的背景が変化してきていること等を踏まえ、地区計画^{*1}や地区街づくり計画^{*2}等の新たな発想によるまちづくりが必要です。
- ・本市の北部に位置する北新地区は、愛知高速交通東部丘陵線の長久手古戦場駅が近いこと等から土地利用の優位性の高まりが進んでいる地区であり、今後、土地利用についての計画的な検討が必要です。
- ・開発から年数が経過した住宅地では、人口の空洞化・高齢化が進みつつあるとともに、身近な商店の減少により、徒歩圏での日常生活維持が困難になる等の問題が生じており、こうした状況を解消するための施策が必要となっています。
- ・市内には道路幅員が4mに満たない狭あい道路が多く存在し、日常の利便性、防災的観点から対策が必要となっています。
- ・市内には、名古屋市営地下鉄及び名古屋鉄道の鉄道駅が3駅存在しており、地下鉄鶴舞線赤池駅は、通勤、通学等の利用が集中していることから、利便性の向上等によって魅力を高める一方、他の2駅の利用促進を図りつつ、他の交通手段との連携を行うことが求められています。
- ・また、名鉄豊田線日進駅は利便性の向上を図るため、交通結節点^{*3}としての機能強化や歩行空間の改善等が必要となっています。さらに、名鉄豊田線米野木駅は、土地区画整理事業に併せて駅周辺の整備が進められており、今後も良好な市街地を形成するための継続した取組が求められています。

施策がめざす将来の姿

- だれもが安全で安心・快適に生活できる都市環境になっています。
- 市街化区域と市街化調整区域でそれぞれ適切に土地利用がなされて、調和のとれたまちになっています。
- 「ベッドタウン」から、多様な世代が暮らし続けることができる「生活環境が豊かで充実したまち」へと再構築が進められています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
市街化区域内の低・未利用地面積割合 (%)	10.4	6.7	2.5
宅地の供給に対する満足度 (%)	16.7 (平成20年度)	20	25

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
1. 市街地の形成	(1) 計画的な市街地整備・誘導	①市街化区域内の未利用地における土地区画整理事業等の推進 ②「北のエントランス」拠点の整備 ③民間住宅開発の適正誘導
	(2) 既成市街地の魅力の維持・向上	①住宅地の居住環境の維持・向上 ②地区街づくり計画の策定促進 ③狭あい道路の解消【P.116「道路」の再掲】
	(3) 駅周辺市街地の整備	①赤池駅周辺地区の再整備 ②米野木駅周辺地区の整備 ③駅前及び駅周辺のにぎわい創出

施策の主な内容

(1) 計画的な市街地整備・誘導

①市街化区域内の未利用地における土地区画整理事業等の推進

一団のまとまった低・未利用地^{*4}が残されている赤池箕ノ手地区を始めとする地区については、エリアマネジメント^{*5}を意識した土地区画整理事業や地区計画等により市街地化を促進します。それらの地区は、貴重な緑地としての機能を有することからも、その地形や植生等を生かし、計画的に新たな市街地の形成に努めます。

②「北のエントランス」拠点の整備

北新地区には愛知県こうろぎ口論義運動公園があり、長久手町には、愛知高速交通東部丘陵線の長久手古戦場駅、愛知県農業総合試験場もあることから、周辺地域と一体となって人を呼び込む交流拠点地区の形成とともに、現況の自然地形や植生等を生かしつつ日常的な生活利便施設の立地を図るような市街地整備を進めます。

③民間住宅開発の適正誘導

「開発等事業に関する手続条例」等を通して、良好な居住環境の形成をめざした適切な指導を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
赤池箕ノ手土地区画整理事業	区画整理課	補助金による事業促進と技術援助により事業を促進する。
(仮称)東口論義土地区画整理事業	区画整理課	組合設立、市街化編入に向けて、技術、補助金で支援する。
未利用地における土地区画整理事業	区画整理課	区画整理事業が適正かつ、できるだけ早期に完了するよう、組合が行う事務全般への指導、助言及び組合に対する補助金を支出するとともに、住環境マネジメントを意識した市街地整備を促進する。

(2) 既成市街地の魅力の維持・向上**①住宅地の居住環境の維持・向上**

安心して快適に暮らし続けることができる居住空間を維持していくために、現在の低層住宅を主体とした土地利用の維持・保全を進めます。また、人口の空洞化・高齢化が進む地区については、市民や事業者が住民の転入を促進できるような新たな仕組みの検証を進めます。

②地区街づくり計画の策定促進

住み良い街づくりを推進するため、市民等が主体となって一定のまとまりをもった土地の区域において、地区内の土地利用等に関する計画及び基準等を定めた地区街づくり計画の策定を促進します。また、計画づくりを行うための協力や支援を行います。

③狭あい道路の解消【P.116「道路」の再掲】

市道のうち道路幅員が4m未満の狭あい道路の拡幅を地域との連携を図りながら進めます。建築基準法第42条第2項に規定される道路^{*6}について、建築行為に伴う後退用地の確保を地域との連携を図りながら進めます。また、狭あい道路の集中している地区については、小規模区画整理事業や地区計画、地区整備計画等による計画的な都市づくりの方法を検討します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
地区街づくり計画等の策定事業	都市計画課	地区計画、地区街づくり計画等の街づくり手法を市民に周知する。
住宅地空間の維持管理と再整備事業	土木管理課	住宅地において、都市基盤の維持管理や更新を行うことで、快適な住環境を維持する。

(3) 駅周辺市街地の整備

①赤池駅周辺地区の再整備

既存の駅前広場の活用や駅前の交通渋滞を解消するため、駅前ロータリー等の再整備を進めます。また、交通結節点として乗り継ぎの利便性を向上させるため、駐輪場の有料化や拡充を、利用実態調査等を踏まえて検討するとともに、鉄道及びバスの運行時間の相互調整等の連絡強化に向けた事業者等への働きかけ及び関係機関との協議や調整を進めます。

②米野木駅周辺地区の整備

日進米野木駅前特定土地区画整理事業においては、駅前広場の整備が完了しており、この周辺においても土地区画整理事業の進捗に併せながら、歩行空間の整備、交通結節点としての利用促進、パーク・アンド・ライド^{*7}の周知を行います。

③駅前及び駅周辺のにぎわい創出

地権者意識の啓発や民間活力の誘導等によって、商業施設等の立地を誘導し、にぎわいを創出します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
パーク・アンド・ライドの推進事業	都市計画課	市民に周知を行い、利用の増進を図る。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市都市マスタープラン（平成23年度～平成32年度）

◆ 用語の解説

- ※1 地区計画：地域の実情に応じたまちづくりを進めるため、建築物に関するきめ細やかなルールと、生活道路や小公園等の小規模な公共施設に関する計画を一体的に定める地区レベルの都市計画。
- ※2 地区街づくり計画：「開発等事業に関する手続条例」の設置目的に従い、住み良い街づくりを推進するため、市民等が主体となって一定のまとまりをもった土地の区域において、地区内の土地利用等に関する計画及び基準等を定めたものをいう。
- ※3 交通結節点：鉄道の乗継駅、道路のインターチェンジ、自動車から公共交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設、鉄道からバス等への乗換えが行われる駅前広場のように交通導線が集中的に結節する箇所。
- ※4 低・未利用地：本来、建築物等が建てられ、その土地に相応しい利用がなされるべきと考えられる土地において、そのような利用がなされていない場合をいう。
- ※5 エリアマネジメント：一定の地域における良好な居住環境等の形成・管理を実現していくための地域住民・地権者による様々な自主的な取組。
- ※6 建築基準法第42条第2項に規定される道路：昭和39年時点で現に存在し、行政庁の管理に属する幅員1.8m以上4m未満の道のこと。
- ※7 パーク・アンド・ライド：自宅から自家用車を運転し、最寄りの駅まで行き、その周辺に駐車して鉄道へ乗り継ぎ、都心等へ向かう通勤形態。

第2節：市街地の形成

2. 市役所周辺整備

現状と課題

- ・昭和54年に建設された市庁舎は、急激な人口増加に伴う行政サービス需要に対応するためICT^{※1}化の推進等による事務効率化を進めてきましたが、それにも限界があり、現在の事務スペースが手狭になり、市民へのサービス向上を進めていくことが不十分となってきました。
- ・本市では、各地域において、福祉会館等の市民生活に深く関わる行政サービス施設の整備を進めてきました。しかし、複数の施設で手続きが必要な場合には、施設間の移動の手間と多くの時間を費やす現状にあります。
- ・市役所は、くるりんばすの発着地ともなっていますが、限られた敷地の中でスペースを確保していることから、待合所等を含めて利用者が望む十分なサービスを提供できない状態となっています。
- ・市役所周辺には、中央福祉センターや図書館等の公共施設等が集積していますが、市役所を含めた周辺の施設間の移動空間は、安全確保の面等からも十分に整備されているとは言えません。
- ・今後、この区域を一体的に連携させていくためには、安全に移動できる歩行空間エリアの確保が必要となります。

施策がめざす将来の姿

- 市役所周辺の施設に、多くの人々が目的をもって訪れ、楽しむようになっています。
- 市役所周辺の施設間の空間がにぎわいの場となっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
市役所周辺が市の中心であると感じる市民の割合（％）	6.4	10	25
区域内での年間催事件数（件）	7	15	25

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
2. 市役所周辺整備	(1) 市役所周辺整備の方針検討	①市役所周辺地域整備計画の策定
	(2) 行政サービス施設の機能強化	①行政サービス施設の充実 ②（仮称）にぎわい交流ひろばの整備
	(3) 公共施設間のネットワーク形成	①快適な歩行空間エリアの形成 ②市役所周辺エリアと日進駅を結ぶアクセスの整備

施策の主な内容

(1) 市役所周辺整備の方針検討

①市役所周辺地域整備計画の策定

市役所を中心としたエリアを、利用者の利便性と安全性に配慮し、にぎわい・ふれあい拠点として、広場・道路等を整備するための地域整備計画を策定します。また、くるりんばすの発着点ともなっている市役所の周辺にくるりんばすの待合所等を整備する計画も併せて策定します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
市役所周辺地域整備計画策定事業	企画政策課 都市計画課	にぎわい・ふれあいの拠点とするための具体的な整備計画を策定する。

(2) 行政サービス施設の機能強化

①行政サービス施設の充実

駐輪場の拡大等、市民ニーズにあった施設機能の変更や計画的な維持管理によって、行政サービス施設としての機能の充実を図ります。

②（仮称）にぎわい交流ひろばの整備

フリーマーケットの開催等、市民が交流できるイベントを行えるようなスペースとして、（仮称）にぎわい交流ひろばを整備します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
（仮称）にぎわい交流ひろば整備事業	企画政策課 都市計画課	市役所周辺地域整備計画に基づき、市役所周辺地域内の一部に広場を整備する。

(3) 公共施設間のネットワーク形成**① 快適な歩行空間エリアの形成**

市役所周辺に存在する公共施設を結ぶ空間に歩道等を整備し、各施設間を歩いて移動することを重視した整備を進めます。また、このエリアをバリアフリー化するとともに、交通安全対策を行うことによって、歩行空間の安全性・快適性の向上を図り、公共施設等を結ぶ歩行者ネットワークの形成に努めます。

② 市役所周辺エリアと日進駅を結ぶアクセスの整備

名鉄豊田線日進駅から市役所方面に向かう手段として、地域交通の充実に加え、歩行者や自転車が移動しやすい空間の整備を進めます。案内表示や交通安全対策を行い、市役所周辺エリアの公共施設等と名鉄豊田線日進駅との間の快適な歩行環境の整備を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
市役所周辺歩行空間整備事業	企画政策課 道路建設課	市役所周辺の車道の縮小及び歩道・自転車道の拡張整備や交差点の安全性・快適性の確保、エリア内の系統的サイン整備等を進め、安全・快適な歩行エリアの形成を図る。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市都市マスタープラン（平成23年度～平成32年度）

◆ 用語の解説

※1 ICT：情報通信技術（Information and Communication(s) Technology）の略。

第3節：住環境の整備

1. 住宅

現状と課題

- ・高齢者や障害のある人、子育て家庭、外国籍の人は、民間の賃貸住宅を借りようとしてもトラブルを避けるため等の理由により、家主から入居を拒否されるという事例があります。このため、独力で住宅を確保することが困難な方々が、それぞれの状況に適した住宅に住めるような仕組みが求められています。
- ・阪神・淡路大震災等の地震災害による住宅の倒壊率は、昭和56年の建築基準法の改正以前に建てられた住宅の方がそれ以後に建てられた住宅と比べて高く、住宅の耐震性が十分であれば、住宅の倒壊による死者はより少なかったと言われていています。このため、地震災害による人的被害の軽減のためには、住宅の耐震化が重要な課題となっています。
- ・急速な高齢化の進展により、介護を必要とする高齢者が増えています。一方、障害のある人の地域社会での自立や社会参加に対する支援が強く要請されています。このため、高齢者や障害のある人が住宅内で円滑に移動、生活できるよう、住宅のバリアフリー化が求められています。
- ・ライフスタイルの変化に対応でき、長期にわたって良好な状態で住み続けられるとともに、建替えによる環境負荷の少ない住宅の普及が必要とされています。
- ・現代人の日常生活では、多くのエネルギーが消費されています。地球温暖化防止のために省資源化・省エネルギー化を始め、自然エネルギーの利用等、環境にやさしいライフスタイルの実践が、住宅施策でも求められています。
- ・高齢世帯、子育て世帯、単身世帯等、家族環境やライフスタイルが変化しており、居住ニーズも多様化しています。このようなことから、市民のニーズに沿った住宅や建築に関する情報提供・相談の場づくりが求められています。
- ・住み良いまちづくりを進めるには、市民と行政との関係が行政からの一方通行であってはなりません。近年、都市計画法の改正や「開発等事業に関する手続条例」の制定により、まちづくりへの市民参加の制度も整備されてきています。このため、市民、事業者、行政の協働による地区の実態に合ったまちづくりが求められています。
- ・本市における住宅地の需要は高く、土地区画整理事業以外の民間事業者による宅地開発が行われています。その結果、狭小の宅地や行き止まり道路等が生じています。
- ・本市には東部丘陵等の緑地が多く残っていますが、急速な宅地化による市街地の緑の減少は顕著となりつつあります。また、市民の緑に対する価値観やニーズも変化してきていることから、良好な住環境を維持・創出するため、緑化意識の普及が重要な課題となっています。

施策がめざす将来の姿

- 住宅セーフティネットの推進等により、高齢者や障害のある人等、だれもが安心して住むことができる住環境となっています。
- 住宅の耐震化やバリアフリー化により、だれもが安全で快適に暮らせる住環境となっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
「現在の住居を住みやすい」と考えている市民の割合（％）	74.4	80	85
住宅の耐震化率※（％）	78.4	89.5	-

※「耐震改修促進計画」（平成20年度～平成27年度）に定めた指標。平成32年度の目標値は、平成28年までに策定される見込み。

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
1. 住宅	(1) 住まいの安全・安心の確保	①民間と連携した住宅セーフティネット※ ¹ の構築
		②住宅の耐震化の促進
		③住宅のバリアフリー化の促進
	(2) 優良な住宅供給支援	①長期優良住宅※ ² の普及啓発
		②エコ住宅（省エネ住宅）の供給支援
		③住宅相談機能の充実
	(3) 魅力ある居住環境の創出	①わかりやすい町名・地番への変更
		②住宅地の緑化促進
		③民間住宅開発の適正誘導【P.125「市街地の形成」の再掲】
④地区街づくり計画※ ³ の策定促進【P.125「市街地の形成」の再掲】		

施策の主な内容

(1) 住まいの安全・安心の確保

①民間と連携した住宅セーフティネットの構築

高齢者や障害のある人、子育て家庭、外国籍の人等、独力で住宅を確保することが困難な人が民間賃貸住宅に入居しやすくなるように、居住支援サービスを提供できる社会福祉法人やNPO等の団体と行政との間で協定を締結します。

②住宅の耐震化の促進

昭和56年の建築基準法改正以前に建てられた木造住宅所有者を対象とした無料耐震診断の実施を周知し、診断実施を促進するとともに、診断に基づく補強工事の支援を行います。また、個々のニーズに応じて利用しやすくなるように、現在の補助制度の見直しを実施し、住宅の耐震化を促進します。

③住宅のバリアフリー化の促進

長期優良住宅の建築の推進や、身体に障害のある人や高齢者が自宅で自立した生活を送るために必要な住宅改修の支援を行い、住宅のバリアフリー化を促進します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
住宅困窮者居住支援団体との協定締結事業	建築課 福祉課 児童課 市民協働課	住宅困窮者の賃貸住宅探し、契約手続きの立会い、電話相談等、居住支援サービスを提供する各種団体と協定を締結する。
木造住宅耐震診断事業	建築課	昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法及び伝統構法の木造住宅を対象に無料で耐震診断を実施する。
木造住宅耐震改修費補助事業	建築課	耐震診断を受診した住宅で、倒壊する可能性がある又は高いという診断結果となった場合、耐震改修工事を実施するにあたり、一定の要件に基づいて補助金を交付する。
身体障害者住宅改修費助成事業	福祉課	移動のための機能及び視覚に障害のある人が自宅で自立した日常生活を送るために段差解消を始めとした住環境の改善を行う場合、改修工事費等の一部を助成する。
介護保険住宅改修費助成事業	高齢福祉課	要介護・要支援認定者が、自宅で自立した日常生活を営むことができるよう、手すりの取り付け、床段差の解消等、比較的小規模な改修に対して工事費の一部を助成する。

(2) 優良な住宅供給支援

①長期優良住宅の普及啓発

長期優良住宅を建築する効果等の情報を提供し、長期優良住宅の普及促進を行います。

②エコ住宅（省エネ住宅）の供給支援

住宅用の太陽光発電システム、高効率給湯器の設置や雨水利用を促進し、さらに効果的な新エネルギー利用に対する補助を実施する等、環境負荷の少ない家づくりを応援します。

③住宅相談機能の充実

だれもが快適に安心して暮らせる環境をめざし、住宅の建替えやリフォーム等、住まいに関する情報を提供します。また、多様化する市民ニーズに対応するため、民間機関と連携・協力し、相談窓口を充実します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
住宅用太陽光発電システム等設置補助事業 (P. 107 の再掲)	環境課	住宅用太陽光発電システム等を設置する家庭に対し設置費の一部を補助する。
浄化槽雨水貯留施設転用補助事業	下水道課	浄化槽を公共下水道へ切り替える際、雨水貯留施設に転用し、雨水の有効活用を行う人に対して補助する。
建築相談事業	建築課	新築住宅の間取り、住宅のリフォーム、バリアフリー化等、住宅に関する相談を無料で実施する。

(3) 魅力ある居住環境の創出**①わかりやすい町名・地番への変更**

よりわかりやすい住所の表示を実施するため、地元関係者等と協議し、町名の変更や地番の振り直しを進めます。また、土地区画整理事業により宅地基盤の整備を行った地区においては、町名・地番を適切に変更します。

②住宅地の緑化促進

住宅地の居住環境を高めるため、住民主導による緑化に向けた取組や活動を支援します。また、土地区画整理事業の際に地区計画^{*4}や地区街づくり計画を策定し、住宅地や商業地の計画的な緑化を図ります。

③民間住宅開発の適正誘導【P. 125「市街地の形成」の再掲】

「開発等事業に関する手続条例」等を通して、良好な居住環境の形成をめざした適切な指導を行います。

④地区街づくり計画の策定促進【P. 125「市街地の形成」の再掲】

住み良い街づくりを推進するため、市民等が主体となって一定のまとまりをもった土地の区域において、地区内の土地利用等に関する計画及び基準等を定めた地区街づくり計画の策定を促進します。また、計画づくりを行うための協力・支援を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
町名・地番変更事業	企画政策課	わかりやすい新町名設定、新地番設定を行う。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市地域防災計画（平成21年5月改正）
- 日進市耐震改修促進計画（平成20年度～平成27年度）
- 日進市開発等事業に関する手続条例

◆ 用語の解説

- ※1 住宅セーフティネット：子育て世帯や高齢者、障害のある人のように、独力では住宅を確保することが困難な人が、それぞれの所得、家族構成、身体状況等に適した住宅を確保できるような仕組みをいう。
- ※2 長期優良住宅：長期にわたり良好な状態で使用できるよう、構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性の性能を有する等の措置が講じられた優良な住宅をいう。
- ※3 地区街づくり計画：「開発等事業に関する手続条例」の設置目的に従い、住み良い街づくりを推進するため、市民等が主体となって一定のまとまりをもった土地の区域において、地区内の土地利用等に関する計画及び基準等を定めたものをいう。
- ※4 地区計画：地域の実情に応じたまちづくりを進めるため、建築物に関するきめ細やかなルールと、生活道路や小公園等の小規模な公共施設に関する計画を一体的に定める地区レベルの都市計画。

第3節：住環境の整備

2. 公園・緑地

現状と課題

- ・公園・緑地は市民のスポーツ・レクリエーションや自然とのふれあいの場、地域コミュニティの形成の場であるとともに、都市防災、生活環境の改善施設として多岐にわたる重要な機能があり、安心して快適な生活に欠かせないものとなっています。
- ・現在、市内の公園・広場・緑地等は全体で約190か所あります。このうち都市公園は、51か所ありますが、市民一人あたりの面積については、県内平均を下回っています。
- ・都市公園の他は、児童遊園、ちびっこ広場、多目的広場といった様々な施設等で不足を補っているものの、地域によってその数や配置に偏りがある等の課題が見られます。
- ・今後は、地域間の偏りを解消するような公園・緑地の適正配置が必要となっています。
- ・地域コミュニティの形成の場、住民の憩いの場、やすらぎの場として、市民に広く愛され利用される公園・緑地となるよう、地域住民による清掃や美化活動を行う公園等愛護会^{*1}の育成を進めます。
- ・市街地における都市的生活を送る上では、生活に密着した緑化の推進が求められています。

施策がめざす将来の姿

- 公園・緑地が適正な配置を考慮され、計画的に整備されています。
- 既存の公園・緑地について、公園等愛護会等の地域コミュニティが協働し適切な維持管理を行っています。
- 市民が緑を身近に感じることができるような直接緑とふれあうことのできる場が多くあり、緑に対する市民の意識が高まっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
公園等愛護会活動公園数（件）	51	67	82
公園の数や広さに対する満足度（%）	31.6 （平成20年度）	35	40

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
2. 公園・緑地	(1) 公園・緑地等の整備	①計画的な公園・緑地等の整備 ②児童遊園等の再整備 ③市民参加等による特色ある公園づくりの推進 ④水と緑のネットワーク形成
	(2) 公園・緑地の適正な維持管理	①安全管理の徹底 ②市民参加による管理運営の促進 ③公園・緑地の利用促進
	(3) 緑化推進・緑地保全	①緑化意識の向上 ②緑化推進団体の活動支援 ③公共緑化の推進 ④民有地の緑化促進 ⑤緑地や樹木の保全・活用

施策の主な内容

(1) 公園・緑地等の整備

①計画的な公園・緑地等の整備

新たな公園の整備や土地区画整理事業に併せて、計画的に公園・緑地を配置します。

②児童遊園等の再整備

児童遊園、ちびっこ広場は、児童厚生施設としての機能を残しつつ、周辺市民のニーズに合わせた施設の整備を行い、多目的広場については、地域でのイベント等に活用できるように整備し利用促進を図ります。

③市民参加等による特色ある公園づくりの推進

公園の整備について、市民との意見交換の機会を設ける等、市民ニーズや地域の特色を把握し設計に反映します。

④水と緑のネットワーク形成

天白川、岩崎川等について、治水機能を維持しつつ、自然環境に配慮した散策路を整備します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
街区公園整備事業	都市計画課	市民参加の手法で計画し、整備工事を行う。
介護予防遊具整備事業	都市計画課	高齢者を含め多世代の利用促進と健康増進を図るため、街区公園や児童遊園、ちびっこ広場、多目的広場に介護予防遊具、健康遊具を設置する。

(2) 公園・緑地の適正な維持管理

①安全管理の徹底

遊具等について、専門整備士等による点検の実施及び計画的な修繕や改築について定める「公園施設長寿命化計画」を策定し、保全管理を行います。

②市民参加による管理運営の促進

地域に愛され、ふれあいを深める場となるように、公園等愛護会を支援するとともに、周知や活動の育成を行います。

③公園・緑地の利用促進

公園遊具等を設置、更新する際には、地域の意向を調査し、利用実態を取り入れることによって、利用促進を図ります。また、里山等においては、散策路等の自然とふれあえる設備の整備を進めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
公園施設長寿命化事業	都市計画課	安全性を確保しライフサイクルコスト ^{※2} を縮減する予防保全管理について計画し実施する。
公園等愛護会育成事業	都市計画課	地域ボランティア団体である公園等愛護会への活動補助金交付業務や公園等愛護会発足のための情報提供等を行い、公園等愛護会の育成を進める。
里山保全実践講座開催事業	都市計画課	市民に緑の大切さを理解してもらい、将来的に緑地の管理を市民との協働により進めるため、里山等の緑地において、保全活動に関する市民講座を開催する。

(3) 緑化推進・緑地保全

①緑化意識の向上

緑に関する普及啓発活動として、オープンガーデンや花いっぱい運動等を推進します。また、子どもに自然の豊かさを伝えるため、里山等での自然環境学習の機会を増やします。

②緑化推進団体の活動支援

市民や事業者による緑を守り育てる活動のリーダーを育成するとともに、活動を支援します。地域の人々の交流を深め、地域が誇れる緑を創出するために、公園等愛護会等の緑化推進団体の活動を支援します。

③公共緑化の推進

緑の多い街並みを形成するため、公共施設の緑化推進を計画的に行います。また、植栽の計画的な管理を行います。

④民有地の緑化促進

市民や事業者と協力し、民有地の緑を増やします。また、緑化木を配布する等、市民が地域の緑を増やす活動を推進します。

⑤緑地や樹木の保全・活用

北高上緑地等の樹林地を環境学習やボランティア活動の場として活用します。また、自然とふれあえる緑地の整備を推進します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
緑化推進工事	都市計画課	公共施設に樹木を植栽し、緑化推進を図る。
緑化木配布事業	都市計画課	イベント等の機会において、市民に緑化木を配布し緑化意識の向上を図る。

◆ 関連する計画・条例

■日進市緑の基本計画（平成23年度～平成32年度）

■日進市住区基幹公園計画（平成14年度～）

◆ 用語の解説

- ※1 公園等愛護会：市が設置及び管理する都市公園、児童遊園、ちびっこ広場、その他の広場の除草、清掃等の維持管理業務を自発的に行う団体。
- ※2 ライフサイクルコスト：建築コストだけでなく、維持管理や改修・廃棄に必要なコストも含めた構造物のコスト。

第3節：住環境の整備

3. 景観

現状と課題

- ・本市を東西に流れる天白川を始めとする河川は、景観上の主軸であるとともに、緑の連続性・つながりを確保していく上で貴重な資源といえます。
- ・本市中央部に大きく広がる農地は、本市の景観上の大きな特色の一つであり、保全が求められています。
- ・本市北東部及び御嶽山周辺の森林等を主とする緑は、自然と共生した本市ならではの都市景観を構成する重要な資源であることから、保全が求められています。
- ・今後予定されている土地区画整理事業については、地形や良好な緑地の保全等の方法を検討することが必要です。
- ・古代の窯業遺跡群である猿投窯^{さなげよう}や岩崎城をめぐる歴史、旧街道としての歴史等、本市の持つ歴史的要素をまちづくりの中に活かしていくことが必要です。
- ・良好な街並み景観や本市の特色を生かした緑と調和した景観の形成に向けて、景観法の活用や風致地区等を始めとする制度の活用を検討する必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 緑と調和した良好な景観が形成され、だれもが住みたい都市となっています。
- 農業振興・緑地保全・市街地整備と調和した集約的・効率的な土地利用がされています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
街並みや道路景観に対する満足度 (%)	30.6 (平成20年度)	35	40

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
3. 景観	(1) 地区特性を生かした景観形成	①地区計画 ^{※1} や建築協定等の活用促進 ②地区街づくり計画 ^{※2} の策定促進【P. 125「市街地の形成」の再掲】
	(2) 良好な景観を形成するための制度等の確立	①景観法に基づく景観計画の策定 ②景観条例の制定
	(3) 自然と調和した景観の創出	①農地・森林を生かした景観の保全 ②水と緑のネットワーク形成【P. 137「公園・緑地」の再掲】 ③街路樹の計画的な整備 ④公共緑化の推進【P. 137「公園・緑地」の再掲】 ⑤わかりやすく系統的なサイン計画の推進と適正管理
	(4) 景観の阻害要因の防止・排除	①屋外広告物の指導強化 ②景観意識の向上 ③美化活動の促進

施策の主な内容

(1) 地区特性を生かした景観形成

①地区計画や建築協定等の活用促進

市街地の良好な景観を形成するため、地区計画の策定や建築協定等の策定支援を行います。

②地区街づくり計画の策定促進【P. 125「市街地の形成」の再掲】

住み良い街づくりを推進するため、市民等が主体となって一定のまとまりをもった土地の区域において、地区内の土地利用等に関する計画及び基準等を定めた地区街づくり計画の策定を促進します。また、計画づくりを行うための協力や支援を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
地区街づくり計画等の策定事業 (P. 127 の再掲)	都市計画課	地区計画、地区街づくり計画等の街づくり手法を市民に周知する。

(2) 良好な景観を形成するための制度等の確立**①景観法に基づく景観計画の策定**

良好な景観を形成するために必要な目標、方針、基準等を定めます。

②景観条例の制定

良好な景観を形成していくための基本的事項及び景観法の規定に基づく施策を実行するため、必要な事項を定めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
景観計画策定事業	都市計画課	景観法に基づく景観計画を策定する。

(3) 自然と調和した景観の創出**①農地・森林を生かした景観の保全**

農地や森林等の景観は、本市ならではの都市景観を構成する重要な景観資源であるため、秩序ある土地利用への誘導等によって、これらの自然景観の保全を図ります。

②水と緑のネットワーク形成【P. 137「公園・緑地」の再掲】

天白川、岩崎川等について、治水機能を維持しつつ、自然環境に配慮した散策路を整備します。

③街路樹の計画的な整備

良好な生活環境を創出するために、沿道周辺住民と協働し、道路緑化に努めます。

④公共緑化の推進【P. 137「公園・緑地」の再掲】

緑の多い街並みを形成するため、公共施設の緑化推進を計画的に行います。また、植栽の計画的な管理を行います。

⑤わかりやすく系統的なサイン計画の推進と適正管理

経済性、効率性等、時代の変化等に併せた見直しを適時行いながら、市域に設置される案内表示等についてサインマニュアルに基づいたデザインの統一と適正な管理を進めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
開発行為確認事業	企画政策課 建築課 産業振興課	開発行為を行う事業者に対して、「開発等事業に関する手続条例」の内容を遵守してもらうように指導を行う。

(4) 景観の阻害要因の防止・排除

①屋外広告物の指導強化

無秩序に設置された屋外広告物や落下、倒壊等の恐れのある屋外広告物に対し、「愛知県屋外広告物条例」に従い指導を行います。

②景観意識の向上

里山保全実践講座等の機会を通して、身近な景観に対する市民意識の啓発を図りつつ、その活用方策を検討します。

③美化活動の促進

ボランティア及びNPO等の協力を得て、市民との協働で美化活動への参加を促進する周知活動やイベント開催を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
違反屋外広告物撤去事業	都市計画課	「愛知県屋外広告物条例」に違反している屋外広告物を撤去する。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市都市マスタープラン（平成23年度～平成32年度）
- 日進市開発等事業に関する手続き条例

◆ 用語の解説

- ※1 地区計画：地域の実情に応じたまちづくりを進めるため、建築物に関するきめ細やかなルールと、生活道路や小公園等の小規模な公共施設に関する計画を一体的に定める地区レベルの都市計画。
- ※2 地区街づくり計画：「開発等事業に関する手続条例」の設置目的に従い、住み良い街づくりを推進するため、市民等が主体となって一定のまとまりをもった土地の区域において、地区内の土地利用等に関する計画及び基準等を定めたものをいう。

第3節：住環境の整備

4. 上・下水道

現状と課題

- ・本市の上水の配水は、本市を含めた5市町で構成する愛知中部水道企業団によって、計画的に行われています。
- ・上水道は、生活していく上で重要なライフラインであるため、災害時においても安定的に給水できる応急給水体制の確立が求められています。
- ・本市の下水道の整備状況は、供用開始面積^{*1}が779.94ha及び下水道普及率^{*2}が61.3%となっています。(平成22年4月1日時点)
- ・本市の下水道普及率は平成20年度における県内平均69.0%に比較して低く、早期の整備を望む声が高まっています。
- ・現在、平成27年度までの事業計画区域を定め、下水道管の埋設工事及び処理区域拡大に伴う南部浄化センターの整備を進めています。また、本市の全体計画として、平成37年度までの計画を定めています。
- ・北部浄化センターは、平成元年の供用開始以来20年以上が経過し、今後は、施設の長寿命化対策を含めた計画的な維持管理を行い、適正な運転管理を進めていく必要があります。
- ・本市の下水道使用料金体系では、経費回収率^{*3}が汚水処理に必要な経費を賄えておらず下水道使用料の適正化を図る必要があります。
- ・私たちは、水の循環の中で暮らしています。社会経済が発展し、生活水準が向上するにつれて、工場等からの排水よりも生活排水からの汚れが目立つようになっていきます。河川等の水質を悪化させる、主な要因である生活排水への更なる対策が必要です。
- ・本市のし尿処理は、収集・運搬業務は民間委託、処理業務は本市と東郷町で構成する日東衛生組合のし尿処理施設で処理を行っています。
- ・し尿処理施設については、老朽化対策を検討する時期に来ているため、施設管理者との連携を密に図るとともに、公共下水道の整備状況を勘案しつつ、処理の円滑化・合理化を進めていく等、一層の充実を図ることが必要です。

施策がめざす将来の姿

- 公共用水域の水質が保全され、公衆衛生が向上しています。
- 下水道財政が安定し、下水道事業が効率的に実施されています。
- きれいな水が、安定的に供給されています。
- し尿処理が適切に行われ、環境衛生が高い水準で維持されています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
下水道普及率（％）	61.3 (平成22年度)	66	83

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
4. 上・下水道	(1) 下水道の計画的な整備と適正管理	①総合的な下水道計画の策定 ②計画的な下水道整備の推進 ③下水道施設の適正管理や計画的な修繕 ④下水や汚泥の有効活用
	(2) 下水道財政の安定化	①下水道使用料の適正化 ②収納率の向上 ③下水道整備区域の接続率の向上
	(3) 合併処理浄化槽の普及促進と適正管理	①合併処理浄化槽の普及と切替え促進 ②浄化槽の点検、適正管理 ③家庭での生活排水対策の推進
	(4) 愛知中部水道企業団との連携	①安定的な水供給の支援
	(5) 日東衛生組合との連携	①し尿処理施設の適切な維持管理の継続

施策の主な内容

(1) 下水道の計画的な整備と適正管理

①総合的な下水道計画の策定

下水道整備区域の拡大及び処理場の増設等により、安定的かつ継続的な汚水処理を行うため、下水道全体計画に基づき、適正な下水道計画を策定します。

②計画的な下水道整備の推進

下水道の整備により、市内の環境改善、河川の水質改善を推進し、市民のより良い生活環境をめざすため下水道区域を拡大します。整備区域を拡大するにあたっては、市街化区域から順次進めていき、市街化調整区域においても整備の効率性や住宅密集度を考慮しながら将来の財政負担を勘案し事業を進めます。

③下水道施設の適正管理や計画的な修繕

下水処理場や下水道管等について、経過年数に応じた適正な維持管理を行います。また、耐震化等も考慮し長寿命化対策を含めた計画的な修繕を進めます。

④下水や汚泥の有効活用

下水道の普及拡大に伴って、下水道から生み出される下水汚泥の量は年々増大しています。最終処分場の確保が困難となっており、循環型社会の構築が求められる時代であるため、緑農地利用や建設資材利用等によって、下水汚泥の有効利用を推進します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
南部処理区管渠整備工事	下水道課	南部処理区の処理区域拡大のため面整備を行う。
南部浄化センター整備工事	下水道課	南部処理区の面整備に併せて浄化センターの整備を進める。
北部浄化センター長寿命化事業	下水道課	北部浄化センターの長寿命化計画を策定し、適正な維持管理を行う。
下水道施設長寿命化・耐震化事業	下水道課	下水道施設長寿命化計画に基づき、長寿命化工事を進める。また、下水道地震対策緊急整備計画に基づき、耐震対策を行う。
下水汚泥等資源有効利用事業	下水道課	浄化センターから排出される汚泥等を資源有効利用する。

(2) 下水道財政の安定化**①下水道使用料の適正化**

下水道維持管理費のうち、受益者が負担すべき経費を適正な額とするため、下水道使用料の検証を行い、使用料形態等の見直しを進めます。

②収納率の向上

下水道維持管理費を確保し、公平で応分の負担による良好な下水道事業を行うため、下水道使用料金の収納率の向上を図ります。

③下水道整備区域の接続率の向上

下水道接続による住環境や河川の水質向上について、地域住民の意識向上を促進するため、周知方法や内容等を工夫して積極的な広報活動、啓発活動及び各戸への勧奨活動を行い、接続率の向上を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
下水道使用料徴収事務	下水道課	下水道使用者に対して使用料の賦課徴収等の事務を行う。
下水道接続あっせん事務	下水道課	下水道供用開始区域内の未接続者に対して下水道への接続あっせん事務を行う。

(3) 合併処理浄化槽の普及促進と適正管理

①合併処理浄化槽の普及と切替え促進

下水道未整備地域等において、生活排水等からの汚濁負荷量を削減するため、広報紙やホームページ等を活用して単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を周知し、合併処理浄化槽の普及促進に努めます。

②浄化槽の点検、適正管理

水環境の保全を図るため、浄化槽の適正な維持管理について啓発活動を進めます。

③家庭での生活排水対策の推進

家庭での生活排水対策に向けた実践活動の普及及び定着化を推進するため、リーフレット、小冊子及び広報紙等を活用した啓発活動を進めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
合併処理浄化槽普及促進事業 (P. 114 の再掲)	環境課	単独浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進する。

(4) 愛知中部水道企業団との連携

①安定的な水供給の支援

災害等で断水になった場合においても安定的な水供給を確保するため、愛知中部水道企業団と協力し、ホームページ等を利用して正確な情報提供を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
緊急時給水体制支援事業	下水道課	災害時の水道施設復旧状況等の周知を行う。

(5) 日東衛生組合との連携

①し尿処理施設の適切な維持管理の継続

日東衛生組合との連携を図り、収集したし尿や浄化槽汚泥等を処理できるように、し尿処理施設の適切な維持管理に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
し尿収集・処理事業	環境課	し尿及び浄化槽汚泥等の処理の円滑化、合理化及びし尿処理施設の老朽化対策について、日東衛生組合と連携を図る。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市公共下水道事業計画（昭和59年度～平成27年度）
- 日進市公共下水道全体計画（平成21年度～平成37年度）
- 日進市下水道条例

◆ 用語の解説

- ※1 供用開始面積：下水道の使用が可能となり、下水を排除すべき区域として公示された面積をいう。
- ※2 下水道普及率：下水道の供用開始告示済区域内の人口を住民基本台帳（行政区域内人口から外国人登録者の数を除いたもの）の人口で除した数値をいう。
- ※3 経費回収率：1㎡あたりの下水道使用料単価を1㎡あたりの汚水処理にかかる経費で割ったものをいう。

第4節：治水

1. 河川・排水路

現状と課題

- ・平成12年9月の東海豪雨では、本市においても天白川流域周辺で床上・床下浸水や道路冠水等による被害が発生したように、河川・排水路等の氾濫により市民の生命や資産に被害をもたらす可能性が高まってきています。
- ・本市は、天白川や境川の上流域にあり、下流域の住民に対する責任として河川洪水量への負荷の軽減を図っていく必要があります。
- ・開発から年数が経過した住宅地では、道路側溝等排水設備が老朽化し、その更新投資が必要になってきています。
- ・これまでの河川整備は、治水・利水の機能整備が重要視されてきましたが、今後は、親水性に配慮した貴重な水と緑の自然空間として人々に潤いを与え、安全で快適性を兼ね備えることが期待されています。

施策がめざす将来の姿

- 河川・排水路の整備・改修が進み、自然災害に強い、安心して暮らせるまちになっています。
- 安心して水辺を利用できるまちになっています。

3基本計画
基本目標3

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
河川・排水路の整備・改修率(%)	61.8	65	72
貯留浸透施設 ^{※1} による対策率(%)	0	12	30
大雨の気象情報を聞いて自宅の浸水を心配する市民の割合(%)	17.0	16	15

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
1. 河川・排水路	(1) 河川・排水路等の整備・維持管理の充実	①総合治水計画の策定 ②県管理河川の改修・維持管理の促進 ③準用河川等の改修・維持管理の充実 ④老朽施設の計画的な改修
	(2) 雨水洪水調整・流出抑制対策の推進	①調整池等の洪水調整施設の整備 ②貯留浸透施設等の設置促進 ③農地が持つ遊水機能の維持 ④宅地等開発時における雨水流出抑制の指導

施策の主な内容

(1) 河川・排水路等の整備・維持管理の充実

①総合治水計画の策定

自然災害に強いまちづくりを推進するため、治水対策と流域対策を一体的に実施する計画を策定します。

②県管理河川の改修・維持管理の促進

市内を流れる天白川、岩崎川及び繁盛川はんもりの管理者である県に対して、河川改修の早期実施を促すとともに、協力体制の強化に努めます。

③準用河川等の改修・維持管理の充実

浸水被害解消のため、雨水や排水の流末となる河川及び排水路の整備を推進します。

④老朽施設の計画的な改修

市内に多く設置されている側溝や雨水排水施設の老朽度を分類し、計画的な改修を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
河川排水路整備事業	土木管理課	河川・排水路の整備・改修を行う。

(2) 雨水洪水調整・流出抑制対策の推進

①調整池等の洪水調整施設の整備

水害に対して水量を調整する施設として調整池を設置するとともに、遊水池等を利用した洪水調整施設の整備を促進します。

②貯留浸透施設等の設置促進

河川や排水路に流れ込む水量を減らすため、雨水貯留浸透柵や透水性舗装の採用による貯留浸透施設の設置を推進します。

③農地が持つ遊水機能の維持

農地は、洪水調整等の遊水機能も有していることから、河川の氾濫を防ぐためにも秩序ある土地利用への誘導を図ることで、農地の維持・保全に努めます。

④宅地等開発時における雨水流出抑制の指導

雨水流出量の増加を抑制するため、一定基準以上の住宅等の開発を行う場合には、調整池の整備や雨水貯留施設設置等の雨水流出抑制を指導します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
調整池等維持管理事業	土木管理課	治水機能を高めるよう、適正な維持管理を進める。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市総合治水計画（平成19年度より策定中）
- 日進市開発等事業に関する手続条例

◆ 用語の解説

※1 貯留浸透施設：雨水を一時的に貯めたり、地下に浸透させたりして、河川への雨水流出量を抑制するための施設。

基本目標4**暮らしを支える産業の振興**

節	大施策	掲載ページ
1 産業の振興	1.農業の振興	154
	2.商業の振興	159
	3.工業の振興	163
	4.観光・レクリエーションの振興	166
2 勤労者への支援	1.勤労者・就労支援	169

第1節：産業の振興

1. 農業の振興

現状と課題

- ・本市の農業は、稲作を中心としていますが、米価の下落による農業経営の圧迫、担い手不足による遊休農地の増大や都市化による農地の減少等、農業を取り巻く情勢は大変厳しいものとなっていることから、新たな農業施策の展開が急務となっています。
- ・農地は、農産物を供給するという本来の目的のほかに、多様な生物の生息場所や水害時の遊水調整地等、貴重な役割を有していることから、保全が求められています。
- ・「食」の安全・安心のニーズが高まっていることから、地産地消の推進が求められています。
- ・本市は、都市近郊の立地条件や、農に親しみ農業体験を望む市民が多いことから、遊休農地の解消の手法として市民菜園等の整備が求められています。
- ・愛知用水の水を供給する農業用パイプラインは老朽化が進み、農業用水の安定供給のために改修が必要となっています。また、農業用ため池は、水源地域の渇水へ備えるとともに、洪水調整機能の役割を有することからも引き続き保全が必要です。
- ・農業の担い手不足等を解消する手段として、企業による農業への参入が可能となりました。本市においても担い手不足の解消策の手段として、この制度の推進が求められています。

施策がめざす将来の姿

- 優良な農地が守られ、秋には稲穂が一面に実っています。
- 地産地消が進み、市内全域で地元産の農作物が食卓に並んでいます。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
農業振興地域内農用地面積 ^{※1} (ha)	362	349	338
食育に関心のある人の割合 (%)	57.6	90	95

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
1. 農業の振興	(1) 農地の保全・管理の推進	① 農業用施設の維持管理・改修の推進 ② 優良農地の保全 ③ 農地周辺の環境整備
	(2) 安定的な農業経営の支援	① 農業経営体の強化と農地の面的利用集積の促進 ② 集団転作の促進 ③ 売れる米づくりの促進
	(3) 市民に親しまれる地産地消・交流型農業の推進	① 田園フロンティアパーク構想の推進 ② 市民菜園等の拡大 ③ 安全・安心な多品目適量生産体制の構築 ④ 農業後継者や新たな担い手の発掘・育成 ⑤ 食育の推進
	(4) 新たな農業の導入検討	① 農業への企業等の参入支援 ② 最先端農業の導入の検討

施策の主な内容

(1) 農地の保全・管理の推進

① 農業用施設の維持管理・改修推進

農地の良好な管理に資するため、パイプラインや用排水路を含めた農業用施設の適切な維持管理を行うとともに、老朽化した施設の改修を行います。

また、愛知用水や農業用ため池は農業用水として貴重な水源であることから、管理者や所有者とともに適切な維持管理を行います。

② 優良農地の保全

集団的な農地や基盤整備された優良農地を維持するため、計画的な土地利用調整により、農地の保全に努めます。

③ 農地周辺の環境整備

農地には、食料生産だけでなく、自然環境を育むといった多面的機能があり、それを生かすため、地域住民の協力も得ながら農地周辺の環境保全活動を推進します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
農業用水路維持管理事業	産業振興課	農業用パイプライン等、農業用の施設の維持管理や改修を行う。

(2) 安定的な農業経営の支援

① 農業経営体の強化と農地の面的利用集積の促進

認定農業者^{※2}の発掘・育成と経営近代化のための資金に係る利子補給を行うことによって、農業経営体の強化に努めます。また、遊休農地等の情報を収集することによって認定農業者への利用集積を促進し、農業委員会・あいち尾東農業協同組合と連携した効率的かつ安定的な農業経営支援を進めます。

② 集団転作の促進

本市の風土を生かした新たな農産物を調査・研究し、集団転作により栽培を促進します。

③ 売れる米づくりの促進

本市で生産される農作物の中心である米については、化学合成農薬の散布回数と化学肥料の使用量を抑えた栽培を推奨することで、安全で食味の良い米づくりを促進します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
農地利用集積事業	産業振興課	認定農業者への利用集積を図る。
需給調整推進対策事業	産業振興課	米価安定化のため、水稻作付面積を管理する。

(3) 市民に親しまれる地産地消・交流型農業の推進

① 田園フロンティアパーク構想の推進

本構想は、農業の担い手の減少、農地の減少に伴う課題に対し、市民全体で「農」を守り、維持、発展させていくものです。(仮称)田園フロンティアパークでは、本構想を実現し、市内全域に「農」を展開するための拠点として、安心して農地の貸し借りが行える機能を備えた情報発信の拠点となる管理棟、農学校、市民菜園、産地直売所等を段階的に展開していきます。

② 市民菜園等の拡大

農家やNPO、企業の協力を得ながら遊休農地を活用し、市民が継続して農業体験ができる市民菜園等を拡大します。

③ 安全・安心な多品目適量生産体制の構築

(仮称)環境と安全に配慮した農業推進指針を策定し、エコファーマー^{※3}の育成とトレーサビリティ^{※4}の確立を推進します。また、安全・安心な農作物を計画的に作付

けできるように、あいち尾東農業協同組合と連携を進めます。

④農業後継者や新たな担い手の発掘・育成

「代々続いてきた農業を続けたい」、「新たに農業を始めてみたい」という受講者を対象に農学校^{※5}を開設し、農業の後継者や新たな担い手の育成を図ります。農学校では、市内で今まで受け継がれてきた栽培技術等を、若者から高齢者まで幅広い世代に学びの機会を提供します。

⑤食育の推進

食育推進計画の目標「マイ日、進めよう食育につしん！」を推進するため、食や栄養に関する情報提供を積極的に行います。また、地産地消を推進するため、保育園や小中学校給食で日進産米及び農畜産物の利用を進めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
(仮称) 田園フロンティアパーク整備事業	産業振興課 (田園フロンティアパーク整備室)	市民菜園等、「農」とのふれあいをテーマに地産地消を推進する拠点として(仮称) 田園フロンティアパークの整備を行う。
食育推進事業	産業振興課	市民が健全な食生活を実践することができるよう、家庭、学校、地域、生産者、行政が連携・協力して、食育推進に取り組む。

(4) 新たな農業の導入検討

①農業への企業等の参入支援

本市の特産品となる農作物の発掘等を目的とした企業等の参入を支援します。

②最先端農業の導入の検討

愛知県農業総合試験場や大学等の研究機関との連携によって、研修等を通じて、農業者に情報提供を行い、農業の合理化や規模拡大に役立つ最先端技術の導入を促進します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
企業受入方針策定事業	産業振興課	農家との共存共栄を目的に、具体的な参入基準を掲げる企業受入方針を策定する。

◆ 関連する計画・条例

- 日進農業振興地域整備計画（平成22年度～平成26年度）
- 日進市食育推進計画（平成21年度～平成25年度）
- 田園フロンティアパーク構想（平成21年度）

◆ 用語の解説

- ※1 農業振興地域内農用地面積：農業資源調査に基づく農用地面積。（農道及び農業用排水路用地を除く）
- ※2 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画において市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人をいう。
- ※3 エコファーマー：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づいて「持続性の高い農業生産方式」の導入計画を作り、県知事の認定を受けて、環境に配慮しつつ農地の生産力を維持、増進する農業を行う農業者の愛称をいう。
- ※4 トレーサビリティ：食品がいつ、どこで、だれによって生産され、どのような農薬や肥料、飼料が使われ、どんな流通経路をたどって、消費者の手元に届けられたかといった生産履歴情報が確認でき、万一食品事故が発生した場合にも原因究明や対策が容易になるようなシステムをいう。
- ※5 農学校：農作業を行う基本的な知識・技術を習得することで、市民菜園等での農体験に親しめるようになる事から始まり、将来的には、Uターン就農する農業後継者や農家以外からの就農等の新たな農業の担い手を養成する事を目的として開校する所をいう。

第1節：産業の振興

2. 商業の振興

現状と課題

- ・経済状況の悪化により消費が落ち込み、運転資金等が不足する等、商業の経営が厳しい状況となっています。
- ・市内外への大型店の出店によって、地域にある小規模な店舗の顧客が減少し、経営が厳しい状況となっています。
- ・高齢者や障害のある人等は、経営不振により地域の商店が廃業することで生活用品の購入が不便となっており、近くで容易に買い物ができる場所やサービスの提供等の生活支援サービスが求められています。
- ・消費者のライフスタイルや価値観が多様化しているため、ニーズに対応した経営や設備を備えた魅力ある店づくりが求められています。
- ・市内の雇用促進と財政基盤の強化が必要とされており、優良商業施設の誘致や財政支援等が求められています。

施策がめざす将来の姿

- 市内の商店の経営近代化や合理化が進み、時代に適応したサービスを行っています。
- 市民が利用しやすい場所に商業施設が立地しています。
- 市内外からたくさんの方が商業施設に集まっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
商店数(農林業、公共団体を除く) (件)	2,244 (平成18年度)	2,300	2,350

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
2. 商業の振興	(1) 商業振興の方針づくり	①商業振興の方針の検討
	(2) 意欲的な商業者への経営支援	①経営相談・経営指導の充実 ②資金融資制度の利用促進
	(3) まちづくりと一体となった商業活動の振興	①「農」と連携した商業振興 ②商業関連イベントの開催支援 ③高齢者や障害のある人等の生活支援サービスの促進
	(4) 利便性の高い商業の展開	①商業施設の誘致

施策の主な内容

(1) 商業振興の方針づくり

①商業振興の方針の検討

市民の購買動向や購買意識、市内商業の実態と問題点を調査し、今後の商業振興の方針を検討します。

(2) 意欲的な商業者への経営支援

①経営相談・経営指導の充実

市で行っている経営相談について広報紙やホームページ等で情報発信を促すとともに、日進市商工会と連携を図り、経営診断・指導・助言等の相談体制を充実します。

②資金融資制度の利用促進

中小企業や個人事業者の経営の安定や設備の近代化を図るため、商工業振興資金等の融資制度の利用を促進します。また、融資の際の信用保証料を助成します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
商工会経営改善普及事業補助金交付事業	産業振興課	経営相談等により経営改善の普及を図るため、商工会が行う経営相談等の事業に対して補助金を交付する。
商工業振興資金融資制度預託金交付事業	産業振興課	事業者へ融資を行うため、金融機関へ市と県が預託金を預け、県信用保証協会の保証を受け融資を行う。

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
商工業振興資金信用保証料助成金交付事業	産業振興課	商工業振興資金の融資額に係る信用保証料を助成する。

(3) まちづくりと一体となった商業活動の振興

①「農」と連携した商業振興

地産地消の推進として、本市で収穫した農作物を活用した特産物や地域ブランドの創設に向け、生産者・消費者・あいち尾東農業協同組合・日進市商工会等と開発プロジェクトを展開する等、「農」と連携した商業振興を図ります。

②商業関連イベントの開催支援

岩崎城春祭りや、にっしん夢まつり、日進市産業まつり、花火大会等の運営を支援します。

③高齢者や障害のある人等の生活支援サービスの促進

高齢者や障害のある人等の生活支援を図るため、自宅や身近な所で日用品等が購入できるように、五色園団地と三ヶ峯台団地で行っている「まち市場^{*1}」や、日進市商工会が行っているインターネットショッピングの「日進市場^{*2}」等の取組について、広報紙やホームページ等を活用した情報提供を進めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
特産物・地域ブランド開発事業	産業振興課	農作物を活用した特産物や地域ブランド創設のためのニーズ調査や開発に向けて関係機関との調整等を行う。
日進市産業まつり開催委員会補助金交付事業	産業振興課	日進市産業まつりの開催に補助金を交付する。

(4) 利便性の高い商業の展開

①商業施設の誘致

土地区画整理事業等により宅地の利用増進を図る際には、既存店舗とのバランスを図りながら商業施設を誘致する等、利便性の高い商業地域の展開を進めます。また、産業振興の方針に基づき、商店の少ない地域や幹線道路沿い等については、適正な立地・誘導を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
商店配置計画検討事業	産業振興課	市内の商店の配置とその商業圏を調査し、市民が居住している地域、その人口、商店までの交通手段等から商店の過不足を予想し、不足している地域に商店を誘致する等、配置のバランスを検討する。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市都市計画マスタープラン（平成23年度～平成32年度）
- 日進市開発等事業に関する手続き条例

◆ 用語の解説

- ※1 まち市場：高齢等のため車で買い物に行けなくなった人が増えてきている住宅地の対策として、商業者が、その住宅地に出向き、直接話しながら買い物が楽しめる市場をいう。
- ※2 日進市場：日進市商工会のホームページ内にあり、商工会員が各商店の商品を出店しており、希望者はそこから商品を購入できるインターネットショッピングのサイトをいう。

第1節：産業の振興

3. 工業の振興

現状と課題

- ・市内には、愛知県企業庁が開発した工業団地が2か所あります。いずれも、調整池（水道用、農業用等）の水質を悪化させないために環境に配慮した施設を誘致しました。
- ・愛知県企業庁は他に、北山グランド付近（米野木町）と福池地区（三本木町）に用地を確保していますが、アクセス道路等の整備が進んでいないため、開発がされていない状態にあります。
- ・市内の企業は、経営基盤が弱い企業も多く、経営状態が経済不況等に影響されやすい傾向にあります。
- ・市内の雇用促進と財政基盤の強化が必要とされており、企業の誘致や財政支援等が求められます。

施策がめざす将来の姿

- 安定した企業経営となり、雇用も増加しています。
- 地域住民から親しまれ、地域に密着した工業施設があります。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
製造品出荷額（億円）	1,176 （平成19年度）	1,230	1,290

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
3. 工業の振興	(1) 工業振興の方針づくり	①工業振興の方針の検討
	(2) 既存企業への支援	①経営相談・経営指導の充実 ②資金融資制度の利用促進 ③企業の高度化への支援 ④工業関連イベントの開催支援
	(3) 新たな工業の育成	①工業用地の確保及び優良企業の誘致 ②スモールビジネス等の起業支援

施策の主な内容

(1) 工業振興の方針づくり

①工業振興の方針の検討

本市を取り巻く製造・開発の動向や市内の事業所の実態及び問題点を調査し、企業誘致やふるさと企業の支援体制の整備等、今後の工業振興の方針を検討します。

(2) 既存企業への支援

①経営相談・経営指導の充実

中小企業の経営力強化を図るため、日進市商工会と連携し、経営相談の体制を充実します。

②資金融資制度の利用促進

中小企業の経営の安定化を図るため、商工業振興資金等の融資制度の利用を促進します。また、融資にかかる信用保証料を助成します。

③企業の高度化への支援

既存産業が持つ技術を他分野に流用する等、新たな製品開発や既存産業の高度化を図るため、異業種交流の促進や産学官の連携を強化します。

④工業関連イベントの開催支援

地元工業への理解を深めるため、工業技術を広く市民に紹介する産業まつり等の工業関連イベントの運営を支援します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
商工会経営改善普及事業補助金交付事業 (P. 160 の再掲)	産業振興課	経営改善の普及を図るため、商工会が行う経営相談等の事業に対して補助金を交付する。
商工業振興資金融資制度預託金交付事業 (P. 161 の再掲)	産業振興課	事業者へ融資を行うため、金融機関へ市と県が預託金を預け、県信用保証協会の保証を受け融資を行う。
商工会活動補助金交付事業	産業振興課	産業まつり等の工業関連イベントを実施するため、補助金を交付する。

(3) 新たな工業の育成

①工業用地の確保及び優良企業の誘致

愛知県企業庁と連携して工業団地の開発を進めるとともに、工業振興の方針に基づき、(仮称)日進インターチェンジ周辺地区に用地を確保する等、企業の誘致を県と連携して進めます。

②スモールビジネス等の起業支援

起業家に、国や県等の融資制度の活用について情報を発信します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
開業・創業資金融資制度周知事業	産業振興課	起業家に事業資金の融資制度の周知を図る。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市都市計画マスタープラン（平成23年度～平成32年度）
- 日進市開発等事業に関する手続き条例

第1節：産業の振興

4. 観光・レクリエーションの振興

現状と課題

- ・現在、市が管理する観光資源として岩崎城址、平成ふれあいの森があり、市民の憩いの場として整備されています。
- ・市の指定文化財には、岩崎町の臥龍の松、妙仙寺山門、本郷町の白山第1号古墳、赤池町の天地社旧本殿があります。
- ・市内には、名古屋市近郊では珍しい本格的な観光牧場や桜の名所として有名な宗教公園がありますが、市の内外に広く知られている観光資源が少ないため、新たな観光資源の発掘と既存施設の魅力づくりを進めていく必要があります。
- ・市民向けイベントとして、にっしん市民まつり、花火大会、岩崎城春まつりやにっしん夢まつり等のイベントが開催され、市の内外からも多くの参加者がありますが、今後も情報発信を進めていく必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 観光資源が増えて、市の内外からの来場者でにぎわっています。
- にっしん市民まつり・花火大会等のイベントが充実し、市の内外からの来場者でにぎわっています。
- ウォーキングコースの整備が進み、多くの市民が市内散策を楽しんでいます。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
観光施設、祭の来場者数（人）	388,932 (平成19年度)	500,000	550,000

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
4. 観光・レクリエーションの振興	(1) 観光の充実	①観光資源の充実 ②新たな観光資源の発掘 ③民間と連携した情報発信
	(2) イベントの充実	①既存イベントの充実 ②新たなイベントの実施
	(3) レクリエーション活動の充実	①講師・ボランティアの養成 ②レクリエーション施設の維持管理の充実

施策の主な内容

(1) 観光の充実

①観光資源の充実

岩崎城址、平成ふれあいの森等、既存の観光資源について、観光資源としての魅力を高めるため、来場者の満足度を確認するアンケート調査等を実施し、来場者の視点に立った整備を行うことによって、観光資源の充実を図ります。また、散策ルートや観光ウォーキングコース等の設定によって、観光の振興に努めます。

さらに、田園フロンティアパーク構想との連携による観光の充実を図ります。

②新たな観光資源の発掘

市内に存在する多くの神社や寺院等に保管されている所蔵物や史料を調査し、新たな観光資源を発掘します。

③民間と連携した情報発信

観光資源を訪れる人が、わかりやすく快適に観光できるようにするため、観光プロモーション活動等を企業・大学等と連携して実施することで、観光資源の情報発信の強化に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
観光マップ作成事業	産業振興課	観光案内のパンフレットを作成する。

(2) イベントの充実

①既存イベントの充実

にしん市民まつり、花火大会、岩崎城春まつり、にしん夢まつり等といった既存イベントについて、関係団体と協力して内容等を充実します。

②新たなイベントの実施

市民・大学・企業と連携し、ウォーキング大会やコンサート等、市民が参加できるイベントを企画・実施します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
商工会活動費補助金交付事業 (P.165 の再掲)	産業振興課	岩崎城春まつり等のイベントを実施するため、補助金を交付する。

(3) レクリエーション活動の充実

①講師・ボランティアの養成

イベントに市民の豊富な知識を生かすため、講師養成講座等を開催し、講師・ボランティアを養成します。

②レクリエーション施設の維持管理の充実

あじさい遊歩道等の維持管理を地域住民と連携して、創意工夫を施した保全・管理を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
レクリエーション施設等整備工事	産業振興課	市内レクリエーション施設等の改修、整備を行う。
桜まつり照明施設等設営事業	産業振興課	岩崎川の桜まつりの活性化を図るため、ボンボリ等照明施設を設置する。

◆ 関連する計画・条例

■ 日進市展望塔岩崎城条例

第2節：勤労者への支援

1. 勤労者・就労支援

現状と課題

- ・平成 20 年度に起きた世界的な経済危機によって、多くの企業で解雇や派遣切りが行われました。その結果、失業者が増加しています。
- ・その後も多くの企業では、雇用者の削減を行っており、失業した労働者の多くは新たな職に就くことができない状況となっています。
- ・企業の求人者の減少や個人の就職意識の低下により、若年層を中心にニート^{※1}やフリーター^{※2}が増加しており、就職への支援が求められています。
- ・平成 19 年度に名古屋東部地域職業安定所と共同で開設した日進市地域職業相談室は、不況による失業者の増加により、平成 21 年から利用者が増加しています。
- ・勤労者が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）^{※3}を図るため、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たし、家庭や地域生活においても、ライフステージに応じた多様な生き方が選択・実現できる社会の実現が求められています。
- ・事業主は、労働者が仕事と子育てを両立させ、少子化の流れを変えるための行動計画を策定する必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 企業の誘致や企業への基盤強化の支援により、雇用が安定し、雇用者数も増えていきます。
- だれもが自分にあった雇用先を選択することができます。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
市民の就業者数（15 歳以上）（人）	38,148 （平成 17 年度）	44,000	47,000

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
1. 勤労者・就労支援	(1) 雇用の促進	①職業相談・職業指導の充実 ②職業能力開発への支援 ③雇用の機会の拡大促進
	(2) 労働環境改善推進の啓発	①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発 ②一般事業主行動計画 ^{※4} の策定の啓発

施策の主な内容

(1) 雇用の促進

①職業相談・職業指導の充実

名古屋東公共職業安定所と連携して開設している地域職業相談室で職の相談・斡旋を進めます。また、国や県が行っている各種の就業支援事業の啓発を積極的に行います。

②職業能力開発への支援

求職活動を行う上で個人の専門的な知識や能力が求められているため、国や県が実施している職業訓練制度や講習会等を紹介するとともに、受講に伴う各種助成金制度の利用促進を図ります。

③雇用の機会の拡大促進

優良企業の誘致や就労助成金制度等の活用を図り、雇用の機会の拡大に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
日進市職業相談室運営支援事業	産業振興課	名古屋東公共職業安定所の出張所として日進市商工会内に開設された地域職業相談室の運営支援を図る。

(2) 労働環境改善推進の啓発

①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発

企業は、業務の効率化により残業時間の短縮や、各種休暇の取得等の取組を進めるとともに、勤労者は、それによって増加した余暇時間を家庭等での時間へ利用する等、仕事と生活の調和の取れた生活ができる取組を進める必要があります。そのため、企業等に対して推進に向けた啓発を行います。

②一般事業主行動計画の策定の啓発

事業主に雇用環境や労働条件のアンケート調査等を行うことにより、行動計画策定の啓発を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
ワーク・ライフ・バランス及び一般事業主行動計画推進事業	産業振興課 市民協働課	ワーク・ライフ・バランス及び一般事業主行動計画が推進されるよう、事業者に働きかけていく。

◆ 用語の解説

- ※1 ニート：15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者をいう。
- ※2 フリーター：定職につかず、アルバイト等で生活費を得ている人をいう。
- ※3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）：「仕事」と「仕事以外の生活（子育てや親の介護、地域活動等）」との調和が取れている状態のこと。そのためには、性別や年齢にかかわらず、個人の置かれた状況に応じて、多様で柔軟な働き方が選択できるようにする必要がある。単に、「仕事」か「仕事以外の生活」か、という二者選択ではなく、両者の調和を図ることにより、「仕事」も「仕事以外の生活」も充実させようとするもの。
- ※4 一般事業主行動計画：次世代育成支援対策推進法に基づくもので、「子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備」や「働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備」、「その他の次世代育成支援対策」について定めるものをいう。この法律では、301人以上（平成23年4月1日以降は101人以上）の労働者を雇用する事業主は、「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出なければならないとし、雇用する労働者が300人以下（平成23年4月1日以降は100人以下）の事業主には、同様の努力義務があるとされている。

基本目標5**次代を担う人を育み、生涯学び続けられる環境づくり**

節	大施策	掲載ページ
1 学校教育	1.義務教育	174
	2.学校給食	179
2 生涯学習	1.生涯学習の推進	182
	2.図書館	186
	3.芸術・文化の振興	190
	4.文化財の保護・活用	193
	5.家庭教育	197
	6.生涯スポーツの推進	199

第1節：学校教育

1. 義務教育

現状と課題

- ・学校教育では、たくましく生きていくための体力と健康な身体を持ち、豊かな人間性と確かな学力を身につけた子どもたちを育成するための教育条件の整備が求められています。
- ・いじめの発生件数や不登校児童生徒数が、全国的に増加しています。本市では、いじめの早期発見・早期対応に取り組むとともに、教育支援センターにおける不登校児童生徒の受入れ、専門相談員の配置等を行っています。
- ・本市には、小学校9校、中学校4校（いずれも分校1校含む。平成22年度時点）がありますが、人口の増加とともに、児童生徒数が増加しており、大規模校化や教室数の不足が心配されています。
- ・今後も児童生徒数が増加することが見込まれるため、将来の子どもの数を予測し、その結果を考慮した学区編成及び増築又は分離新設校の建設について検討する必要があります。また、安全な学校生活を持続させるため、施設の維持整備を継続的に進める必要があります。
- ・小中学校では、地域の特性を生かした特色ある教育活動を行っています。今後も地域や家庭との連携を深め、地域に開かれた学校づくりを進めることが求められています。
- ・小中学生の学力低下が懸念される中、本市では各教科における「基礎・基本^{*1}」の確実な定着と確かな学力の向上をめざした教育の実現に向けて、補助教員の配置等の施策を実施していますが、その一層の充実が求められています。
- ・子どもたちの健やかな心身を育むため、家庭と連携し健康教育の推進を図ることが求められています。
- ・学校教育を取り巻く社会環境の変化に伴い、教職員にはこれまでも増して、教育の専門家としての授業力及び実践的指導力を高め、教育の質を維持、向上させることが求められています。
- ・障害のある児童生徒が、適切な教育的支援を受けることができるように、支援体制を充実し、障害に応じたきめ細かな教育を実施するため、特別支援教育の推進が必要とされています。

施策がめざす将来の姿

- 確かな学力、健やかな心身を育む教育が行われ、課題の発見・解決に必要な学力、他人を思いやる心、たくましく生きるための体力を身につけた人材が育っています。
- 学校施設の安全が確保されており、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる学校となっています。
- 学校と家庭、地域との連携により、地域に開かれた学校となっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
小中学校の教育に対する満足度 (%)	19.8 (平成20年度)	20	25
わかりやすい授業だと考えている児童生徒の割合 (%)	86	90	95

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
1. 義務教育	(1) 教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進	①教育振興基本計画の策定と推進
	(2) 教育相談支援体制の充実	①教育相談の充実 ②不登校問題への対応
	(3) 教育環境の整備	①学校施設の整備 ②学校施設の地域への開放 ③学校の安全の確保 ④児童生徒への就学支援
	(4) 教育、指導体制の充実	①特色ある学校づくりの推進 ②確かな学力を育む教育の推進 ③健やかな心身を育む教育の推進 ④教職員の資質、指導力の向上
	(5) 特別支援教育の推進	①個別の支援体制の充実 ②就学指導相談体制の充実

施策の主な内容

(1) 教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進

①教育振興基本計画の策定と推進

教育分野における総合的な計画を策定し、日進市のめざすべき教育の姿を明らかにするとともに、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
教育振興基本計画策定 及び推進事業	教育総務課	教育基本法第17条第2項の規定に基づく計画を策定し、その推進を図る。

(2) 教育相談支援体制の充実

①教育相談の充実

学習、進路、人間関係の悩み、いじめや不登校、携帯電話によるトラブル等、教育に関する様々な相談に対応するため、関係機関との連携を強化し、専門スタッフやスクール相談員等による相談支援体制を充実します。

②不登校問題への対応

学校生活になじめない児童生徒を対象に、教育支援センターにおいて特別な指導を行うことで、児童生徒の自主性及び社会性を育成し、学校への復帰を支援します。また、不登校、引きこもり状態となっている児童生徒には、スクール相談員による個別の家庭訪問を行うことにより、保護者も含めた児童生徒への支援を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
教育支援センター事業	学校教育課	不登校児童生徒を受け入れて、適切な支援を行い、学校への復帰や社会的自立を支援する。
心の教室相談事業	学校教育課	家庭環境や友人関係、進路問題等で悩みを抱える生徒への対応のため、臨床心理を学んでいる相談員を学校に配置する。

(3) 教育環境の整備

①学校施設の整備

児童生徒数の増加に対応するため、適切な学区の編成とそれに基づく新設校の建設を行います。また、老朽化に応じた改修を行うとともに、備品の充実を図ります。

②学校施設の地域への開放

学校施設の開放を推進し、地域住民が活動する場を提供し、地域の交流を深め、地域に開かれた学校を実現します。

③学校の安全の確保

児童生徒の安全を守るために、警備員が学校を巡回する防犯パトロールを行います。また、通学路の特に危険な交差点には交通指導員^{*2}を配置するとともに通学路を定期的に巡回するスクールガード・リーダー^{*3}を配置し、家庭、地域と連携を取りながら児童生徒の通学路の安全を確保します。

④児童生徒への就学支援

経済的な理由による、就学困難な児童生徒を持つ家庭に対し、給食費、通学用品費及び校外学習費等の公費負担を行い、就学を支援します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
竹の山地区新設校建設事業	教育総務課	平成 25 年 4 月開校予定の竹の山地区新設校を建設する。
地域活動学校開放事業	教育総務課	市内小中学校の体育施設等を、学区内に責任者を有する地域団体の各種活動に無料で貸出する。
学校防犯対策事業	教育総務課	市内全小中学校を 1 日 2 回警備員が巡回する。
交通指導員配置事業	学校教育課	児童生徒の登下校時における交通指導その他児童生徒の交通の安全を図るため、交通指導員を配置する。
就学援助事業	学校教育課	経済的な理由により児童生徒を就学させることが困難な世帯に、給食費等の教育にかかる費用の一部を補助する。

(4) 教育、指導体制の充実

①特色ある学校づくりの推進

特色のある学校づくりをめざして、地域の市民を講師やボランティアとして招いて実践活動を実施する等、地域や家庭との連携を推進します。

②確かな学力を育む教育の推進

子どもたちに各教科の「基礎・基本」の学習を確実に定着させるため、小中学校に低学年補助教員、少人数学級補助教員のほか、外国籍の児童生徒を対象とした日本語指導等、必要に応じて臨時職員を配置します。また、読書活動を推進するとともに、学校図書を充実します。

③健やかな心身を育む教育の推進

健康診断や部活動、中学生の職場体験学習、各家庭と連携した健康教育を実施し、児童生徒の自律性や協調性、健康な体、高い向上心を育てます。また、中学生の乳幼児とのふれあい体験を始めとした、豊かな感受性を育む教育を行います。

④教職員の資質、指導力の向上

教科指導や生徒指導、学級経営等の実践的な研修や今日的課題等の研究を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
特色ある学校づくり事業	学校教育課	地域の市民を講師やボランティアとして招く等、地域の特性を生かした体験活動等を実施する。
小中学校補助教員配置事業（学習補助教員等）	学校教育課	小中学校に学習指導補助教員、低学年補助教員、少人数学級補助教員、日本語指導員、介助員等の必要な臨時職員を配置する。
学校図書館運営事業	学校教育課	小中学校の図書館に専任の学校図書館職員（司書等）を配置するとともに、蔵書数を充実する。
中学生、乳幼児ふれあい体験事業	健康課	中学生が妊婦、乳幼児とふれあうことにより、他者への思いやりや命の大切さを学ぶ。
部活動事業	学校教育課	子どもたちの健やかな心身を育むため、各種大会に出場するためのバス借上、選手派遣費補助等を行う。

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
教職員研修事業	学校教育課	教科等の学習指導、学級経営や生徒指導、人権教育、情報教育等の研修会を実施する。今日的な教育課題等に対応するための委員会を設置し調査、研究を行う。

(5) 特別支援教育の推進

①個別の支援体制の充実

障害のある児童生徒の教育的支援を効果的、効率的に行うため、一人ひとりの教育的ニーズと、教育上の指導や支援について具体的内容を盛り込んだ、「個別の教育支援計画^{※4}」を策定します。

②就学指導相談体制の充実

専門家による教育相談や、小中学校への巡回相談のほか、小中学校に配置されている特別支援教育コーディネーター^{※5}の後補充^{※6}として補助教員を配置します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
巡回指導事業	学校教育課	専門家が学校を巡回し、普通学級に在籍しており、特別な支援を必要としている児童生徒に対する支援方法について、担任に指導、助言する。
臨床心理相談事業	学校教育課	児童生徒への対応等について専門家に相談したい教員に対して、直接相談できる窓口を開設する。また、保護者に対しても相談に応じる機会を設ける。
小中学校補助教員配置事業（特別支援教育コーディネーターの後補充）	学校教育課	特に教育的支援を必要とする児童生徒が在籍する特別支援学級に、特別支援学級補助教員を配置する。また、小中学校に配置されている特別支援教育コーディネーターの後補充として補助教員を配置する。

◆ 関連する計画・条例

■日進市学校施設整備マスタープラン（平成18年度～平成27年度）

◆ 用語の解説

- ※1 基礎・基本：どの子どもにも必ず身につけさせたい学習内容。
- ※2 交通指導員：小中学生が安全に通学できるよう、通学路の危険箇所等で登下校の際に交通指導する職員。
- ※3 スクールガード・リーダー：小学生が登下校する時間に合わせて通学路を巡回し、児童に通学指導するとともに、通学路の安全性を確認する職員。
- ※4 個別の教育支援計画：障害のある児童・生徒一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業までを通じて、適確な教育的支援を行うこと。
- ※5 特別支援教育コーディネーター：児童生徒への支援が効果的に行えるように、各小中学校に1名ずつ配置されており、各校の教員が兼務により行っている。
- ※6 後補充：各校の教員が兼務により行っている特別支援教育コーディネーターの、コーディネーターとしての十分な活動時間を確保するため、教員本来の業務を補助する目的で市費により各校に配置されている非常勤教員。

第1節：学校教育

2. 学校給食

現状と課題

- ・本市では、昭和42年に学校給食センターを開設し、共同調理場方式^{※1}による学校給食事業が始まりました。平成13年には、学校給食センターの建替えを行い、食中毒を防ぐためのフルドライシステム^{※2}を採用した調理場や、献立の多様化に対応できる設備を整えました。
- ・平成20年度には、赤池小学校の開設に対応するため、施設や備品の増設を行い、平成21年度では、約8,500食（給食の仕分け上で約290クラス分）の調理を行っています。
- ・将来人口推計から予測すると、今後必要となる調理食数は、平成29年には10,000食となり、その場合、クラス数は300クラスを大きく超えることが見込まれます。
- ・その場合、調理食数及び食器や配送コンテナ等の洗浄・収納能力が不足すると考えられるため、増強していく必要があります。
- ・平成21年に、「学校給食法」が制定後初めて大幅に改正され、子どもの食生活の変化や平成17年に制定された「食育基本法」の内容を受けて、学校給食の目標が食育の推進を重視したものとなりました。これにより、子どもへの食育において学校給食が中心的な役割を担うことが明確になりました。
- ・近年増加傾向にある、食物アレルギーに対応できる献立が一層求められています。また、食の安全に対する国民的意識の高まりにより、安心して食べられる食材料の選定や、地産地消の考えに基づいて、地場産の農産物の使用が一層求められています。

施策がめざす将来の姿

- 安全で適切な栄養の摂取ができる学校給食の提供により、健康を保持増進できています。
- 食育の推進により、伝統的な食文化について理解を深め、正しい食生活の習慣や、自然や食に携わる人への感謝と尊敬の気持ちを身につけています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
児童・生徒員への供給率（％）	100	100	100

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
2. 学校給食	(1) 共同調理場方式の充実	①学校給食センター機能の充実、補完
	(2) 給食内容の充実	①望ましい献立の作成 ②食育の推進

施策の主な内容

(1) 共同調理場方式の充実

①学校給食センター機能の充実、補完

人口増加に伴い、学校新設も見込まれます。児童生徒数、学校数及び学級数の増加に対応するため、施設、備品を充実します。また、物理的に限界点に達したときは、民間事業者の活用を含めた機能補完策を講じます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
給食センター施設・設備維持管理事務	学校給食センター	学校給食センターの各設備の日常及び定期点検を行うとともに、必要に応じて施設・設備の改修、修繕等を行う。

(2) 給食内容の充実

①望ましい献立の作成

脂質摂取が過多の傾向とならないよう、和食を中心とした「一汁二菜」の献立を基本としながら、「毎日ご飯」を続けます。可能な限り国産の、保存料等の化学物質を極力含まない安全な食材料を選定します。なお、遺伝子組み換え食品や放射線照射食品等、健康への影響が不明とされる食品は使用しないように配慮します。平成22年に県から示された「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」に基づき、食物アレルギーのある児童生徒に配慮した献立を作成します。

②食育の推進

食育推進基本計画に基づき、「朝食を食べない児童生徒ゼロ」をめざして、栄養士による給食・栄養に関する授業の支援を行います。また、給食時に教諭が指導できるように、献立の狙いをわかりやすく説明する資料や食べ残し量のデータを示し、教材としての効果を高めます。学校行事として実施している小学生の見学会や中学生の職場体験の機会を充実させるとともに、全国の郷土料理（伝承料理）や季節にちなんだ行事料理を発掘します。さらに、県内産の農産物や水産物を積極的に使用し、特に、本市産の農産物の使用を可能な限り増やします。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
給食調理事業	学校給食センター	学校給食事業として望ましい献立の作成、安全な物資の選定と発注を行い、確実に配送する。
市内小中学生による 献立コンクール事業	学校給食センター	市内小中学校の児童生徒に対して、学校給食として望ましい献立を募集して、優秀な作品を表彰するとともに、献立として採用する。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市学校施設整備マスタープラン（平成18年度～平成27年度）
- 日進市食育推進基本計画（平成21年度～平成25年度）

◆ 用語の解説

- ※1 共同調理場方式：2校以上の学校の調理を共同して行う方式のこと。
- ※2 フルドライシステム：床を濡らさずに調理し、食中毒の原因となる菌の発生を防ぐシステムのこと。

第2節：生涯学習

1. 生涯学習の推進

現状と課題

- ・ライフスタイルや価値観の多様化、少子高齢社会の進展、高度情報化、産業構造の変化等、社会経済情勢の変化に伴い、生涯を通じてだれもが自由に好きなテーマについて学ぶことができる生涯学習環境の整備とともに、自らの意志で学習し、その成果を社会に寄与することで、自己実現を図ることができる生涯学習社会^{*1}の実現が求められています。
- ・社会の成熟化が進み、個人の生活に占める自由時間の割合が増大したことにより、「心の豊かさ」や「生きがい」のために、個性的でより充実した人生を送りたいという人々の意識の高まりに伴う、新たな学習需要への対応が必要とされています。
- ・団塊の世代の定年退職に伴い、多くの市民の地域回帰が考えられることから、生涯学習を推進することにより地域に迎えるとともに、「人財」として積極的に地域づくり活動に参画してもらえ環境づくりが必要とされています。
- ・いつまでも住み慣れた地域で生きがいを持って生活することが望まれており、そのためには、身近な場所で生涯学習を行えるシステムの構築が必要とされています。
- ・地域課題や現代的な課題に対する講座が望まれるとともに、自己の向上をめざす教養講座等についても内容の充実が求められています。そのため、市内にある大学との連携によりその専門的な知識や情報を生かした生涯学習プログラムの実施が求められています。

施策がめざす将来の姿

- 「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」を基本とした学習活動ができる環境が整っています。
- 自らの技能や経験を生かして教え合う、市民主体の生涯学習活動が活発になっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
生涯学習施設の年間延べ利用人数（人）	184,425	190,000	200,000
生涯学習の講座・教室の年間参加人数（人）	2,642	3,000	3,200

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
1. 生涯学習の推進	(1) 生涯学習システムの充実	①生涯学習プログラムの充実
		②人材の育成・活用
		③生涯学習情報の提供
		④地区レベルでの生涯学習システムの充実
	(2) 生涯学習施設の充実	①生涯学習施設の管理運営
		②生涯学習施設の整備
	(3) 大学と地域の交流促進	①大学と連携した生涯学習の推進
		②学生との交流促進
		③大学の人材・資源の活用

施策の主な内容

(1) 生涯学習システムの充実

①生涯学習プログラムの充実

生涯学習4Wプラン^{※2}の基本構想に沿った、市民の関心が高い分野での生涯学習機会を提供するため、市民の声を幅広く収集・把握し、ニーズに応じた専門性の高い講座の推進を積極的に行います。

②人材の育成・活用

市民の生涯学習に対する主体的な活動を支援するため、各種講座の講師として活躍できるような技能や経験を有する市民の発掘等、まちかどネットワーク^{※3}を活用して、関係各課と連携して団塊の世代を始めとした各種人材の活躍する場を提供します。

また、団塊の世代を中心としたシニア世代を対象に、小地域活動の担い手や地域づくりのリーダーを養成する講座を開催し、地域社会での新たな生きがいを支援します。

③生涯学習情報の提供

だれでも手軽に情報を得られるように、いつでも目を通せる冊子として生涯学習情報誌を発行するとともに、広報紙やホームページ等を活用し、市民に効果的な生涯学習情報の提供を行います。

④地区レベルでの生涯学習システムの充実

概ね小学校区を基準として整備が進められてきた福祉会館等、地域の核となる施設を利用して、身近な場所で生涯学習講座を受講できるように、地区ごとに会場、講師が充足できるシステムを構築します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
人材バンク運営事業	生涯学習課	これまで身につけた特技や知識を地域で生かしたい人や生涯学習講座等で講師をした人等に「まちかどネットワーク」に登録してもらい、市民の学びの目的にあった講師を紹介する。
にっしん市民教室開催事業	生涯学習課	高齢者・団塊の世代・若者等幅広い層を対象とした趣味的講座を開催する。
シニア世代の生きがい探し講座開催事業	生涯学習課	小地域活動の担い手や地域づくりのリーダーを養成することを目的に、学習意欲のあるシニア世代の生きがい探し講座を開催する。

(2) 生涯学習施設の充実

①生涯学習施設の管理運営

文化活動の拠点となる施設として、市民会館、生涯学習プラザ、ふれあい工房、岩崎城址公園等について、施設の利用状況・ニーズを踏まえ、施設や備品の修繕、取り換えの必要性を検討しつつ、計画的な改修等を行います。

②生涯学習施設の整備

施設利用状況等に関する総合的な情報システムの整備等、利用者サービスを向上させ、生涯学習施設としての利用を促進します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
生涯学習施設管理運営事業	生涯学習課	定期的に施設の管理及び事業の運営状況の確認を行い、必要に応じた施設及び備品の補修を行う。

(3) 大学と地域の交流促進

①大学と連携した生涯学習の推進

市民の満足度の高い講座の開設をめざし、市内及び市外の大学と連携し、各大学の専門性を生かした、地域課題や現代的な課題に対する講座の開催に重点的に取り組みます。

②学生との交流促進

にぎわい交流館を大学交流の拠点とし、多くの大学生が活用できるよう周知を行います。また、ボランティア活動を生涯学習と効果的に結びつけることができるよう情報提供や活動環境のネットワーク化を推進します。

③大学の人材・資源の活用

市内の大学と連携し、大学の人材・資源を活用することで、行政単独では実現が難しい専門性の高い講座を開催します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
大学連携講座開催事業	生涯学習課	大学と連携した専門性の高い講座を開催する。

◆ 関連する計画・条例

■第2次日進市生涯学習4Wプラン（平成19年度～平成23年度）

◆ 用語の解説

- ※1 生涯学習社会：人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学習することができ、その成果が適切に評価される社会のこと。
- ※2 生涯学習4Wプラン：第4次総合計画における「生涯学習の推進」を目標とした本市の計画で「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」学べる、の4つを略称したもの。
- ※3 まちかどネットワーク：特技や知識を地域の活動に生かしたい市民を講師として登録し、何かを学んでみたいという市民に講師として紹介する制度。

第2節：生涯学習

2. 図書館

現状と課題

- ・平成20年に開館した現在の市立図書館は、「出会いと憩いの図書館」をコンセプトとしており、視聴覚ホールや会議室等が併設されています。
- ・本市の年間図書貸出冊数^{*}は、同規模自治体の全国的水準から見ても極めて高い状況にあります。^{*}本市：115.4万冊（平成21年度実績）、同規模自治体平均：41.7万冊（平成20年度実績、「日本の図書館2009」より）
- ・図書館の資料提供機能の充実とともに、職員が、図書館資料について熟知し、利用者の課題解決の援助を行う相談業務を充実させることが求められています。
- ・児童生徒や学生、社会人、乳幼児連れの人、高齢者、障害のある人等、様々な方が利用されており、年代や対象に応じたきめ細かいサービスが必要とされています。また、これらのサービスを市民ボランティアとの協働によって進めていくために、適切な支援が必要とされています。
- ・平日昼間に仕事を持つ方のニーズに応えるため、平日の開館時間^{*}を午後8時まで延長しました。^{*}開館時間：平日は、午前9時30分から午後8時まで。土日祝日は、午前9時30分から午後5時まで。
- ・運営の効率化や利便性を高めるため、運営業務の一部や施設管理等を委託しました。今後も、市民ニーズに応じた効率的な施設運営が求められています。
- ・インターネット技術の発達により、図書館に問合せすることなく資料の検索が可能な図書館が全国的に増加し、市民が希望する資料を自ら探すことも容易になっています。そうした資料は、図書館を通じて相互貸借^{*1}することもできます。今後は、公共図書館に限らない広域的な連携によって、必要な資料を入手しやすい環境整備が求められています。

施策がめざす将来の姿

- 市民のだれもが、知りたい情報や資料が得られる図書館となっています。
- 図書館を通じて、幅広い市民が憩い、交流できる拠点となっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
市民の図書館利用登録率（％）	32.9	35	37
市民一人あたりの貸出冊数（冊）	10.8	12	12.5

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
2. 図書館	(1) 多様な図書館サービスの充実	①レファレンス・サービス※ ² 等の強化及び職員研修の充実 ②多様な利用者層に応じたサービス提供 ③多様な学習機会の提供 ④図書館ボランティアの参加促進 ⑤市民ニーズに沿った施設運営
	(2) 図書館ネットワークの強化	①図書館資料の充実 ②広域ネットワークの整備 ③小中学校図書館との連携や支援

施策の主な内容

(1) 多様な図書館サービスの充実

①レファレンス・サービス等の強化及び職員研修の充実

市民が必要とする情報を迅速に得られるように、司書比率を高めるとともに、レファレンス・サービス向上のための様々な研修への参加を充実します。

②多様な利用者層に応じたサービス提供

図書館は、乳幼児から高齢者まで幅広い世代が利用するため、幅広い分野の情報を提供できるよう、バランスのとれた図書の所蔵を図ります。また、障害のある人や交通弱者等、来館が困難な利用者が気軽に図書館を利用できるように、配本事業を始めきめ細かいサービスを提供します。

③多様な学習機会の提供

市民が快適に生活するために必要な情報が得られるように、企画展示等で時事の情報を提供します。また、多様なニーズを持つ市民が自ら必要な情報を検索することができるように、データベースの使い方講座を開催する等、自らが学ぶための機会の提供を行います。

④図書館ボランティアの参加促進

市民のボランティア参加を促進するため、障害のある人を支援するボランティアや読み聞かせボランティア等に対し、養成講座を開催し、親子で参加できる機会を設ける等の活動支援を行います。

⑤市民ニーズに沿った施設運営

利用者が安心して図書館を利用できるように必要な設備等を適切に維持管理します。また、図書館に寄せられた意見や利用者の意識調査等を参考に、市民ニーズに応じた運営や会議室等の利用方法に努めることで、市民の文化活動の支援を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
図書貸出事業	図書館	図書館資料の貸出返却業務、配架業務、資料購入等を行う。
配本事業	図書館	図書資料の配本や回収等を行う。
レファレンス事業	図書館	図書資料に関する相談業務、時事の情報提供、情報データベースの提供等を行う。
啓発事業	図書館	読み聞かせ、図書に関するイベントの開催や、ボランティアの養成を行う。

(2) 図書館ネットワークの強化

①図書館資料の充実

本市は人口構成における子どもの割合が高いため、児童書、ティーンズ図書のさらなる充実を図り、子どもの読書活動を盛んにする機能を高めていきます。また、特定分野や人気図書に偏らないバランスのとれた蔵書構成に努めるとともに、地域の歴史、風俗、著名人等の地域に関係する資料の確保を進めます。

図書館資料の一部である電磁的な記録による資料についても、新しい技術の動向を注視しながら、対応した資料の提供を検討します。

②広域ネットワークの整備

愛知医科大学医科情報センター（図書館）を中心に、瀬戸市、尾張旭市、長久手町の図書館と連携して実施している健康支援事業「めりーらいん^{*3}」等、広域的な連携をより強化するとともに、近隣の大学図書館を中心に、市民が希望する資料や情報をより得やすくするための連携を検討します。

③小中学校図書館との連携や支援

読書活動は、子どもが人生をより深く生きる力を身につけていく上で非常に大切なものです。そこで、学校での読書活動を支援するため、学校教育活動に必要な資料を充実するとともに、学校教育活動に利用する資料を配送する等の支援を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
図書館施設管理事業	図書館	施設の維持管理業務、図書館協議会の運営等を行う。

◆ 関連する計画・条例

■ 日進市立図書館条例

◆ 用語の解説

- ※1 相互貸借：図書館同士で、図書資料の貸し借りをすること。本市では、県内の公共図書館の資料を、愛知県図書館を通じて無料で相互貸借できるが、その他の図書館は郵送料の負担が原則発生する。
- ※2 レファレンス・サービス：何らかの情報あるいは資料を求めている図書館利用者に対して、図書館員が仲介的立場から、求められている情報あるいは資料を提供又は提示することによって援助すること、及びそれにかかわる諸業務。図書館における情報サービスのうち、人的で個別的な援助形式をとるものをいい、利用案内(指導)と情報あるいは資料の提供との二つに大別される。
- ※3 めりーらいん：愛知医科大学医科情報センター(図書館)を中心に、瀬戸市、尾張旭市、長久手町の図書館と連携した健康支援事業のこと。病名毎に各図書館が所蔵する図書の中からよりよい図書を紹介するパンフレット(パスファインダー)の作成や健康に関する講座の開催等の活動を実施している。

第2節：生涯学習

3. 芸術・文化の振興

現状と課題

- ・本市には、中央公民館と勤労福祉会館の複合施設で、市民の文化的活動の中心拠点である市民会館があり、大小2つのホールでは様々な文化的な催しが行われています。
- ・また、本市の近隣市町には、文化ホールや美術館等の充実した文化施設があり、それぞれが独自の文化発信をしています。
- ・平成22年には、愛知県において、3年に1度の芸術祭で今回が第1回となる「あいちトリエンナーレ2010」が開催される等、国際水準の芸術を間近に体感することができます。
- ・本市は、こうした地の利を生かし、近隣地域での大規模な舞台芸術や展覧会等を利用しつつ、市内では小さくても手の届く、市民が自ら大切に育み続けることのできる芸術文化活動を推進する必要があります。
- ・本市の芸術文化を担う人材を育てるために、県や国、愛知県文化振興財団等の支援活動を積極的に活用することが求められています。
- ・市民一人ひとりが、皆文化人としての自覚と誇りを持ち、芸術文化活動を通じて豊かな心を育み、日々の生活の中で芸術文化を楽しめる、日常に文化の溢れるまちづくりが望まれています。

施策がめざす将来の姿

- だれもが芸術の発信者、受信者となることができ、身近に芸術を親しみ、交流できる環境が整っています。
- 市民の自主的な芸術文化への取組が活発に行われています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
市内での生活で芸術文化を身近に感じている市民の割合 (%)	39.4	45	50
芸術文化活動に参加している市民の割合 (%)	7.9	10	15

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
3. 芸術・文化の振興	(1) 芸術文化活動の普及	① 芸術文化事業の充実
	(2) 芸術文化活動団体の支援	① 芸術文化活動団体等の活動支援
	(3) 芸術文化活動環境の充実	① 芸術文化施設の整備

施策の主な内容

(1) 芸術文化活動の普及

① 芸術文化事業の充実

市民会館で実施されている自主文化事業を、場所・内容の制約を取り払い、多様化・発展させます。また、芸術文化事業の小中学校での受け入れを積極的に進めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
自主文化事業	生涯学習課	大ホールに限定されていた自主文化事業を小ホールにおいても開催する。
小中学校等芸術文化支援事業	生涯学習課	事業内容と学校等の特色を考慮しながら、国・県・財団等からの小中学校等芸術文化支援事業を受け入れる。

(2) 芸術文化活動団体の支援

① 芸術文化活動団体等の活動支援

自主的な活動を推進するよう、施設利用者へのアンケート等により活動団体の実態を把握するとともに、各団体の特色を生かした活動が活発になるように支援を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
芸術文化団体活動把握事業及び共同企画事業	生涯学習課	市内で活動を行っている芸術文化団体を把握し活用するとともに、小規模でも多様な事業の企画・運営を共同で行う。

(3) 芸術文化活動環境の充実

①芸術文化施設の整備

市民会館を始めとした既存の公共文化施設の維持管理を適切に行っていくとともに、それ以外にも、公共文化施設という枠にとらわれずにその他公共施設や民間施設を有効に活用することで、芸術を広くまち中に浸透させます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
まちなかギャラリー事業	生涯学習課	公共・民間問わず市内の様々な施設に、芸術の展示スペースを確保し、作品の管理等を行う。

◆ 関連する計画・条例

- 第2次日進市生涯学習4Wプラン（平成19年度～平成23年度）

第2節：生涯学習

4. 文化財の保護・活用

現状と課題

- ・その土地の気候・地質・地勢等、地域固有の歴史や風土に由来する伝統的な文化に触れることで、心豊かな生活を送ることが望まれています。
- ・そのためには、市民が地域固有の歴史や風土に対する誇りや愛着を持ち、市内の各地域がそれぞれ個性的で魅力ある地域となるために、文化財^{*1}や郷土の歴史資料の保護と普及が必要です。
- ・過去から現在に伝えられた貴重な文化財を保護し、未来に伝えることは、現代に生きる私たちの大切な責務の一つです。市が主体となり保存と活用の両面に配慮した「保護」を実現するために、市民や専門家と協働することが必要です。
- ・近年の都市開発により、時代ごとの建築様式や、都市化が進む以前の地域の生活や暮らしの様子を物語る歴史的建造物、石造物等が醸し出す歴史的景観、市の特徴的で学術的に希少な生物やその自生地等、文化的・歴史的遺産が失われる危機にあります。
- ・市の特徴的な文化財である「猿投山西南麓古窯跡群（猿投窯）」^{さなげやませいなんろくこようせきぐん}^{*2}等、地域固有の歴史を理解する上で欠かすことのできない埋蔵文化財^{*3}は保存が望まれており、近年の開発行為の活発化によりやむを得ず開発予定地に所在する場合には、適切に記録保存措置を講ずることが必要です。
- ・市内に存在する史跡や文化財についてさらなる保護と普及を図っていく上では、広くその価値を伝えていくために適切な資料の提供や、その歴史的価値を語り継ぐ人材の育成が求められています。

施策がめざす将来の姿

- 市民・専門家との協働により、文化財・歴史資料が守られ、地域の文化が世代を超えて継承されています。
- 多くの市民が文化財・歴史資料を学び、理解することにより、郷土への誇りと愛着が育まれています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
市内の指定文化財を知っている市民の割合（％）	43.8	48	53
文化財普及事業への参加者（人）	7,875	8,800	9,900

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
4. 文化財の保護・活用	(1) 文化財の保護	①文化財の指定 ②文化財の保護・管理 ③民俗芸能保存活動の支援
	(2) 文化財・郷土の歴史の調査・研究	①文化財・歴史資料の調査・研究 ②市史の編さん ③歴史民俗資料館等の施設の整備
	(3) 文化財・郷土の歴史資料の普及・活用	①企画展・文化財関連講座の開催 ②文化財・郷土の歴史の紹介 ③市民ボランティアの育成

施策の主な内容

(1) 文化財の保護

①文化財の指定

古くから伝わる地域の祭りや民俗芸能等の無形文化財や、古文書・史跡等の市にとって貴重な文化財を後世に伝えるために、市指定文化財に指定します。

②文化財の保護・管理

市指定文化財を始めとした文化財や歴史資料を後世に伝えるために、岩崎城歴史記念館や明治記念館等の展示収蔵等施設の適切な保護・管理を行います。また、歴史的建造物等を保存することにより、地域の魅力づくりに貢献します。

③民俗芸能保存活動の支援

地域固有の無形文化財である民俗芸能を保存するために、民俗芸能連合会に対して、民俗芸能の保存と後継者の育成を主とした活動支援を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
市指定文化財指定事業	生涯学習課	市にとって重要なものを市指定文化財に指定する
岩崎城歴史記念館管理事業	生涯学習課	文化財の収蔵・展示を行う施設として岩崎城歴史記念館を管理する

(2) 文化財・郷土の歴史の調査・研究**①文化財・歴史資料の調査・研究**

個性的で魅力ある地域の形成と市民文化の向上のため、文化財、歴史資料の調査・研究を進め、後世に伝えるべき文化財を把握します。

②市史の編さん

市域の風土と本市に生きる過去から現在までの人々のあゆみであり、現在から未来に生きる人々の指針となる歴史を、記録し、今後へ伝えるため、市史を編さんします。

③歴史民俗資料館等の施設の整備

文化財・歴史資料の調査、研究と資料の活用を図るための拠点として、資料収蔵庫の維持管理や歴史的建造物を活用した展示・交流施設等を整備します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
市史編さん事業	生涯学習課	「民俗編」「自然編」を発刊し、「現代編」「考古編」「通史編」の発刊を検討する。

(3) 文化財・郷土の歴史の普及・活用**①企画展・文化財関連講座の開催**

地域住民に文化財や市の歴史を紹介し、地域固有の歴史や風土に対する誇りや愛着を醸成するために、文化財や歴史に関する企画展示を開催します。また、歴史講座、体験講座や現地を訪ねる現地体験型学習等を企画します。

②文化財・郷土の歴史の紹介

市民に文化財や市の歴史をわかりやすく伝え、理解を深めるため、文化財や歴史に関するパンフレットや冊子等を提供します。

③市民ボランティアの育成

市民や市を訪れる観光客に対して、市の文化財や歴史を紹介するためのお手伝いをしていただく市民ボランティアの育成を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
文化財・歴史関連企画展開催事業	生涯学習課	文化財や郷土の歴史への理解を促進するために企画展を実施する。
ボランティアの育成・支援事業	生涯学習課	文化財や郷土の歴史を紹介するためのボランティアを育成・支援する。

◆ 関連する計画・条例

- 第2次日進市生涯学習4Wプラン（平成19年度～平成23年度）
- 日進市文化財保護条例
- 岩崎城歴史記念館条例

◆ 用語の解説

- ※1 文化財：文化財は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物に区分される。
- 【有形文化財】建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他学術上価値の高い歴史資料。
- 【無形文化財】演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの。
- 【民俗文化財】衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家具その他の物件で生活の推移の理解のため欠くことのできないもの。
- 【史跡】貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの。
- 【名勝】庭園、橋梁その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの。
- 【天然記念物】動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）、地質、鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いもの。
- ※2 猿投山西南麓古窯跡群（猿投窯）：愛知県中部の猿投山西南麓に分布する、古墳時代～中世の1,200基以上の窯跡群。
- ※3 埋蔵文化財：土地に埋蔵されている文化財。例えば、集落跡、貝塚、官衙跡、城館跡、社寺跡、古墳及びその他の墓、窯業遺跡及びその他の生産遺跡、祭祀遺跡、遺物散布地等。

第2節：生涯学習

5. 家庭教育

現状と課題

- ・本市は、小学校区ごとに地域に根ざした家庭教育推進委員会があり、青少年の育成と家庭教育の推進をめざすという目標に向かって平成4年度から各種事業に取り組んでおり、今後も地域において家庭教育推進委員会の役割はますます期待されます。
- ・青少年を取り巻く環境は、近年の激しい社会変化に伴い流動的な状況にあるため、青少年の実態を把握し、その健全育成に向けた総合的、計画的な取組を進めていく必要があります。
- ・核家族化の急速な進展に伴い、家族や地域におけるふれあいの場や機会が減少し、世代間の絆が希薄になってきていることから、家庭、地域、学校が連携した多世代交流・異世代交流等、青少年の健全な育成に向けた取組が求められています。
- ・青少年の社会への関わりが薄れてきていることから、ボランティア活動等を通して地域社会に参画する機会が求められています。
- ・青少年の問題行動を未然に防ぐ環境をつくるため、青少年問題協議会の場を通して、地域が子どもや子育て家庭を見守り、支援する体制を整備することが求められています。

施策がめざす将来の姿

- 家庭・地域・学校が連携し、豊かな人間性、社会性を持った青少年が育っています。
- 地域での教育力が向上することで、市民一人ひとりが地域の青少年を温かく見守るまちとなっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
家庭教育推進委員会等による青少年の育成のための地域活動に参加したことがある割合(%)	11.9	14	17

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
5. 家庭教育	(1) 家庭・地域の教育力の向上	① 家庭教育の推進 ② ふれあい交流活動の促進 ③ 組織運営体制の支援・強化

施策の主な内容

(1) 家庭・地域の教育力の向上

① 家庭教育の推進

家庭・地域の教育力の向上をめざすため、広報紙やホームページ等を活用し、家庭教育や子育てに関する情報を提供します。

② ふれあい交流活動の促進

地域における世代間での交流を促進するため、家庭・地域・学校が連携し、青少年が計画段階から参画できる事業を行います。また、伝統・文化等の振興や多世代・異世代交流の推進等を目的とした事業を行います。

③ 組織運営体制の支援・強化

各地域の特色を生かしながら、家庭教育推進のため、独自の事業を意欲的に展開している家庭教育推進委員会に対して、今後も継続して事業委託を行うとともに、事業実施に関する合同研修を開催する等、組織運営に対する支援を行います。また、行政内部で情報を共有する等、連携強化を図り、組織に対して、情報提供を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
体験学習講座等開催事業	生涯学習課	青少年がたくましく生きる力を養うため、様々な体験学習講座を開催する。
青少年育成事業（あいさつ運動の実施）	生涯学習課	青少年問題協議会及び家庭教育推進委員会が青少年の健全育成のためスローガンを掲げて運動を実施する。

第2節：生涯学習

6. 生涯スポーツの推進

現状と課題

- ・平成20年度に実施した市民意識調査の結果、週に1回以上スポーツを行う人の割合は29%にとどまり、国のスポーツ振興計画の目標値である50%を大きく下回る結果でした。中でも、スポーツを行いたくても時間がない、きっかけがないという意見が多くありました。
- ・平成21年度には、スポーツ振興基本計画が策定され、その中で市民の生涯スポーツの普及・振興の方策、スポーツ環境の充実が示されています。
- ・だれでも、いつでも、気軽にスポーツが楽しめ、スポーツが身近に感じられる環境整備が必要であり、その実現のための方策として総合型地域スポーツクラブの設置が求められています。
- ・本市には体育協会（15連盟）及び少年少女育成委員会（10団体）とレクリエーション協会（9連盟）があります。（平成22年度時点）それぞれの団体が目的に応じた活動を行い、本市のスポーツ振興の一翼を担っています。本市のスポーツ実施率を向上させるためには、これらの団体のさらなる発展が不可欠です。
- ・生涯スポーツ、競技スポーツを推進していく中で優秀な指導者というのは必要不可欠です。気軽なニュースポーツ^{*1}を指導できる指導員から競技力向上のためのハイレベルな指導者まで様々な指導者が必要です。
- ・小中学校の運動部活動において、指導経験のある教員が不足しているため、外部指導者を導入している学校もあり、指導者の育成の機会が必要とされています。

施策がめざす将来の姿

- 多くの市民が週に1回以上スポーツを楽しみ、心身ともに健康的な生活を送っています。
- だれもがスポーツを気軽に楽しめる環境が身近に整備されています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
週に1回以上スポーツを行う市民の割合（%）	29.0 （平成20年度）	40	50

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
6. 生涯スポーツの推進	(1) 生涯スポーツの普及・振興	①スポーツ教室の充実 ②スポーツ大会・イベントの開催 ③レクリエーションスポーツの普及 ④スポーツ実施機会の提供・充実
	(2) スポーツ組織の活動支援	①スポーツ団体の活動の支援 ②総合型地域スポーツクラブの設立・運営支援 ③指導者の育成
	(3) スポーツ環境の整備	①スポーツ施設の充実 ②スポーツ施設の有効活用の促進

施策の主な内容

(1) 生涯スポーツの普及・振興

①スポーツ教室の充実

だれもが取り組みやすいレクリエーションスポーツを取り入れる等して、市、体育協会、レクリエーション協会及び指定管理者が行うスポーツ・レクリエーション活動への参加機会を拡充します。

②スポーツ大会・イベントの開催

「にっしんわいわい！マラソン・ウォーク大会」や「市民体力テスト」等、スポーツ大会・イベントへの積極的な参加を呼びかけ、多くの市民がスポーツに親しめるような環境づくりを進めます。

③レクリエーションスポーツの普及

「ライフスポーツ体験会」や「スポーツフェスティバル」等、市民が気軽に参加できるスポーツイベントを通して、レクリエーションスポーツを紹介し、市民のスポーツ実施率を高めます。

④スポーツ実施機会の提供・充実

健康づくりの観点から、利用者の健康状態に応じたスポーツプログラムを作成し、普段スポーツに取り組む機会の少ない人へのアドバイスや運動指導体制を充実します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
にっしんわいわい！マラソン・ウォーク大会開催事業	生涯学習課	愛知池を周回するコースをマラソン・ウォークの部に分かれて行う。
市民体力テスト開催事業	生涯学習課	自分自身の体力を知ることによって今後の健康増進を図る。
スポーツプログラム作成支援事業	生涯学習課	利用者の健康状態に応じた個別のスポーツプログラムの作成を支援する。

(2) スポーツ組織の活動支援

①スポーツ団体の活動の支援

本市のスポーツ振興の一翼を担っている市内スポーツ団体の体育協会やレクリエーション協会との連携体制を強化し、団体の支援・育成を通じて市のスポーツ振興を推進します。

②総合型地域スポーツクラブの設立・運営支援

青少年の健全育成、地域教育力の回復、世代間の交流、施設の有効活用、高齢者の生きがいづくり等の効果が期待されている総合型地域スポーツクラブ^{※2}について、スポーツ指導者等の育成を図ります。また、愛知県広域スポーツセンター事業及び既存団体との連携、クラブハウス及び活動場所の確保、啓発活動等について検討し、その設立及び運営の支援を行います。

③指導者の育成

体育協会・レクリエーション協会と連携し、各種スポーツの専門的な知識・技能を有する指導者を育成するセミナーを実施して、市民ニーズに対応できる指導者を育成します。また、市のスポーツ振興事業の企画・運営等に携わるボランティアスタッフを募集し、その活動機会を提供します。また、大学等の研究施設とも連携し、セミナー等への参加を促進します。小中学校の運動部活動において、指導経験のある教員が不足しているため外部指導者を導入している学校もあります。今後は部活動指導者の質の向上をめざし、指導者の研修の機会の提供を検討します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
総合型地域スポーツクラブ設立支援事業	生涯学習課	クラブ設立準備委員会を設置し、クラブ設立を推進する。

(3) スポーツ環境の整備

①スポーツ施設の充実

スポーツ活動の拠点となる施設として、総合運動公園、スポーツセンター、上納池スポーツ公園等を、施設の利用状況・ニーズを踏まえ、施設や備品の修繕、取り換え

の必要性を検討しつつ、計画的な改修等を行います。

②スポーツ施設の有効活用の促進

施設利用状況等に関する総合的な情報システムの整備等、利用者サービスの向上に努めるとともに、施設の活用を進めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
スポーツ施設管理運営事業	生涯学習課	定期的に施設の管理及び事業の運営状況の確認を行い、必要に応じた施設及び備品の補修を行う。
学校体育施設スポーツ開放事業	生涯学習課	学校体育施設を地域住民等のスポーツ活動利用のため開放する。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市スポーツ振興基本計画（平成22年度～平成31年度）

◆ 用語の解説

- ※1 ニュースポーツ：グラウンド・ゴルフ、インディアカ等、近年、我が国で行われるようになった比較的新しいスポーツ種目の総称で、1)力の限界に挑戦するのではなく、ふれあいと楽しみを追求する 2)体力、技術、性別、年齢に左右されず、だれとでもできる 3)ルールに弾力性があり、対象、環境、時間による変更が可能である等の特徴を持っている。市町村で開発したもの、海外から紹介されたもの等を含めると100種を超えるニュースポーツがあるとされている。
- ※2 総合型地域スポーツクラブ：人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、1)子どもから高齢者まで（多世代）、2)様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、3)初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいう。

基本目標6**市民自治力と行政経営力の向上**

節	大施策	掲載ページ
1 広報・広聴と地域情報化	1.広報・広聴	204
	2.地域情報化	207
2 市民自治・市民活動	1.地域コミュニティ活動支援	210
	2.市民参加・市民協働・大学連携	213
3 男女平等推進・国際化	1.男女平等推進	218
	2.国際化・自治体交流	223
4 行政経営	1.行政運営	226
	2.組織運営・人材開発	231
	3.財政運営	234
5 広域行政	1.広域行政	237

第1節：広報・広聴と地域情報化

1. 広報・広聴

現状と課題

- ・市民に役立つ情報を速やかにかつ適確に提供し、市民と行政あるいは市民同士の双方向の情報交流や情報の共有化を図り、市民本位の行政経営を進める上で、広報・広聴は、重要な役割を担っています。
- ・本市では、これまでに広報活動の柱である広報紙「広報につしん」を月に2回発行し、読みやすい紙面構成と親しみやすい記事内容等に配慮しながら、市民に市政情報等の提供を行ってきました。その結果、平成20年度に実施した市民意識調査では、約8割の市民が市政情報の入手方法として「広報紙」と回答しています。
- ・また、広報映像番組「につしんテレビ」を制作し、ホームページやケーブルテレビから映像による情報を提供しており、平成17年度から6年連続で表彰を受ける等、その内容については高い評価を得られていますが、市民意識調査では、視聴経験のある市民は約3割にとどまっています。
- ・さらに、インターネットを通じて、ホームページから市政情報を提供していますが、インターネット利用者は増加傾向にあるものの、全体としての利用者はまだ少ない状況です。
- ・一方、広聴活動については、これまでに「市長への提案箱」、「市長と語る会」、「パブリックコメント^{*1}」を実施しています。
- ・また、より多くの市民の意見を市政に反映するため、平成20年度からは市長が地域に出向いて直接意見を聴く「地域座談会」を開催しています。今後も引き続き市民本位の市政運営に役立てるために、広聴機能・活動を充実していく必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 市民が必要としている情報が多様な広報媒体を通じて、わかりやすく親しみやすい内容で市民に届けられています。
- 市民と行政、市民同士で市政に関する情報共有と情報交流がスムーズに行われており、市民の市政への関心と参画意欲が高まっています。
- 市民の意見・要望を適確に把握しながら行政運営を行っています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
広報等における市政情報の提供についての満足度(%)	41.6 (平成20年度)	50	60
市民の意見を把握して市政を行っていると思う市民の割合(%)	20.6 (平成20年度)	30	40

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
1. 広報・広聴	(1) 広報活動の充実	① 広報にっしんの充実
		② ホームページの充実
		③ 多様な媒体・方法による広報活動の推進
	(2) 広聴機能の強化	① 広聴活動の充実
② 各種計画策定時における市民意見を聴く機会の充実		
③ 市民意識調査の定期的な実施【P. 226「行政運営」の再掲】		

施策の主な内容

(1) 広報活動の充実

① 広報にっしんの充実

市民と行政の相互理解、交流促進に向け、読みやすく、わかりやすく、親しみのある紙面づくりを心掛けます。また、より魅力的な広報紙とするために、内容の一層の充実を図るとともに、紙面内容、デザイン等を定期的に見直します。さらに、音声による広報や外国語への対応等、障害のある人や外国籍の人に配慮した広報の充実を図ります。

② ホームページの充実

市政情報を、より迅速でわかりやすく、タイムリーに提供できるように努めます。また、だれも見やすく簡単に利用できるよう、計画的にホームページの更新を行います。

③多様な媒体・方法による広報活動の推進

「にっしんテレビ」、携帯電話等による情報提供や出前講座の実施等、多様な媒体・方法で市政情報を市民に提供することによって、知りたい情報を得るための環境を整えます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
広報紙発行事業	秘書広報課	市政情報を掲載した広報紙を制作して全戸配布する。

(2) 広聴機能の強化

①広聴活動の充実

市民ニーズを適確に把握するため、市民から寄せられた意見の内容や対応をお知らせするとともに、「地域座談会」等、市民との双方向のコミュニケーションが図られるよう団体や地域から直接意見を聴く機会を積極的に設けます。

②各種計画策定時における市民意見を聴く機会の充実

市民の市政への参加を促進し、行政の透明性を向上させるため、計画等の策定過程におけるパブリックコメント等を充実します。

③市民意識調査の定期的な実施【P.226「行政運営」の再掲】

多様な市民ニーズを把握するとともに、各施策の成果を確認するため、市民アンケートを定期的に行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
広聴活動事業	秘書広報課	市民ニーズを適確に把握するため、意見の募集、地域座談会等を実施する。

◆用語の解説

※1 パブリックコメント：計画策定等にあたり、案の段階で広く公表し、市民等からの意見及び提言を求め、寄せられた意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続のこと。

第1節：広報・広聴と地域情報化

2. 地域情報化

現状と課題

- ・日本の情報通信基盤は総務省「日本のICT^{*1}インフラに関する国際比較調査レポート」(平成21年)によると世界最高水準であるとされています。本市においてもケーブルテレビ網や光ファイバー網の整備によって、ほぼ市内全域において通信環境のブロードバンド化が整備されてきました。
- ・今後は、こうした環境を利用して、いつでも、どこでも、だれでも、多角的に行政情報や行政サービスをネットワークによって利用できるような情報コンテンツ^{*2}の整備が求められています。
- ・通信環境が普及する一方で、高齢者や障害のある人、インターネットの未利用者等、情報化の利便性を十分に受けることが困難な人に対する配慮も必要です。
- ・インターネットの普及により、従来に比べ、必要としている情報が容易に手に入るようになっていきます。その一方で、必要な措置を講じないと個人情報を始めとする重要な情報が簡単に流出する危険性があります。
- ・次世代への情報モラル教育の普及や情報セキュリティ対策の徹底を行い、だれもが安心してICTの利便性を享受できる環境が必要となります。

施策がめざす将来の姿

- 情報通信技術により、いつでもどこでも行政情報を得られるようになっていきます。
- だれもが容易に十分な情報を受け取ることができ、情報格差がなくなっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
市政情報を入手するためによく利用する情報媒体におけるホームページ利用率(%)	2.8 (平成20年度)	4	8

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
2. 地域情報化	(1) 地域情報化の推進	①新たな情報基盤の整備・利用促進 ②地域情報コンテンツの構築
	(2) 高度情報社会に対応したリスク管理の充実	①情報格差の解消 ②情報教育の推進

施策の主な内容

(1) 地域情報化の推進

①新たな情報基盤の整備・利用促進

ホームページで提供している内容をパソコン向けだけでなく、地上デジタル放送におけるデータ放送や、携帯電話、PDA^{*3}端末等、より市民に身近な通信機器に向けて提供し、いつでも、どこでも、だれでも、簡単に、情報を受けとることができるような行政情報環境を整備します。

②地域情報コンテンツの構築

情報通信技術を活用し、市民に防犯・防災等の安心・安全な暮らしを守るための情報を発信します。また、電子申請・届出の充実を図るとともに、市民と行政が双方向で情報交換できる仕組みの構築について検討を進めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
ホームページ運営管理 事業	企画政策課	携帯端末及びブロードバンドコンテンツ ^{*4} を整備し、 双方向コンテンツの構築の可能性を検討する。

(2) 高度情報社会に対応したリスク管理の充実

①情報格差の解消

JIS X 8341-3（高齢者・障害者等配慮設計指針）^{*5}に沿った高齢者や障害のある人にもやさしいホームページの作成に努めるとともに、紙媒体や携帯電話を活用した情報提供等、パソコン使用者以外にも配慮した情報提供手段を構築します。

②情報教育の推進

次世代教育を通じて、自己の情報を保全できる能力を身につけられるように啓発します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
情報モラル教育推進事業	学校教育課	新しい学習指導要領を踏まえ、課題や目的に応じて情報手段を適切に活用し、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造する能力、情報や情報手段の特性を理解する能力や、情報セキュリティも含む情報モラル等の情報活用能力の育成を図る。

◆ 関連する計画・条例

■ 日進市個人情報保護条例

◆ 用語の解説

- ※1 ICT：情報通信技術（Information and Communication(s) Technology）の略
- ※2 コンテンツ：メディア等の伝達するための手段によって提供される、娯楽や教養のために文字や音声、映像等を使用して創作する内容、もしくは創作物のこと。
- ※3 PDA：携帯情報端末(Personal Digital Assistant)の略。
- ※4 ブロードバンドコンテンツ：従来の文字や静止画だけのページではなく動画配信や音楽配信といった動的なコンテンツのこと。なお、平成21年現在においてホームページにて提供しているブロードバンドコンテンツは、にっしんテレビと市議会中継の2コンテンツである。
- ※5 JISX8341-3：高齢者や障害のある人でも、すべての情報に問題なく到達できるようなホームページにしていけるための指針のこと。

第2節：市民自治・市民活動

1. 地域コミュニティ活動支援

現状と課題

- ・快適で安全・安心な住みよいまちを形成するためには、地域内における住民同士の相互扶助を目的とした自治会活動や福祉活動、防犯・防災活動や環境美化活動等の地域コミュニティ活動を行うことが大切です。
- ・そのための組織として行政区（19行政区）が市内全域に設けられており（平成22年度時点）、お祭りや敬老会等のイベント活動を始め、環境美化活動や防犯・防災活動等が行われております。
- ・また、行政との双方向型の情報伝達を図りながら、地域における課題解決に向けた取組も行われています。
- ・しかし、住宅都市として人口の増加が続いているため行政区によっては規模が大きくなり、活動に支障が生じるという問題を抱えています。
- ・また、人口の増加に伴う地域環境や住民の生活様式と価値観の多様化が進み、人と人とのつながりが希薄化するのに伴って、行政区や自治会への加入率の低下や役員の担い手不足も進みつつあります。
- ・近年、都市化の進展により犯罪や災害の危険度が増してきており、地域コミュニティ活動がますます重要となっています。
- ・そのため、行政区や自治会への加入を促進するとともに、地域コミュニティ活動の大切さを啓発し、地域コミュニティ組織と活動を維持発展させていくことが課題となっています。

施策がめざす将来の姿

- 同じ地域に住む人同士が自助・共助の精神に基づき、自主的な地域コミュニティ活動に積極的に参加しています。
- 同じ地域に住む人同士が、相互信頼を深めながら快適で安全・安心な住みよいまちづくりを進めています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
行政区・自治会加入率（%）	73.8	75	77
地域活動への参加経験のある市民の割合（%）	65.1	67	70

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
1. 地域コミュニティ活動支援	(1) 地域コミュニティ活動の活性化支援	①コミュニティ関連施設の充実 ②利用しやすい施設運営支援 ③活動助成の充実 ④コミュニティ情報発信
	(2) 地域コミュニティ組織の活性化支援	①地域コミュニティ組織の改善検討 ②地域コミュニティ組織の分区等の支援 ③コミュニティリーダーの育成 ④コミュニティ意識の醸成と地域コミュニティ活動への参加促進

施策の主な内容

(1) 地域コミュニティ活動の活性化支援

①コミュニティ関連施設の充実

地域コミュニティ活動の拠点となる集会所等の新築や改修、施設用備品の購入に対して引き続き補助金を交付します。

②利用しやすい施設運営支援

集会所等への事務員の配置に対して支援を行うことにより、利用者の利便向上に努めます。

③活動助成の充実

お祭り等のイベントや防犯・防災活動等、それぞれの地域コミュニティの特色を生かした活動への取組、集会所等への運営に必要な経費等に対して引き続き補助金を交付します。

④コミュニティ情報発信

イベント情報や活動内容を紹介する情報誌の発行、ホームページの開設等、行政区や自治会が行う情報発信の支援に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
地域コミュニティ推進 補助事業	市民協働課	行政区や自治会が行うコミュニティ活動の事業運営費や活動の拠点となる集会所等の新築や改修、施設用備品購入に対する補助を行う。

(2) 地域コミュニティ組織の活性化支援

①地域コミュニティ組織の改善検討

人口の増加に伴う地域環境や住民の生活様式と価値観の多様化、人と人とのつながりの希薄化等により、地域が抱える課題は複雑かつ多岐なものとなってきており、行政区や自治会だけでは対応が困難なものに関しては、専門性が高いNPO等の組織との連携を図れるよう支援に努めます。

②地域コミュニティ組織の分区等の支援

行政区を構成する世帯の増加により、組織運営に支障が生じている行政区について、分区の支援を行うとともに、新たな自治会の設立のための活動を支援します。

③コミュニティリーダーの育成

行政区や自治会の組織力の強化のため、地域の課題解決を図れるリーダー育成の支援に努めます。

④コミュニティ意識の醸成と地域コミュニティ活動への参加促進

転入者や転居者に対して、行政区や自治会への加入促進の支援に努めます。また、だれもが地域コミュニティ活動に参加できるための運用マニュアルの作成等を行って参加促進を図り、コミュニティ意識の醸成に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
地域コミュニティ組織 づくり支援事業	市民協働課	行政区からの要請に応じて分区の支援や自治会の設立のための活動の支援を行う。
地域コミュニティとNPO・ボランティアの 連携事業	市民協働課	各地域における住民自治組織とNPO等との交流により互いの協力・連携を促す。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市自治基本条例
- 日進市区長設置条例

第2節：市民自治、市民活動

2. 市民参加・市民協働・大学連携

現状と課題

- ・これからのまちづくりは、NPO等の市民団体や企業等を含めた市民と行政が、それぞれの役割と責任を担いつつ、ともに考え行動していく協働によって進めていくことがより一層重要になってきています。
- ・こうした中、本市は、平成19年に「自治基本条例」を制定し、地方分権の進展による国や県との適切な役割分担のもと、市民参加と協働を柱とする「市民主体の自治」の実現をめざしています。
- ・本市には附属機関等への公募委員の登用やパブリックコメント、各種アンケートの実施等により、市民が行政に参加する手段が複数あります。しかし、公募委員への応募が減少傾向にあり、応募する市民も固定化される等の傾向もみられるため、より多くの市民が行政にかかわれるような新たな市民参加の仕組みが必要となっています。
- ・本市は、平成17年に、NPO^{*1}や市民自治活動^{*2}の支援や国際交流、大学交流の拠点として、また、広く市民が交流できるサロンとして、にぎわい交流館を設置しました。また、平成18年には、県内の市町村としては初めて、NPOと行政とが同じ公共を担う組織として協働^{*3}する際に必要な原則や協働の種類を定めた「にしん協働ルールブック 理念編」を定めました。
- ・また、次世代の担い手や活動資金の不足、活動資金の助成、活動スペースの提供及び情報の提供というNPOからのニーズに対応するため、本市では、「NPO公募提案型事業委託」や「市民自治活動推進補助金」を実施しています。これらの事業では、市民が協働や市民活動についての理解を深めるために、事業の選定や実施過程の情報を公開することが必要です。
- ・さらに、本市としては、NPOに対して、団体が公共サービスの担い手として自主性や自律性を確立し、自らの社会的信用度を高められるように支援することが必要です。
- ・本市には、6つの大学及び短期大学部のキャンパスがあり、毎日2万人を超える学生や教員が通学又は通勤しています。また、大学と連携した地域政策研究や生涯学習講座が進められてきました。
- ・平成22年2月から平成23年2月にかけて、市内の5大学と連携協力協定を締結し、さらなる取組の進展が期待できます。今後は、それぞれの資源や機能等の活用を図りながら、幅広い分野で相互に連携協力し、地域社会の発展に寄与することが必要です。

施策がめざす将来の姿

- 子どもから大人までみんなの意見が反映された市民本位の市政運営が行われています。
- 行政とNPOが対等な立場で地域の課題解決に向けて協働できる環境が整備されています。
- 本市と大学が、それぞれの知的資源及び物的資源を相互に活用しながら、地域の活性化に取り組んでいます。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度 (平成20年度)	平成27年度	平成32年度
市政への市民参加の機会や場に対する満足度 (%)	13.6	18	23
NPOとの協働事業の実施件数 (件)	88	93	98
ボランティア・NPO活動への参加経験のある市民の割合 (%)	10.1	15	20

施策の体系

《大施策》

《中施策》

《小施策》

2. 市民参加・市民協働・大学連携

(1) 市民参加機会の拡大

- ①自治関連条例の適確な運用
- ②政策等の立案、実施、評価の各過程における市民参加の拡充
- ③市民参加の手法や市民意見の把握の充実

(2) 市民自治活動の活性化と市民協働の推進

- ①にぎわい交流館の管理運営の充実
- ②市民自治活動助成の充実
- ③市民自治活動情報の受発信と交流の充実
- ④市民協働事業の充実
- ⑤NPOの設立・運営支援
- ⑥市民意識の向上と市職員の能力向上

(3) 大学連携

- ①大学との連携協力の推進
- ②学生との交流促進【P. 182「生涯学習の推進」の再掲】
- ③大学の人材・資源の活用【P. 182「生涯学習の推進」の再掲】

施策の主な内容

(1) 市民参加機会の拡大

①自治関連条例の適確な運用

「自治基本条例」の理念を具現化し、市民参加機会の拡大や市民自治の確立を図るための各種個別条例を制定します。また、講演会やイベントの機会を通じて、これらの自治関連条例の市民への周知、浸透を図り、適確な条例運用に努めます。

②政策等の立案、実施、評価の各過程における市民参加の拡充

一定の行政活動（条例の制定や計画づくり等）を行う場合に一定の市民参加手続を実施することを義務づける統一的な基準として、「(仮称)市民参加及び市民自治活動条例」を制定し、市民参加を継続的、安定的に実施します。

③市民参加の手法や市民意見の把握の充実

説明会、意見交換会、ワークショップ等の多様な方法によって市民参加の機会を充実するほか、プランニングスツェレ^{*4}等の新たな市民参加の手法を検討するとともに、参加した市民への託児等の提供等、市民が参加しやすい環境の整備に向けた検討を進めます。また、市民同士が互いの意見を確認しあう場として、「市民が市民の声を聴く」機会を設ける取組を進めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
自治基本条例進行管理 事務	企画政策課	「自治基本条例」の理念に基づく市政運営の推進や、「自治基本条例」の検証等を行う。
(仮称)市民参加及び 市民自治活動条例制定 事業	市民協働課	「(仮称)市民参加及び市民自治活動条例」の制定及び条例に基づく市民参加手続の確立を進める。

(2) 市民自治活動の活性化と市民協働の推進

①にぎわい交流館の管理運営の充実

NPO、市民自治活動の拠点として、活動情報の受発信や相談業務、インキュベーション・オフィス^{*5}の機能充実を図ります。管理運営については、利用者が利用しやすい適切な運営に努めます。

②市民自治活動助成の充実

市民自治活動の発展段階に応じた活動資金の支援ができるようにするため、市民自治活動推進補助金の改善に努めるとともに、NPOが、会費や行政からの補助金以外の活動資金を得られるようにするため、企業や財団等による助成金への申請等を支援するセミナーの開催を進めます。また、他の自治体の取組を参考に、NPOに対して、市民が資金を支援できる新たな仕組みを検討します。

③市民自治活動情報の受発信と交流の充実

にぎわい交流館のホームページやメールマガジンを活用して、市民自治活動の情報を受発信するとともに、会議室の空き状況をホームページで閲覧できるシステムの構築を検討します。併せて、NPOが自分たちの活動を常時展示紹介できるコーナーの充実を図ります。また、NPOの意欲を高め、市民自治活動を活性化するために、市民やNPO等に対して事業の開催予定やモデルとなる協働事業を紹介する市民自治活動情報誌の発行回数を増やします。さらに、NPOと市民、行政が新たに協働するきっかけとなるような交流イベントを開催します。

④市民協働事業の充実

NPOとの適切な役割分担と対等な立場に基づき、協働事業の充実を推進します。また、協働事業の実施にあつては、行政とNPOのそれぞれが守るべき原則や手続きを協働の手引書として定め、その内容について継続的に検証していく場の設置を検討します。

⑤NPOの設立・運営支援

NPOが自立して運営できるよう、組織運営や人材育成、会計や労務、税務に関するセミナーの開催や相談アドバイザーの設置に努めます。また、NPO法人化をめざす団体に対して、法人設立や設立後の手続き、毎年の事業報告書作成方法等に関する講座を県と協力しながら実施します。

⑥市民意識の向上と市職員の能力向上

多くの市民に対して市民自治活動への参加を促し、新たな担い手を育てるための市民向けの講座を開催します。また、市職員が協働についての理解を深め、NPO等との協働をコーディネートできる能力を身につけられるよう、職員研修等を継続して実施します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
にぎわい交流館管理運営事業	市民協働課	活動情報の受発信や相談業務、会議室の利用受付等を行う。
市民自治活動助成事業	市民協働課	市民自治活動推進補助金の交付、助成金獲得支援講座を開催する。

(3) 大学連携

①大学との連携協力の推進

本市と大学が、地域の課題解決に取り組めるように、相互に連携協力し、地域貢献策を双方で協議、企画できる場を設けます。また、保育園・小中学校への大学・大学院生インターンシップ派遣による教育支援、留学生による保育園、小中学校での国際理解教室、市主催事業のポスター等へのデザイン協力、学生ボランティアの紹介や派遣による協力等、大学の専門性や特色を生かした事業の推進を図ります。

②学生との交流促進【P. 182「生涯学習の推進」の再掲】

にぎわい交流館を大学交流の拠点とし、多くの大学生が活用できるよう周知を行います。また、ボランティア活動を生涯学習と効果的に結びつけることができるよう情報提供や活動環境のネットワーク化を推進します。

③大学の人材・資源の活用【P. 182「生涯学習の推進」の再掲】

市内の大学と連携し、大学の人材・資源を活用することで、行政単独では実現が難しい専門性の高い講座を開催します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
大学連携協力協定推進事業	市民協働課	大学と相互に連携協力を図るために連携窓口を設け、意見交換を実施する。
大学連携講座開催事業	生涯学習課	大学と連携した専門性の高い講座を開催する。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市自治基本条例
- 日進市にぎわい交流館条例
- にっしん協働ルールブック 理念編

◆ 用語の解説

- ※1 市民自治活動：市民が、住みよいまちづくりをめざし、自主的に行う多様な公益的活動のこと。
- ※2 NPO：営利を目的とせず、特定の課題解決のために自主的に活動している民間の組織のこと。特定非営利活動法人（NPO法人）だけでなく、法人格を持たない市民活動団体やボランティア団体等も含まれる。
- ※3 協働：共通の目的をもつものが、それぞれの役割と責務を自覚し、相互に補完し、及び協力することにより、課題解決を図ること。
- ※4 プラヌクスツェレ：無作為抽出で選ばれた市民が、一定期間有償で、そのまちの課題について討議し解決策を提案する方式。
- ※5 インキュベーション・オフィス：活動を始めたNPOに対して、事務所の機能を提供するもの。

1. 男女平等推進

現状と課題

- ・男女が互いの人権を尊重しつつ、性別に関わりなく、個性や能力を十分に発揮し、社会の対等な構成員として、だれもが生き方を自由に選択できる男女平等な社会の実現が求められています。
- ・本市ではこのような社会の実現をめざし、平成19年に「男女平等推進条例」を施行するとともに、その行動計画となるプランを見直し、男女平等推進プランを策定しました。
- ・現在は、平成23年度からの新プランの見直しに向けて、現状や問題点の把握を行っており、今後も「男女平等推進条例」の8つの基本理念^{*1}に基づいた施策を着実に進めていく必要があります。
- ・施策を実施する上で、政策・方針決定の場や重要ポストへの女性の登用、男性の家事能力の向上、女性の就労支援、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）^{*2}の推進等を、市民、教育関係者、地域、企業等と協力しながら進めることが重要です。
- ・平成21年度に実施した「男女平等に関する市民意識調査」をみると、本市では「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担意識がまだ強く残っており、また社会慣習・しきたり等の男女平等意識については、全回答者の約7割の人が「男性の方が非常に優遇されている」又は「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えています。
- ・平成17年に実施した前回の調査と比較すると、社会の様々な分野で男女が平等であると感じている人は、少しずつ増えていますが、まだ十分とはいえません。
- ・固定的役割分担に基づく社会制度や慣行を見直すことにより、男性のみならず女性も社会の対等なパートナーとして、その個性や能力を十分に発揮していくことが必要となっています。
- ・高齢者や障害のある人、ひとり親家庭等、様々な生活形態の中で、多様な支援を必要とする人々が多くなっており、男女平等な社会の実現のためにこれらの人々を生涯にわたって支えるサービスの充実が必要となってきています。
- ・ドメスティック・バイオレンス（DV）^{*3}の被害者は多くの場合が女性であり、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。本市においても、これらの暴力が起こらないよう啓発を推進するとともに、相談体制を充実していくことが必要となっています。

施策がめざす将来の姿

- 男女が互いの人権を尊重し、社会の様々な分野において、性別に関わりなく個性や能力を十分に発揮できる社会になっています。
- 男女がともにいつまでも健康で充実した生活を送れる社会になっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
社会全体における男女の地位が平等であると考える人の割合（%）	6.8	20	30

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
1. 男女平等推進	(1) 男女平等意識の啓発	①男女平等に関する意識啓発 ②教育・学習機会の充実 ③性の尊重に関する意識啓発 ④相談体制の充実
	(2) あらゆる分野への社会参画の推進	①政策・方針決定への女性の参画 ②就労環境の整備・改善 ③地域活動・市民活動への参画 ④家庭生活における男女平等の推進 ⑤国際化への対応
	(3) 心身の健康と生活の充実	①健康づくりの推進 ②多様な家庭の生活支援

施策の主な内容

(1) 男女平等意識の啓発

①男女平等に関する意識啓発

男女平等意識を啓発するため、男女平等について考えるシンポジウム、講座等を充実させるとともに、男女平等に関する情報提供スペースを設置し、市民の学習環境の整備や、様々な機会を通じての啓発に努めます。

②教育・学習機会の充実

「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる」等、教育やしつけを通じて性別役割分担意識が継承されている現状を踏まえ、家庭や学校等が協力し、ジェンダー※4に

とらわれない教育を推進するとともに、指導者や保護者に対する学習機会を充実します。

③性の尊重に関する意識啓発

男女がお互いの性について正しい知識を身につけ、性を尊重し、生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であること等、「性と生殖に関する健康と権利」(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{※5}) についての学習・啓発の機会を提供するとともに、ドメスティック・バイオレンス等、性別に基づく暴力が起こらないよう啓発に努めます。

④相談体制の充実

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント^{※6}等、悩み事の内容も多岐にわたり複雑化している状況にあるため、相談体制を充実させ、生活不安の解消や問題解決に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
男女平等社会啓発事業	市民協働課	男女平等に関する意識向上のため、企業、市民に対し啓発を行う。
学校教育研究委託事業	市民協働課	市内小中学校から、男女平等推進モデル校を選定し、男女平等推進に関する教育の実践を行う。

(2) あらゆる分野への社会参画の推進

①政策・方針決定への女性の参画

女性の意見を積極的に反映させる社会的な仕組みづくりをめざし、審議会や管理職等、自治体の政策・方針決定の場への女性の参画を進めるとともに、地域、企業、学校等、社会のあらゆる分野で、責任ある地位に男女が偏ることなく就くことを働きかけます。

②就労環境の整備・改善

男女がともに仕事とそれ以外の活動の両立を図るため、それぞれのライフスタイルに合った多様な生き方を選択できるよう就労環境の整備を進めるとともに、自治体、企業、団体、自営業者等あらゆる職場で、性別にこだわらない適材適所の配置や男女の職域の拡大を働きかけます。

③地域活動・市民活動への参画

地域活動・市民活動において、意欲のある男女が性別にかかわらず能力を発揮できる環境づくりを促進するとともに、フルタイム労働者や定年退職者を始め、様々な職業・年齢の男女が取り組むことができるよう環境整備を進めます。

④家庭生活における男女平等の推進

男女が、家庭責任を共有し、ともに助け合いながら家事・子育て・介護に取り組むことができるように、夫妻での学習機会の提供、男性への意識啓発、情報提供等を進めます。

⑤国際化への対応

男女平等に関する海外での取組や発展途上国における女性の状況、日本の現状と外国との比較等の学習機会を充実し、国際的な視野から男女平等を推進します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
男女平等推進プラン推進事業	市民協働課	男女平等推進プランに基づいて、事業の進捗を管理するとともに社会情勢の変化に対応するため、見直しを行う。

(3) 心身の健康と生活の充実**①健康づくりの推進**

男女がともにいつまでも健康で充実した生活を送ることは、男女平等な社会の最も基本的な条件であることから、妊娠・出産・育児期における女性の健康管理を充実するとともに、若いころからの健康管理や高齢期の健康づくりを推進します。

②多様な家庭の生活支援

女性に偏りがちな高齢者や障害のある人の介護負担を軽減するため、女性だけでなく男性の介護への参画を促すための意識啓発を進めます。また、福祉サービスの活用により高齢者や障害のある人の生活や自立を支援するとともに、社会的に弱い立場に置かれがちな、ひとり親家庭等への支援も充実します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
妊婦健康診査事業 (P. 70 の再掲)	健康課	妊婦健康診査・妊産婦歯科健康診査を実施する。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市男女平等推進プラン（平成23年度～）
- 日進市男女平等推進条例

◆ 用語の解説

※1 8つの基本理念：「男女平等推進条例」の第3条に定められている「男女の人権の尊重」、「施策や方針の立案及び決定への参画」、「社会における制度や慣行への配慮」、「家庭生活における活動とその他の活動との両立への配慮」、「男女平等を基本とした教育への配慮」、「国際社会との協調」、「性と生殖に関する健康と権利の尊重」、「男女間の暴力の根絶」の8つの基本理念。

- ※2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）：「仕事」と「仕事以外の生活（子育てや親の介護、地域活動等）」との調和が取れている状態のこと。そのためには、性別や年齢にかかわらず、個人の置かれた状況に応じて、多様で柔軟な働き方が選択できるようにする必要がある。単に、「仕事」か「仕事以外の生活」かという二者選択ではなく、両者の調和を図ることにより、「仕事」も「仕事以外の生活」も充実させようとするもの。
- ※3 ドメスティック・バイオレンス（DV）：夫婦や恋人、元夫婦や元恋人等、親密な関係にある男女間の暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、性的暴力等も含まれる。
- ※4 ジェンダー：いわゆる「男らしさ、女らしさ」や「男は仕事、女は家庭」等、社会的、文化的につくられた性別のこと。生殖機能等の違いによる生物学的な性別（SEX）とは区別される。
- ※5 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）：女性が生涯にわたって、身体的、精神的、社会的に良好な状態であることと、それを決定できる権利のこと。いつ何人子どもを産むか、産まないかを自分で選ぶ自由、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つ、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じた性と生殖に関する問題が含まれる。
- ※6 セクシュアル・ハラスメント：相手の意に反した性的言動（いやがらせ）を行い、相手を不快な思いにさせること。例えば、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、性的な冗談やからかい等、様々なものが含まれる。

第3節：男女平等推進・国際化

2. 国際化・自治体交流

現状と課題

- ・本市の外国人登録者数は1,242人、人口に占める割合は1.55%（平成20年末現在）ですが、その人数は年々増加しており、国際化の進展がより身近に感じられるようになってきています。
- ・市内の大学では、海外からの留学生の受入を積極的に行っており、国際社会に対応して今後もこの傾向は続くと予想されます。
- ・本市では、外国籍の人が安心して暮らせるように、平成21年に英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語の4か国語で「生活ガイドブック」を作成し、配布を行っています。また、毎月1回「広報につしん」を英語、中国語、韓国・朝鮮語の3か国語に翻訳、配布して、多言語での情報提供に努めています。
- ・本市の外国人登録者数が増加する中、防災、教育、医療・福祉現場等において、言葉の違いによるコミュニケーション不足や、習慣・文化の違いによる誤解から、様々な問題が生じることがないように、さらに充実した施策が必要です。また、外国籍の人には地域住民としてルールや習慣を理解してもらうため、地域活動への参加促進を行うことも必要となります。
- ・地域における国際化が進むと予測される中、市民一人ひとりが国籍に関わらず、言語、文化、慣習等、あらゆる面での「違い」を尊重する、地域における多文化共生^{*1}を実現することができるよう、国際交流・国際理解を促進する必要性がこれまで以上に高まっています。
- ・日進市国際交流協会を始めとするNPO^{*2}や大学等との連携・協力を更に深め、国際交流できる場を増やすことも必要です。
- ・平成19年にアメリカ合衆国ケンタッキー州オーエンズボロ市・デーヴィス郡・オハイオ郡と姉妹都市／地域提携を行い、主に教育分野での交流が始まっていますが、今後の具体的な交流については、提携先と協議しながら市民レベルでの交流を促進する必要があります。
- ・平成4年から続いている長野県木祖村との友好自治体提携では、お互いの地域の特色を生かした交流を行っています。今後も両自治体の市民が充実した交流の機会を持てるよう、木祖村と連携していく必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 外国籍の人に対するわかりやすい生活情報が提供されています。
- 日本人と外国籍の人がお互いに理解・尊重し、安心して生活しています。
- 本市と木祖村の市民主体の交流が、活発に行われています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
国際交流関連委託事業の件数(件)	5	7	9
外国籍の人と交流し、理解や親交を深める機会を有している市民の割合(%)	13.9	20	25
宿泊施設利用助成金を受けた人数(人)	854	854	854

施策の体系

《大施策》

2. 国際化・自治体交流

《中施策》

(1) 国際化への対応

(2) 自治体交流の充実

《小施策》

①外国籍の人の生活環境整備

②国際交流の推進

③国際理解の推進

①木祖村との交流の充実

施策の主な内容

(1) 国際化への対応

①外国籍の人の生活環境整備

外国籍の人に日常生活に必要な情報を提供するため、ホームページにおける多言語への対応及び生活相談の実施や多言語版「広報につしん」の発行、「生活ガイドブック」の更新、多言語による防災情報の発信等を実施します。また、保育園、小中学校、保健センター等で通訳業務を行うための通訳派遣制度の整備を行います。

②国際交流の推進

国際交流を推進するため、日進市国際交流協会を始めとする市内で活動するNPOや大学等教育機関との協力・連携を強化し、必要に応じてその活動を支援します。

③国際理解の推進

市民の国際性を育むため、実際に外国籍の人と交流し異なる言語や文化に触れることにより、国際理解を促す機会の充実を図ります。また、国を超えた平和な社会への理解を推進します。さらに、日頃から地域とのかかわり合いを深めるため、外国籍の人の地域活動への参加の呼びかけや、外国籍の人が日本語や日本の文化・生活習慣を学べる講座の開催を支援します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
生活ガイドブック更新事業	市民協働課	外国籍の人の暮らしに役立つ情報をまとめた生活ガイドブックの内容を5年ごとに更新する。
子ども国際理解教室事業	市民協働課	市内小学生を対象に、留学生を講師として、それぞれの国の言語や文化について学べる教室を実施する。

(2) 自治体交流の充実

①木祖村との交流の充実

市民が木祖村での交流に積極的に参加することを促進するため、宿泊施設利用助成制度を継続します。また、小中学生同士の交流を充実させるとともに、これまで交流に参加していなかった市民に対しても、新たに参加してもらうため、木祖村と連携して広報に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
宿泊施設利用助成金事業	市民協働課	木祖村の宿泊施設に宿泊した市民に対して、助成金を交付する。

◆ 用語の解説

- ※1 地域における多文化共生：国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。
- ※2 NPO：営利を目的とせず、特定の課題解決のために自主的に活動している民間の組織のこと。特定非営利活動法人（NPO法人）だけでなく、法人格を持たない市民活動団体やボランティア団体等も含まれる。

第4節：行政経営

1. 行政運営

現状と課題

- ・本市では、行政サービスの向上を図るために、昭和60年以降「行政改革大綱」を策定し効率的な行政運営をめざしてきました。平成17年度には「行政改革集中改革プラン」を策定し、大綱に基づいた具体的な取組を実施してきました。
- ・本市の最上位計画に位置づけられる総合計画は、平成13年度を始期とする第4次総合計画において、将来都市像「ひと・みどり・ふれあいがつくる高環境生活都市」を実現するため、3か年のローリング方式による実施計画を毎年度策定し推進してきました。
- ・事務効率化の取組として、平成14年度に庁内LANを導入以降、庁内での各種管理事務のICT^{*1}化を進めてきました。
- ・また、窓口業務においても、総合情報システムの運用開始を皮切りに、各種行政サービス業務において情報システム構築が進められ、証明発行システム等、窓口業務の迅速化、効率化を図るものから、施設予約管理システム等、市民の利便性の向上を図るものまで多数導入されてきました。
- ・土日祝日の住民票・印鑑証明発行業務については、平成14年から図書館において開始し、現在では本庁舎で実施しています。また、平成20年から地下鉄鶴舞線赤池駅北側の「まちの安心ステーションひまわり」で、平日の証明発行業務を開始しました。
- ・これまでの取組により、窓口サービスの迅速化や提供時間・場所の拡大が進められてきましたが、今後は、さらなる内容の充実及びICTの進展がもたらす成果を利用した時間・場所にとらわれない情報通信サービスによる行政サービスの提供等、新しい時代のスタイルに応じた行政サービスのあり方が求められています。
- ・ICT技術の進歩や制度の改正に即応し、10万人都市にふさわしい市民満足度の高い行政サービスが提供できるよう、効率的な事務運営と職員の能力向上が求められています。
- ・平成11年に「情報公開条例」を制定し、これに基づき、行政情報の公開請求制度の普及を進めてきました。近年では、制度の普及に伴い、利用者が増加傾向にあります。
- ・行政情報の中でも、特に市民生活に直結する計画の推進や条例の制定に関しては、現在でも、パブリックコメント制度等の活用により市民からの意見を聴取することで、計画・条例案に意見を反映できる体制にあります。請求に基づき公開することでサービスを提供するだけでなく、より一層、自主的、積極的、能動的な行政情報の提供を推進していくことが求められています。
- ・あらかじめ公開している情報から必要な情報を入手できる体制が本来望むべき姿であるものの、早期実現は困難です。そのため、必要な情報がすばやく利用できるよう、情報公開制度利用の簡便化が求められています。
- ・庁内事務のICT化の進展に伴い、その情報管理の手法についても大きく様相が変化しています。インターネットを経由した情報流出に対する危機管理や、職員一人ひとりの情報リテラシー^{*2}の向上について取組が進められてきました。

- ・近年では、想定される東海地震を始めとした大規模災害時における「業務継続計画（BCP）^{※3}」の策定等、行政運営の重要なインフラであるICT技術が利用困難となった場合の行政機能維持の面における危機管理も求められています。

施策がめざす将来の姿

- 総合計画に基づいた、計画的な行政運営が行われています。
- 市民にわかりやすく行政情報が提供され、満足度の高いサービスが提供されています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
第5次総合計画施策進捗率（％）	-	70	100
市民の市政全般への満足度（％）	48.9	55	60

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
1. 行政運営	(1) 行政改革の推進	①民間の経営手法（NPM）を取り入れた計画の策定及び推進 ②民間活力の導入
	(2) 総合計画の進行管理と行政評価の推進	①総合計画の計画的な推進 ②行政評価の充実と推進 ③市民意識調査の定期的な実施
	(3) 満足度の高い行政サービスの推進	①効率的な事務運営の推進 ②行政サービスの情報技術化の推進 ③窓口サービスの充実
	(4) 行政の説明責任の充実	①行政情報の積極的な開示の推進 ②情報公開制度の充実・効率化
	(5) 情報等のセキュリティ対策の推進	①情報セキュリティ対策の推進

施策の主な内容

(1) 行政改革の推進

①民間の経営手法（NPM）を取り入れた計画の策定及び推進

行政改革大綱と行政改革集中改革プランの計画年度が平成22年度をもって終了することから、新たに行政改革の推進計画を策定します。計画は効率性だけにとらわれず、業務改善を行い、最少の経費で最大の効果を挙げることを目標として策定し、その進捗状況を管理します。

②民間活力の導入

効率的かつ有効的な行政運営を進めるために、行政が行ってきた事務事業に積極的に地域や民間の活力を導入する等、様々な手法を取り入れます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
行政改革推進事業	経営管理課	行政改革の取組内容を把握し、目標達成に向け進捗状況を管理する。
指定管理者制度導入推進事業	経営管理課	市民サービスの向上、経費の節減を図る事等を目的に、指定管理者制度を導入する。

(2) 総合計画の進行管理と行政評価の推進

①総合計画の計画的な推進

本計画では、行政評価及び予算編成と連動した目標管理を行うことで計画の進行管理を行っていきます。また、「重点プロジェクト」の進行管理体制を確立し、各プロジェクトを実現します。

②行政評価の充実と推進

財政状況が厳しさを増す中、市民ニーズに対応した行政サービスを継続的に提供していくために導入した行政評価制度を弾力的に運用することで、業務の改善を行います。

③市民意識調査の定期的な実施

多様な市民ニーズを把握するとともに、各施策の成果を確認するため、市民アンケートを定期的に行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
第5次総合計画進行管理事務	企画政策課	総合計画の進行管理を予算・行政評価と連動させることで適切に行う。
行政評価推進事務	経営管理課	事務事業及びその上位目標である施策を評価し、事務改善や効率的かつ効果的な事業展開につなげる。
市民意識調査事業	企画政策課	市民ニーズを把握するために、無作為抽出した市民に対し、アンケートを実施する。

(3) 満足度の高い行政サービスの推進

①効率的な事務運営の推進

条例制定に関わる法制執務及び政策法務能力の向上を図ります。また、文書処理システムの運用の強化や、情報化推進のための人材育成を進め、事務処理効率の向上を進めます。さらに、限りある市の行政財産を有効に活用し、機能的な行政事務スペース等を確保します。

②行政サービスの情報技術化の推進

財務システム等の内部管理業務の更新や、電子申請・届出システム、証明書のコンビニ交付等、業務へのICT技術の導入による業務効率や市民サービスの向上について検討を進め、これを推進します。

③窓口サービスの充実

総合窓口の充実を図り、ワンストップ・サービスの実現をめざします。また、窓口サービスの提供時間の延長・提供場所の拡充や、内容の拡充・迅速化に努めます。

(4) 行政の説明責任の充実

①行政情報の積極的な開示の推進

市民が求めている情報（特に計画・条例案の作成段階からの推進方針、進行状況及び策定過程）を明らかにし、適時開示するため、広報紙、ホームページ、地上デジタル放送等、多様な媒体の利用を検討するとともに、情報公開コーナーを充実させ、市民が必要とする情報の周知を進めます。

②情報公開制度の充実・効率化

情報公開制度に基づく申請があった際、平成18年度に導入した文書管理システムをより活用することで事務の効率化を図り、開示までの時間の短縮に努めます。

(5) 情報等のセキュリティ対策の推進

①情報セキュリティ対策の推進

情報漏えい等の危機を防ぐため、技術の進歩にあわせたシステム・運用体制の強化を継続します。また、大規模災害時におけるシステムの安全性の確保や、情報通信機器に不調、不通が生じた場合の対応について、ICT部門の業務継続計画（BCP）を策定し、不測の事態に備えます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
情報セキュリティ事務	企画政策課	公開システム、庁内システムのセキュリティ対策及び職員への情報セキュリティに係る研修を実施する。

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
情報セキュリティ体制の強化	企画政策課	情報セキュリティマネジメントの有効性を継続的に改善するために、情報セキュリティ監査を定期的に行う。
ICT部門の業務継続計画策定事業	企画政策課	地震やそれに派生する火災及び水害等を想定し、復旧を優先すべき重要業務の特定、災害時応急対応、復旧手順の明確化、指揮命令系統の確保等を計画策定する。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市経営改革プラン（平成23年度～平成27年度）
- 日進市情報セキュリティ対策基準集（管理者編）
- 日進市情報セキュリティ対策基準集（利用者編）

◆ 用語の解説

- ※1 ICT：情報通信技術（Information and Communication(s) Technology）の略
- ※2 情報リテラシー：情報及び情報手段を主体的に選択して活用していくための個人の基礎的な資質のこと。
- ※3 業務継続計画（BCP）：Business Continuity Planの略。（大規模な）災害が発生した場合、業務に与える影響を認識し、災害発生時においても確実に事業を継続するために必要な対応策を策定した計画のこと。

第4節：行政経営

2. 組織運営・人材開発

現状と課題

- ・本市では、組織が効率的かつ機能的に行政サービスを提供できるよう、平成21年度に行政組織の大幅な見直しを実施しました。今後は、行政の高度化、多様化に対応するために、一層の弾力的な組織体制の構築が求められます。
- ・職員数については、第3次定員適正化計画^{※1}に基づき、平成18年度から平成22年度の5年間で15名の職員の削減を実施しました。第4次定員適正化計画（平成23年度から平成27年度まで）では、想定される人口増加及び行政需要の拡大に対応するために、最低限度の職員数を増員することが必要となります。
- ・社会経験のある人の採用や、行政の経験及び知識を有する定年退職者を再任用職員として配置し、行政サービスの質を確保することが求められています。
- ・限られた人材を最大限有効に活用し、かつ、職員が仕事にやりがいを感じることができるよう、目標管理を取り入れた人事考課制度の活用による勤務実績の給与への反映や、職員研修規程に基づいた各階層別の研修等を行うことで、職員一人ひとりの意欲を高め、資質の向上を図る必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 職員自らが積極的に改善に取り組み、無駄なく業務を遂行しています。
- 最少の経費で最大の効果を挙げる組織力が高まっています。
- 職員一人ひとりが高い向上心を持ち、それぞれの能力を最大限に生かしています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
研修参加のべ人数（人）	480	510	560

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
2. 組織運営・人材開発	(1) 弾力的な組織体制の構築	①行政需要等に応じた組織機構の再編 ②プロジェクトチームの活用 ③庁内分権化の推進
	(2) 適正な人事管理の推進	①職員定数の適正化 ②多様な任用制度の実施 ③職員の健康管理
	(3) 職員の能力開発	①人事管理システムの構築 ②職員研修等の充実

施策の主な内容

(1) 弾力的な組織体制の構築

①行政需要等に応じた組織機構の再編

高度化、多様化する行政需要に迅速かつ適確に対応し、より一層市民サービスを向上させるために、弾力的に組織機構を再編します。

②プロジェクトチームの活用

様々な課題に柔軟に対応するために、組織機構の枠を超えたプロジェクトチームを活用します。

③庁内分権化の推進

市民ニーズに適確に対応するため、各部局に人事配置や予算編成等について部分的な分権化を進めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
組織管理事務	企画政策課	行政需要に合わせて、組織機構を見直し、市民ニーズに応える。
予算編成事務	財政課	市民ニーズに適確に応えるための予算編成を行う。

(2) 適正な人事管理の推進

①職員定数の適正化

本市の事業実施に必要な職員数を国の定員管理指標や類似団体職員状況等から算定し、計画的な採用を実施します。

②多様な任用制度の実施

社会経験のある人を積極的に採用するとともに、今後増えていく定年退職者を再任用職員として配置することにより、その経験、知識を十分に活用し、人口増加に伴い拡大する行政需要に迅速かつ効果的に対応します。

③職員の健康管理

人間ドック、健康診断の要再検査者等への改善指導を徹底し、公務の健全な運営を維持します。また、近年増加傾向にある心の病気の予防に関する研修を、適時実施します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
定員適正化計画に基づく職員採用事務	人事課	定員適正化計画に基づき、計画的な職員採用を行う。

(3) 職員の能力開発**①人事管理システムの構築**

職員の意欲の向上と能力が最大限発揮できる環境整備を推進するとともに、目標管理を取り入れた人事考課制度を活用した昇給の決定や勤勉手当の支給を行います。

②職員研修等の充実

職員の資質と専門能力を向上させるため、職場内研修や職場外研修を計画的に実施します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
人事考課事業	人事課	人事考課を実施し、給与、昇任等への反映を行う。
職員研修事業	人事課	各階層、事業別の研修を計画に基づいて実施する。

◆ 関連する計画・条例

- 第4次日進市定員適正化計画（平成23年度～平成27年度）
- 日進市職員定数条例
- 日進市職員の給与に関する条例

◆ 用語の解説

※1 定員適正化計画：地方公共団体がその定員の適正化を推進するために、計画期間、職員数及び具体的な取組等を策定した計画のこと。

3. 財政運営

現状と課題

- ・本市の財政運営は、これまでの財政力指数^{※1}、実質公債費比率^{※2}等の指標によれば、おおむね良好で健全な状況で推移してきました。
- ・近年続いている子育て世代の人口増加は、市税収入の増加をもたらしますが、一方で、学校・保育園等、教育・福祉関連施設の整備や子育て支援施策の充実が必要となっています。
- ・大型事業等への投資的な経費や、伸び続ける物件費^{※3}等の経常的な経費の負担増加の影響は、基金や市債の活用だけで調整することは難しく、今後も引き続き適正な財政指標を維持するために、財源の確保、歳出予算の効率的な執行等、一層計画的かつ慎重な財政運営が求められます。
- ・また、自主財源の根幹をなす市税収入については、税源移譲により、財政に与える影響は大きくなり、税負担の公平性と税に対する信頼性を維持するためにも、収納率の向上に努めることが求められます。
- ・今後は、安定した財源確保に向けた取組を行うとともに、行政評価及び実施計画と連動した効果的な予算編成や、費用対効果の高い予算執行を行うことが必要です。

施策がめざす将来の姿

- 市民の納税意識及び収納率の向上並びに受益者負担の適正化が図られており、安定的な財源が確保されています。
- 市の財政運営状況が、多くの市民にわかりやすく伝わっており、市民の理解のもとで、健全な財政運営が行われています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成20年度	平成27年度	平成32年度
財政力指数（単年度）	1.21	1以上	1以上
実質公債費比率（%）	8.3	25未満	25未満

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
3. 財政運営	(1) 安定的な財源の確保	①納税意識の向上 ②収納率の向上 ③受益者負担の適正化 ④その他の財源確保の実施
	(2) 歳出の効率化	①効果的な予算編成 ②予算の効率的な執行 ③新公会計制度による財政の健全化

施策の主な内容

(1) 安定的な財源の確保

①納税意識の向上

税の仕組みをわかりやすく説明し、市民がより高い納税意識を持てるよう、税の使い道や財政状況を公表します。

②収納率の向上

納税相談の充実、口座振替の促進、納付機会の拡充等により、市税収納率の向上をめざします。

③受益者負担の適正化

特定の人が施設の使用や役務の提供により利益を受ける場合に、市民負担の公平性を保つために、その受益者からの適正な負担を求めます。

④その他の財源確保の実施

多種多様な市民ニーズに対応するために、有料広告の募集、普通財産の売却等の財源確保策を積極的に導入していきます。

(2) 歳出の効率化

①効果的な予算編成

行政評価及び実施計画を予算編成に連動させ、「選択と集中」による効果的な予算編成により、実質公債費比率の悪化や単年度に過度な負担が生じることのないように努めます。

②予算の効率的な執行

予算の執行にあたっては、部局間の情報交換を積極的に行い、費用対効果の高い方法及び時期を見極め、関連事業の共同実施等を検討します。

③新公会計制度による財政の健全化

新公会計制度により、資産・債務の適正な把握と管理に努め、財政の健全化を推進するとともに、財政運営の透明性の確保と財政状況に関する市民への説明責任を果たします。

◆ 関連する計画・条例

■日進市中期財政計画（平成23年度～平成27年度）

◆ 用語の解説

- ※1 財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数。「1」以上の団体は、地方交付税の不交付団体となる。
- ※2 実質公債費比率：公債費や公営企業債に対する繰出金等の公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額の一般財源に占める割合。25%以上になると、一定の地方債の起債が制限される。
- ※3 物件費：賃金、旅費、交際費、需用費、委託料等をさす。

第5節：広域行政

1. 広域行政

現状と課題

- ・本市では、近隣の市町を始めとする県内の関係市町村と、7つの一部事務組合及び1つの広域連合を構成しています。(平成22年度時点)
- ・一部事務組合を始めとしたこれらの組織では、消防、ごみ処理、し尿処理、上水道等、市町村が本来単独で処理すべき事務を共同して行うことで効率化を図っており、そのサービス業務は市民生活に直結したものが多く、重要なものばかりです。
- ・その運営状況に関する情報は、市町村が直接行うその他の事務事業と比べて市民の目から見えにくいものとなっています。
- ・国及び地方における厳しい財政状況が続いている現在にあって、こうした団体の運営にも、より一層の効率化が求められています。
- ・地方分権が進展する中、平成11年以降、「平成の大合併」が推進され、全国では、平成11年3月に3,232あった市町村が、平成22年3月に1,742まで減少し、県内においても、88あった市町村が、57まで減少しました。
- ・本市では、こうした動きの中、近隣市町との検討等を進めた結果、合併を選択しませんでした。
- ・本市が取り組むべき課題は、今後ますます多様で複雑なものになると考えられ、本市が単独で対応することが困難な、行政区域を越えた課題の増加が予想されます。
- ・特に、安定した地域交通網の確立等、尾張東部地域に共通する課題の解決に向けて、近隣市町と連携して対応することは、今後も継続して求められます。
- ・国と地方の関係については、道州制^{*1}を始めとした、今までの行政システムを大きく変える方針が示される等、地方分権の実現に向けた多様な議論が展開されています。
- ・分権型社会に着実に対応していくため、この地域における本市の果たすべき役割や地位を確立し、「自治基本条例」に基づいた独自の市民自治力・行政経営力を高めていくことが求められています。

施策がめざす将来の姿

- 関係自治体との連携により、健全な行財政運営に基づく、質の高い広域行政サービスが提供されています。
- 地方分権が進む中で、独自の市民自治力・行政経営力が高まっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
他の自治体との広域的な課題解決に向けた取組数（件）	1	2	3

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
1. 広域行政	(1) 広域連携の充実	①一部事務組合運営の効率化 ②広域行政サービス等の充実
	(2) 地方分権型社会への対応	①地方分権・道州制等に関する調査研究の実施 ②分権時代にふさわしい自治の検討

施策の主な内容

(1) 広域連携の充実

①一部事務組合運営の効率化

一部事務組合のサービスの向上及び事務執行の経費削減に向けた手法の導入等について、構成する各自治体との協議を進め、より一層の効率化を実現します。

②広域行政サービス等の充実

近隣市町との提携をめざした協議を推進し、コミュニティバスや火葬場等、新たな広域行政サービスの展開に向けた可能性を検討します。

また、災害発生時における避難所の情報を始めとして、花火大会等の近隣市町のイベント開催の情報等について周知に努めます。

(2) 地方分権型社会への対応

①地方分権・道州制等に関する調査研究の実施

地方分権が推進される中であって、本市が進むべき方向性や行うべき方策について適確に対応できるよう、積極的な情報収集を行います。また、国の動向等に応じて、適切な調査研究を行います。

②分権時代にふさわしい自治の検討

地方分権の進展に伴い、今後、ますます高まる基礎自治体としての役割を果たしていくため、限られた財源の中でより充実した行政サービスを提供できるよう、「自治基本条例」に基づいた市民・行政の協働による自治の実現を推進していくとともに、その内容について検討及び検証を行います。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市自治基本条例
- 日進市自治推進委員会条例

◆ 用語の解説

※1 道州制:現在の都道府県よりも広域的な単位を基本とする新たな広域自治体を設置しようとするもの。

第4編

計画の推進に向けて

第4編 計画の推進に向けて		掲載 ページ
第1章 財政計画	1 総合計画における財政計画について	242
	2 推計結果	242
第2章 計画の進行管理	1 進行管理の基本方針	244
	2 進行管理の進め方	245

第1章 財政計画

1 総合計画における財政計画について

本市では、第5次総合計画の策定に際し、計画に掲載する事業を実施するとともに、継続して健全な財政運営を行うため、財政計画を策定します。

経済状況の変化、地方財政制度や税制改正等によって、中・長期の財政計画を示すことは大変困難ですが、将来的な財政状況を把握することは、行政経営の視点からも非常に重要です。この財政計画は、10年間（平成23年度～平成32年度）の歳入及び歳出の見通しを以下の考え方で推計しています。

2 推計結果

歳入のうち、市税は、近年の経済状況、人口の伸びや経済成長率を参考に推計しています。また、譲与税・交付金等は過去3年間の平均（平成19年度～平成21年度決算）の数値を参考としています。

歳出のうち、義務的経費^{※1}である人件費は今後10年間の職員数の推移から、扶助費・公債費は過去の決算状況等や起債の償還計画から推計しています。

また、物件費等、その他経費も、過去の決算状況や人口の伸びを参考としています。

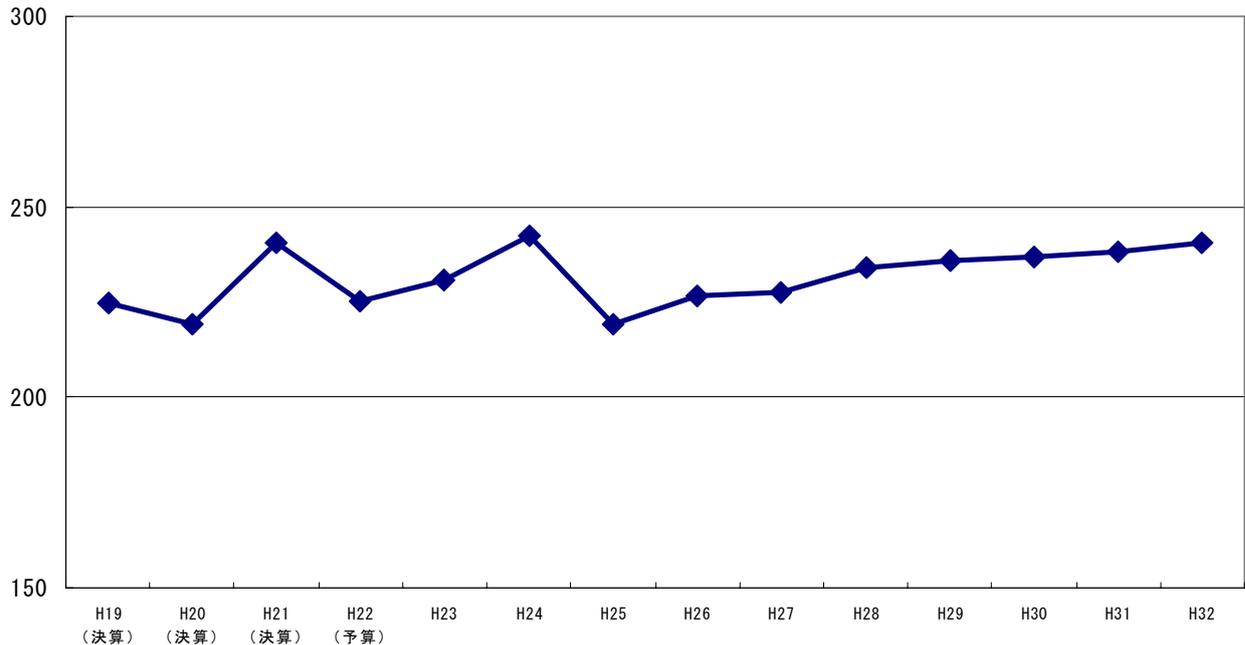
この結果、総合計画期間中の歳入総額は約2,331億円となり、毎年度の財政規模は220億円から240億円程度、投資的経費^{※2}は毎年度22億円程度で推移すると見込んでいます。

財政計画 推計結果 （単位：億円 一般会計ベース）

区分	過去3年平均 平成19～21年度		計画期間 前半 平成23～27年度		計画期間 後半 平成28～32年度		合 計 平成23～32年度			
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合		
歳入	歳入総額	228	100.0%	1,146	100.0%	1,185	100.0%	2,331	100.0%	
	自主財源 ^{※3}	市税	139	61.0%	710	61.9%	761	64.2%	1,472	63.1%
		その他	30	13.1%	120	10.5%	104	8.8%	223	9.6%
	依存財源 ^{※4}	59	25.9%	316	27.6%	320	27.0%	636	27.3%	
歳出	歳出総額	219	100.0%	1,146	100.0%	1,185	100.0%	2,331	100.0%	
	義務的経費	73	33.3%	511	44.6%	532	44.8%	1,043	44.7%	
	投資的経費	42	19.2%	114	9.9%	112	9.5%	226	9.7%	
	その他経費	104	47.5%	521	45.5%	541	45.7%	1,062	45.6%	

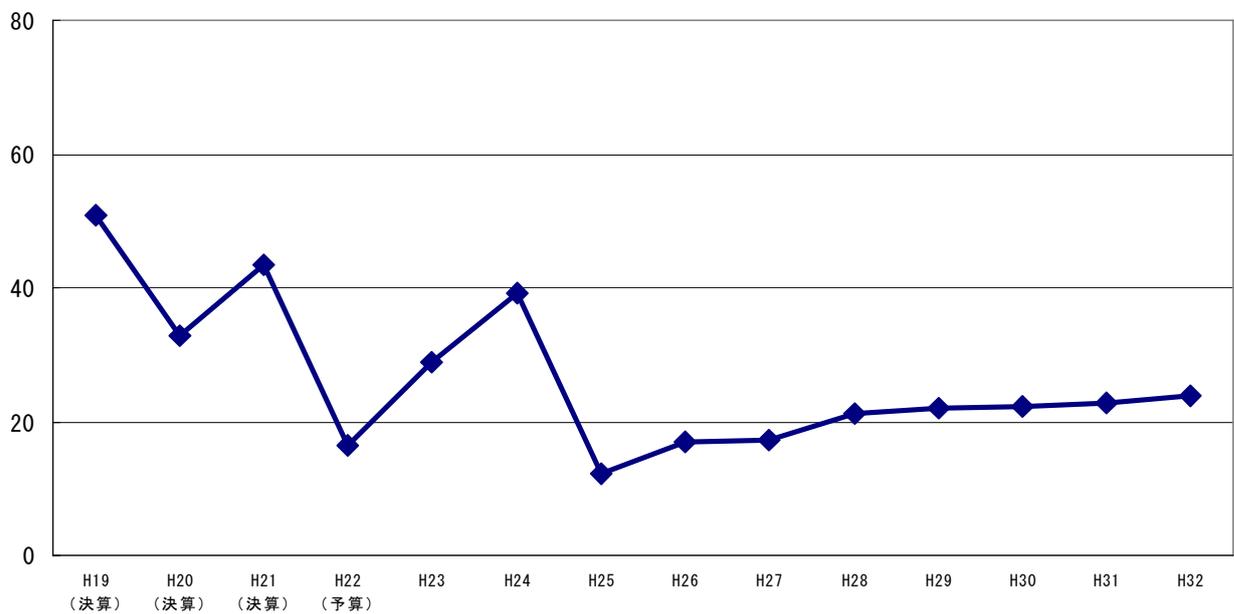
一般会計歳入の見通し

単位：億円



投資的経費の見通し

単位：億円



(年度)

◆ 用語の解説

- ※1 義務的経費：人件費、扶助費、公債費からなっており、支出が義務付けられている経費のこと。
- ※2 投資的経費：道路、橋りょう、学校等公共用又は公用施設の新増築等の普通建設事業費、災害復旧事業費等のこと。
- ※3 自主財源：市税等、地方公共団体が自主的に収入する財源のこと。
- ※4 依存財源：譲与税、交付金、国庫補助金等、国や県的意思決定に基づき収入される財源のこと。

第2章 計画の進行管理

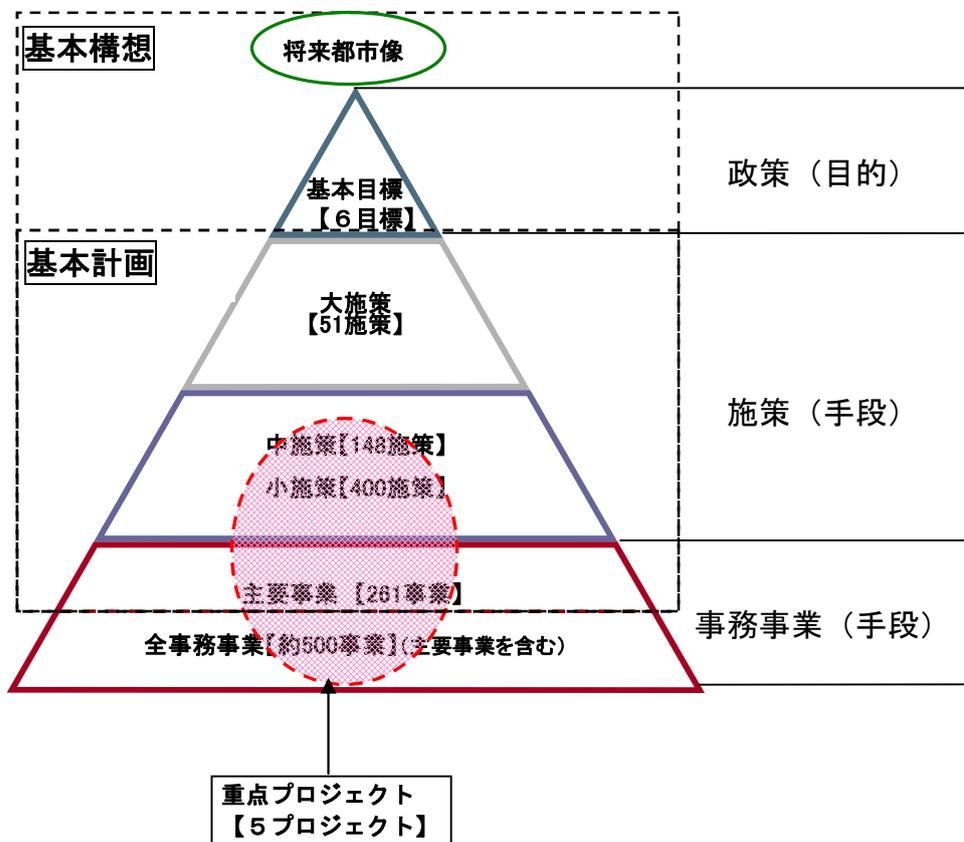
1 進行管理の基本方針

計画に掲げた政策を着実に実行するためには、目標を明確に定め、各施策及び事業の実施状況を定期的に検証し、その検証結果に基づいて改善するというサイクルを繰り返すことが必要です。

本計画では、目標の達成度合いを明確にするために、数値目標を設定することとして、大施策及び中施策ごとに成果指標及びその目標値を定めました。

計画の推進に向けて、計画（Plan）—実行（Do）—検証（Check）—改善（Action）のPDCAサイクルによる行政マネジメントシステムを確立して、計画を具体化するための実施計画と、行政評価及び予算編成を連動させながら進行管理を行います。

【参考1】計画の体系イメージ



2 進行管理の進め方

(1) 各年度の進行管理

各年度の進行管理は、次の①から④までによるPDCAサイクル（1サイクルは3年度間にまたがる）により行います。

①計画（Plan）について

事務事業実施の前年度に、実施計画及び予算編成によって計画内容を具体化します。

②実行（Do）について

担当部局（課室）が事務事業を実施します。

③検証（Check）について

事務事業実施の翌年度に、行政評価（施策評価及び事務事業評価）に基づいて施策及び事務事業の検証を行います。

④改善（Action）について

検証結果は、翌年度に実施する事務事業に反映させるために、実施計画及び予算編成で具体化します。

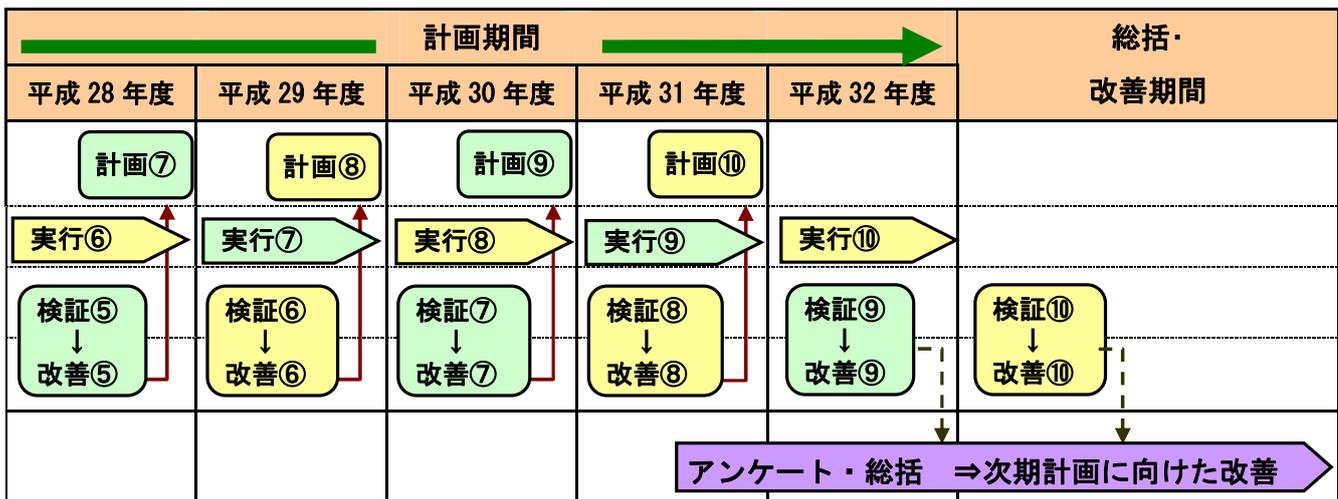
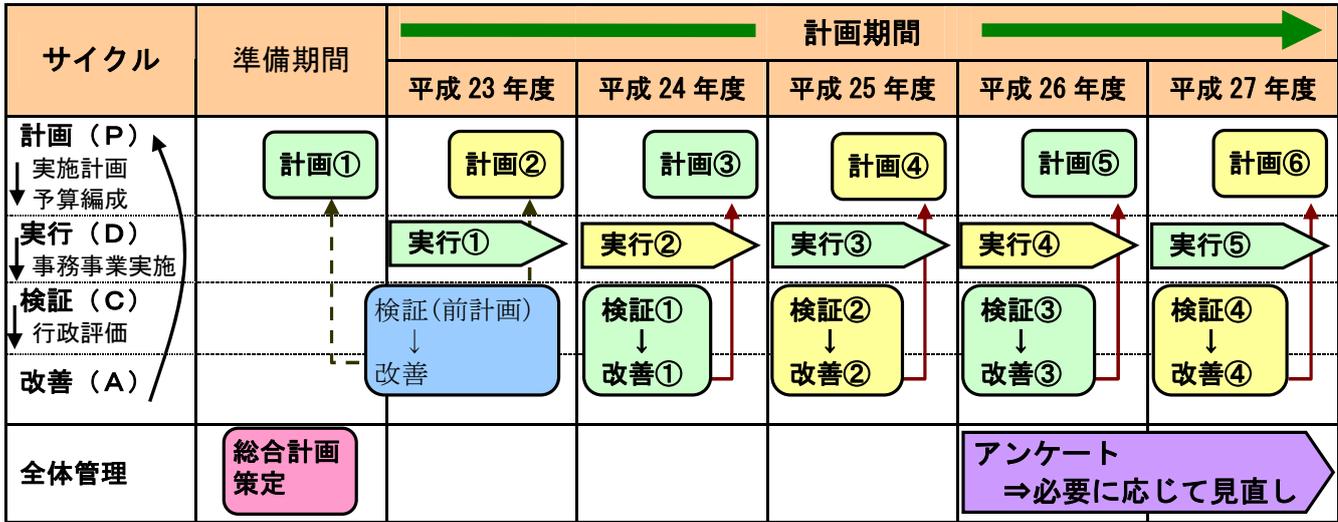
(2) 計画全体の見直し

社会経済情勢の変化や、市民アンケート及び行政評価の結果等を踏まえて、計画内容を点検し、必要に応じて内容を見直します。

(3) 計画全体の総括

最終年度（平成32年度）までの計画の実施状況について、市民アンケート及び行政評価の結果等を踏まえて総括し、次期計画の策定や、その後の行政運営に生かします。

【参考2】計画全体の進行管理イメージ

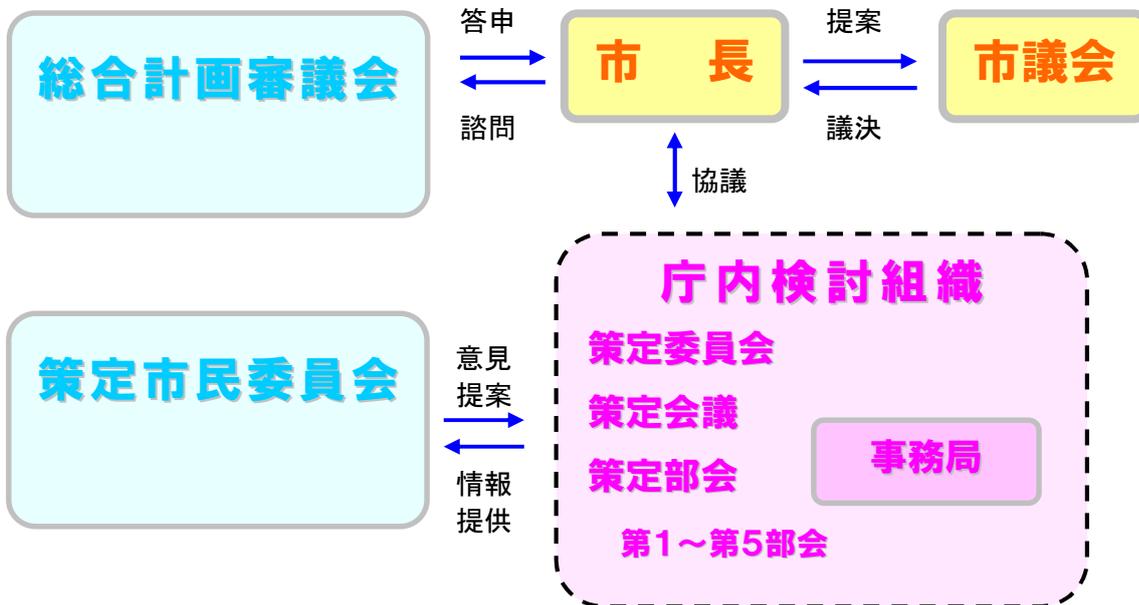


資料編

	掲載 ページ
1 計画策定体制	248
2 総合計画審議会	249
3 総合計画策定市民委員会	251
4 庁内検討組織	253
5 諮問・答申	255
6 日進市総合計画の沿革	257
7 成果指標一覧	258
8 用語の解説	272
9 施策体系と施策番号一覧	280

1 計画策定体制

組織図



構成メンバー

<総合計画審議会>

- (1) 市議会の議員：5名
- (2) 市教育委員会の委員：1名
- (3) 市農業委員会の委員：1名
- (4) 公共的団体の役職員：9名

〔内訳 あいち尾東農業協同組合：1名 商工会：1名 区長会：1名 社会福祉協議会：1名
文化協会：1名 体育協会：1名 国際交流協会：1名 NPO団体代表：1名
策定市民委員会代表：1名〕

- (5) 学識経験を有する者：4名

<策定市民委員会>

公募市民：14名

<市内検討組織>

○策定委員会

副市長、教育長、各部局長及び所属長：53名

○策定会議

策定部会の部会長、副部会長：10名

○策定部会

職員によるワーキング・グループ（5つの部会で構成）：35名

2 総合計画審議会

日進市総合計画審議会条例

昭和39年3月25日
条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、日進市総合計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市の総合計画に関し必要な調査及び審議を行わせるため、日進市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会の議員 5名
- (2) 市教育委員会の委員 1名
- (3) 市農業委員会の委員 1名
- (4) 公共的団体の役職員 9名
- (5) 学識経験を有するもの 4名

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

2 旧条例は、廃止する。

附 則（昭和42年9月7日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年9月1日から適用する。

附 則（昭和50年6月23日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年9月26日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の日進市総合計画審議会条例の規定は、平成9年9月1日から適用する。

開催状況

回数	開催日	議 題
1	平成20年9月29日	(1) 第5次総合計画の策定について (2) 第4次総合計画のあらましについて
2	平成21年1月22日	(1) 平成20年度市民意識調査について (2) 第4次総合計画の実績評価について (3) 主要指標について
3	平成21年5月13日	(1) 第4次総合計画の検証について (2) 第5次総合計画の構成(案)について (3) 計画策定の背景と日進市の主要課題について (4) 日進市の将来像(案)について
4	平成21年11月13日	(1) 第5次総合計画序論・基本構想の構成(案)について (2) 将来人口(案)について (3) 土地利用構想(案)について (4) まちの将来像(案)について
5	平成22年3月19日	(1) 序論・基本構想(案)について (2) パブリックコメント(案)について
6	平成22年6月22日	(1) 序論・基本構想(案)について (2) 基本計画(案)について
7	平成22年7月16日	(1) 第5次総合計画の答申について

委員名簿

区分	団体・組織名	氏 名
市議会の議員	市議会	近藤 ひろき
		神谷 繁雄
		比嘉 知政
		武田 司
		福安 克彦 (余語 充伸)
市教育委員会の委員	教育委員会	塚本 有里
市農業委員会の委員	農業委員会	福岡 信久
公共的団体の役職員	あいち尾東農業協同組合	出原 正
	商工会	稲吉 一保 (大森 庸行)
	区長会	加藤 広司 (小嶋 求) (倉本 和明)
	社会福祉協議会	亀井 春枝
	文化協会	鬼頭 さゑ子
	体育協会	大屋 政和
	国際交流協会	乗松 佳代子
	日進市民グループゆるやかネットワーク	林 かぐみ
	策定市民委員会	河原 裕
	学識経験を有するもの	愛知教育大学教育学部
名古屋大学大学院環境学研究科		○ 福和 伸夫
名古屋産業大学環境情報ビジネス学部		星野 雪子
愛知学泉大学コミュニティ政策学部		村林 聖子

◎ : 会長 ○ : 副会長 () : 前任者

3 総合計画策定市民委員会

日進市総合計画策定市民委員会設置要綱

平成20年5月12日
要綱第44号

(設置)

第1条 第5次日進市総合計画策定のため、日進市総合計画策定市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 第5次日進市総合計画基本構想に関すること
- (2) その他第5次日進市総合計画策定に関して市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

- 2 委員は、市民から公募するものとし、市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の解任)

第6条 市長は、委員が委員会の運営に著しい支障を来すような行為をしたと認めるときは、その委員を解任することができる。

- 2 市長は、委員を解任する場合には、本人にその理由を示さなければならない。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が召集する。

(謝礼)

第8条 委員会の委員に対する謝礼は、出席1回につき500円とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

開催状況

回数	開催日	議 題
1	平成20年9月20日	「日進市の良いところ・悪いところ」について
2	平成20年11月1日	「まちみるウォーキング ～活用のアイデア・改善のアイデア」について
3	平成20年12月20日	日進の行政の状況について ～①土地利用、道路・交通、②自然環境、産業
4	平成21年1月25日	日進の行政の状況について ～③教育・福祉環境整備、④財政等 日進市のまちづくり戦略
5	平成21年2月28日	将来のにっしんの姿
6	平成21年3月15日	
7	平成21年4月25日	将来都市像に対する意見 10万人都市「日進市」に向けて（不足している機能）
8	平成21年5月24日	日進市のまちの将来像 住宅都市として磨きをかけるための基本方策の検討
9	平成21年6月27日	「持続可能な住宅都市・にっしんの維持・発展戦略のヒント ～エリアマネジメントの考え方と事例紹介～」
10	平成21年7月23日	市民が主体となって進めるべき活動（市民の役割）
11	平成21年9月26日	
12	平成21年10月18日	
13	平成22年2月13日	基本計画に対する意見
14	平成22年2月28日	
15	平成22年3月13日	
16	平成22年4月4日	
17	平成22年5月30日	序論・基本構想（案）及び重点プロジェクト（案）に対する意見

委員名簿

氏 名
○ 阿部 富五郎
小栗 稔
片岡 拓一
◎ 河原 裕
鬼頭 一博
後藤 繁雄
齋藤 勝友
清水 明
對馬 由美
西川 三恵子
野口 鉄平
藤田 兼行
舟橋 淑恵
山口 徹

◎：会長 ○：副会長

4 庁内検討組織

(1) 策定委員会

開催状況

回数	開催日	議 題
1	平成20年10月8日	第5次総合計画の策定方針について 策定の体制、スケジュールについて
2	平成21年7月8日	第5次総合計画骨子案について 第5次総合計画策定経過について
3	平成21年11月6日	序論・基本構想の構成(案)について 将来人口推計(案)について 土地利用構想(案)について まちの将来像(案)について
4	平成22年2月16日	序論・基本構想の構成(案)について
5	平成22年5月14日	序論・基本構想、重点プロジェクト(案)について

(2) 策定会議

開催状況

回数	開催日	議 題
1	平成20年11月25日	第5次総合計画の策定方針、策定のスケジュールについて 策定会議、策定部会の役割等について
2	平成21年1月25日	基本構想(案)の検討(その1) ※策定市民委員会と合同開催
3	平成21年2月28日	基本構想(案)の検討(その2) ※策定市民委員会と合同開催
4	平成21年4月23日	基本構想骨子(案)の検討について
5	平成22年2月15日	序論・基本構想(案)について
6	平成22年3月25日	重点プロジェクト(案)について
7	平成22年4月5日	

(3) 策定部会

検討事項	第1部会	第2部会	第3部会	第4部会	第5部会
第4次総合計画の振り返り	平成21年1月20日	平成21年1月26日	平成21年1月15日	平成21年1月20日	平成21年3月11日
	平成21年1月29日	平成21年2月2日	平成21年1月21日	平成21年1月30日	平成21年3月30日
	平成21年2月3日	平成21年2月3日	平成21年1月30日	平成21年2月4日	
	平成21年2月9日	平成21年2月10日	平成21年2月9日	平成21年2月18日	
	平成21年2月12日	平成21年2月12日	平成21年2月16日	平成21年2月25日	
			平成21年2月18日		
施策体系の確認	平成21年8月21日	平成21年8月21日	平成21年8月31日	平成21年8月24日	平成21年8月20日
	平成21年9月16日	平成21年9月1日	平成21年9月16日	平成21年9月2日	平成21年9月4日
	平成21年9月17日	平成21年9月15日		平成21年9月24日	平成21年9月11日
	平成21年9月18日			平成21年9月28日	平成21年9月25日
				平成21年9月29日	平成21年10月2日
基本計画 (部門別計画) の確認	平成21年12月11日	平成21年12月11日	平成21年12月14日	平成21年12月14日	平成21年12月10日
	平成21年12月15日	平成21年12月15日	平成21年12月15日	平成21年12月15日	
	平成21年12月16日			平成21年12月16日	
	平成21年12月21日				

策定部会委員名簿

部会	氏名	所属名
第1部会 (福祉・健康)	◎石川 達也	財政課
	○小塚 多佳子	健康課
	☆柏木 晶	企画政策課
	伊東 あゆみ	高齢福祉課
	石川 雅之	児童課
	橋本 公太	児童課
	(松浦 理早)	高齢福祉課
	(鈴木 敦詞)	税務課
	(藤井 明子)	健康課
	(☆萩野 敬明)	都市計画課
第2部会 (教育・生涯学習)	◎赤坂 義宏	経営管理課
	○齋藤 誠	田園フロンティアパーク整備室
	松岡 佳子	市民協働課
	後藤 幸宏	学校教育課
	河村 秀根	教育総務課
	江崎 香利	会計課
	☆井筒 達也	企画政策課
	(☆野村 圭一)	市民協働課
第3部会 (安全・環境)	◎杉田 武史	秘書広報課
	○沓名 学	生涯学習課
	石原 直樹	財政課
	長原 詠子	下水道課
	鳥居 泰秀	産業振興課
	永井 里映	下水道課
	☆水野 隆史	企画政策課
第4部会 (都市基盤・産業)	◎牧 智彦	都市計画課
	○伊東 敏樹	道路建設課
	大鐘 徹也	児童課
	森 陽子	産業振興課
	太田 玲子	下水道課
	河合 一成	下水道課
	☆近藤 伸治	企画政策課
	(◎志水 浩二)	下水道課
第5部会 (市民協働・行政経営)	◎加藤 慎司	下水道課
	○長原 範幸	生活安全課
	松村 立樹	人事課
	伊藤 美乃里	収納課
	岡田 剛	田園フロンティアパーク整備室
	磯川 麻里	児童課
	☆荒川 裕	企画部
	(☆水野 隆史)	企画政策課

◎：部会長 ○：副部会長 ☆：オブザーバー ()：前任者

5 諮問・答申

諮問文

20日政第 160 号
平成20年9月29日

日進市総合計画審議会
会長 阿部 和俊 様

日進市長 萩 野 幸 三

第5次日進市総合計画について（諮問）

日進市総合計画審議会条例（昭和39年条例第9号）第2条に基づき、第5次日進市総合計画（基本構想、基本計画）の策定について、貴審議会の意見を求めます。

平成22年7月16日

日進市長 萩野幸三様

日進市総合計画審議会
会長 阿部和俊

第5次日進市総合計画について（答申）

平成20年9月29日付け20日政第160号により諮問のありました「第5次日進市総合計画」について、慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。

なお、本計画の将来都市像である「いつまでも暮らしやすい みどりの住環境都市」を実現する上においては、日進市自治基本条例の理念に基づき、市民参加・市民協働を一層推進するとともに、変革を続ける社会経済状況を的確に捉え、持続的な発展を目指した行財政運営を進めるよう要望します。

6 日進市総合計画の沿革

	計画期間	将来都市像	基本目標	将来人口推計
第1次	1975年～1985年 昭和50年度～昭和60年度	喜びと誇りある豊かで 住みよい発展的な町	<ul style="list-style-type: none"> ・快適な生活環境を築くための施策 ・まちに豊かさをもたらすための施策 ・創造的な町民と生きた地域社会づくりのための施策 ・町民のくらしと安全を守るための施策 	昭和60年 50,000人
第2次	1984年～1990年 昭和59年度～平成2年度	喜びと誇りある豊かで 住みよい発展的な町	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の高度利用 ・生活環境基盤の整備 ・教育文化の振興 ・社会福祉、社会保障の充実 ・産業の振興 	平成2年 58,000人
第3次	1991年～2000年 平成3年度～平成12年度	緑の中の多機能都市	<ul style="list-style-type: none"> ・調和のとれた町土づくりに向かって ・個性と活力ある多機能都市へ ・21世紀に生きる人々のためのふるさとづくり 	平成12年 70,000人
第4次	2001年～2010年 平成13年度～平成22年度	ひと・みどり・ふれあいがつくる 高環境生活都市	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で幸せあふれる暮らしを築く ・心あふれ、ふれあいのある暮らしを育む ・自然と調和し、心地よい暮らしの場を整える ・快適な暮らしをつくる ・豊かな暮らしを支える 	平成22年 85,000人
第5次	2011年～2020年 平成23年度～平成32年度	いつまでも暮らしやすい みどりの住環境都市	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て・健康長寿を支えるまちづくり ・安全・安心で、自然と共生した暮らしの実現 ・快適で利便性の高い持続可能な都市づくり ・暮らしを支える産業の振興 ・次代を担う人を育み、生涯学び続けられる環境づくり ・市民自治力と行政経営力の向上 	平成32年 100,000人

7 成果指標一覧

(1) 基本成果指標（各大施策の成果指標）

※初期値：平成17年度～平成22年度 中間値：平成27年度 最終値：平成32年度

基本目標1 子育て・健康長寿を支えるまちづくり

大施策名	基本成果指標名（単位）	初期値	中間値	最終値
1. 子育て・子育て支援	安心して子育てできる環境であると感じる市民の割合（％）	51	60	70
	子育てに対する支援に対する満足度（％）	23.3	37	50
	乳幼児や児童に対する福祉サービスに対する満足度（％）	26.9	38	50
2. 高齢者福祉・介護保険	高齢者福祉サービスに対する満足度（％）	15.7	18	21
	介護保険サービスに対する満足度（％）	51.7	54	56
	介護保険サービス受給率（％）	78.3	80	82.5
3. 障害者・障害児福祉	障害者基本計画の進捗率（％）	10.0	50	100
	障害者（児）福祉サービスに対する満足度（％）	13.3	25	50
	心身に障害がある状態になった場合に安心して生活できる地域だと思ふ人の割合（％）	50.2	60	70
4. 地域福祉	地域福祉活動に参加したことがある市民の割合（％）	27.8	37.5	40
1. 成人保健	健康を実感している市民の割合（％）	85.1	90	95
	健康に意識した取組を行っている市民の割合（％）	58.9	65	70
2. 母子保健	子育てにストレスを感じる人がいる人の割合（乳幼児保護者）（％）	12.9	12	11
	子育てにストレスを感じる人がいる人の割合（就園児保護者）（％）	21.5	20	18
3. 地域医療	医療機関（医科・歯科）の数や診療科目に対する満足度（％）	38.4	43	48
4. 感染症対策	乳幼児予防接種率（％）	98.7	100	100
1. 公的医療保険・年金	国民健康保険被保険者一人あたり療養諸費用額（円）	283,757	341,000	387,000
	国民健康保険税現年収納率（％）	92.28	93.0	93.5
2. 福祉医療	医療費助成の受給者数（人）	17,270	19,200	21,100
3. 低所得者支援	ホームレス防止対象者のうち、就労した比率（％）	26.1	50	50

基本目標2 安全・安心で、自然と共生した暮らしの実現

大施策名	基本成果指標名（単位）	初期値	中間値	最終値
1. 防災・危機管理	自主防災組織の世帯カバー率（％）	73.5	85	90
	災害対策に対する満足度（％）	40.1	50	60
2. 消防・救急	市内火災出動件数（件）	36	30	25
	消防体制・救急体制に対する満足度（％）	39.4	50	60
3. 交通安全	市内交通事故（人身）発生件数（人口1,000人あたり）（件）	7	6	5
	交通安全に対する満足度（％）	28.1	30.6	33.1
4. 防犯	街頭犯罪発生件数（人口1,000人あたり）（件）	11.6	11.2	11.0
	防犯や治安に対する満足度（％）	28.7	30	32
5. 消費者行政	安全な消費生活の確保に対する満足度（％）	15.8	18	20
1. 環境負荷の少ない地域社会の形成	環境基本計画分野別計画による施策内容着手率（％）	50	73.3	90
	公害苦情処理件数（件）	167	127	107
2. ごみの適正処理と再資源化の推進	市民1人1日あたりのごみ排出量（g）	764	750	720
	ごみ処理等の環境対策に対する満足度（％）	63.0	65	70
3. 自然環境との共生	自然があることに対する満足度（％）	77.4	80.0	81.8

基本目標3 快適で利便性の高い持続可能な都市づくり

大施策名	基本成果指標名（単位）	初期値	中間値	最終値
1. 道路	自動車による道路の利便性に対する満足度（％）	41.7	45	50
	道路改良率（％）	63.0	64	66
2. 交通対策	くるりんばすの一日あたり利用者数（人）	1,371	1,500	1,600
	電車・リニモの利便性に対する満足度（％）	20.7	23	25
	くるりんばすの利便性に対する満足度（％）	26.6	29.1	31.6
1. 市街地の形成	市街化区域内の低・未利用面積割合（％）	10.4	6.7	2.5
	宅地の提供に対する満足度（％）	16.7	20	25
2. 市役所周辺整備	市役所周辺が市の中心であると感じる市民の割合（％）	6.4	10	25
	区域内での年間催し件数（件）	7	15	25
1. 住宅	「現在の住居を住みやすい」と考えている市民の割合（％）	74.4	80	85

大施策名	基本成果指標名（単位）	初期値	中間値	最終値
1. 住宅	住宅の耐震化率（％）	78.4	89.5	-
2. 公園・緑地	公園等愛護会活動公園数（件）	51	67	82
	公園の数や広さに対する満足度（％）	31.6	35	40
3. 景観	街並みや道路景観に対する満足度（％）	30.6	35	40
4. 上・下水道	下水道普及率（％）	61.3	66	83
1. 河川・排水路	河川・排水路の整備・改修率（％）	61.8	65	72
	貯留浸透施設による対策率（％）	0	12	30
	大雨の気象情報を聞いて自宅の浸水を心配する市民の割合（％）	17.0	16	15

基本目標4 暮らしを支える産業の振興

大施策名	基本成果指標名（単位）	初期値	中間値	最終値
1. 農業の振興	農業振興地域内農用地面積（ha）	362	349	338
	食育に関心のある人の割合（％）	57.6	90	95
2. 商業の振興	商店数（農林業、公共団体除く）（件）	2,244	2,300	2,350
3. 工業の振興	製造品出荷額（億円）	1,176	1,230	1,290
4. 観光・レクリエーションの振興	観光施設、祭の来場者数（人）	388,932	500,000	550,000
1. 勤労者・就労支援	市民の就業者数（15歳以上）（人）	38,148	44,000	47,000

基本目標5 次代を担う人を育み、生涯学び続けられる環境づくり

大施策名	基本成果指標名（単位）	初期値	中間値	最終値
1. 義務教育	小中学校の教育に対する満足度（％）	19.8	20	25
	分かりやすい授業だと考えている児童生徒の割合（％）	86	90	95
2. 学校給食	児童・生徒員への供給率（％）	100	100	100
1. 生涯学習の推進	生涯学習施設の年間延べ利用人数（人）	184,425	190,000	200,000
	生涯学習の講座・教室の年間参加人数（人）	2,642	3,000	3,200
2. 図書館	市民の図書館利用登録率（％）	32.9	35	37
	市民一人あたりの貸出数（冊）	10.8	12	12.5
3. 芸術・文化の振興	市内での生活で芸術文化を身近に感じている市民の割合（％）	39.4	45	50

大施策名	基本成果指標名（単位）	初期値	中間値	最終値
3. 芸術・文化の振興	芸術文化活動に参加している市民の割合（％）	7.9	10	15
4. 文化財の保護・活用	市内の指定文化財を知っている市民の割合（％）	43.8	48	53
	文化財普及事業への参加者（人）	7,875	8,800	9,900
5. 家庭教育	家庭教育推進委員会等による青少年の育成のための地域活動に参加したことがある割合（％）	11.9	14	17
6. 生涯スポーツの推進	週1回スポーツ実施率（％）	29.0	40	50

基本目標6 市民自治力と行政経営力の向上

大施策名	基本成果指標名（単位）	初期値	中間値	最終値
1. 広報・広聴	広報等における市政情報の提供についての満足度（％）	41.6	50	60
	市民の意見を把握して市政を行っていると思う市民の割合（％）	20.6	30	40
2. 地域情報化	市政情報を入手するためによく利用する情報媒体におけるホームページ利用率（％）	2.8	4	8
1. 地域コミュニティ活動支援	行政区・自治会加入率（％）	73.8	75	77
	地域活動への参加経験のある市民の割合（％）	65.1	67	70
2. 市民参加・市民協働・大学連携	市政への市民参加の機会や場に対する満足度（％）	13.6	18	23
	NPOとの協働事業の実施件数（件）	88	93	98
	ボランティア・NPO活動への参加経験のある市民の割合（％）	10.1	15	20
1. 男女平等推進	社会全体における男女の地位が平等であると考える人の割合（％）	6.8	20	30
2. 国際化・自治体交流	国際交流関連委託事業の件数（件）	5	7	9
	外国籍の人と交流し、理解や親交を深める機会を有している市民の割合（％）	13.9	20	25
	宿泊施設利用助成金を受けた人数（人）	854	854	854
1. 行政運営	第5次総合計画施策進捗率（％）	-	70	100
	市民の市政全般への満足度（％）	48.9	55	60
2. 組織運営・人材開発	研修参加のべ人数（人）	480	550	638
3. 財政運営	財政力指数	1.21	1以上	1以上
	実質公債費比率（％）	8.3	25未満	25未満
1. 広域行政	他の自治体との広域的な課題解決に向けた取組数（件）	1	2	3

(2) 中施策の成果指標

基本目標1 子育て・健康長寿を支えるまちづくり

大施策名	中施策名	中施策の成果指標名(単位)	初期値	中間値	最終値
1. 子育て・子育て支援	(1) 子育て家庭に対するサービスの充実	携帯メールサービス登録率(%)	0 (平成21年度)	85	100
		(2) 安心して地域で子育てができる環境づくり	子ども会加入率(%)	73.0 (平成21年度)	80
	(3) 家庭と仕事や社会参加との両立支援の充実	支援センターや児童館等を利用した事のある子育て家庭の割合(%)	48.9 (平成21年度)	60	70
		保育園待機児童数(人)	0 (平成22年度)	0	0
		ファミリーサポートセンター援助会員率(%)	52.6 (平成21年度)	61	70
	(4) 子育て・親育ちの支援の充実	事業に主体的に関わった子どもの数(人)	6 (平成21年度)	20	35
	(5) 要支援児童・家庭対策の充実	要保護児童が措置等になった割合(%)	11.1 (平成21年度)	9	7
すくすく園充足率(%)		67 (平成21年度)	89	100	
2. 高齢者福祉・介護保険	(1) 社会参加・生きがいの促進	老人クラブ加入率(%)	50.6 (平成21年度)	50.8	51
		無料職業紹介就職率(%)	77.7 (平成21年度)	100	100
		生きがいを感じている高齢者の割合(%)	59.5 (平成21年度)	62	65
	(2) 健康づくり・介護予防	65歳以上の要介護認定率(%)	13.0 (平成21年度)	14.5	15
		おたっしやハウス実施福祉会館数(か所)	3 (平成21年度)	6	6
		地域サロン等支援か所数(か所)	16 (平成21年度)	18	20
		日頃、健康維持・介護予防のために何かをしている高齢者の割合(%)	73.2 (平成21年度)	74	75
	(3) 相談・生活支援の充実	地域包括支援センター相談受付件数(件)	22,854 (平成21年度)	25,100	27,600
		認知症サポーター養成人数(人)	824 (平成21年度)	3,000	4,000
	(4) 介護保険サービスの充実	介護保険料収納率(現年度分)(%)	99.0 (平成21年度)	99.1	99.2
地域密着型事業所整備数(か所)		7 (平成21年度)	10	13	
3. 障害者・障害児福祉	(1) 障害福祉サービスの充実	障害福祉計画における年度末時点の地域生活移行数(人)	5 (平成19年度)	15	30
		障害福祉施設の数(か所)	15 (平成21年度)	16	19
	(2) 障害者相談支援体制等の充実	障害者相談支援センターの専門相談員数(人)	4 (平成22年度)	5	6
	(3) 自立と社会参加の支援	障害福祉計画における福祉施設から一般就労への年間移行者数(人)	3 (平成19年度)	5	10
	(4) 障害に対する理解促進と障害者・児の地域生活を支える環境づくり	チャレンジド・プロジェクト事業の提案者数(人)	2 (平成21年度)	4	6

大施策名	中施策名	中施策の成果指標名（単位）	初期値	中間値	最終値
4. 地域福祉	(1) 地域福祉計画の推進	地域福祉連絡会議開催数（回）	6 （平成21年度）	8	8
		地域福祉計画による施策実施率（%） ※H27から次計画となるため目標値が減少	94 （平成21年度）	50	80
	(2) 地域福祉意識の向上	地域福祉理解促進事業参加者数（人）	180 （平成21年度）	230	250
	(3) 地域福祉活動の充実・支援	民生委員・児童委員数（人）	89 （平成21年度）	100	110
		ボランティア講座受講者数（人）	52 （平成21年度）	70	90
	(4) 高齢者や障害者等の安心生活の確保	移送サービス利用者数（人）	20 （平成21年度）	27	31
		災害ボランティアコーディネーター数（人）	26 （平成21年度）	50	80
		要援護者の登録者数（人）	971 （平成22年度）	1,020	1,070
	(5) 地域福祉活動拠点の充実	ふらっとホーム施設数（か所）	2 （平成21年度）	4	6
		福祉会館や児童館等の地域の施設に対する満足度（%）	30.3 （平成20年度）	33	35
1. 成人保健	(1) 生活習慣病等予防対策の推進	特定健康診査受診率（%）	41.4 （平成21年度）	65	65
		がん検診受診率（%） 胃がん（40歳以上）	20.8 （平成20年度）	40	50
		がん検診受診率（%） 大腸がん（40歳以上）	25 （平成20年度）	40	50
		がん検診受診率（%） 肺がん（40歳以上）	21.3 （平成20年度）	40	50
		がん検診受診率（%） 前立腺がん（50歳以上）	27 （平成20年度）	40	50
		がん検診受診率（%） 乳がん（40歳以上） 2年に1回の受診	隔年33.7 単年13.5 （平成20年度）	隔年40.0 単年25.0	隔年50.0 単年30.0
		がん検診受診率（%） 子宮がん（20歳以上） 2年に1回の受診	隔年23.4 単年10.2 （平成20年度）	隔年40.0 単年25.0	隔年50.0 単年40.0
		健康診断等の保健予防体制に対する満足度（%）	39.8 （平成20年度）	44	48
		ウォーキング（散歩、ジョギングを含む）を日常的に行っている市民の割合（%）	49.9 （平成21年度）	55	60
		(2) 地域における健康づくり活動の推進	食生活改善推進員数（人）	26 （平成21年度）	50
	運動普及推進員数（人）		38 （平成21年度）	58	68
	（仮称）健康づくり市民サポーター（人）		0 （平成21年度）	150	300
	(3) 心の健康づくりの推進	ストレス、悩みを感じたとき相談する人がいる人の割合（%）	80.5 （平成21年度）	85	90
		日進市の自殺率（人口10万人対）	21.9 （平成20年度）	限りなく0に近づける	限りなく0に近づける
2. 母子保健	(1) 安心な妊娠出産期への支援	妊婦健康診査受診率（%）	76.1 （平成21年度）	80	85
		健康教育参加率（%）	31.3 （平成21年度）	35	40

大施策名	中施策名	中施策の成果指標名（単位）	初期値	中間値	最終値	
2. 母子保健	(1) 安心な妊娠出産期への支援	一般不妊治療助成率（％）	69.5 (平成21年度)	75	80	
		(2) 乳幼児の健康の保持増進	乳幼児健康診査受診率（％）	96.5 (平成21年度)	100	100
		(3) 子育て中の親に対する健康支援	こんにちは赤ちゃん訪問事業の訪問率（％）	60.8 (平成21年度)	100	100
3. 地域医療	(1) 医療連携の強化	かかりつけ医（医科）を持つ市民の割合（％）	60.6 (平成21年度)	65	70	
		移動採血車による採血人数（人）	676 (平成21年度)	700	730	
	(2) 救急医療体制の充実	夜間・休日の医療体制に対する満足度（％）	20.1 (平成20年度)	25	30	
		休日・夜間の救急医療情報センターを知っている人の割合（％）	53.8 (平成21年度)	60	65	
4. 感染症対策	(1) 感染症予防	乳幼児予防接種率（麻しん・風しん（MR1期））（％）	98.6 (平成21年度)	100	100	
		狂犬病予防接種率（％）	81.2 (平成21年度)	100	100	
	(2) 感染症に対する危機管理	啓発リーフレット配布・講習会の実施回数（回）	25 (平成21年度)	35	45	
1. 公的医療保険・年金	(1) 公的医療保険制度の適正な運用	保険資格不適格者割合（％）	0.54 (平成21年度)	0.53	0.52	
	(2) 年金制度の周知・普及	年金事務所出張相談開設日数（日）	10 (平成21年度)	12	12	
2. 福祉医療	(1) 福祉医療費助成制度の充実	子ども医療費年間平均受給者数（人）	14,380 (平成21年度)	15,200	16,000	
		精神障害者医療費年間平均受給者数（人）	500 (平成21年度)	880	1,260	
	(2) 福祉医療制度の周知	人口に対する福祉医療費の受給対象割合（％）	21.2 (平成21年度)	21.5	22	
3. 低所得者支援	(1) 生活自立支援の充実	生活相談件数（件）	71 (平成21年度)	90	120	
		ホームレス化防止支援件数（件）	23 (平成21年度)	30	40	
		保護廃止世帯のうち自立移行世帯の割合（％）	18.2 (平成21年度)	20	25	
		生活保護開始受給世帯数（世帯）	27 (平成21年度)	30	30	
		生活福祉資金貸付件数（件）	31 (平成21年度)	40	50	

基本目標2 安全・安心で、自然と共生した暮らしの実現

大施策名	中施策名	中施策の成果指標名（単位）	初期値	中間値	最終値
1. 防災・危機管理	(1) 防災意識の向上	自主防災組織での防災訓練開催率（％）	96.6 (平成21年度)	100	100
		家庭で非常持ち出し袋を準備している市民の割合（％）	47.4 (平成21年度)	60	70
	(2) 防災体制・機能の向上	防災訓練開催件数（件）	30 (平成21年度)	35	40
		家具転倒防止用器具設置率（％）	47.1 (平成21年度)	55	60

大施策名	中施策名	中施策の成果指標名（単位）	初期値	中間値	最終値
1. 防災・危機管理	(3) 災害に強いまちの整備	旧基準木造住宅の耐震改修数（棟）	146 （平成21年度）	590	-
		防災協定締結数（か所）	14 （平成21年度）	17	20
2. 消防・救急	(1) 消防・救急意識の向上	初期消火訓練参加人数（人）	2,112 （平成21年度）	2,500	2,900
		応急手当講習会参加人数（人）	1,346 （平成21年度）	1,500	1,650
	(2) 消防・救急組織の強化	消防署・消防団の合同訓練回数（回）	5 （平成21年度）	10	10
3. 交通安全	(1) 交通安全活動の推進	交通安全啓発イベント参加率（%）	45.8 （平成21年度）	47	48
	(2) 交通環境整備による安全性の確保	自転車や徒歩による道路の利便性に対する市民満足度（%）	20.5 （平成20年度）	25	30
4. 防犯	(1) 防犯意識の向上	防犯イベント参加率（%）	12.8 （平成21年度）	15	17
		防犯対策を実践している市民の割合（%）	51.5 （平成21年度）	56	61
	(2) 地域における防犯能力の向上	自主防犯組織加入率（%）	65.5 （平成21年度）	70	75
		地域における防犯活動が活発であると感じる割合（%）	19.9 （平成21年度）	21	23
5. 消費者行政	(1) 消費者の自立支援	市に消費生活相談の窓口があることを知っている市民の割合（%）	59.3 （平成21年度）	65	70
		消費生活講座参加者数（人）	79 （平成21年度）	90	100
	(2) 消費者トラブルへの対応力の強化	消費問題相談件数（件）	66 （平成21年度）	72	78
1. 環境負荷の少ない地域社会の形成	(1) 環境意識の向上	環境講座修了者延べ人数（人）	342 （平成20年度）	462	548
		環境問題に関心を持ち、自ら学んでいる市民の割合（%）	86.8 （平成21年度）	92.5	97.2
	(2) 低炭素社会に向けた取組	環境配慮行動実行率（%）	69.8 （平成19年度）	73.9	76.5
		環境にやさしいまちづくりに対する満足度（%）	36.3 （平成20年度）	44.9	51.1
	(3) 地域環境の向上	不法投棄回収量（t）	27 （平成20年度）	23	20
		公害対策に対する満足度（%）	31.0 （平成20年度）	42.5	50
2. ごみの適正処理と再資源化の推進	(1) ごみ減量化の推進	啓発回数（回）	14 （平成20年度）	17	20
		4Rを実践している市民の割合（%）	67.5 （平成21年度）	68.5	70
	(2) ごみ再資源化の推進	リサイクル率（%）	28.3 （平成20年度）	31	35
		資源回収拠点延べ件数（件）	347 （平成20年度）	400	450
	(3) 尾三衛生組合との連携	ごみ全体量のうち最終的に埋め立てられる量の割合（%）	15.9 （平成20年度）	15	14
3. 自然環境の保全	(1) 緑地環境の保全	里山保全活動拠点整備数（か所）	7 （平成21年度）	8	10
		身近で緑にふれあえる場所があると思う市民の割合（%）	77.7 （平成21年度）	78.9	79.3

大施策名	中施策名	中施策の成果指標名（単位）	初期値	中間値	最終値
3. 自然環境の保全	(2) 水辺環境の保全・創出	河川水質BOD（mg/L）	1.3~6.5 （平成21年度）	5以下	5以下
		身近で水に親しめる場所があると思う市民の割合（%）	34.1 （平成21年度）	37.8	37.8
	(3) 生態系の保全	大清水湿地に発現すると見られる10種の希少植物の保護数（件）	9 （平成21年度）	10	10

基本目標3 快適で利便性の高い持続可能な都市づくり

大施策名	中施策名	中施策の成果指標名（単位）	初期値	中間値	最終値
1. 道路	(1) 幹線道路整備	都市計画道路の整備率（%）	54.2 （平成21年度）	57	60
		道路舗装整備率（%）	95.8 （平成21年度）	96.5	97.0
	(2) 生活道路の整備	歩道の整備に対する満足度（%）	22.2 （平成20年度）	25	30
		子どもや高齢者が外出した時に安心であると感じる割合（%）	25.7 （平成21年度）	27	30
	(3) 道路・橋梁の維持管理	道路の維持管理満足度（%）	24.9 （平成20年度）	27	30
	2. 交通対策	(1) 鉄道の利用促進	放置自転車の回収台数（台）	736 （平成21年度）	700
(2) バスの利便性向上による交通ネットワークの形成		7コースの一本あたり平均利用者数（人）	15.5 （平成21年度）	15.9	17.9
		中央線の一本あたり平均利用者数（人）	8.8 （平成21年度）	10.1	12.1
		路線バスの利便性に対する満足度（%）	17.8 （平成20年度）	19	21
(3) 歩行者・自転車ネットワークの形成		自転車や徒歩による道路の利便性に対する満足度（%）	20.5 （平成20年度）	25	30
		自転車・徒歩での移動を心がけている市民の割合（%）	47.2 （平成21年度）	52	57
(4) 広域的な交通対策の推進		駅までの移動手段があった場合にリニモを利用したいと考える市民の割合（%）	24.4 （平成21年度）	26	28
1. 市街地の形成		(1) 計画的な市街地整備・誘導	暫定用途解消率（%）	10.4 （平成21年度）	9
	市街化区域内の低未利用地面積割合（%）		10.4 （平成21年度）	6.7	2.5
	(2) 既成市街地の魅力の維持・向上	地区街づくり計画の策定地区数（地区）	0 （平成22年度）	1	2
	(3) 駅周辺市街地の整備	赤池駅周辺整備の進捗率（%）	0 （平成21年度）	50	100
		市内3駅の乗降客数（人）	35,400 （平成21年度）	40,000	50,000
2. 市役所周辺整備	(2) 行政サービス施設の機能強化	1日あたりの図書館利用者数（人）	1,968 （平成21年度）	2,100	2,300
	(3) 公共公益施設間のネットワーク形成	自転車道の整備延長距離（m）	0 （平成22年度）	700	1,200
		市役所周辺の施設間を徒歩で移動する市民の割合（%）	21.6 （平成21年度）	27	34

大施策名	中施策名	中施策の成果指標名（単位）	初期値	中間値	最終値
1. 住宅	(1) 住まいの安全・安心の確保	旧基準木造住宅の耐震改修数（棟）	146 （平成21年度）	590	-
		年間あたりの身体障害者の住宅改修数（件）	2 （平成21年度）	2	2
		年間あたりの要介護・要支援者の介護保険住宅改修数（件）	188 （平成21年度）	225	257
	(2) 優良な住宅供給支援	太陽光発電設備設置世帯割合（％）	2.0 （平成21年度）	18.0	25.0
	(3) 魅力ある居住環境の創出	周辺の居住環境に魅力を感じる市民の割合（％）	54.2 （平成21年度）	60	65
名称・地番の変更地区数（地区）		1 （平成22年度）	5	6	
2. 公園・緑地	(1) 公園・緑地等の整備	介護予防遊具設置公園数（か所）	5 （平成21年度）	17	27
		日常的に公園を利用している市民の割合（％）	22.2 （平成21年度）	30	35
	(2) 公園・緑地の適正な維持管理	公園等愛護会活動回数（回）	1,794 （平成21年度）	2,412	2,952
		公園等愛護会が活動している公園の割合（％）	33.8 （平成21年度）	43.2	46.6
		公園・緑地の管理に対する満足度（％）	32.2 （平成20年度）	35	40
	(3) 緑化推進・緑地保全	オープンガーデン来場者数（人）	1,200 （平成21年度）	1,800	2,300
緑化の推進に対する満足度（％）		43.1 （平成20年度）	47.4	52.6	
3. 景観	(1) 地区特性を生かした景観形成	地区街づくり計画の策定地区数（地区）	0 （平成22年度）	1	2
	(2) 良好な景観を形成するための制度等の確立	景観地区指定地区数（地区）	0 （平成22年度）	1	2
	(4) 景観の阻害要因の防止・排除	違反屋外広告物撤去件数（件）	11 （平成21年度）	5	0
4. 上・下水道	(1) 下水道の計画的な整備と適正管理	供用開始面積（ha）	779.94 （平成22年度）	991	1,200
	(2) 下水道財政の安定化	下水道使用料収納率（％）	98.85 （平成21年度）	98.90	98.95
		下水道接続人口（人）	46,329 （平成22年度）	55,800	74,700
	(3) 合併処理浄化槽の普及促進と適正管理	合併処理浄化槽普及率（％）	33.2 （平成20年度）	40.5	45.8
	(5) 日東衛生組合との連携	単独浄化槽の設置数（基）	4,296 （平成20年度）	3,820	3,480
し尿くみ取り世帯数（件）		200 （平成20年度）	176	160	
1. 河川・排水路	(1) 河川・排水路等の整備・維持管理の充実	河川・排水路工事实施率（％）	0 （平成21年度）	12	27
		(2) 雨水洪水調整・流出抑制対策の推進	調整池・貯留浸透施設容量（m ³ ）	294,224 （平成20年度）	未定
	貯留浸透施設による対策率（％）	0 （平成21年度）	12	30	

基本目標4 暮らしを支える産業の振興

大施策名	中施策名	中施策の成果指標名（単位）	初期値	中間値	最終値
1. 農業の振興	(1) 農地の保全・管理の推進	耕作放棄地面積（ha）	5 （平成20年度）	0	0
	(2) 安定的な農業経営の支援	利用権設定面積（ha）	25 （平成21年度）	45	60
	(3) 市民に親しまれる地産地消・交流型農業の推進	田園フロンティアパーク整備率（%）	0 （平成20年度）	75	100
		朝市等を通じて日進市内で採れた農産物を購入したことがある市民の割合（%）	52.5 （平成21年度）	62.5	72.5
		市内で農業体験をしたことのある世帯の割合（%）	20 （平成21年度）	25	30
(4) 新たな農業の導入検討	参入企業数（社）	2 （平成21年度）	3	4	
2. 商業の振興	(1) 商業振興の方針づくり	卸売・小売業の年間販売額（億円）	1,849 （平成19年度）	1,940	2,030
	(2) 意欲的な事業者への経営支援	商工会加入率（%）	54.8 （平成19年度）	60	65
		商工業振興資金、セーフティネットの融資等の件数（件）	260 （平成21年度）	300	350
	(3) まちづくりと一体となった商業活動の振興	岩崎城春まつり、にっしん夢まつり、日進市産業まつりの来場者数（人）	39,500 （平成21年度）	45,000	50,000
		「日進市場」の年間販売額（万円）	512 （平成21年度）	1,000	2,000
(4) 利便性の高い商業の展開	卸売・小売の商店数（件）	493 （平成19年度）	530	560	
3. 工業の振興	(1) 工業振興の方針づくり	製造業の事業所数（件）	120 （平成19年度）	130	140
	(2) 既存企業への支援	商工業振興資金、セーフティネットの融資等の件数（件）	46 （平成21年度）	60	80
	(3) 新たな工業の育成	工業団地の誘致累計件数（件）	8 （平成21年度）	10	14
4. 観光・レクリエーションの振興	(1) 観光の充実	民間事業者と連携した観光商品件数（件）	0 （平成21年度）	5	10
		観光パンフレットの掲載メニューの新規掲載件数（新規観光か所数）（件）	0 （平成21年度）	5	5
	(2) イベントの充実	岩崎城春まつり、にっしん夢まつり、日進市産業まつりの来場者数（人）	39,500 （平成21年度）	45,000	50,000
	(3) レクリエーション活動の充実	観光ルート件数（件）	2 （平成21年度）	4	6
		観光関連施設の施設整備か所数（魅力アップの整備数）（か所）	0 （平成21年度）	2	4
1. 勤労者・就労支援	(1) 雇用の促進	日進市地域職業相談室の累計来所者数（人）	14,885 （平成20年度）	15,500	16,000
		市内にある事業所の従業者数（人）	28,842 （平成18年度）	30,500	32,000
	(2) 労働環境改善推進の啓発	一般事業主行動計画の策定アンケート状況調査（件）	0 （平成21年度）	10	20

基本目標5 次代を担う人を育み、生涯学び続けられる環境づくり

大施策名	中施策名	中施策の成果指標名（単位）	初期値	中間値	最終値
1. 義務教育	(1) 相談支援体制の充実	不登校児童生徒の割合（％）	0.82 （平成21年度）	0.80	0.75
		(2) 教育環境の充実	過大規模校数（校）	1 （平成21年度）	0
	(3) 教育、指導体制の充実	学校内不審者出現件数（件）	0 （平成21年度）	0	0
		分かりやすい授業だと考えている児童生徒の割合（％）	86 （平成21年度）	90	95
		学校図書館の充足率（％）	90.4 （平成22年度）	100	100
		体力テストの結果がA・Bの児童生徒の割合（％）	58.0 （平成21年度）	60	60
	(4) 特別支援教育の推進	巡回指導相談件数（件）	22 （平成21年度）	26	28
		臨床心理相談件数（件）	110 （平成21年度）	115	120
2. 学校給食	(1) 共同調理場方式の充実	小中学校に対する給食実施率（％）	100 （平成21年度）	100	100
		(2) 給食内容の充実	米飯献立率（％）	82 （平成21年度）	90
	和食・和風献立率（％）	80 （平成21年度）	90	90	
	郷土料理等の献立数（回）	5 （平成21年度）	11	11	
	平均食べ残し量（g）	20 （平成21年度）	15	10	
	「乳・卵抜き」の献立率（％）	30 （平成21年度）	50	70	
	地場産物の使用率（％）	35 （平成21年度）	50	60	
	献立コンクール事業による献立採用数（点）	5 （平成21年度）	8	11	
	見学児童生徒数（人）	400 （平成21年度）	600	800	
	1. 生涯学習の推進	(1) 生涯学習システムの充実	にっしん市民教室のメニュー・数に対する満足度（％）	91 （平成21年度）	93
にっしん市民教室の参加延べ人数（人）			3,740 （平成21年度）	3,900	4,000
(2) 生涯学習施設の充実		施設利用率（％）	50 （平成21年度）	55	60
(3) 大学と地域の交流促進		大学連携講座の開催回数（回）	103 （平成21年度）	110	115
2. 図書館	(1) 多様な図書館サービスの充実	延べ利用者数（人）	240,000 （平成21年度）	293,000	319,000
		図書館ボランティア人数（人）	74 （平成21年度）	80	85
	(2) 図書館ネットワークの強化	市民一人当たりの蔵書冊数（冊）	3.4 （平成21年度）	3.8	4.1
3. 芸術・文化の振興	(1) 芸術文化活動の普及	芸術文化事業・支援事業の開催件数（件）	10 （平成21年度）	10	10
	(2) 芸術文化活動団体の支援	団体との共同企画事業数（件）	3 （平成21年度）	5	10

大施策名	中施策名	中施策の成果指標名（単位）	初期値	中間値	最終値
3. 芸術・文化の振興	(2) 芸術文化活動団体の支援	芸術文化関連団体の把握数（団体）	77 （平成21年度）	100	120
	(3) 芸術文化活動環境の充実	まちなかギャラリー件数（件）	0 （平成21年度）	5	10
4. 文化財の保護・活用	(1) 文化財の保護	文化財の指定件数（件）	7 （平成21年度）	12	17
	(2) 文化財・郷土の歴史の調査・研究	文化財・郷土の歴史資料の調査報告書等の件数（件）	50 （平成21年度）	55	60
	(3) 文化財・郷土の歴史資料の普及・活用	講座・展示等開催回数（回）	12 （平成21年度）	12	12
		ボランティア参加者数（人）	0 （平成21年度）	10	30
5. 家庭教育	(1) 家庭・地域の教育力の向上	各学区家庭教育推進委員会が催す事業の延べ参加者数（人）	10,352 （平成21年度）	10,450	10,550
		各学区家庭教育推進委員会の総委員数（人）	344 （平成21年度）	390	450
6. 生涯スポーツの推進	(1) 生涯スポーツの普及・振興	スポーツ事業（教室・大会）の延べ参加者数（人）	6,435 （平成21年度）	8,000	10,000
		(2) スポーツ組織の活動支援	地区単位でのクラブ設立数（件）	0 （平成22年度）	2
	(3) スポーツ環境の整備・充実	スポーツ施設の総利用者数（人）	516,016 （平成21年度）	530,000	550,000
		学校体育施設スポーツ開放事業の利用割合（%）	65 （平成21年度）	70	75

基本目標6 市民自治力と行政経営力の向上

大施策名	中施策名	中施策の成果指標名（単位）	初期値	中間値	最終値
1. 広報・広聴	(1) 広報活動の充実	「広報にっしん」の読む頻度（%）	88.1 （平成20年度）	90	90
		「広報にっしん」の読みやすさ（%）	59.6 （平成20年度）	70	80
		「にっしんテレビ」の視聴経験と頻度（%）	33.2 （平成20年度）	40	50
		ホームページの年間アクセス件数（件）	740,000 （平成21年度）	810,000	880,000
		報道機関への市政情報発信件数（件）	468 （平成20年度）	550	550
	(2) 広聴機能の強化	パブリックコメントの1回あたりの意見数（件）	9.3 （平成22年度）	10	10
2. 地域情報化	(1) 地域情報化の推進	携帯端末向けコンテンツ（件）	2 （平成21年度）	10	30
		ブロードバンドコンテンツ（件）	2 （平成21年度）	5	15
	(2) 高度情報社会に対応したリスク管理の充実	情報モラル教育カリキュラム数（時間）	5 （平成21年度）	6	7
1. 地域コミュニティ活動支援	(1) 地域コミュニティ活動の活性化支援	集会所等の利用率（%）	77.5 （平成21年度）	80	82
		地域活動への参加経験のある市民の割合（%）	65.1 （平成21年度）	67	70
		身近な地域活動が活発であると思う市民の割合（%）	28.7 （平成21年度）	30	32

大施策名	中施策名	中施策の成果指標名（単位）	初期値	中間値	最終値
1. 地域コミュニティ活動支援	(2) 地域コミュニティ組織の活性化支援	コミュニティ組織の数（団体）	53 （平成21年度）	55	57
2. 市民参加・市民協働・大学連携	(1) 市民参加機会の拡大	日進市自治基本条例施行の認知度（％）	21.3 （平成20年度）	25	30
		委員の公募を行っている附属機関等の割合（％）	25.8 （平成21年度）	30	40
		市民参加手続きを実施して策定される計画の割合（％）	100 （平成21年度）	100	100
	(2) 市民自治活動の活性化と市民協働の推進	にぎわい交流館の利用者数（人）	22,263 （平成21年度）	23,000	24,000
		NPOとの協働事業の実施件数（件）	88 （平成21年度）	93	98
		NPO支援講座への参加者数（人）	13 （平成21年度）	23	33
	(3) 大学連携	連携協力協定を締結した大学数（校）	3 （平成21年度）	4	5
		大学連携講座の開催回数（回）	103 （平成21年度）	110	115
1. 男女平等推進	(1) 男女平等意識の啓発	男女平等推進モデル指定校数（校）	9 （平成22年度）	13	13
		男女平等推進に関する講座等の延べ参加者数（人）	1,446 （平成21年度）	2,700	3,700
	(2) あらゆる分野への社会参画の推進	審議会等への女性の登用率（％）	25.3 （平成21年度）	35	38
		市職員の管理職等（主査級以上）のうち女性の占める割合（％）	31.5 （平成21年度）	35	40
		市男性職員の育児休業等取得率（％）	28.6 （平成21年度）	55	60
	(3) 心身の健康と生活の充実	妊産婦健診受診者率（％）	76.1 （平成21年度）	80	85
2. 国際化・自治体交流	(1) 国際化への対応	子ども国際理解教室参加人数（人）	16 （平成21年度）	30	40
	(2) 自治体交流の充実	宿泊施設利用助成金を受けた人数（人）	854 （平成21年度）	854	854
1. 行政運営	(1) 行政改革の推進	行政改革推進のための計画目標達成率（％）	- （平成22年度）	50	100
	(2) 総合計画の進捗管理と行政評価の推進	第5次総合計画施策進捗率（％）	- （平成22年度）	70	100
	(3) 満足度の高い行政サービスの推進	市職員の市民への対応の満足度（％）	29.9 （平成20年度）	40	50
	(5) 情報等のセキュリティ対策の推進	情報セキュリティ外部監査（回）	1 （平成21年度）	1	1
2. 組織運営・人材開発	(2) 適正な人事管理の推進	健康診断等要再検査者の割合（％）	35.4 （平成21年度）	25	20
	(3) 職員の能力開発	職員研修参加率（％）	101.5 （平成21年度）	105	110
3. 財政運営	(1) 安定的な財源の確保	市税収納率（％）	98.49 （平成21年度）	98.5	98.5

8 用語の解説

頭文字	用語	説明	掲載箇所
あ	アイチレディース4	正式名称は愛知地区防犯女性クラブで、愛知警察署の委嘱を受けた委員で構成される防犯団体のこと。愛知警察署管内の2市2町にそれぞれ支部が存在する。	交通安全(p.100)
	アダプトプログラム	道路、河川等の美化、保全等のため、市民、市民団体及び事業者が里親となってボランティアで環境美化活動を行うこと。	環境負荷の少ない地域社会の形成(p.107) 自然環境の保全(p.113) 道路(p.119)
	ICT	情報通信技術 (Information and Communication(s) Technology) の略。	市役所周辺整備(p.129) 地域情報化(p.207) 行政運営(p.226)
	後補充	各校の教員が兼務により行っている特別支援教育コーディネーターの、コーディネーターとしての十分な活動時間を確保するため、教員本来の業務を補助する目的で市費により各校に配置されている非常勤教員。	義務教育(p.178)
い	岩崎城の戦い	岩崎城の守備をしていた丹羽氏重が、200 余名の城兵とともに数十倍の羽柴軍の進軍「三河中入(なかいり)」を阻止した戦い。	序論(p.6)
	インフラ	インフラストラクチャーの略。社会的経済基盤と社会的生産基盤とを形成するものの総称。道路・港湾・河川・鉄道・通信情報施設・下水道・学校・病院・公園・公営住宅等が含まれる。	序論(p.8)
	一般就労	福祉的就労に対して使われる用語。一般民間企業や自営等で働く場合をいう。	障害者・障害児福祉(p.53)
	移動支援事業	障害者自立支援法に規定された地域生活支援事業の必須事業の一つ。屋外での移動が困難な障害のある人等に対して外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。	障害者・障害児福祉(p.56)
	イメージハンブ	道路の路面を舗装材や色彩の変化によってドライバーへの注意を促し、速度を低下させる機能のこと。	道路(p.118)
	一般事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づくもので、「子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備」や「働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備」、「その他の次世代育成支援対策」について定めるものをいう。この法律では、301 人以上(平成 23 年4月1日以降は 101 人以上)の労働者を雇用する事業主は、「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出なければならないとし、雇用する労働者が 300 人以下(平成 23 年4月1日以降は 100 人以下)の事業主には、同様の努力義務があるとされている。	勤労者・就労支援(p.170)
	インキュベーション・オフィス	活動を始めたNPOに対して、事務所の機能を提供するもの。	市民参加・市民協働・大学連携(p.215)
	依存財源	譲与税、交付金、国庫補助金等、国や県の意思決定に基づき収入される財源のこと。	計画の推進に向けて(p.242)
え	エコドーム	日進市中央環境センターの通称。市民の環境への関心を高めるとともに、ごみの減量及び資源化の推進を目的に、平成 11 年に開設。	序論(p.6)
	エリアマネジメント	一定の地域における良好な居住環境等の形成・管理を実現していくための地域住民・地権者による様々な自主的な取組。	序論(p.9) 市街地の形成(p.126)
	エコ・モビリティライフ	クルマ(自家用車)と電車・バス等の公共交通、自転車、徒歩等を賢く使い分けて、環境にやさしい交通手段を利用するライフスタイルをいう。	交通対策(p.121)
	エコファーマー	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づいて「持続性の高い農業生産方式」の導入計画を作り、県知事の認定を受けて、環境に配慮しつつ農地の生産力を維持、増進する農業を行う農業者の愛称をいう。	農業の振興(p.156)
	NPO	営利を目的とせず、特定の課題解決のために自主的に活動している民間の組織のこと。特定非営利活動法人(NPO法人)だけでなく、法人格を持たない市民活動団体やボランティア団体等も含まれる。	市民参加・市民協働・大学連携(p.213) 国際化・自治体交流(p.223)
か	介護保険サービス受給率	要介護(要支援)認定者に対する介護保険サービス利用者の割合のこと。 介護保険サービス利用者数/要介護(要支援)認定者数×100(%)	高齢者福祉・介護保険(p.48)

頭文字	用語	説明	掲載箇所
か	介護給付	障害者自立支援法によって体系化されたサービスで、主に居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所、生活介護等のサービスの総称のこと。	障害者・障害児福祉(p.54)
き	共生	複数種の生物が、相互に作用し合いながら同じ場所で生活すること。	序論(p.8)
	緊急処理事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態のこと。	防災・危機管理(p.91)
	供用開始面積	下水道の使用が可能となり、下水を排除すべき区域として公示された面積をいう。	上・下水道(p.145)
	基礎・基本	どの子どもにも必ず身につけさせたい学習内容。	義務教育(p.174)
	共同調理場方式	2校以上の学校の調理を共同して行う方式のこと。	学校給食(p.179)
	協働	共通の目的をもつものが、それぞれの役割と責務を自覚し、相互に補完し、及び協力することにより、課題解決を図ること。	市民参加・市民協働・大学連携(p.213)
	業務継続計画(BCP)	Business Continuity Plan の略。(大規模な)災害が発生した場合、業務に与える影響を認識し、災害発生時においても確実に事業を継続するために必要な対応策を策定した計画のこと。	行政運営(p.227)
	義務的経費	人件費、扶助費、公債費からなっており、支出が義務付けられている経費のこと。	計画の推進に向けて(p.242)
く	訓練等給付	障害者自立支援法によって体系化されたサービスで、主に自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助等のサービスの総称のこと。	障害者・障害児福祉(p.54)
	グリーンコンシューマー	環境に配慮した行動をする消費者をいう。	ごみの適正処理と再資源化の推進(p.110)
け	権利擁護	自己の権利や援助ニーズを表明することが困難である人を、あらゆる形態の権利侵害やその可能性から擁護するとともに、尊厳あふれる生活を送る上で必要なすべての権利を保障するという考え方やその実践のこと。	高齢者福祉(p.49) 障害者・障害児福祉(p.54) 地域福祉(p.60)
	建築基準法第42条第2項に規定される道路	昭和39年時点で現に存在し、行政庁の管理に属する幅員1.8m以上4m未満の道のこと。	道路(p.118) 市街地の形成(p.127)
	下水道普及率	下水道の供用開始告示済区域内の人口を住民基本台帳(行政区域内人口から外国人登録者の数を除いたもの)の人口で除した数値をいう。	上・下水道(p.145)
	経費回収率	1㎡あたりの下水道使用料単価を1㎡あたりの汚水処理にかかる経費で割ったものをいう。	上・下水道(p.145)
	高度救命救急センター	普通の救命救急センターと比べて、広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾患患者の常時対応できる十分なスタッフと施設が整ったもの。	序論(p.5)
こ	個別の教育支援計画	障害のある児童・生徒一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から卒業までを通じて、適確な教育的支援を行うこと。	障害者・障害児福祉(p.55) 義務教育(p.178)
	後期高齢者福祉医療費制度	後期高齢者医療制度加入者で、市内に住所を有し、次のいずれかに該当している人に医療費を助成する制度のこと。(ただし、①から③は65歳以上の人とする。) ①1級から3級までの身体障害者手帳所有者 ②A又はB判定の療育手帳所有者(B判定の人は75歳以上) ③1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳所有者 ④寝たきり・認知症(市町村民税非課税世帯の人。要介護度4又は5で、生活介護を受けている期間が3か月以上継続している人) ⑤ひとり暮らしの高齢者で市町村民税非課税の人(居住地特例施設等入所者は除く) ⑥腎臓機能障害4級の身体障害者手帳所有者 ⑦自閉症候群と診断された人 ⑧進行性筋萎縮症4から6級までの身体障害者手帳所有者 ⑨自立支援医療費(精神通院)受給者(指定した医療機関に通院した場合のみ助成) ⑩戦傷病者手帳所有者 ⑪結核患者(保健所で手続きをされた人)	福祉医療(p.81)
	公園等愛護会	市が設置及び管理する都市公園、児童遊園、ちびっこ広場、その他の広場の除草、清掃等の維持管理業務を自発的に行う団体。	環境負荷の少ない地域社会の形成(p.107) 公園・緑地(p.137)
	コミュニティバス	市町村が自主的に運行する一般乗合バス。	交通対策(p.121)

資料編

頭文字	用語	説明	掲載箇所
こ	交通結節点	鉄道の乗継駅、道路のインターチェンジ、自動車から公共交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設、鉄道からバス等への乗換えが行われる駅前広場のよう交通導線が集中的に結節する箇所。	市街地の形成(p.125)
	交通指導員	小中学生が安全に通学できるよう、通学路の危険箇所登下校の際に交通指導する職員。	義務教育(p.176)
	コンテンツ	メディア等の伝達するための手段によって提供される、娯楽や教養のために文字や音声、映像等を使用して創作する内容、もしくは創作物のこと。	地域情報化(p.207)
さ	三位一体の改革	「地方にできることは地方に」という理念の下、国の関与を縮小し、地方の権限・責任を拡大して、地方分権を一層推進することをめざし、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直しの3つを一体として行う改革のこと。	序論(p.2)
	災害時要援護者	災害から身を守るため安全な場所に避難するなど、一連の防災行動をとる必要がある際に、支援を必要とする人	地域福祉(p.62) 防災・危機管理(p.88)
	災害拠点病院	災害時における医療の確保を図るため、重篤救急患者の救命医療を行う高度の診療機能や地域の第一線の医療機関を支援する機能、広域搬送機能、自己完結型の医療救護班を派遣する機能等を有する病院。	地域医療(p.72)
	災害図上訓練	地図を用いて地域で大きな災害が発生する事態を想定し、危険が予測される地帯又は事態をシートの上に書き込んでいく訓練のこと。	防災・危機管理(p.89)
	サイバー攻撃	産業や政府の活動等や電力供給、交通等の国民生活や社会経済活動に不可欠なサービスの安定的供給や公共の安全の確保に関する重要な役割を果たす重要な情報システムに対して、情報通信ネットワークや情報システムを利用した電子的な攻撃のこと。	防災・危機管理(p.88)
	サイクル・アンド・ライド	出発地からは自転車を利用し、途中で電車等により乗り換えて目的地まで移動する方式をいう。	交通対策(p.123)
	猿投山西南麓古窯跡群(猿投窯)	愛知県中部の猿投山西南麓に分布する、古墳時代～中世の1,200基以上の窯跡群。	文化財の保護・活用(p.193)
	財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数。「1」以上の団体は、地方交付税の不交付団体となる。	財政運営(p.234)
し	障害者自立支援法	障害の種類で区別することなく、障害のある人等が能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とした法律のこと。	障害者・障害児福祉(p.53)
	市区町村別生命表	厚生労働省により作成され、ある人口集団の死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、各年齢の者が死亡する確率や平均してあと何年生きられるかという期待値等を、死亡率や平均余命等の指標(生命関数)によって表したものの。	成人保健(p.64)
	人口動態調査	我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする、厚生労働省が行う調査のこと。出生、死亡、婚姻、離婚及び死産について、各種届出等から人口動態調査票が市区町村で作成され、これを収集し集計したもの。	母子保健(p.70)
	食育	国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図られるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取組のこと。	母子保健(p.70)
	診療所	患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するもの。	地域医療(p.72)
	小児科標榜施設	小児科診療について外部に広告できる病院のこと。	地域医療(p.72)
	ジェネリック医薬品	先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のこと。後発医薬品ともいう。	公的医療保険・年金(p.79)
	自立支援医療(精神通院)	精神障害及び精神障害に起因して生じた病態の治療のため、病院又は診療所等への通院等による医療費及び薬剤費等の医療費のうち90%を医療保険と併せて助成する制度のこと。	福祉医療(p.81)
	消防団	消防組織法の規定により設置された市町村の消防機関で、1市を除いて全国すべての市町村に設置されている。消防団活動を担う消防団員は、通常は各自の職業に従事しながら火災等の災害が発生したときは「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき活動している特別職の地方公務員(非常勤)である。消防の常備化が進展している今日においても、消防団が地域の消防防災において果たす役割はきわめて重要であり、消防本部・消防署(常備消防)が置かれていない非常備町村にあつては消防団が消防活動を全面的に担っている。	消防・救急(p.93)

頭文字	用語	説明	掲載箇所
し	住宅セーフティネット	子育て世帯や高齢者、障害のある人のように、独力では住宅を確保することが困難な人が、それぞれの所得、家族構成、身体の状態等に適した住宅を確保できるような仕組みをいう。	住宅(p.133)
	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	「仕事」と「仕事以外の生活(子育てや親の介護、地域活動等)」との調和が取れている状態のこと。そのためには、性別や年齢にかかわらず、個人の置かれた状況に応じて、多様で柔軟な働き方が選択できるようにする必要がある。単に、「仕事」か「仕事以外の生活」か、という二者選択ではなく、両者の調和を図ることにより、「仕事」も「仕事以外の生活」も充実させようとするもの。	勤労者・就労支援(p.169)
	生涯学習社会	人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学習することができ、その成果が適切に評価される社会のこと。	生涯学習の推進(p.182)
	生涯学習4Wプラン	第4次総合計画における「生涯学習の推進」を目標とした本市の計画で「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」学べる、の4つを略称したもの。	生涯学習の推進(p.183)
	JISX8341-3	高齢者や障害のある人でも、すべての情報に問題なく到達できるようなホームページにしていけるための指針のこと。	地域情報化(p.208)
	市民自治活動	市民が、住みよいまちづくりをめざし、自主的に行う多様な公益的活動のこと。	市民参加・市民協働・大学連携(p.213)
	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	「仕事」と「仕事以外の生活(子育てや親の介護、地域活動等)」との調和が取れている状態のこと。そのためには、性別や年齢にかかわらず、個人の置かれた状況に応じて、多様で柔軟な働き方が選択できるようにする必要がある。単に、「仕事」か「仕事以外の生活」かという二者選択ではなく、両者の調和を図ることにより、「仕事」も「仕事以外の生活」も充実させようとするもの。	男女平等推進(p.218)
	ジェンダー	いわゆる「男らしさ、女らしさ」や「男は仕事、女は家庭」等、社会的、文化的につくられた性別のこと。生殖機能等の違いによる生物学的な性別(SEX)とは区別される。	男女平等推進(p.219)
	情報リテラシー	情報及び情報手段を主体的に選択して活用していくための個人の基礎的な資質のこと。	行政運営(p.227)
	実質公債費比率	公債費や公営企業債に対する繰出金等の公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額の一般財源に占める割合。25%以上になると、一定の地方債の起債が制限される。	財政運営(p.234)
自主財源	市税等、地方公共団体が自主的に収入する財源のこと。	計画の推進に向けて(p.242)	
す	スクールガード・リーダー	小学生が登下校する時間に合わせて通学路を巡回し、児童に通学指導するとともに、通学路の安全性を確認する職員。	義務教育(p.176)
せ	全国瞬時警報システム	通信衛星を利用し、緊急情報を行政や住民へ瞬時に伝達できるシステムのこと。	防災・危機管理(p.90)
	セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反した性的言動(いやがらせ)を行い、相手を不快な思いにさせること。例えば、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、性的な冗談やからかい等、様々なものが含まれる。	男女平等推進(p.220)
そ	相互貸借	図書館同士で、図書資料の貸し借りをすること。本市では、県内の公共図書館の資料を、愛知県図書館を通じて無料で相互貸借できるが、その他の図書館は郵送料の負担が原則発生する。	図書館(p.186)
	総合型地域スポーツクラブ	人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、1)子どもから高齢者まで(多世代)、2)様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、3)初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいう。	生涯スポーツの推進(p.201)
た	団塊の世代	昭和22～24年頃の第一次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代に比較して人数が多いところからいう。	序論(p.5)
	第3次救急医療施設	24時間救急救命センターを病院にて運営し、第2次医療機関では対応できない複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に対し、医療を総合的に提供する医療機関のこと。	序論(p.5) 地域医療(p.72)
	第1号被保険者	介護保険被保険者のうち、65歳以上の人をいう。	高齢者福祉・介護保険(p.52)

資料編

頭文字	用語	説明	掲載箇所
ち	地域包括支援センター	高齢者の生活を総合的に支えていくことを目的に、平成18年度から新設された拠点。市内には、担当する地域ごとに3か所設置され、各センターにおいて、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)等が中心となって、「介護予防に関するケアマネジメント」「権利擁護に関すること」「総合的な相談・支援」「地域のケアマネジャーへの支援」等を行うもの。	高齢者福祉・介護保険(p.51)
	地域生活支援事業	障害者自立支援法によって法定化された事業。障害のある人等の能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施するもの。相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具給付、移動支援等、市町村が必ず実施しなければならない事業がある。	障害者・障害児福祉(p.54)
	チャレンジ雇用	1年以内の期間を単位として、国の各府省・各自治体において、非常勤職員として雇用し、各府省・各自治体での1～3年の業務の経験を踏まえ、ハローワーク等を通じた一般企業等への就職を実現しようとするもの。	障害者・障害児福祉(p.56)
	地域福祉計画を進める市民会議	日進市地域福祉計画を推進していくことを目的とし、日進市民で構成された組織のこと。	地域福祉(p.61)
	地区計画	地域の実情に応じたまちづくりを進めるため、建築物に関するきめ細やかなルールと、生活道路や小公園等の小規模な公共施設に関する計画を一体的に定める地区レベルの都市計画。	道路(p.118) 市街地の形成(p.125) 住宅(p.135) 景観(p.142)
	地区街づくり計画	「開発等事業に関する手続条例」の設置目的に従い、住み良い街づくりを推進するため、市民等が主体となって一定のまとまりをもった土地の区域において、地区内の土地利用等に関する計画及び基準等を定めたものをいう。	市街地の形成(p.125) 住宅(p.133) 景観(p.142)
	長期優良住宅	長期にわたり良好な状態で使用できるよう、構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性の性能を有する等の措置が講じられた優良な住宅をいう。	住宅(p.133)
	貯留浸透施設	雨水を一時的に貯めたり、地下に浸透させたりして、河川への雨水流出量を抑制するための施設。	河川・排水路(p.150)
	地域における多文化共生	国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。	国際化・自治体交流(p.223)
て	低・未利用地	本来、建築物等が建てられ、その土地に相応しい利用がなされるべきと考えられる土地において、そのような利用がなされていない場合をいう。	基本構想(p.15) 市街地の形成(p.126)
	低炭素社会	地球温暖化の原因の一つとされる温室効果ガスの排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会のこと。	環境負荷の少ない地域社会の形成(p.106)
	定員適正化計画	地方公共団体がその定員の適正化を推進するために、計画期間、職員数及び具体的な取組等を策定した計画のこと。	組織運営・人材開発(p.231)
と	特別支援教育	従来の特殊教育の対象だけでなく、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を行うこと。	障害者・障害児福祉(p.54)
	特定保健指導	特定健康診査の結果、腹囲と追加リスクの数に応じて保健指導が必要と選定された対象者に保健指導を実施して個人の目標とした生活習慣を改善すること。動機づけ支援、積極的支援に分けられる。	成人保健(p.64)
	特定外来生物	人間の活動により他の地域から入ってきた外来生物の中でも、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるもの。アライグマ、オオクチバス、オオキンケイギク等、平成22年2月現在で97種類が指定されている。	自然環境の保全(p.114)
	トレーサビリティ	食品がいつ、どこで、だれによって生産され、どのような農業や肥料、飼料が使われ、どんな流通経路をたどって、消費者の手元に届けられたかといった生産履歴情報が確認でき、万一食品事故が発生した場合にも原因究明や対策が容易になるようなシステムをいう。	農業の振興(p.156)
	特別支援教育コーディネーター	児童生徒への支援が効果的に行えるように、各小中学校に1名ずつ配置されており、各校の教員が兼務により行っている。	義務教育(p.178)
	ドメスティック・バイオレンス(DV)	夫婦や恋人、元夫婦や元恋人等、親密な関係にある男女間の暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、性的暴力等も含まれる。	男女平等推進(p.218)
	道州制	現在の都道府県よりも広域的な単位を基本とする新たな広域自治体を設置しようとするもの。	広域行政(p.237)

頭文字	用語	説明	掲載箇所
と	投資的経費	道路、橋りょう、学校等公共用又は公用施設の新増築等の普通建設事業費、災害復旧事業費等のこと。	計画の推進に向けて(p.242)
に	日本の環境首都コンテスト	環境NGOのネットワーク組織である「環境首都コンテスト全国ネットワーク」が開催しているコンテスト。環境先進国ドイツで実施された「環境首都コンテスト」をモデルとし、市民(NGO)の視点からの環境自治体づくり支援およびNGOと自治体さらには自治体間の環境問題に関する情報の相互交換の促進を目的としている。平成13年に第1回が開催されている。	序論(p.6)
	認知症	いろいろな原因で脳の細胞の機能が低下したために様々な障害が起こり、生活するうえで支障が出ている状態(およそ6か月以上継続)のこと。かつては、痴呆症と呼ばれていた。	高齢者福祉・介護保険(p.48)
	二次予防事業対象者	要支援・要介護になるおそれのある高齢者のこと。生活機能評価等により判定される。	高齢者福祉・介護保険(p.50)
	日進市地域福祉推進連絡会議	地域福祉に関する総合的な施策の推進を図るため、関係各課及び日進市社会福祉協議会に所属する者により構成される会議のこと。	地域福祉(p.60)
	日進市地域福祉推進協議会	日進市地域福祉計画の総合的な推進にあたり、必要な意見を得るため、福祉関係団体の代表者、地域福祉計画を進める市民会議の代表者、学識経験者、地域福祉推進連絡会議の代表者及び福祉部長により構成される会のこと。	地域福祉(p.60)
	日進市少年防犯活動推進委員会	市からの委嘱を受けた委員で構成される少年非行の防止や街頭犯罪の抑止を目的とした防犯団体のこと。	交通安全(p.100)
	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画において市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人をいう。	農業の振興(p.156)
	日進市場	日進市商工会のホームページ内にあり、商工会員が各商店の商品を出店しており、希望者はそこから商品を購入できるインターネットショッピングのサイトをいう。	商業の振興(p.161)
	ニート	15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者をいう。	勤労者・就労支援(p.169)
	ニュースポーツ	グラウンド・ゴルフ、インディアカ等、近年、我が国で行われるようになった比較的新しいスポーツ種目の総称で、1)力の限界に挑戦するのではなく、ふれあいと楽しみを追求する 2)体力、技術、性別、年齢に左右されず、だれとでもできる 3)ルールに弾力性があり、対象、環境、時間による変更が可能である等の特徴を持っている。市町村で開発したもの、海外から紹介されたもの等を含めると100種を超えるニュースポーツがあるとされている。	生涯スポーツの推進(p.199)
の	農業振興地域内農用地面積	農業資源調査に基づく農用地面積。(農道及び農業用排水路用地を除く)	農業の振興(p.154)
	農学校	農作業を行う基本的な知識・技術を習得することで、市民菜園等での農体験に親しめるようになることから始まり、将来的には、Uターン就農する農業後継者や農家以外からの就農等の新たな農業の担い手を養成する事を目的として開校する所をいう。	農業の振興(p.157)
は	バリアフリー	建築設計において、段差や仕切りをなくす等、高齢者や障害のある人に配慮をすること。	基本構想(p.20)
	パトネットあいち	携帯電話向けメールマガジンで、愛知県警察本部が地域安全情報として、不審者等に関する情報、身近で発生する犯罪に関する情報配信サービスのこと。	交通安全(p.100)
	パーク・アンド・ライド	自宅から自家用車を運転し、最寄りの駅まで行き、その周辺に駐車して鉄道へ乗り継ぎ、都心等へ向かう通勤形態。	市街地の形成(p.128)
	パブリックコメント	計画策定等にあたり、案の段階で広く公表し、市民等からの意見及び提言を求め、寄せられた意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続のこと。	広報・広聴(p.204)
ひ	ピアカウンセリング	障害のある人が自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の障害のある人の相談に応じ、問題解決を図ること。	障害者・障害児福祉(p.56)
	病院	20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの。	地域医療(p.72)
	PDA	携帯情報端末(Personal Digital Assistant)の略。	地域情報化(p.208)
ふ	福祉的就労	授産施設や作業所での収入(工賃)を伴う活動をいい、労働関係法規の適用は受けないが、就業・就労に該当し福祉施設で行われていることから、福祉的就労と呼ばれている。	障害者・障害児福祉(p.53)
	福祉有償運送	NPO法人等が要介護者や身体に障害のある人等の会員に対して、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自動車を使用して、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うこと。	障害者・障害児福祉(p.56)

資料編

頭文字	用語	説明	掲載箇所
ふ	フリーター	定職につかず、アルバイト等で生活費を得ている人をいう。	勤労者・就労支援(p.169)
	フルドライシステム	床を濡らさずに調理し、食中毒の原因となる菌の発生を防ぐシステムのこと。	学校給食(p.179)
	文化財	文化財は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物に区分される。 【有形文化財】建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他学術上価値の高い歴史資料。 【無形文化財】演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの。 【民俗文化財】衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家具その他の物件で生活の推移の理解のため欠くことのできないもの。 【史跡】貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの。 【名勝】庭園、橋梁その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの。 【天然記念物】動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)、地質、鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で学術上価値の高いもの。	文化財の保護・活用(p.193)
	ブロードバンドコンテンツ	従来の文字や静止画だけのページではなく動画配信や音楽配信といった動画的なコンテンツのこと。なお、平成21年現在においてホームページにて提供しているブロードバンドコンテンツは、にっしんテレビと市議会中継の2コンテンツである。	地域情報化(p.208)
	プラーヌクスツェレ	無作為抽出で選ばれた市民が、一定期間有償で、そのまちの課題について討議し解決策を提案する方式。	市民参加・市民協働・大学連携(p.215)
	物件費	賃金、旅費、交際費、需用費、委託料等をさす。	財政運営(p.234)
へ	平成ふれあいの森	岩崎町中心部に位置する、標高134mの御嶽山一帯のこと。	序論(p.6)
ほ	ポピュレーションアプローチ	疾患を発生しやすい高いリスクを持った人を対象に絞り込んで対処していく手法「ハイリスクアプローチ」に対して、対象を一部に限定しないで集団全体へアプローチすることで、全体としてリスクを下げっていく手法のこと。	成人保健(p.65)
ま	マタニティブルー	出産直後の母親にみられる抑うつや情緒不安定な状態のこと。	母子保健(p.71)
	まち市場	高齢等のため車で買い物に行けなくなった人が増えてきている住宅地の対策として、商業者が、その住宅地に向向き、直接話しながら買い物を楽しめる市場をいう。	商業の振興(p.161)
	まちかどネットワーク	特技や知識を地域の活動に生かしたい市民を講師として登録し、何かを学んでみたいという市民に講師として紹介する制度。	生涯学習の推進(p.183)
	埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財。例えば、集落跡、貝塚、官衙跡、城館跡、社寺跡、古墳及びその他の墓、窯業遺跡及びその他の生産遺跡、祭祀遺跡、遺物散布地等。	文化財の保護・活用(p.193)
め	メタボリックシンドローム	内臓脂肪型肥満を共通の要因として高血糖、脂質異常、高血圧のうちいずれか2つ以上を併せもった状態のこと。内臓脂肪症候群ともいう。	成人保健(p.64)
	めりーらいん	愛知医科大学医科情報センター(図書館)を中心に、瀬戸市、尾張旭市、長久手町の図書館と連携した健康支援事業のこと。病名毎に各図書館が所蔵する図書の中からよりよい図書を紹介するパンフレット(パスファインダー)の作成や健康に関する講座の開催等の活動を実施している。	図書館(p.188)
ゆ	ユニバーサルデザイン	高齢であることや障害の有無等にかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間等をデザインすること。	基本構想(p.20)
よ	窯跡	陶磁器を焼いた窯の跡。かまあと。	序論(p.6)
	要介護状態	身体上又は精神上的の障害があるため、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分のいずれかに該当するもの。	高齢者福祉・介護保険(p.50)
	要保護者(世帯)等	生活保護法の適用を含め、低所得者向け施策による支援及び救済が必要な者(世帯)のこと。	低所得者支援(p.84)
ら	ライフライン	都市生活の維持に必要不可欠な、電気・ガス・水道・通信・輸送等をいう。	序論(p.8)

頭文字	用語	説明	掲載箇所
ら	ライフサイクルコスト	建築コストだけでなく、維持管理や改修・廃棄に必要なコストも含めた構造物のコスト。	公園・緑地(p.139)
り	療育	医療・治療の「療」と、保育・教育の「育」を合体した造語。障害のある児童に対しては、医学的治療だけでなく、教育その他の諸科学を駆使して、残された能力や可能性を開発する手法が用いられている。	子育て・子育て支援(p.42) 障害者・障害児福祉(p.54) 母子保健(p.68)
	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)	女性が生涯にわたって、身体的、精神的、社会的に良好な状態であることと、それを決定できる権利のこと。いつ何人子どもを産むか、産まないかを自分で選ぶ自由、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つ、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じた性と生殖に関する問題が含まれる。	男女平等推進(p.220)
れ	レスパイト	休息や息抜きのこと。	子育て・子育て支援(p.43)
	レセプト	患者が受けた診療について、医療機関が保険者(日進市国保等)に請求する医療費の明細書のこと。患者氏名、性別、生年月日、医療機関名、診療科、病名、診療月に行った処置等の点数が記載されており、医療機関が月単位で作成する。診療行為ごとに点数が決められており、この点数を合算して、保険者に医療費を請求する。	公的医療保険・年金(p.79)
	レファレンス・サービス	何らかの情報あるいは資料を求めている図書館利用者に対して、図書館員が仲介的立場から、求められている情報あるいは資料を提供又は提示することによって援助すること、及びそれにかかわる諸業務。図書館における情報サービスのうち、人的で個別的な援助形式をとるものをいい、利用案内(指導)と情報あるいは資料の提供との二つに大別される。	図書館(p.187)
4	4R	<ul style="list-style-type: none"> ・Refuse(リフューズ、断る) 必要ないものは買わない、使わない ・Reduce(リデュース、減らす) 必要な分だけ買う、使う ・Reuse(リユース、再使用) 使えるものは修理、修繕して繰り返し使う ・Recycle(リサイクル、再生利用) 分別し資源になるものは資源回収場所へ出す の総称。この4Rには取り組む順番があり、上にあるものほど優先順位が高くなっている。	環境負荷の少ない地域社会の形成(p.107) ごみの適正処理と再資源化の推進(p.109)
8	8つの基本理念	「男女平等推進条例」の第3条に定められている「男女の人権の尊重」、「施策や方針の立案及び決定への参画」、「社会における制度や慣行への配慮」、「家庭生活における活動とその他の活動との両立への配慮」、「男女平等を基本とした教育への配慮」、「国際社会との協調」、「性と生殖に関する健康と権利の尊重」、「男女間の暴力の根絶」の8つの基本理念。	男女平等推進(p.218)

9 施策体系と施策番号一覧

大施策	中施策	小施策	施策番号	
子育て・子育て支援 (p.42)	子育て家庭に対するサービスの充実	専門的・総合的な相談体制の充実	11111	
		幼児教育の充実	11112	
		経済的な支援の充実	11113	
	安心して地域で子育てができる環境づくり	地域の子育て拠点機能の充実	11121	
		子育て中の親子の交流促進	11122	
		子どもにとって安全・安心なまちづくりの推進	11123	
		ボランティアやNPO等の子育て支援活動の活性化	11124	
	家庭と仕事や社会参加との両立支援の充実	保育サービスの充実	11131	
		放課後児童対策事業の充実	11132	
		保育施設等の充実	11133	
	子育て・親育ちの支援の充実	保護者のレスパイト及び社会参加支援の充実	11134	
		未来をつくる子ども条例の普及啓発	11141	
		ユース世代の居場所づくりと自主活動の支援	11142	
		子育てを支える相談体制の構築	11143	
	要支援児童・家庭対策の充実	地域・家庭の教育力の向上	11144	
		障害児のいる家庭への支援	11151	
		児童虐待の防止	11152	
	高齢者福祉・介護保険 (p.48)	社会参加・生きがいづくりの促進	ひとり親家庭への支援	11153
			老人クラブ活動の活性化	11211
			社会参加する機会の拡大	11212
健康づくり・介護予防		就労機会の拡大	11213	
		高齢者の健康づくりの推進	11221	
		身近な生きがいづくり活動の実施と支援	11222	
相談・生活支援の充実		介護予防の充実	11223	
		在宅福祉サービスの充実	11231	
		家族介護者支援の充実	11232	
		相談支援ケア体制の充実	11233	
介護保険サービスの充実		高齢者の虐待防止や権利擁護の推進【「地域福祉」の再掲】	11443	
		介護保険サービスの基盤の確保	11241	
		介護保険制度の適正な運用	11242	
	介護保険制度の周知と相談体制の充実	11243		
	介護サービス水準の向上	11244		
障害者・障害児福祉 (p.53)	障害福祉サービスの充実	障害福祉計画の定期的な見直し	11311	
		自立給付等サービス基盤の確保	11312	
		地域生活支援事業の充実	11313	
		療育や特別支援教育の充実	11314	
		市独自の福祉サービスの実施	11315	
	障害者相談支援体制等の充実	相談支援体制の充実	11321	
		障害の早期発見・早期対応の推進	11322	
		障害者のいる家族への支援	11323	
	自立と社会参加の支援	雇用・就労等の促進	11331	
		移動・外出支援の充実	11332	
		社会参加活動の支援	11333	
	障害に対する理解促進と障害者・児の地域生活を支える環境づくり	差別・偏見をなくすための取組推進	11341	
		施設等のバリアフリーの推進	11342	
		ボランティア・NPO等の活動支援制度の充実【「地域福祉」の再掲】	11433	
		障害者の虐待防止や権利擁護の推進【「地域福祉」の再掲】	11443	

大施策	中施策	小施策	施策番号
地域福祉 (p.59)	地域福祉計画の推進	地域福祉計画の見直しと推進	11411
	地域福祉意識の向上	地域福祉意識の啓発	11421
		福祉教育の充実	11422
		小地域福祉活動の拡大支援	11431
	地域福祉活動の充実・支援	地域福祉の担い手の育成	11432
		ボランティア・NPO等の活動支援制度の充実	11433
		民生委員・児童委員の拡充	11434
		災害時要援護者の支援体制の確立	11441
	高齢者や障害者等の安心生活の確保	移動手段の充実	11442
		高齢者や障害者等の虐待防止や権利擁護の推進	11443
地域福祉活動拠点の充実	福祉会館の管理・運営体制の充実	11451	
	既存施設の有効活用	11452	
成人保健 (p.64)	生活習慣病等予防対策の推進	健康づくり知識・情報の普及	12111
		各種健康診査事業の充実	12112
		生活習慣の改善と支援	12113
	地域における健康づくり活動の推進	健康づくりを推進する市民リーダー等の育成	12121
		地域における健康づくり体制の強化	12122
心の健康づくりの推進	心の健康に対する知識の普及	12131	
母子保健 (p.68)	安心な妊娠出産期への支援	子どもを望む夫婦への支援	12211
		妊娠初期からの相談・保健指導等の充実	12212
		妊娠期の母子健康管理の充実	12213
		妊娠期からの仲間づくりへの支援	12214
		夫婦で協力する子育ての促進	12215
	乳幼児の健康の保持増進	乳幼児健康診査・相談の充実	12221
		障害等の早期発見とその支援	12222
		乳幼児の疾病や事故防止知識の普及啓発	12223
		乳幼児の心と身体健康づくりの推進	12224
	児童虐待の防止【「子育て・子育て支援」の再掲】	11152	
子育て中の親に対する健康支援	子育て中の親に対する心の健康支援	12231	
地域医療 (p.72)	医療連携の強化	かかりつけ医師等の普及促進	12311
		市民にわかりやすい医療情報の提供	12312
		地域医療機関との連携	12313
		ドナー思想の普及啓発	12314
	救急医療体制の充実	休日救急診療体制の充実	12321
		災害時等に備えた地域医療体制の整備	12322
		緊急医療情報の充実	12323
感染症対策 (p.75)	感染症予防	予防の啓発	12411
		各種予防接種の推進	12412
		結核予防の推進	12413
		狂犬病対策の推進	12414
	感染症に対する危機管理	新型インフルエンザ等新興・再興感染症対策の体制確立	12421
災害時の感染症予防体制の確立	12422		
公的医療 保険・年金 (p.78)	公的医療保険制度の適正な運用	医療費の適正化	13111
		無保険者の防止	13112
		収納率の向上	13113
	年金制度の周知・普及	年金制度の周知・普及と相談の充実	13121
福祉医療 (p.81)	福祉医療費助成制度の充実	福祉医療費助成制度の充実	13211
	福祉医療制度の周知	福祉医療制度の適正利用の周知	13221
低所得者 支援(p.84)	生活自立支援の充実	要保護者(世帯)等の適確な把握	13311
		相談事業の総合化	13312
		適確・迅速な生活保護の実施	13313
		雇用及び住宅確保に関する施策の実施	13314

資料編

大施策	中施策	小施策	施策番号
防災・危機管理(p.88)	防災意識の向上	災害に対する意識の啓発	21111
		災害に備えた情報の発信	21112
		防災訓練の充実	21113
	防災体制・機能の向上	自主防災組織の充実	21121
		災害時に被害を最小限にとどめる活動	21122
		災害発生時における情報発信	21123
		庁内の災害対応能力の向上	21124
		被災時の生活再建支援	21125
	災害に強いまちの整備	災害に備えた公共施設整備	21131
		災害に備えたインフラの整備	21132
		災害時対応についての民間企業等との協力	21133
		住宅等耐震化の促進【住宅】の再掲】	33112
	危機管理体制の強化	国民保護措置への備え	21141
		様々な危機に対する備え	21142
		危機管理に関する情報の一元化	21143
消防・救急(p.93)	消防・救急意識の向上	火災予防に対する意識啓発	21211
		消防・救急に関する初動意識の啓発	21212
	消防・救急組織の強化	尾三消防組合等との連携	21221
		消防団等の機能強化	21222
交通安全(p.96)	交通安全活動の推進	交通安全に対する意識の啓発	21311
		地域における交通安全活動の支援	21312
		関係機関との連携	21313
	交通環境整備による安全性の確保	交通安全施設の整備と歩行者等の安全性確保	21321
		路上駐車対策の推進	21322
防犯(p.99)	防犯意識の向上	防犯に対する意識の啓発	21411
		犯罪情報・被害防止情報の発信	21412
	地域における防犯能力の向上	自主防犯活動の強化・育成	21421
		地域ぐるみの防犯体制づくり	21422
		防犯関連施設の充実	21423
		関係機関との連携強化	21424
消費者行政(p.102)	消費者の自立支援	消費者に対する意識啓発	21511
		消費者学習活動等の支援	21512
	消費者トラブルへの対応力の強化	消費生活相談体制の充実	21521
		関係機関との連携	21522
環境負荷の少ない地域社会の形成(p.105)	環境意識の向上	環境活動への支援	22111
		環境学習の推進	22112
		環境基本計画の推進	22113
	低炭素社会に向けた取組	家庭・事業所における取組に向けた支援	22121
		市による環境行動計画等の推進	22122
	地域環境の向上	公害防止対策の推進	22131
		環境美化の促進	22132
不法投棄対策の推進	22133		
ごみの適正処理と再資源化の推進(p.109)	ごみ減量化の推進	4R等の実践に向けた意識啓発の推進	22211
		ごみの減量化に向けた取組	22212
	ごみの再資源化の推進	エコドームの充実	22221
		資源回収拠点の充実	22222
	尾三衛生組合との連携	適正な処理の継続	22231
自然環境の保全(p.112)	緑地環境の保全	東部丘陵地の保全・環境維持	22311
		里山等、身近な緑の保全・整備	22312
	水辺環境の保全・創出	水質浄化に向けた取組	22321
		親水空間の保全と創出	22322
	生態系の保全	絶滅危惧種・希少種の保護	22331
		外来種の対策	22332

大施策	中施策	小施策	施策番号	
道路 (p.116)	幹線道路整備	都市計画道路の整備	31111	
		(仮称)名古屋瀬戸道路日進IC・(都)日進中央線の整備促進	31112	
		幹線道路の整備	31113	
		補助幹線道路の整備	31114	
		交通渋滞交差点の解消促進	31115	
	生活道路の整備	狭あい道路の解消	31121	
		歩行者の安全性の確保	31122	
	道路・橋梁の維持管理	計画的な維持管理の推進	31131	
		危険箇所の早期発見と早期維持補修	31132	
		交通安全施設の充実	31133	
		道路工事の効率化	31134	
		市民参加による道路美化の推進	31135	
	交通対策 (p.121)	鉄道の利用促進	施設のバリアフリー化	31211
			駅前広場の整備拡充	31212
			駅前駐輪場の整備	31213
バスの利便性向上による交通ネットワークの形成		くるりんばすの路線充実	31221	
		サービス向上によるくるりんばすの利用促進	31222	
		くるりんばすと民間路線バスとの役割分担	31223	
		バス基幹軸の整備	31224	
歩行者・自転車ネットワークの形成		歩行者・自転車ネットワークの構築	31231	
		歩道・自転車道の整備	31232	
広域的な交通対策の推進		近隣市町のコミュニティバスとの連携の強化	31241	
	愛知高速交通東部丘陵線の利用促進	31242		
市街地の形成 (p.125)	計画的な市街地整備・誘導	市街化区域内の未利用地における土地区画整理事業等の推進	32111	
		「北のエントランス」拠点の整備	32112	
		民間住宅開発の適正誘導	32113	
	既存市街地の魅力の維持・向上	住宅地の居住環境の維持・向上	32121	
		地区街づくり計画の策定促進	32122	
		狭あい道路の解消【「道路」の再掲】	31121	
	駅周辺市街地の整備	赤池駅周辺地区の再整備	32131	
		米野木駅周辺地区の整備	32132	
		駅前及び駅周辺のにぎわい創出	32133	
市役所周辺整備 (p.129)	市役所周辺整備の方針検討	市役所周辺地域整備計画の策定	32211	
	行政サービス施設の機能強化	行政サービス施設の充実	32221	
		(仮称)にぎわい交流ひろばの整備	32222	
	公共施設間のネットワーク形成	快適な歩行空間エリアの形成	32231	
市役所周辺エリアと日進駅を結ぶアクセスの整備		32232		
住宅 (p.132)	住まいの安全・安心の確保	民間と連携した住宅セーフティネットの構築	33111	
		住宅の耐震化の促進	33112	
		住宅のバリアフリー化の促進	33113	
	優良な住宅供給支援	長期優良住宅の普及啓発	33121	
		エコ住宅(省エネ住宅)の供給支援	33122	
		住宅相談機能の充実	33123	
	魅力ある居住環境の創出	わかりやすい町名・地番への変更	33131	
		住宅地の緑化促進	33132	
		民間住宅開発の適正誘導【「市街地の形成」の再掲】	32113	
公園・緑地 (p.137)	公園・緑地等の整備	地区街づくり計画の策定促進【「市街地の形成」の再掲】	32122	
		計画的な公園・緑地等の整備	33211	
		児童遊園等の再整備	33212	
		市民参加等による特色ある公園づくりの推進	33213	
	公園・緑地の適正な維持管理	水と緑のネットワーク形成	33214	
		安全管理の徹底	33221	
		市民参加による管理運営の促進	33222	
		公園・緑地の利用促進	33223	

資料編

大施策	中施策	小施策	施策番号
公園・緑地 (p.137)	緑化推進・緑地保全	緑化意識の向上	33231
		緑化推進団体の活動支援	33232
		公共緑化の推進	33233
		民有地の緑化促進	33234
		緑地や樹木の保全・活用	33235
景観 (p.141)	地区特性を生かした景観形成	地区計画や建築協定等の活用促進	33311
		地区街づくり計画の策定促進【「市街地の形成」の再掲】	32122
	良好な景観を形成するための制度等の確立	景観法に基づく景観計画の策定	33321
		景観条例の制定	33322
	自然と調和した景観の創出	農地・森林を生かした景観の保全	33331
		水と緑のネットワーク形成【「公園・緑地」の再掲】	33214
		街路樹の計画的な整備	33333
		公共緑化の推進【「公園・緑地」の再掲】	33233
		わかりやすく系統的なサイン計画の推進と適正管理	33335
	景観の阻害要因の防止・排除	屋外広告物の指導強化	33341
		景観意識の向上	33342
		美化活動の促進	33343
上・下水道 (p.145)	下水道の計画的な整備と適正管理	総合的な下水道計画の策定	33411
		計画的な下水道整備の推進	33412
		下水道施設の適正管理や計画的な修繕	33413
		下水や汚泥の有効活用	33414
	下水道財政の安定化	下水道使用料の適正化	33421
		収納率の向上	33422
	合併処理浄化槽の普及促進と適正管理	下水道整備区域の接続率の向上	33423
		合併処理浄化槽の普及と切替え促進	33431
	愛知中部水道企業団との連携	浄化槽の点検、適正管理	33432
		家庭での生活排水対策の推進	33433
日東衛生組合との連携	安定的な水供給の支援	33441	
日東衛生組合との連携	し尿処理施設の適切な維持管理の継続	33451	
河川・排水路 (p.150)	河川・排水路等の整備・維持管理の充実	総合治水計画の策定	34111
		県管理河川の改修・維持管理の促進	34112
		準用河川等の改修・維持管理の充実	34113
		老朽施設の計画的な改修	34114
	雨水洪水調整・流出抑制対策の推進	調整池等の洪水調整施設の整備	34121
		貯留浸透施設等の設置促進	34122
		農地が持つ遊水機能の維持	34123
	宅地等開発時における雨水流出抑制の指導	34124	
農業の振興 (p.154)	農地の保全・管理の推進	農業用施設の維持管理・改修の推進	41111
		優良農地の保全	41112
		農地周辺の環境整備	41113
	安定的な農業経営の支援	農業経営体の強化と農地の面的利用集積の促進	41121
		集団転作の促進	41122
		売れる米づくりの促進	41123
	市民に親しまれる地産地消・交流型農業の推進	田園フロンティアパーク構想の推進	41131
		市民菜園等の拡大	41132
		安全・安心な多品目適量生産体制の構築	41133
		農業後継者や新たな担い手の発掘・育成	41134
		食育の推進	41135
新たな農業の導入検討	農業への企業等の参入支援	41141	
	最先端農業の導入の検討	41142	

大施策	中施策	小施策	施策番号
商業の振興(p.159)	商業振興の方針づくり	商業振興の方針の検討	41211
	意欲的な事業者への経営支援	経営相談・経営指導の充実	41221
		資金融資制度の利用促進	41222
		「農」と連携した商業振興	41231
	まちづくりと一体となった商業活動の振興	商業関連イベントの開催支援	41232
		高齢者や障害のある人等の生活支援サービスの促進	41233
	利便性の高い商業の展開	商業施設の誘致	41241
工業の振興(p.163)	工業振興の方針づくり	工業振興の方針の検討	41311
	既存企業への支援	経営相談・経営指導の充実	41321
		資金融資制度の利用促進	41322
		企業の高度化への支援	41323
		工業関連イベントの開催支援	41324
	新たな工業の育成	工業用地の確保及び優良企業の誘致	41331
スモールビジネス等の起業支援		41332	
観光・レクリエーションの振興(p.166)	観光の充実	観光資源の充実	41411
		新たな観光資源の発掘	41412
		民間と連携した情報発信	41413
	イベントの充実	既存イベントの充実	41421
		新たなイベントの実施	41422
	レクリエーション活動の充実	講師・ボランティアの養成	41431
	レクリエーション施設の維持管理の充実	41432	
勤労者・就労支援(p.169)	雇用の促進	職業相談・職業指導の充実	42111
		職業能力開発への支援	42112
		雇用の機会の拡大促進	42113
	労働環境改善推進の啓発	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の啓発	42121
		一般事業主行動計画の策定の啓発	42122
義務教育(p.174)	教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進	教育振興基本計画の策定と推進	51111
	教育相談支援体制の充実	教育相談の充実	51121
		不登校問題への対応	51122
	教育環境の整備	学校施設の整備	51131
		学校施設の地域への開放	51132
		学校の安全の確保	51133
		児童生徒への就学支援	51134
	教育、指導体制の充実	特色ある学校づくりの推進	51141
		確かな学力を育む教育の推進	51142
		健やかな心身を育む教育の推進	51143
		教職員の資質、指導力の向上	51144
特別支援教育の推進	個別の支援体制の充実	51151	
	就学指導相談体制の充実	51152	
学校給食(p.179)	共同調理場方式の充実	学校給食センター機能の充実、補完	51211
	給食内容の充実	望ましい献立の作成	51221
		食育の推進	51222
生涯学習の推進(p.182)	生涯学習システムの充実	生涯学習プログラムの充実	52111
		人材の育成・活用	52112
		生涯学習情報の提供	52113
		地区レベルでの生涯学習システムの充実	52114
	生涯学習施設の充実	生涯学習施設の管理運営	52121
		生涯学習施設の整備	52122
	大学と地域の交流促進	大学と連携した生涯学習の推進	52131
		学生との交流促進	52132
	大学の人材・資源の活用	52133	

資料編

大施策	中施策	小施策	施策番号
図書館 (p.186)	多様な図書館サービスの充実	レファレンス・サービス等の強化及び職員研修の充実	52211
		多様な利用者層に応じたサービス提供	52212
		多様な学習機会の提供	52213
		図書館ボランティアの参加促進	52214
		市民ニーズに沿った施設運営	52215
	図書館ネットワークの強化	図書館資料の充実	52221
		広域ネットワークの整備	52222
小中学校図書館との連携や支援		52223	
芸術・文化 の振興 (p.190)	芸術文化活動の普及	芸術文化事業の充実	52311
	芸術文化活動団体の支援	芸術文化活動団体等の活動支援	52321
	芸術文化活動環境の充実	芸術文化施設の整備	52331
文化財の 保護・活用 (p.193)	文化財の保護	文化財の指定	52411
		文化財の保護・管理	52412
		民俗芸能保存活動の支援	52413
	文化財・郷土の歴史の調査・研究	文化財・歴史資料の調査・研究	52421
		市史の編さん	52422
		歴史民俗資料館等の施設の整備	52423
	文化財・郷土の歴史資料の普及・活用	企画展・文化財関連講座の開催	52431
文化財・郷土の歴史の紹介		52432	
市民ボランティアの育成		52433	
家庭教育 (p.197)	家庭・地域の教育力の向上	家庭教育の推進	52511
		ふれあい交流活動の促進	52512
		組織運営体制の支援・強化	52513
生涯スポ ーツの推 進(p.199)	生涯スポーツの普及・振興	スポーツ教室の充実	52611
		スポーツ大会・イベントの開催	52612
		レクリエーションスポーツの普及	52613
		スポーツ実施機会の提供・充実	52614
	スポーツ組織の活動支援	スポーツ団体の活動の支援	52621
		総合型地域スポーツクラブの設立・運営支援	52622
		指導者の育成	52623
スポーツ環境の整備	スポーツ施設の充実	52631	
	スポーツ施設の有効活用の促進	52632	
広報・広聴 (p.204)	広報活動の充実	広報につしんの充実	61111
		ホームページの充実	61112
		多様な媒体・方法による広報活動の推進	61113
	広聴機能の強化	広聴活動の充実	61121
		各種計画策定時における市民意見を聴く機会の充実	61122
市民意識調査の定期的な実施【「行政運営」の再掲】	64123		
地域情報 化(p.207)	地域情報化の推進	新たな情報基盤の整備・利用促進	61211
		地域情報コンテンツの構築	61212
	高度情報社会に対応したリスク管理の充実	情報格差の解消	61221
情報教育の推進	61222		
地域コミュ ニティ活動 支援 (p.210)	地域コミュニティ活動の活性化支援	コミュニティ関連施設の充実	62111
		利用しやすい施設運営支援	62112
		活動助成の充実	62113
		コミュニティ情報発信	62114
	地域コミュニティ組織の活性化支援	地域コミュニティ組織の改善検討	62121
		地域コミュニティ組織の分区等の支援	62122
		コミュニティリーダーの育成	62123
コミュニティ意識の醸成と地域コミュニティ活動への参加促進	62124		

大施策	中施策	小施策	施策番号	
市民参加・市民協働・大学連携 (p.213)	市民参加機会の拡大	自治関連条例の適確な運用	62211	
		政策等の立案、実施、評価の各過程における市民参加の拡充	62212	
		市民参加の手法や市民意見の把握の充実	62213	
	市民自治活動の活性化と市民協働の推進	市民自治活動の活性化と市民協働の推進	にぎわい交流館の管理運営の充実	62221
			市民自治活動助成の充実	62222
			市民自治活動情報の受発信と交流の充実	62223
			市民協働事業の充実	62224
			NPOの設立・運営支援	62225
			市民意識の向上と市職員の能力向上	62226
	大学連携	大学連携	大学との連携協力の推進	62231
			学生との交流促進【「生涯学習の推進」の再掲】	52132
			大学の人材・資源の活用【「生涯学習の推進」の再掲】	52133
男女平等推進 (p.218)	男女平等意識の啓発	男女平等に関する意識啓発	63111	
		教育・学習機会の充実	63112	
		性の尊重に関する意識啓発	63113	
		相談体制の充実	63114	
	あらゆる分野への社会参画の推進	あらゆる分野への社会参画の推進	政策・方針決定への女性の参画	63121
			就労環境の整備・改善	63122
			地域活動・市民活動への参画	63123
			家庭生活における男女平等の推進	63124
			国際化への対応	63125
	心身の健康と生活の充実	心身の健康と生活の充実	健康づくりの推進	63131
			多様な家庭の生活支援	63132
	国際化・自治体交流 (p.223)	国際化への対応	外国籍の人の生活環境整備	63211
国際交流の推進			63212	
国際理解の推進			63213	
自治体交流の充実		木祖村との交流の充実	63221	
行政運営 (p.226)	行政改革の推進	民間の経営手法(NPM)を取り入れた計画の策定及び推進	64111	
		民間活力の導入	64112	
	総合計画の進行管理と行政評価の推進	総合計画の進行管理と行政評価の推進	総合計画の計画的な推進	64121
			行政評価の充実と推進	64122
			市民意識調査の定期的な実施	64123
	満足度の高い行政サービスの推進	満足度の高い行政サービスの推進	効率的な事務運営の推進	64131
			行政サービスの情報技術化の推進	64132
			窓口サービスの充実	64133
	行政の説明責任の充実	行政の説明責任の充実	行政情報の積極的な開示の推進	64141
			情報公開制度の充実・効率化	64142
情報等のセキュリティ対策の推進	情報セキュリティ対策の推進	64151		
組織運営・人材開発 (p.231)	弾力的な組織体制の構築	行政需要等に応じた組織機構の再編	64211	
		プロジェクトチームの活用	64212	
		庁内分権化の推進	64213	
	適正な人事管理の推進	適正な人事管理の推進	職員定数の適正化	64221
			多様な任用制度の実施	64222
			職員の健康管理	64223
	職員の能力開発	職員の能力開発	人事管理システムの構築	64231
			職員研修等の充実	64232
財務運営 (p.234)	安定的な財源の確保	納税意識の向上	64311	
		収納率の向上	64312	
		受益者負担の適正化	64313	
		その他の財源確保の実施	64314	
	歳出の効率化	歳出の効率化	効果的な予算編成	64321
			予算の効率的な執行	64322
			新公会計制度による財政の健全化	64323
広域行政 (p.237)	広域連携の充実	一部事務組合運営の効率化	65111	
		広域行政サービス等の充実	65112	
	地方分権型社会への対応	地方分権型社会への対応	地方分権・道州制等に関する調査研究の実施	65121
			分権時代にふさわしい自治の検討	65122

第5次日進市総合計画

平成23年3月

発行：日進市

編集：日進市企画部企画政策課

住所：〒470-0192

愛知県日進市蟹甲町池下268番地

HP：<http://www.city.nisshin.lg.jp>